

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A
	18
	2103

裏面白紙

Doc 587B

22-1-23
1-23
1911

日清文通商手続書

(一九〇〇年/即十五年/十一月
八日附設費(新聞ヨリ))

真 想 海 洋 事 業

ヨリ高ク、ヨリ廣ク、ヨリ速ク

華 國 ナル 共 榮 國 難 立

政府へ先ニ内閣成立直後本内閣要綱ヲ決定シ
八月一日コレヲ發表シタガ、ソノ第三項中ノ「日
清文通商手続書」大東亞ヲ包含スル共同經濟圏ノ確
立ニ關シソノ具體化ヲ圖ルベク企畫院ヲ中心ト
シテ政府内ニ於テ鋭意考究中ノトコロ最近「日
清文通商手続書」草案、コノホド「海峽」ノ決定
ヲ見タノデ五日内閣情報部ヨリ次ノ如ク發表サレ
タ。

内閣情報部發表 世界新秩序建設ヲ目指ス大
東亞共榮圈ノ確立トイフ皇國ノ大方針ハ日獨伊三
國條約ノ締結ニヨツテ漸クテ爾取極ニ入ツタ、政
府トシテハコノ事態ニ照應スベク基本的經濟政策
中日日清文通商手続書要綱ヲ過日ノ閣議ニオイテ決定

裏面白紙

2.

Doc 587B

シ今後コノ方針ニ基キ政策ヲ統一シ實行スルコト
 トシタ、而シテ石炭策ノ目標トスルコロハ新運
 新秩序ニ基キ日露支那ノ綜合的發展ヲ基底ト
 スル大東亞共榮圈ノ飛躍的進歩ヲ計畫セントスル
 ニアル
 億フニ各島ガ自由ニ物資ヲ交易シ得ルコトヲ基
 トスル自由貿易ノ世界經濟ハ統一商務秩序トシテ我
 タノ願望ニ崩壊シツツアル、皇國ノ經濟モコノ新
 秩序依存ノ基礎ヲ失テテ漸クナク凋落ヲ決
 行セネバアラヌ、而シテコノ再編成ニヨツテ皇國
 ノ經濟ヲシテヨリ高ク、ヨリ廣ク、ヨリ西イモノ
 タラシメ、コレニ依ツテ東亞諸民族ノ生活向上ヲ
 實ラシ各々ソノ所ヲ得シメル如ク指導セネバナラ
 ヌ、即チ「ヨリ高ク」トハ皇國ノ持つ生活力ニ一
 層高度ノ生産性ヲ持タシメルコトデアリ、「ヨリ
 廣ク」トハ經濟相互依存關係ヲ日露支ヨリ東亞大東
 亞ニ擴大シテ皇國ナル共榮圈ヲ確立スルコトデア
 リ、「ヨリ強ク」トハ皇國ノ經濟ガ外國ニ依存ス
 ル程度ヲ最小限ニシテ如何ナル事態ニ當面シテモ
 微動ダニセザル度方ヲ保持スルコトデアル
 カクノ如ク皇國ノ經濟ヲシテ高ク長ク強キモノタ
 ラシメルニハ、皇國民ノ能力ヲ結集シテ強國ナル

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 587B

3.

意志ヲモツテ西ニオイテハ革新ニ存フ者ハ其
 スルトトモニ外ヨリ來ル如何ナル壓迫脅威ヲモコ
 レヲ排シテ今般凡ソヤ年ニシテ日本ヲ強國力ノ
 中心トスル計タル東亞經濟ノ秩序ヲ完成シテ
 テハナラス、コノ秩序ノ中ニオイテコノ經濟、支
 那ハモトヨリ東亞經濟ノ基礎ハシテ其カシイ同上
 發展ヲ所期シテニデアル

東亞經濟發展計劃

東亞ノ新秩序ヲ建設シ世界永世ノ平和ヲ確保スベ
 キ皇國ノ使命ヲ具體的ニ達成スルヲメニハ國內位
 制ノ革新ノ進歩ト生活ノ質大進歩ノ進歩トヲ綜
 合一體のニ進歩セシムルヲ要ス。然ツテ皇國ノ基
 本的經濟政策ハ次ノ三大進歩ノ綜合實現ノ上ニ
 總立セラル、コトヲ要ス
 一 國民經濟ノ再編成ノ完成
 二 日支經濟ノ協成強化
 三 東亞共榮圈ノ擴大編成

基本方針

皇國ニ先驅工業ノ開拓ニ在ズ
 經濟、支那ニ基礎を築キテ
 一 日支經濟建設ノ目標ハ其ノ今後十年間ニ三回
 一環トスル自給自足的經濟建設ヲ確立スルト

4.

Doc 587B

トモニ東亞共榮圈ノ建設ヲ促進シ以テ東亞ノ發
 展ニ資ケル地位ヲ強化シ立スルニアリ
 二日清支那經濟關係ニ關スル範圍ノ指導線ハ八段
 一字ノ大體ヲニテキリ日清支三國ノ一體的關係ニ
 依リ共存共榮、全邊ノ利益ヲ増進スルニアリ
 三東亞ハ日清支三國經濟關係ヲ促進スルタメ國民ノ氣
 概ヲ勇擧シ國內經濟ヲ革新シ國際方面ノ實業ニ方メ
 日支ノ經濟關係ニ對シ經濟政策ヲ策メ、コレガ
 タメニ對シ、東亞ノ國際的繁榮ヲ圖リ又先
 工業ノ振興ニ任ズ
 四東亞トノ不可分關係ニ依ル經濟關係ハ東亞各
 國ノ利益ニ並進並快セシムルコトヲ期ス
 五支那ハ日清支三國ノ資源ヲ開發シ經濟ヲ復興シ
 日支交通ノ促進、物資交易ノ円滑、重要産業反
 ビ發展ノ期望ヲハカリ東亞共榮圈ノ確立ニ寄與
 センコトヲ期待ス
 六日清支經濟ノ綜合開發計畫ヲ迅速促進スルタメ
 七日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 八日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 九日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十一日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十二日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十三日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十四日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十五日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十六日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十七日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十八日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 十九日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル
 二十日清支三國ハ東亞共榮圈ノ基本指導線ヲ遵ル

原本不明瞭

裏面白紙

5.

Doc 587B

産業分野

皇國ノ高度ノ精密・機械工業振興
滿洲・支那ノ鐵業・電氣・製鹽發展

産業分野ノ決定ニ方ツテハ日滿支三國ノ立地條件
トソレソレノ經濟發展、段階ヲ考慮シ直ノ有機的
一體トシテ綜合的ニコレヲ決定スルコトガ肝要デ
アル、皇國ハ今後高度ノ精密工業機械ノ劃期的振
興ヲ圖リ重工業化學工業及ビ鐵業等ノ基礎産業ヲ
大イニ發展セシムルコトガ必要デアル、滿洲國ニ
モイテハ鐵業及ビ電氣事業ノ劃期的發展ヲ期待ス
ルト、モニ重工業及ビ化學工業ノ發展ニ對シテモ
我ガ國ハ必要ナル援助ヲ提出スルモノデアアル支那
ニオイテハ今後鐵業及ビ製鹽業ヲ發展シ工業料ノ
大量生産ヲ期待スルト共ニ立地條件カラ見テ重
工業及ビ化學工業ノ發展ノ餘地アリ今後ニ期待ス
ルモノデアアル、輕工業ノ大陸ニオケル發展ハコレ
ヲ大イニ助長スル必要ヲ認メル、又將來皇國ハ輕
工業就中纖維工業及ビ雜工業ヲ逐次整理シコレガ
大陸移動ヲ考慮スルノ要ガアル、皇國ノ農業ニ關
シテハ土地ニ關スル諸制度ヲ改善シ經營ヲ刷新シ

裏面白紙

6.

Doc 587B

農家ノ安定向上ヲ計リ國民主食ヲ確保スルトト
 モニ農村人口ノ安宿ヲ集セントス、ナホ水産業
 ニ關シテハ益々ソノ發展ヲ計リ又森林資源ノ合
 理的活用トソノ保護ヲ圖ラントス滿洲ノ農產ニ
 關シテハ日滿支ノ食料飼料補給ノ基地タルニ鑑
 ミマタ世界ニ對スル特殊農產物ノ供給源タルニ
 鑑ミ徹底的ナル農產物ノ増産ヲ期待スルモノデ
 アルガナホ農產ノ開發ニ當ツテハ皇國農業開拓
 民ノ入植ヲ促進スル、支那ノ農產ニツイテハソ
 ノ國民主食ノ確保ニ努メ棉花及ビ特產物ノ増産
 ヲ必要ト考ヘル

勞務 劃期的ナ改訂斷行
 良キ技術者ヲ提供

世界ノ經濟ニ對シテ優位ヲ確保スルタメニハ國
 民ノ勞務及ビ技術ノ地位ガ劃期的ニ重要性ヲ増
 シテ來ルノデアアル、コレガタメ皇國ノ勞務技術
 ノ體制ニ劃期的ナ改訂ヲ加ヘル必要ガアリ、又
 東亞大陸及ビ世界各處ニ對シテ優位ヲ確保ス
 ルタメニモ各國及ビ各地域ガソレノ有スル
 勞務力ヲ全體ノ面上ノタメニ貢獻セシムルコト

裏面白紙

Doc 5875

7.

原本不明瞭

裏面白紙

ヲ考ヘ一ケレバナラキイ、コレガタノ皇國ハ勞
 務技術ノ新シキ體制ヲ建テ、勞務者心身ノ健康
 科學教育ノ徹底、勞務生産性ノ高度化、技術者
 及ビ技術者ノ養成ニ努メ、邦支經濟建設ニ資シ
 テ所望ノ發達育成ノ目的ヲ達成セシムルニテ
 道程及ビ支障ニ對シテ、急務發展及ハ經濟復興
 ニ必要ナル良キ技術者ヲ提供スルベカラウ、又
 兩國ハ在野銀行ノ重要部ニ接スルモコソガ
 養成ノタメ查察ガ必要ナルデアアル、滿洲國ハ北
 支勞務者ノ計費的人需並ビニテ類々計ル、モ
 ニ区内ヨリノ充足方策ヲ確立シ、管ニテ工業生
 産ニオケル勞務管理ノ刷新確立ニ努メ、キ要ア
 リト考ヘラル

金融 國家目的的ニ經營
 新金融機關ヲ設ル

國防經濟ノ進歩ヲ促進シ、タカシニハ金融ノ職能
 モ目ラ國家目的的ニ經營セラルベシ、ハナラズ、
 ハ國家ノ必須トスル物資ノ輸入、先、種多ヲ
 總ナラシムルトニアラシムル、日新支道
 ル産業計畫ノ實施ヲ可能ナラシムル爲ニハ計費
 的ニ資金ノ一分ヲ決定シ、且コレヲ發行シ得ル
 金融機構ヲ有タネバナラヌ、又今後放債ノ進歩

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 587B

8.

産業分野ノ設定等ニ伴ヒ企業施設ノ轉換ニ應ジ
 又重要物資ノ貯蔵ヲナシ得ベキ金庫上ノ仕組ヲ
 整備スルノ要アリト考ヘラル。日露支ノ資金ハ
 三國ノ蓄積ノ増加及ビソノ活路ヲ計ラネバナラ
 ス。而シテ蓄積、支那ニオケル重要産業ノ開發
 ニ所要ノ資金ハ三國ヨレテ援助スルノデアアル。
 又日露支三國ノ經濟關係ノ緊密化ニ伴ヒ、國際
 決済上ノ三國ノ互助的關係ヲ確立セテ行クモノ
 デアル。

交易

商業主義ヲ訂正シ
相互一體關係規則

新シキ世界經濟ノ秩序ノ中ニオケル交易ニ關シ
 テハ從來、如キ商業主義ノ訂正ヲ
 加ヘル要ガアル。即チコレニ代ツテ生産主義的
 ナ貿易、即チ各國各地域、各經濟體ヨリ自ラノ
 計畫的生產ニ必要ナル物資ヲ獲得スルシメニ他
 ノ必要トスル物資ヲ供給シ、日露支三國ハ勿論
 共榮國ノ中ノ各地域ハ相互一體的ナ關係ニ貿易
 ヲ規制シテ行クコトガ必要ニナルデアリ、斯
 クスルトキ日露支三國及ビ共榮國內部ニオケル
 物資交流ノ緊密化ヲ助成スルタメ相互ノ間ニ特
 殊ノ支拂協定ガ必要トナツテ來ルノデアアル。

9.

Doc 587B

交通

綜合計畫的ニ整備
信船増加・航空統制

日露支三國及び共榮國內ニオケル物資交流ノ緊
密化ニ伴ヒ、又共榮國ノ安全ヲ確保スルためニ
三國ノ交通確保ハ綜合計畫的ニ整備運営セラル
ルコトヲ必要トシコレガため三國相互間ノ陸
運搬施設ノ建設ヲ促進シ、船舶ノ飛躍的増加、
航空ノ設備整備、電氣通信施設ノ整備等亦マ計ラ
ネバナラズ

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 587B ☆

書類第五八七号B 正誤表
第一頁二次ノ句ヲ挿入
第六行目ノ後ニ説明附ノ寫眞アリ
(寫眞ハ星野企画院總裁)

裏面白紙

裏面白紙

Evidentiary Doc. 5873 Cont.

證明書

ワシントン文書局

第

號

國際檢察部

第五七一〇號

無謬及公正に關する證明

余和田副ニハ余が下記ノ資料ニ於テ中々調査部長トシテ讀賣新聞社ト公的關係ニ在ルモノナリトシテ該職員トシテ余が訪ニ添附セラレタル頁ヨリ成ル十九百四十年四月十五日ノ下記題名ノ即日滿支經濟十年計畫書收書
余ハ受テ添附ノ記録及ビ文書ガ十九百四十年十一月五日附讀賣新聞ヨリ由極止レトシテ右ノ讀賣新聞社ノ公式書類及ビ綴一ノ部ナルコトヲ證明ス
千九百四十七年ノ昭和二十二年ノ一月十五日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄 和田副ニノ印

右ノ者ノ公的資格 調査部長

証人 姓ノ文字不明ノ重次

公式入りニ關スル證明

余百ツクワラフイナ尉〇一九三五〇ハ余が聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナリトシテ茲ニ上記題名ノ文書ハ余が公務ニ續賣新聞社ノ上記署名被備者ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス
千九百四十七年ノ昭和二十二年ノ一月十五日

東京ニ於テ署名

氏名欄 陸軍少尉エリツクワラフイナ尉ノ署名

右ノ者ノ公的資格 國際檢察部調査官

証人 ヘンリー・下島

E 2275

Document # P/915B

(9) 2

22

一九四六年一月二十八日 才十三夏ヨリ
星野直樹 顧問ノ披露

問 總務局ハ君ガ滿洲國ニ居リ一九三三年カラ一九三六年迄ノ間個人
會社ヨリ株式或ハ證券ノ賣却ヲ認可シテセルコトヲ知ラセリヤ
答 吾々ニ必要ナル時ニハ株式及ビ證券ノ賣却ヲ援助セリヤ
此ハ電力會社電話會社及ビ其ノ種類ノ他ノ會社ノ株式賣却ニ関

一九三七年七月七日以前ニ
東條大將
東條大將
東條大將

一九三八年
東條大將
一九一五年

同 一九三七年七月七日以前ニ東條大將ヲマシテボロノ事件ノ當時
ハ誰ガ參謀長デシリヤ

答 東條大將當時參謀長デシリヤ

同 誰ガ關東軍司令官デシリヤ

答 樋田大將デシリヤ

同 一九三七年七月七日以前ニ關東軍ノ兵力増強ガマシテシリヤ

答 私人知リマセン

同 支那ノ要ニ於テ東條大將ハ何ノイハレ役割ヲ演ジテシリヤ

答 關東軍ニ對シテ援助命令ガカリマシタリヤ東條ハ關東軍ノ一部ヲ

率リ司令官代理トシテ蒙古ニ援助ニ派遣サレシヤ

No. 1

E 2275

Evidentiary Document # P/9/5B

(9) 2

22

一九四六年一月二十八日 才十三頁ヨリ
星野直樹 証問ノ抜萃

問 總務局ハ在滿洲國居留一九三三年ヨリ一九三六年ニ至リ間個人

會社ヨリ株式或ハ證券ノ賣却ヲ認可シテ之ヲ以テ之ヲ行ハシメ

答 吾ハ必要ナル時ニハ株式及ビ證券ノ賣却ヲ援助セシメ

此ハ電力會社電話會社及ビ其ノ種類ニ他ノ會社ノ株式賣却ニ関

スル行ヒニシテモナシ

問 此ノ賣却ヲセラルル時 連続番号ヲ十八ノ一ニシテ一九四五

星野直樹 証問ノ抜萃

一九四六年二月四日 才七頁ヨリ

問 一九三七年七月七日ニ支那ヲ侵襲シテ之ヲ以テボロノ事件ノ當時

ハ 誰ヲ參謀長トシテシカ

答 東條ヲ當時參謀長トシテシ

問 誰ヲ國東軍司令官トシテシカ

答 樋田大將トシテシ

問 一九三七年七月七日以前ニ國東軍ノ兵力増強ヲモトメシカ

答 孰ク知ラズセン

問 支那ヲ侵襲スルニ於テ東條大將ハ何ノリテ役割ヲ演ジシカ

答 國東軍ニ對シ援助命令ヲ下シテ之ヲ東條ハ國東軍ノ一部ヲ

率リ司令官代理トシテ蒙古ニ援助ニ派遣セシメシ

裏面白紙

星野直樹顧問、抜萃

一九四六年二月七日、才、夏ヨリ

1915

同、君才二次近衛内閣、内閣企業院總裁にシテ、

答、ソウデアリシレリ。

同、君が企業院總裁トシテ、何カ日本、経済企業ヲ発布スルナリ

立テタルナリシベシカ。

答、企業院ハ前市上セテ通シ、内閣ヲ決定サレシ草案ヲ作ツナリ

テス。

同、日本ノ経済状態ノ全般ニ亘リテ君ガ提言シテ案ヲ最初ニ内閣ヲ採

用シタリハ何時ナリシカ。

答、一九四〇年十一月デシテ、

同、其案、何ウイフ事ヲ果シテ企図シテ居ルカ言ヒテ呉レセシカ。

答、或一定産業ニ従事スル諸会社カ一團體トシテ其ノ産業ヲ発

展セシメ得ル様ニ之ヲ一ツノ會、一ツノ團體ニスル事ナリマシレリ。

同、其案ニ依リテ、其團體ノ長ヲ政府ガ任命スル様ニテツテキナリテス

カ。

答、政府ハ其ノ会社中カラ一ツヲ選ビ其ノ長ニ任命スルコトニナリテキマシレリ。

同、ソレテ政府ハ此ノ所ヲ「統制會」ノ長ヲ各々任命シタリ

テスカ。

答、エ、政府ハ長ヲ任命シマシター、此ノ様ニ長ヲ任命スル

法律上ノ手續ハアリマセンデシタガ、通常一番古クノ者ヲ

任命シマシタ。

No. 2

no.3

1915

同、政府が此種ノ統制會ノ長トシテ任命シタ者ハ皆何ノ種

ニ事ヲ運ブヘキカニ就テ決定的發言權ヲ有シテ居マシタカ

答、政府ガ制限ヲシテ居リマシタノデ、其ノ制限内テ其ノ統制

會ヲ管理シマシタ

同、一九四〇年十一月ニ内閣ヲ採用シタ案ハ修正サレタコトガ下リマスカ

答、特ニ修正サレタ処ハアリマセンデシタ

同、日本ノ事業ヲ処理スル其ノ方法ハ十一月カラ戰爭ノ終ル

マテ繼續シテ居タマヘスカ

答、大体ニ於テ、サウデス

裏面白紙

1915

續(一)番号才六九 号連續番号才二一
證據書類才一五五号

星野直樹訊問ノ抜萃

一九四六年二月七日才九頁

同、ソノ計画ハドシナラ法ヲ決良本ヲ経営カラ分離サセシ

ヲカ

答、此ノ計画ハ、業ノ経営ニ関シ是良本ニ就山新ヲ制限
ヲ設ケシタガ、決良本側ハ尚雇傭、解雇等ニ関シ或
ル特權ヲ保持シ居ニシラカ決良本ノ経営ガ分離サレ
ニ居タトハ云ハマセン

同、政府ガ之等ノ会ノ支配ニ其ノ會長ニシタ人セハドシナラ法

ヲ其ノ工場發展ノ方式ヲ統制シマシラカ

答、ソノ計画ニハソレハ考慮サレテ居マセン、併シ商工大
臣ハ必要ニ度ジテ各種ノ統制會長ノ會議ヲ開ク
トシテ居マシ、前ノ質問ニ関シ、此大ラフハ、計画ニ
ハ統制會ノ運営ニ付、細イ事迄、キメテ居リマセン
テシテ、唯統制會ノ組織ヲキメテ居ラデス

同、ソノ計画ハ後ナラヲ統制ヲ更ニ強化スル為改メラシ

ヲカ

答、謝次必要ニ成ジテ、色々ナ法令、此ノ統制實施ノ為案

マシラシタ

同、此ノ統制實施ハドシナラ法ヲ之等ノ會員ノ間ノ原料

10.4

1915

No. 5

配給が政府に依りて統制されてシタカ
答内閣企劃院、一頁トシテ、私ハソレニハ関係ニセシテ
シタソレハ高工大臣が取扱ソテ居マシタ内閣企劃院
が大綱ヲキル各省ガ此ノ計畫實施ニ及ビテ權限ノ下
ニ多クシテソレヲ行動シテ認テ下リマス

綴込番号才六九号、連續番号才二二号

證據書類才一九一五号

星野直樹訊問ノ抜萃

一九四六年二月七日才十四頁

向無任所大臣トシテ停前會議ニ出席シタフトガアリマスカ
答ハイ、一度アリマス。

向何時デスカ

答一九四〇年、十月ト思ヒマス。

向其會議ハ何ニ因シテ中々セリタカ

答日独同盟ニ因シタモト思ヒマス。ハソキリハ記憶シマセハ

向ソレハ日独伊三國同盟デスカ

答ソワデス。

向ソレヲ其ノ停前會議ハ三國同盟條約承認ノ目的デ

同カレタデスカ

答ハソキリ記憶シマセハ條約付テモ論議サレタガ、動

員ノ様々他ノ問題モ論議サレマシタ

同其ノ會議デ下リタモ余言ニシタカ

裏面白紙

1915

答ニシテ

向其會議ニ参加シテ何ヲ言ヒシレバ
答記憶ニテ予等諸君種々意見ノ叙述ノ概説ニシテ

綴込書号ナ六九号連綴書号ナ二一号

証據書類ナ一九一五号

星野直樹訊問ノ抜萃

一九一六年二月七日ヨリ十五頁

向貴下ニ三國同盟ニ賛成シシタカ

答オウダスホソレハ閣議ヲ決定セシメテ予等下リニ從フ
当然ニ私ハソレニ反対シセシメテシタカ

綴込書号ナ六九号連綴書号ナ二一号

証據書類ナ一九一五号

日笠野直樹訊問ノ抜萃

一九一六年二月七日ヨリ十八頁

向貴下ハ進衛部ニ於ケル大政翼賛會ナ一回合ニ

出席シシタカ

答意味ガ分リマセン

同大政翼賛會ナ一回合ニ予等オウダス同會合ハ進衛部

若シ官邸ヲ圍籠セシメテ予等ヲ解シテキル

答ハイ、出席シシタカ

no. 6

裏面白紙

1915

答、ハイ。
同、天皇ハ同會議ニ臨席ナシタラスカ。
答、ハイ。

綴込第六九号 連續番号第二一五号
証據書類第一九一五号

星野直樹訃聞ノ抜萃
一九四六年 二月七日 第二十七頁

向、貴下ハ東條内閣成立カラ一九四一年十二月八日役ニ至ル迄
ニ行ハレタ總テノ閣議ニ出席シマレタカ

答、ハイ。
向、対米宣戰布告ヲナシタル秘密院會議ハ、天皇臨席ノ
下ニ何時行ハレタノテスカ——何日ニ。

答、十二月八日テス。

向、何時ニ。

答、九時頃。
向、貴下ハソレニ出席シマレタカ。

答、ハイ。
向、全閣僚及ヒ全秘密顧問官ハ出席シタノテスカ。
答、サウテス。

70.8

裏面白紙

1915

綴上番号第六九号、連續番号オニニ号
証書書類第一九一五号

星野直樹記向ノ抜萃

一九四六年二月七日、第三十八頁

内、枢密院會議ハ十二月八日ノ何時ニ行ハレタトアテタハ言ハ
レタテス。

答、午前九時

向、天皇ハソノ會議ニ出席サレマシタカ。

答、ハイ。

向、從ッテ枢密院ニ無任前ノモ合ハシ閣僚ハ十二月八日

午前九時ノ會議ニ出席シ、又天皇モ其處ニ居ラレタノテスネ。

答、ハイ。

綴上番号六九号、連續番号ニ一四号、證書書類オ一九一五号

星野直樹記向ノ抜萃

一九四六年二月七日、オニニ九、三〇頁

向、米國ニ対スル正式ノ宣戰布告ハ何時ナサレマシタカ。

答、外務大臣ガ軍事局ト相談シテ宣戰布告ノ時ヲ決定シマ

シタ。外ニハ誰モソノ決定ニ就イテハ何モ知リマセンデシタ。

向、アタハ枢密院ノ協賛ナキ宣戰布告ハアリ得ナイト云フタ

ト思ヒマシタカ、ソウデスカ。

答、ソウデス。正式ノ宣戰布告ニハ、枢密院ノ協賛が必要デス。

向、十二月八日以前ニ、ソノ件ガ考慮アレ決定アレタ枢密院及

内閣ノ會議ヲ行ヒマシタカ。

答、イ、エ。

1915

1915

綴り番号才六九号、連続番号才二四号、謹決書類才一九一五号。

星野直樹訊問ノ後章

一九一六年一月三十一日、才十五頁

問、總務局ハアナタガ「チニアマン」ニテツテカラ、私ガ「チニアマン

ト言フ」ハ長ノ事ヲ云ツテキルノデスガ、滿洲ニ於ケル何

等カノ産業ノ建設ニ何カ関係シマシタカ。

答、總務局ガ滿洲國ノ産業ニ関係シタ多クノ場合ガアリマス。

問、ソレハ諸産業ノ建設ニ関係シテキルト云フノデスカ。

答、ハイ、産業ノ建設ニ於テ——勿論直接ニチハナク。

間、トライフ風ニ関係ガアフタノデスカ。

答、總務局ハ産業ニ関スル多クノ重要事項ニ就テ意見

ヲ示ラシマシタ。

問、總務局ハ滿洲事發展サセル目的ヲ資本ヲ滿洲國ニ

投資サセ、コウトスル事ニ関心ヲ持チマシタカ。

答、ハイ。

No. 10.

1915

綴込番号第百九十九号 連綴番号第百二十五号
證據書類第百九十五号

星野直樹顧問ノ披露

一九四六年二月三日、第七、八九頁

内閣ハ、ハリスベルト氏、コハル氏、野村氏、末桐氏、會議ノ
報告ニ対シ、何等カノ處置ヲ取リマシタリ。

答、内閣ハ、外交交渉ハ、貫徹セザラシク、イテ、印支交渉受ケ
タルモノト私ハ思ヒマス。

内、ドウ會議ヲデス。其ノ期日ハ。

答、内閣會議ノシテ、カカ明瞭ニ思ヒ出セマセン。

内、常所何。特別ノ閣議、開カシテ、カカマシラカ。

答、十二日始メ、本交渉ニ内閣會議ガアワラト思ヒマス。

内、ソレハ何故否答セザラシクデス。

答、内閣ハ、米國ト條約ハ、結バル所ニテ、行カナイカラ、ワト
言フ印支交渉ヲ得、條約ガ都合ヨク行カナイカラ、際ニハ、

何ノ様ニ處置ヲ取ララヨイカ。或ハ、取ル意ナカト言フ
様ニ事ナシ、臣等モ、モトモト思ヒマス。

内、答、條約ニ決定シテ、カカマシラカ。如何、イテ、手段ヲ
取ル、外交交渉ガ出来イテ、ハ、日本ハ自由行動ニ至ラト云フ様ニ。

答、米國ト戦争ヲ始カト言フコトニ内閣、會議ガ大臣中
ニ異論ガアリマシラカ。

内、答、イ、ニ。

No. 11

綴込番号才六九号連續番号才二五号
證據書類才一九一五号

1915

星野直樹訊問ノ抜萃

一九四六年二月十一日、第十三、十四頁

内、戦争ノ宣言ハ何時秘密院ニ提出サレマシタカ。

答、八日朝

内、而シテ貴下ハ該會議ニ列席シテナシマシタカ。

答、ハイ。

内、該秘密院會議ノ際、貴下ハ真珠湾ガ攻撃ヲ受

ケタカ如何モヲ知ツテナシマシタカ。

答、ハイ、同々及ンデナシマシタ。

内、而シテ貴下ハ戦争ノ宣言ガ秘密院ニ承認サレ

前ニ夫レヲ同々マシタカ。

答、既ニ知ツテナシト思ヒマス。

内、秘密院ガ戦争ノ宣言ヲ承認後、彼等ハ夫レヲ陛下

ニ提出シレマシタカ。

答、ハイ。

内、而シテ陛下ハ夫レヲ如何ナサツタカ。

答、陛下ハ此ノ戦争ノ宣言ヲ受理サレタ時、夫レニ署名

ナサイマシタ。

一
一
一
一
一
一
一

no. 12

1915

13

横山香子 一九一五年 遺稿書類 一九一五年

皇朝直樹 親同ノ被華

一九一五年二月廿六日 第八九頁

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ東條大將ト最ニ親密ニ關係

答 アツタト私ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

向 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

向 皇朝直樹 貴下ハ内閣ヲ居ラスガ、其ハ如何ニ云フ。

答 然レ本ガ最ニ親密ニ關係シテアツタト云フハ、其ハ如何ニ云フ。

裏面白紙

Doc. 1915

向 御前會議ニ出席シ陸軍參謀總長ヲ誹ルシタカ

答 陸軍參謀總長ハ杉山大又海軍々令部長ハ永野トシテ

向 其ノ御前會議ニ於テ東條首相又ハ其他ノ人ニ依ッテ對米

戰爭ノ確定性ニ關シ或ハ對米戰爭ノ果シ出ス決定ニ

就テ何等カノ陳述ガナサレマシタリ

答 東條首相ガ陳述ヲ聞ク事ト思ヒマス。然レ如何ナル言ヲ述ベ

タカ私ハ相心ヒ起シマセン

向 星野サニ。此ノ御前會議ノ重要性ニ鑑ミテ假令其ノ通

リノ言素下ナラズモ如何ナル激意ノコトガ述ベラレタカ貴下

ハ記憶ヲタドツテ述ベルコトが出来マセンカ

答 其時如何ナル言ヲ述ベラレタカ言コト事ハ出来マセンカ彼ハ對

米戰爭ノ不可避ナル事ヲ推論シテ其故ニ吾々ガ凡言

必要ノ準備ヲナサズバナクテ速ニ軍事ト思ヒマス

向 陸軍參謀總長杉山大將及 永野海軍大將ノ兩人

ハ陸海軍ノ双方カ合衆國政變ノ準備ヲナシテナラズト

又戰爭ノ準備ニ於テ政變ノ全計畫ヲ完了シタト述ベ

タカガ事實デハアリマセンカ

答 如何ナル事ガ確カニ述ベラレタカニ就テハ想ヒ出スコトが出来マ

センガ、假ハ準備ハ既ニ完了シタト言フ様ニ思ヒマス

向 貴下ハ彼ト言ヒマシタカ、誰ノ事ヲ言フノ事スカ

答 私ハ正確ニハ記憶シテナクセンガ、是等參謀總長軍令部

長ノ兩人カ其陳述ヲナシタト思ヒマス

向 此ノ御前會議ニ陛下モ親臨サレマシタカ

答 ナラズ、親臨サレマシタ

No. 14

裏面白紙

1915

綴込番号第六九号 連續番号第六三三号

星野直樹 訊問ノ抜萃

一九四六年 二月 二十六日 第十一頁

問

星野直樹、内閣ノ指令ニ依リ内閣書記官長トシテ此ノ宣
戰布告ヲ讀下ケ實際ニ書下ケ、又是ヲ準備シテコトガ
事ニ入テハアリマヒシカ。

答

其ノ文書ヲ書イタ人ヲ確實ニ述バルコトハ困難ニスレト、
其ノ書類ハ總理大臣ノ名義ニ簽スルモノデアルカラ私モ
其ノ一部分ヲ作ルヲ事傳ヒマシム。

綴込番号第六九号 連續番号第六四二号

星野直樹 訊問ノ抜萃

一九四六年 四月 一日 第一頁

問

星野直樹、先日貴下ヲ訊問シタ時、宣戰布告書ノ一部ヲ貴
下ガ書イタコトヲ申立マタケヌガ、アレハサウカウタナデスネ。

答

全文ヲ書イタトハ云ヘマセンガ、併シ私ガソレヲ傳ヒタコトヲ
星野直樹、貴下ガ宣戰布告書ト云フハ、合衆國ニ文對シテ
通譯スルカ、ソレトモ天皇ガ御名ヲシラセシメテスガ、

答

ソレハ、十月七日合衆國ニ文對シテ通譯スルナリ、宣戰ノ詔
初メス

90.15

E2221
Doc 915 (10) 2. 22

帝國ノ行政法軍部會議ニ出席ニ由
スル廣田外務大臣談話

(昭和十一年 外務省公報第三三三號)

(四頁一五頁)

(一月十六日公表)

國際平和ノ維持維持ニ貢獻スルハ帝國政府ノ始終
 一貫シテサレバシテ、之カ爲爲ニ於ケル
 海軍軍總會議ノ開議ニ際シテ、帝國政府ハ欣然之
 ニ參加シムノテアル。

今次會議ニ於ケル帝國政府ノ方針ハ、理義各國ト
 ノ間ニ公正妥當ナル海軍軍備規定ヲ達ケテ國防ノ安
 固ヲ確保スルト共ニ、厥ルヘク國民負擔ノ輕シク
 シテ各國國防ノ安全ニ裨
 ラシムルヲ以テ、各國ヲシテ亦
 兵刀ノ短ユヘカラスルヲ以テ、且之
 ヲ出テ得ル限リセ下セシメ、其ニ、或國因能
 ヲ有スル主力艦、航空母艦ノ廢止及軍艦總噸ノ
 大體減少ヲ行フヘキコトヲ提議セシメ、以テ他國
 軍艦ヲ計リ各國間ニ不齊以不侵略ノ原則ヲ確立セ
 シコトヲ主張シタルヲ以テアル。

然ルニ帝國全體ノ努力ニ由ラス、我方ノ公正妥當
 ナル根本主張ハ各國ノ答ル、トコロトナラス、尙

昭和十一年一月十六日
 外務省公報第三三三號
 廣田外務大臣談話

1.

E2226
Doc 915 (10) 2. 22

1.

香島ノ領事館長其ノ會同員ニ
スル廣田外務大臣談話

(昭和十一年 外務省公文書部)

(一月十六日公文書)

(四月一五頁)
日露平和ノ維持爲ニ貢献スルハ帝國政府ノ義務
一貫シテサレドモ、之カ爲信義ニ於ケル
海軍軍艦會議ノ開議ニ際シテ、帝國政府ハ欣慰
ニ參加シタリテアルル
今次會議ニ於ケル帝國政府ノ方針ハ、日露公約
ノ間ニ公正妥當ナル解決ヲ尋求スルニ在リ、其
國ヲ確保スルト共ニ、概ルヘク日露兩國ノ利益ヲ
顧リ、各面ノ平和親交ヲ増進セントスルニ在リ
タリテアリ、帝國政府ヲシテ各面ノ安全確保ヲ
營スルコトナク、其ノ爲メ、各面ヲシテ攻ム
ルニ任ク守ルニ不安ナカラシムル知各面ニ海軍
兵力ノ増ユヘカラサル夫レ邊境大限ヲ定メ、且之
ヲ確保スル限リセドセシムル共ニ、東亞四強
ヲ有スル主力國、就中帝國ノ地位ニ尊重シテ、
大體行フヘキコトヲ曉諭セシメ、以テ各面ノ
維持ヲ計リ各面ニ不安感不審感ノ興起ヲ防止セ
ンコトヲ庶幾シタリテアルル
然ルニ香島領事館ノ勢力ニ對シテ、我方ノ公正妥當
ナル主張主張ハ各面ノ答ル、トコロトテラス、尙

原本不明瞭

裏面白紙

2

Doc 915

又曾ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 ル上、其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 ル為其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 シ、其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 モ各等ノ其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 目録ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 テアル。

然シ乍ラ其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 不肖ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 テアル。其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 スルノ其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 ル其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 政府ノ其等ニ於テ此定トシテ後ハキモノヲ
 テアル。

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

Dec 9/15 (cont.)

證明書

余、尾戸「ナガハル」ハ余ガ下記ノ資料ニ於テ

即チ外務省文書課次長トシテ日本政府ト公同關係
ニ在ルモノナルコトヲ証明シ且該官吏トシテ余ハ
下記題名ノ文書「外務省公表案第「五三」ガ一九
三七年二月外務省ニヨリ發行セラレタルコトヲ證
明ス

一九四六年ノ昭和二十一年ノ十二月三十一日

東京ニ於テ署名

菅原官真署名 尾戸ナガハルノ署名ノ部

右ノ者ノ公同資料 文書課次長

證人 T. 山本ノ署名ノ

公式入手ニ關スル證明

余、米國海軍少尉「ジョン・A・カーティス」
ハ余ガ聯合國海軍海軍司令部ニ關係アルモノ
ナルコト並ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公同上日本海
軍ノ上記題名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ
茲ニ證明ス

一九四六年ノ昭和二十一年ノ十二月三十一日

東京ニ於テ署名

氏名 田 米國海軍少尉「A・カーティス」

右ノ者ノ公同資料 國際海軍部調査官

證人 加藤ハナ

3

no. 1

22-1-23
Evidentiary Document #2946

IX 2227

陸軍五年計画立案大綱

(一三三〇)

本計画の要旨は昭和十六年度に於て自働車工
 作機械鉄鋼石油人造石油
 アルコール石炭アルミニウムマグネシウム電
 力及造船車輪曹達染料バルブ操
 金三行数倍ヨリ十数倍ニ至リ生産拡大ヲ
 テサントスルモノナリ(建設所要資金日滿合計
 八十五億円日本二十億満二十四億)日本政府
 本計画ニ対シ直接及間接助成甚多豫想
 額五十年十二億今年度豫算ニ対シ豫
 算増加額八十五年合計四十億民間資金
 動員二十五億合計七十億動員トス
 (右今後國民貯蓄局指定ニ合ス)

右ニ対シ各種政策ヲ示ス
(一)金融政策

1. 日銀ヨリ産業基金融済官制ヲ設ケシム
2. 興銀ノ優待利率ヲ十二倍トス且独占權ヲ與フ
3. 郵便貯蓄書國民運動ヲ起ス
4. 郵便貯蓄金拡大(戸数取立)
5. 投資ノ干渉
6. 健全金融政策維持
7. 健全財政政策ヲ遂行
- (二) 貿易及為替政策

裏面白紙

No.2

doc 2946

1. 貿易收支不足止境ニ達ス下見テ貿易統制法ヲ實施
 2. 貿易省ヲ實施
 3. 國策貿易會社ヲ設立シ國防重要産品ノ貿易ヲ取扱ハレハルト
 4. 纖維工業品ノ輸出奨励
 5. 輸出入組合ノ強制實施
 6. 輸出保証ト信用保証ノ強化
 7. 貿易館ト通信員ノ駐在
 8. 輸入爲替許可制ノ存続
 9. 貿易大臣ニ國稅管理權ヲ與ヘ復稅制度及日滿特惠制度ノ設置
 10. 外國ニ於ケル地方分散買付制度ノ採用
 11. 外客誘致ニ努力
 12. 一志ニ片ヲ維持スル爲替管理ノ強化
 13. 滿洲中央銀行保衛金ノ移讓
 14. 米英又ハ獨リ五億圓ノクレジット設定
- (三) 物價対策
1. 個別的ニ物價水準維持抑壓
 2. 輸入價格ヲ審査抑壓
 3. 暴利取締令ノ強化(價格官ノ新設)
 4. 重要高品ノ値上ヲ許可制度トス
 5. 生産配給ノ統制
 6. ストラップレ、爲古船ノ輸入
 7. 重要産品ノ使用統制(使用ノ制限)

裏面白紙

NO. 3

Doc 2946

8. 家賃、味噌、醤油、肉類、電燈ガス水道代、^{増徴}増徴
 9. 砂糖消費税、減免
 10. 一般官吏制服制度、採用
 [原文不明]

(四) 産業統制政策

1. 民營、自治的統制ニヨル原則トス
2. 産業統制局、擴大
3. 重要産業ニ助成金損失保證、入ル利益保證ヲ行フ
4. 重要工業系ニハ營業者、重要事項ヲ許可主義ニテ行ハシム

5. 利益處分、指導

6. 鐵、石油、石炭、電力、アルミニウム、マグネシウムニ對シ
 特種會社、指導強化

7. 重要産業統制法、強化處罰規定ニ體制制度ヲ採用ス

8. 中央經濟會議、設置

(五) 技術者及勞働者方策

1. 諸學校、擴大、特種養成機關、助成

(六) 工作機械工業、對策

1. 特種法人組織會社ヲ作ル

(七) 交通對策

1. 合理化、促進
2. 鐵道、日清鮮本線、複線トシ重要産業、運賃減額

裏面白紙

Doc. 2946

No. 4

- 3. 海運ハ古船ノ輸入、優秀船ノ建造及港湾整備
- 4. 国産自動車ノ使用(但シ「オート」、「シホレ」例外)併ニ道路ノ整備及貨物自動車ノ規格統一
「テイセル」自動車ノ奨励
- 5. 中央航空技術所ノ設置

国際航空路ノ開拓

大会社ニ飛行機保有義務ノ設定

国産機関ノ奨励補助

航空保険制度ノ創設

(八) 国民生活安定方策

- 1. 国民所得ノ各層ヘ、配分均衡ナラシムルコト
- 2. 工業ノ地方分散
- 3. 農民ノ負擔(租税)ノ減免

負債整理

農村ニ保健組合ヲ強制設立スルコト

自然的農業災害ノ保證

4. 勞働平和ノ樹立、工場法ノ改正

5. 中少工業者ノ金融、債務ノ整備、及整理

(九) 財政政策

- 1. 帝國財政ハ十二年度ニ九億、十三年度ニ三六億、十四年度ニ三九億、十五年自四億、十六年度四三億ト見積ルコト
- 2. 右ハ新税、特別会計ヨリ繰入、公債募集等ニヨル

裏面白紙

no. 5

Doc. 2946

- (+) 行政機構ノ改革
1. 國務院ノ則設
 2. 總務廳ノ設置(本計畫實施ノ爲)
 3. 貿易省ノ
 4. 航空省ノ
 5. 保健省ノ
 6. 民間ヲ入ルル爲官吏任用令ノ改正
 7. 特殊法人ニ官吏ノ登用禁止
3. 本計畫外ノ豫算ノ徹底的整理
4. 軍事費ヲ生産部門ヘ使用スルコト
5. 行財政整理

裏面白紙

Doc 2926

no. 7

甲 出 一 比 高 強	二九	五八〇	五八四	六	五五	五八〇	五八四	二	二	五九四	五八六
石 炭	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
品 等 山 千 能	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
電 力 動 機	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五
造 船 噸 數	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
車 輛 輛 數	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鐵 道 里 程	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
他	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
所 求 資 金 合 計	二九	五八〇	五八四	六	五五	五八〇	五八四	二	二	五九四	五八六
六 九 五 六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
大 三 六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
大 〇 九 〇	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
大 〇 九 〇	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
大 〇 九 〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
大 〇 九 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

no. 8

Doc 2946

廣田總裁殿

分賦ハ中世ニ於テ陸軍側ヨリ内示セラレタルモノヲ
 摘録セルモノナル也。右計画ハ大體右ノテインニヨリ
 各省着目シテ成案ノ一ハ企具廳ニ連絡シテ、室入施ニ
 移サントシテ、ルモノニ有之。今後、和部内政ノ行爲ヲ
 示スモノト存スルニ付、極秘費賦見ニ供シ候。
 尚一九三一年ヲ基準トシテ、一九三六年國民生
 産力ハ既ニ、二一六、三、〇、〇増大ヲ示シ、陸軍由ニ清産候
 七月十三日
 林山 秘子 啓

内閣（用紙）

裏面白紙

Evidentiary Document / 108

(10) 1

支那に於ては日獨經濟提携協定問題 東亞局 昭和十三年度
執務報告(支那經濟關係)第一冊第一課ヨリ 披露
(三三—三五頁)

第三項 廣田大臣訓令

右記述側支那に於ては經濟提携申出に對し我政府トシテハ支那に於ケル
經濟開發開シ去未得ル限リ外資誘導ヲ計リ一面開發ニ要スル資
本及物資不足ヲ補ヒ他國國際關係ノ改善ニ資スルニ意嚮アルハ是實
閣議に於て決定シ北支經濟開發方針文明クシテテリ殊ニ獨伊ノ參加
關係に政治的支持別方慮テカハルニ由セム次第ニ於テハ實際問題
トシテ右記述ハ北支開發開シ全般計劃ヲ樹クニシテ開發會社及

業並ニ資本關係ニ或ル程度ノ見達シ
確定的意見ニ達スルニト困難アリ

No. 1
具體的問題ハ先之先々北支經濟
開發に對シテ是レ正レ置テ必要アリト認ムニシテ付北支經濟開發ニ
關シ獨逸及伊不利ノ第一長的ニ考慮スル必要アルニ於テハ早キ
場ニ於テハ勿論以下ニテハ將來英美等國資本的ニ於テハ全然阻止ス
ル處ニ於テハ如キ優越的地位ヲ與ヘ得ル次第ニシテ從テ北支經濟開發
ニ關シ日獨提携協定トシテ重要諸産業ニ對シ獨逸ノ協調的政
策ニ依リテ進マシムルハキマシト思フシ其ノ方法ハ
(1) 開發會社及其子會社に對シ出資(但シ其ノ資本支配權ニ影響アリ
及ビテアルヲ限度トスル)
(2) 社債ノ應募

裏面白紙

Evidentiary Document 108
1101

支那於近日獨經濟提携協定問題 東亞局 昭和十三年度
執務報告(支那經濟關係)第(卅)卷(課)ヨリ 披露
(三三—三五頁)

第二項 廣田大臣訓令

正統運側支那於近日經濟提携申云討シ我政府トシテハ支那ニ於ケル
經濟開發關シ去未得ル限リ外資誘導ヲ計リ一面開發ニ要スル資
本及物資不足ヲ補ヒ他國國際關係改善ニ資スル意嚮アルハ甚
關議ニ於テ決定シ北支經濟開發方針又明クシテ殊ニ獨伊ノ參加
關シ政治的支持別方慮ヲ加ケテモ其ノ次々カ實際問題
トシテ付テハ北支開發關シ全般計畫ヲ樹キシレ開發會社及
各事業會社成キ上其事業進ニ資本關係ニ或ル程度見透シ
ノ看テ得ル段階ニ達セザハ確定的意見ニ達スルコト困難ナリ
然レニ獨運側於テ上述ノ如ク具體的問題ハ先ニ先々北支經濟
開發關シ包括的權利設定ヲ希望シ居ル趣ニ於テハ早キ
取リテ正統置ノ必要アリト認ミシレリ付北支經濟開發ニ
關シ獨運及伊不利ノ第一義的ニ考慮スル必要アルカ均等ニ
鳴ケテハ勿論以下ニテモ將來英米等資本的於テハ全然阻止
シ居ル如ク優越的地位ヲ與ヘ得ル次第ニテ從テ北支經濟開發
關シ日獨提携ハ主トシテ重要諸産業ニ對シ獨運ノ協調的役
實ニ擔ヒテ進マシムルハキマト思フシ其ノ才也
(開發會社及其子會社對シ去未(但シ事業去配權ノ影響アリ
及テサレバ)ノ限度トス)

No. 1

(四) 社債・應募

Doc 110A

No. 2

(一)の(イ)又ハ株式交付、依ル機成材料、供給
曰支種ノ企業、日獨又ハ日獨又合辦經營

等(イ)右ノ内(四)及(四)ハ獨逸則ニ於テ是チリ問題トシテハ
依リ主トシテ(イ)及(イ)ヲ以テ依ルコトナル(イ)付テハ鐵道專ノ地ノ支
通所拜、山製鐵機成、電氣機成等獨逸ニ仰テシテ
リケル(イ)付テハ例ハ石炭運送事業并シテ獨逸側ヨリ特許
權又ハ液化機成ノ提供等、日獨又ハ日獨合辦經營官トスルコトハ陸軍
ニ於テハ最モテ能任下リトシ意見テ向此ノ際獨逸國內於テハ
外相ノ苦心ヲ思量スルハ專正ニ鑑ミ東郷大使ヨリ適當ノ機會
ニ於テ、帝國今改革ニ際シ獨逸ノ終始日本トシテ好意ノ態度
ヲトシテ事宜ニ鑑ミ又今後獨逸ノ石炭ノ態度ヲ維持セリ
ルニシテハ益ニ得代ニシ日獨兩國、政治上經濟上、協力ヲ防テ目
的ノ為一層緊密化セラルヘキニ鑑ミ獨逸ノ帝國支那
於テハ特務地位ヲ承認スル事ヲ前提トシテ帝國政府ハ今
後獨逸ノ此又於テ經濟上、活動ニ對シテ他國ヨリ尤モ此地位ニ置
ケルコトハ向論將事起ルハ同々場合ニ於テハ出來得ル限り優先
的ニ之ヲ考慮スル務致スヘシト返シ日ハ申上レ向上述獨逸側、
申上レ支那於テハ企業者トシテ貿易ノ確信力ヲ伸張シ、獨逸ト
置キテ居ルハ以テハ此ノ長ニ鑑ミ日獨兩國ノ支那市場ニ於テ原則
上向等ノ立場ニシテハキヤト考慮シ居リ、從テ支那對策制度上兩
者同等ノ待遇ヲ享受スル極力努カスヘシ但シ日本ハ北支那對策、
維持付事實上責任ヲ負フテ以テ之ニ特務的地位ノ保持ハ不
得已キニ付等々、輸入制度ノ設法ニ當リテハ獨逸側ノ利益ハ充
分ニ之ヲ尊重シテハ國ニ優先シテ考慮スヘシト、返シテ支那側
ニ訓令アリ

證明書

ワシントン文書局 第一〇八号

典據及公正に閱スル証明

Doc 1108
余林君(HENRY SHIMOSIMA)余が下記資格を即ち日本國領事として日本政府の公的関
係に在りて下し如く宣明スルに余が茲に添附スルハ八頁ヨリ成ル千九百
三十八年(昭和十三年)一月一日附下記題名即ち千九百三十八年(昭和十三年)一月一日
文書保管主任に居ルコトヲ茲ニ証明ス。

余は更に添附記録及び文書が日本政府公文書ナルコト並ニ右下記
事項を以て證明ス。即ち(一)一部ナルコトヲ證明ス。(二)若シテ公職
に在リテ該文書が成規所存人公式名稱ヲ特記ス。

千九百三十八年一月十四日

HENRY SHIMOSIMA
林 繁春(署名捺印)

右、署名の別紙具格 文書課長

サトウ テイ(署名)

ハ公式入手に閱スル証明

余(HENRY SHIMOSIMA)余が聯合國軍高指揮官總司令部に關涉アリモノナルコト、
並ニ右題名文書ハ余が務上日本政府に記署名官更ヨリ入手シタルモノナル
コトヲ茲ニ証明ス。

千九百三十七年一月十四日

東京ニ於テ署名

HENRY SHIMOSIMA

右、署名の別紙具格 國際檢察部調査官

要米利加合衆國陸軍情報部陸軍少尉

TELLESTON

證明書

國際檢察部 第一〇八号

典據 及び公正に閱せし證明

余(HENRY SHIMOSTA) 余が下記資格を証し日本政府との間
係在ることを証明官文として余が茲に添付する五〇八頁の成ル千九百
三十八年一月一日附下記題名の即千九百三十八年 事業報告
文書 保管責任を居ルことを証明す。

余は更に添付記録及び文書は日本政府公文書ナルことを並ニ右が下記
名稱有るが如く公文書類及び綴り一部を添付し証明す。右の綴り
章及び附書は公書類又綴りに該文書は成規所在人式名稱を特記す。

外務省

千九百三十七年一月十四日

東京に於て署名

HENRY SHIMOSTA

高級官吏署名欄 林 登春(署名捺印)

右の署名の別資格 文書課長

証人 サトウ、テイ、署名

公文式入手に關する証明

余(HENRY SHIMOSTA) 余が聯合國最高指揮官司令部に關する文書ナルことを
並ニ右記題名の文書は余が事務上日本政府に記署名を官吏より入手せんことを
証明す。

千九百三十七年一月十四日

東京に於て署名

HENRY SHIMOSTA

右の署名欄 國際檢察部調査官

証人 要米和合米國陸軍情報部陸軍少尉

藤田 泰之助 署名

Doc 1505 E

(12) 1

第七十四帝國議會ニ於ケル總理大臣男爵
平沼騏一郎ノ演說ヨリノ抜萃

現下我國朝野ヲ象ゲテ對展シツツアリマヌル文
部專變ニ對シマシテハ、曠ニ長クモ 惡斷ヲ仰ギ
奪リ、確固不動ノ方針ガ定メラレテ居リマシテ、
之ニ基イテ必要ナル節度ノ進取ガ進メラレテ居ル
ノデアリマス。現内閣ニ於キマシテモ、固ヨリ此
ノ根本方針ニ違キマシテ、他クマデ所期ノ目的達
成ニ邁進ス所存デアリマス。申ヌマデモナク日
清支三國ガ相互ニ十分ナル理解ノ上ニ立ツテ、相
提携シテ政治ニ、經濟ニ、將又文化ニ、互助進境、
友好善隣ノ實ヲ擧ゲ、之ヲ以テ東亞興隆ノ基ト爲
ノ精神ヲ顯現スル道デアリ、
シテ、茲ニ東亞永遠ノ平和ハ
又以テ世界ノ進進ニ貢獻スル

所以デモアルノデアリマス。

東亞安定ノ實ニ任ズベキ日本、滿洲、支那ノ三
國ハ、須ク遠ニ此ノ公正ナル目標ニ向ツテ協同シ、
善美ヲ踐シテ新シキ秩序ニ趨クノデナケレバ、永
遠ノ安定ハ遂ニ望ムベクモ無キコトハ、自明ノ理
デアリマス。長クモ 明治天皇ハ「舊來ノ陋習ヲ
破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」ト仰セラレマシタ。

Handwritten notes on a slip of paper, including the number 1505 and some illegible characters.

Doc 1505 E

(12) 1

第七十回帝國議會ニ於ケル總理大臣野澤
平沼驥一郎ノ演説ヨリノ抜萃

現下我國朝鮮ヲ擧ゲテ對峙シツツアリマヌル支
那專横ニ對シマシテハ、我ニ畏クモ 聖斷ヲ仰ギ
奉リ、強固不撓ノ方針ガ定メラレテ居リマシテ、
之ニ基イテ必要ナル諸款ノ起草ガ進メラレテ居ル
ノデアリマス。我内閣ニ於キマシテモ、固ヨリ此
ノ根本方針ニ基キマシテ、他クマデ所期ノ目的達
成ニ邁進ス所存デアリマス。卓スマデモナク日
清支三國ガ相互ニ十分ナル親善ノ上ニ立ツテ、相
提攜シテ政治ニ、經濟ニ、將又文化ニ、互助進歩、
友好善隣ノ實ヲ擧ゲ、之ヲ以テ東亞興隆ノ基ト爲
スコトハ、我國憲法ノ精神ヲ以テ現スル道デアリ、
不撓ノ固是デアリマシテ、竝ニ東亞永遠ノ平和ハ
確立スベキデアリ、又以テ世界ノ進歩ニ貢獻スル
所以デモアルノデアリマス。

東亞安定ノ實ニ任ズベキ日本、藩閥、文部ノ三
國ハ、須ク茲ニ此ノ公正ナル目標ニ向ツテ協同シ、
諸套ヲ脱シテ新シキ秩序ニ邁クノデナケレバ、永
遠ノ安定ハ遂ニ望ムベクモ無キコトハ、自明ノ理
デアリマス。長クモ 明治天皇ハ「舊來ノ陋習ヲ
破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」ト仰セラレマシタ。

裏面白紙

Doc 1505E

皇ハ是コソ我國ノ政治ノ基礎ヲナケレバナラヌト
 信ズルノデアリマス。此ノ大精神ハ茲ク神代ヨリ
 皇祖皇宗ノ御遺蹟トナツテ居リマス。御歴代ハ之
 ヲ形ジテ國家ヲ統治サレタノデアリマス。惟フニ
 天地ノ皇道ハ、即チ萬物ヲシテ其ノ所ヲ得シメタ
 ルコトニ由リテスルノデアリマシテ、政治ノ要諦ハ
 ニアラネバナラヌト考ヘル次第デアリマス。此ノ
 御精神ノ及ブ所ハ、國內政治タルト國際關係タル
 トハ同ハナイノデアリマシテ、東亞ノ新秩序建設
 モ亦此ノ根本精神ヲ基礎トシテ、其ノ上ニ工作ガ
 進メラレネバナラヌト信ズル次第デアリマス。
 支那國ニ於キマシテモ是ク此ノ帝國ノ大精神ヲ
 繼承シ、即チノ發展モ、何等ノ障礙モ持ツコトナ
 ク、是ニ之ニ協力スルノチナケレバ、東亞ノ新
 秩序建設ハ成ラヌノデアリマス。若シ今日以後ニ於
 テモ是クマテ之ヲ理解スルコトナク、抗日ヲ能ハ
 スル者ニ對シテハ、斷乎トシテ之ヲ演練スルコト
 アルノミデアリマス。

裏面白紙

E 2230

DocP4043H (14) T

第百〇三三號

伯林・一九三九年五月二十八日發 東京總領事大領

傳定、第百七十號

陸軍電報（一）大佐宛秘送

貴隊第二一三號及第二一七號ニ付シ

一、文部外務大臣ハ此クモ日曜日、五月二十一日

迄ニ日本國政府自體ノ應行酌ナル新決定ニ就

キ貴方ニ通知スベキ程五月二十日陸軍大臣マ

ジリノ「MAGNUM」新報ノ要索ニテ貴下陸公式ニ

通告アリタルトテ口未ダニ回答ニ至セズ。至

日迄新報ニ付シテハ何等

ル抗議ナリ。

「マジリ」ナル人ヲ以テ

可成ナル人アリタリ。

二、大島ノ「MAGNUM」ハ昨日、概メテ内容ナル且

公式會談ニ於テ左ノ如ク報告シ居リタリ。

彼ハ有田ノ「ARITA」ヨリ電報ヲ受ケセリ。

其ノ電報ニ依レバ日本國政府ハ取柄ニ報告ノ

發生セル場合ニ該等抗議ニ入ルコトヲ望ムシ

タク希望シ居レリ。大島ハ有田ニ付テは種メテ

22-1-30 (14) T
大島ノ「MAGNUM」
(東京總領事大領)
(大佐宛)

22

E 2230

DocP4043 H (14) T

1.

第百〇三號

德宗・一九三九年五月二十八日 東京發遣大臣

行宛、第百七十號

陸軍電報（一）大臣宛

一、貴國第二一三號及第二一七號ニ付シ

一、貴國外務大臣ハ五月二十一日、五月二十一日

ニ日本國政府自願ノ協定ナル新長尾ニ就

キ貴方ニ返答スベキ旨五月二十日陸軍大臣マ

ジリノ答書ニ付テ東京ニテ貴下貴公（スニ

通書アリタルトコロ未ダニ回答ニ候セズ。空

道日本國大使館モ今日返答ニ付シテハ何等

公報進出ノ事ヲ得ザル所ナリ。

（附註、陸軍大臣ニ「マジリ」ナル人ヲカ

ザルモ、貴國前委ニ可成ナル人アリタリ）

二、大島ノOSIWAノハ昨日、進メテ内閣ナル且非

公式會議ニ於テ左ノ如ク報告シ候リタリ。

彼ハ右田ノAMERYノヨリ電報ヲ受ケセリ。

其ノ電報ニ依レバ日本國政府ハ該報ニ依テ

發信セル報告ニ依テ該報ヲ入ルコトヲ希望シ

タク該報ヲ見レリ。大島ハ右田ノ電報メテ

原本不明瞭

裏面白紙

2.

Doc 4043 H

三、

要ハル電報ヲ發シ新カル見地ハ露ジテ獨逸政
 府ニ取次ガズト拒絶シタリ。俄ツテ陸軍大臣
 ハ電報ヲ以テ東京ニ於ケル陸軍大臣ニ於テ其ノ
 容謀ヲ寫スヲ訪ゲザルタメ當分有巴ニ反對ス
 ルヲ忌止マル旨大島ニ發シタリ。陸軍ハ本
 件ニ關シテハ迅速且ツ内閣互願ヲ望シテモ、
 報ヒ茲クベク速ク決意シ居レリ。
 余ハ又下ニ發シ、前記大島ノ内報ニ關レズシ
 テ、貴地電報ニ、貴下ニ對シ公式ニ報告ア
 リタル後ノ通告モ、亦ハ他ノ通告モ、何等ナ
 キコトニ發シ當方故伊太利亞國モ太ク驚キ居
 ルト告ゲラレタク要請ス。斯ク報告ナキ時
 トシテ、日本ノ態度ハ極ク不徳ノ限ヲ以テ觀
 ラレツ、アルハ止ムヲ得ザルコトナリ。貴地
 ニ於ケル吾ミハ最早、東京ニ於テ如何ナル事
 ガ起リツ、アリヤ及ビ本交涉ノ新クモ進歩セ
 ル程度ニ於テ日本が今尙ハ態度ヲ明ニスルヲ
 望ク所ルハ如何ナル現生ナルヤ現得シ得ザル
 ナリ。貴地ニ於ケル吾等ノ疑念ハ當然「ブエ
 ノステイレス」ノADRIOS VIKERSノニ於ケル

原本不明瞭

裏面白紙

3.

Doc 4043H

高田誠會館ニ於ケル日本代表ノ自叙ニ依リ
 頁ニ一冊添メラレアリ。
 葛道口外記ノモトニ
 ノフレイムノ脚註、其裏ノ紙ノ三三三九三二二二ノ

原本不明瞭

裏面白紙

22

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION
DOCUMENT PROCESSING UNIT

(14) 11.

17 January 1947

PROCESSING NOTICE

Attach this certificate to Japanese copy of document #4043 H
already distributed.

E 2230

録証済、書類第4043-H號、日本文書に

ニ此証明書を添附セヨ

22-1-23 (1)
録証済書類
(14) 11. (14) 11. (14) 11.

22

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION
DOCUMENT PROCESSING UNIT

14

17 January 1947

PROCESSED

Attach this certificate
already distributed.

copy of document #4149 II

録取済、書
= 此 証明

230
73-H 號、日本文書
付セヨ

裏
面
白
紙

原本不明瞭

裏面白紙

後 遺 書

余、W. P. カミング (W. P. CUMMINGS)
ハ正ニ宣稱シテ次ノ語項ヲ記言ス

一 余ハ合衆國領事官ニシテ、同國領事官事務取扱目録
閣部員タル事、及有ニ記リ余ハ(合衆國)領事
官閣部員ノ一員タルコト、且知上要切セル事
是ニ於テ、余ハ領事官事務取扱目録ニ
於ル領事官事務取扱目録ニ文庫、原本ノ
古書、保存、管理ニ任シアル事。

Cont. Page 1

二 上述領事官事務取扱目録ニ文庫ノ原本ハ聯合
國領事官事務取扱目録ノ下ニ在ル領事官ニヨリ
テ自筆取替セラレ、其取替ノ下ニ、初メ領事官
マールブルグニ於テ領事官ニヨリテ直文書本館
ニ蒐集セラレ、後該館合衆國領事官ヨリ上述セル
ノ領事官ノ文書本館ニ移替セラレタルモノナル事
三 余ハ一九一五年八月十五日、領事官マールブルグ
ニ於テ、上述文書本館取替ヲ命セラレタル事。
是ニ仍リテ該館領事官事務取扱目録ニ直文書本
館ハ、余ハ領事官マールブルグ駐在當時、初メテ
余ノ古書、保存、管理ニ任シ、爾來引續キ余ノ
古書、保存、管理ノ下ニアル事

原本不明瞭

裏面白紙

Cont. Page - 2

余ノ此供述等ノ添綴セラル、所ノ文書ハ上述ノ
勅諭外務省泰西文書並ニ文庫トシテ、編綴セラ
レ、余ノ占有、保存ニ附シ、且余ノ整理ノ下ニ
置カレタル、滿洲外務省文書原本ノ、真正精確
ナル直綴複製寫本ノ送本タル等

其並ニ添綴セラレタル直綴複製ノ真偽原本ノ文書原
本ハ、余ノ掌管、管理ノ下ニ、各方面に渡り
諸檢閱官ニ交スル如クナシアリ、實ニ其原本ヲ
流用ナシ得サルガ故ニ、該原本ノ真偽原本ヲ提
供シ且ツ之ガ正確ヲナスモノナル事

ダブルユー、ビー、カミング
(W. R. COLLINGS)

一九一六年四月二十三日余ノ西前ニ於テ署名且
宣誓ス

中佐 ジー・エツナ・ガード

G. E. GARDE

高級海軍事務長

H. F. COLWELL, AGD

ACTING ADJUTANT GENERAL

(合衆國) 海軍軍政廳

Doc # 1918c

Page - 28A-c
1918c
Emulating Doc

大川周明博士控訴公判辯論要旨(三) 清瀬一郎
より。抜下

病後調査局として大川。今同問題に対する関心は秋に調査報告
せしめ置きました。長日私令から寧ろおかけもさうなく申上げますが、
文書御覽を賜りたい由に申します。標題だけを申上げますが、

- 一 東亜経済調査局の病後より今高に同する由
- 一 今高後内容刷新に討する由
- 一 調査事業
- 一 対病政策の確立並に国論の喚起及指導統一
- 一 滿洲事変後の活躍
- 一 滿洲国建設に討する貢献

と云つたやうな項目を以て、日足私に調べたのでほありませぬ
まづ左様に御承知を願ひたい。即ち調査局の公正の調査に
討する由を

大川周明博士控訴公判辯論要旨(三) 清瀬一郎
より。抜下

行目 | 三 | 二頁 | 二行目

2252

Doc # 1918c

1918c Page - 28
E 2231
Emblematory Doc 1918c

大川周明博士控訴公判辯論要旨(三) 清瀬一郎
より。抜粋

病後調査局として大川、今回問題に付する調査に就いて調査報告
せしめ置きたるは、是れ私令から軍令に代るべく、軍令に代るべく、
文書に御覽を賜り、いよいよ御心に入ります。標題に付する申上げますが、

- 一 東亞經濟調査局の病後調査令之旨に同する地方
 - 一 今後之内容刷新に付する切望
 - 一 調査事業
 - 一 対病政策の確立並に国論の喚起及指導の統一
 - 一 福洲事変後の活躍
 - 一 福洲国建設に付する貢献
- こゝに於ては、項目を以て、是れ私令が調査に代るべく、軍令に代るべく、
より左様に御承知を願ひ、即ち調査局の公正の調査に
掛るものとありませう。

(一三〇頁七行目—三一頁二行目)

2252

裏面白紙

E 2237

Evidentiary Document #14075

No 1

高橋義次 第四〇九五号第二項目
ローマ一九三九年九月二日

独逸外務省

暗号電報

秘密暗号法(長)

(15)

九月二日附第四〇四号

独逸外務大臣閣下

日本大使ハ彼が今彼ノ期待セル召還ヨリ受理セル旨ヲ報告スル
タメ本日私ヲ訪問シマシタ。約三週間前後出立スル予定。彼ハ
「モスク」經由ヲナスデアラウ帰朝ニ関シ更ニ詳細ニ独逸外務
大臣閣下ト談話ナシ得ルナラバ特ニ歓迎シマス。彼ハ新日本内
閣ニハ無関係ナル王儲請願トノ其後ノ接連ヲ成功裡ニ前進セシメル
ヲ意見ノ様アリ。ローマカラヨリハ同
カケウル意見見ニ於テ彼ハ東京ニ赴ク
ハハロシトアル事ヲ協ヨウ王儲請願ガ起リ

英領事館
ローマ一九三九年九月二日
（ロンドン）

ソノ下リ此種請願並ニ経済的會議ヲ通シテノ意見ニ於テ行ハレバ
不ウ復然約ニ背履シ得ルコトヲ述ベマシク問題ハ又我々ニトツ
テ重大ノ責ハ我ガアリマシタ。何故ナレバ「ロシヤ」ノ有威カラ解放サレタ
日本ハ「ヨーロッパ」ニ干渉セントスル合衆國ノ方ノ領土ヲ和スル事ガ出
来ルカラ大使ハ最後ニ独ソ不ウ復然約ハ締結後ノ五ロマニ対スル事ハ
感情ハ内閣ノ運送ニヨリ本復然約ニ是正サレタコトヲ述ベマシタ。

署名マツケンセン

No. 1

E 2232
Evidentiary Document # 7475

高橋義次 中四の九五号中二項目
ローマ一九三九年九月二日

独逸外務省

暗号電報

秘密暗号法(良)

九月二日附本四〇四号

独逸外務大臣閣下

日本大使ハ彼が今彼ノ期待セル召還ニ要理セル旨ヲ報告スル
タメ本日私ヲ訪問シマシタ。約三週間後出立スル予定。彼ハ
モスクワニ經由テナスデアラウ帰朝ニ関シ更ニ詳細ニ独逸外務
大臣閣下ト談話ナシ得ルナラバ甚ク歓迎シマス。彼ハ新日本内
閣ニハ停滯セル在軸諸國トシ其後ノ接近ヲ以功程ニ前進セシムル
根據アル希望ガ存スルト云々意見ノ様ナリ。曰「ロラヨ」ハ同
層力強ク效果的ニ協ナカトウル意見ニ於テ彼ハ東京ニ赴ク
カシク。大使ハ更ニ日本ニ於テハロラヨトナル要諦ヲ留ムル説ガ取リ
ツンアリ。段階的並ニ経済的會議ニ通シテノ等履ニ於テ行ハレバ
不ノ信條約ニ等履ニ得ルヲ云々述ベマシク。向題ハ又我々コソツ
テ重大ノ意見ガアリマシク、傍政ナレバロラヨ有威カラ解放サレタ
日東ハ「ヨ」トシニ干涉セントスル合衆國ノ方ノ傾向ヲ和スル事ガ去
来ルカラ大使ハ最後ニ独ソ不ノ信條約締結後ノ五ロマニ対スル真
感情ハ内閣ノ運送ニヨリ本復的ニ是正セタコトヲ述ベマシク。

署名マンケンセン

裏面白紙

第四の九五才三項目
羅馬 一九三九年九月四日

盟見言

豫メ電話テ約更マテカラ余ハ今日迄、日英大使ヲ訪問シテ、
日英氏ハ九月二日大使トノ會議ニモ及ミテ何故彼ガ余トノ面談ヲ
希白エシテカニ付テ語リテ後談話中ニシレハツルガキ半時間續イテ
カ大約次ノ如ク語ツタ。

Doc 4095

余ノ予解スル所ハ猶ソ、英方優待的ニ締結ハ日英ハヒトイ衝動ヲ
ヲ興ハルト共ニ天ノ恩ヲシヨシヨシ起シテ又猶遠ニ味カスル有連
ハ爾末コノ影響者ヲ提スベクワカシテ来タリ、仲間ニ属スル彼自
身モ又シテ以前カラ日本政府ヲ動カシテ我々上又因テ、伊太利トモ
同盟ヲ締結スベクワカシテ来タリ、此レガ地ニ於テハ彼ノ後日目的
ヲ達スルコトノ目的ヲ達セラシメカワリテ、彼ハ吾等ヲ申請シ、今日日本
ニ帰朝セシトシテ、ハルハナル、何故ナレバ彼ハ上記ノ目的ヲ達スルハ
地ヨリ自ラノ方ガ属員ニ立テ得ルト信シテ、タカラコトナル

NO2

自身氏ハ更ニ語ヲ續ケテ語ル、譯註原文ニハ此ノ有柱前シテ、
彼等外務大臣ヲシテ、ベントロツパハ彼(日英)ガ總領事ヲ誕生シ、際
ニテ伯林ニ滞在シ、日本ハ猶遠上層目、英方亦同盟關係ヲ締結
セシトシテ提出来シ、彼ハ當時、コノ提出来、東京ニ送ツタガ東京カラハ
同答ガナカク、彼ハ九月十六日ニ、猶遠外務大臣ト自度面會シ、時
猶乙外務大臣ハ猶乙八日平ガ戦ヲ提出来、同意シテ、カワリテ、今
ヤ露西ニ上ト不方停條約ヲ締結セシトスル日、彼ニ送リ、タ

Doc 4095

No 3

(裏文トシテ)

彼ハ此事モ亦東京ニ報告シタ此等ノ事項ニ就イテ公使事モ知ラナイ伯來駐劄日女大使大島ハ当時日本ニ対シ強硬ノ態度ヲ露シ西重ト同盟ヲ締結スルノハ問題外事ダト報告シタ

東京政府ハ強硬外務大臣ノ詔証ヲ以テソノベトヒツク文字ヲ珠前ヨリハ單ニ強硬カラ建ツタニ過ギナイト信シタ東京政府ハ又コレヲ彼(日島)ト大島ハ強硬ト使ハレテモタシクハ尾語ヲ改テ東京ヲ強硬シタ東京カラハ彼(日島)ノ所ハ何事モ向答ナクニケ月ガ過ギタソノ後ニ致々ハ「日シヤ」ト條約ヲ締結シタソコデ日本政府ハ強硬シ彼ハ四度ニ返還ヲ請求シテ遂ニ許サレタ後強硬ナシタ彼ノ所ハ強硬條約ニ対スル日本ノ抗議ニ関シテハ日島氏ハ私ニ大島ハ強硬ニ抗議ニ訓令ヨリタテテ三達ニナイト語ツタ彼(日島)ニ此ト就イテ同時ニ通告ヨリタテアルソコデ彼ハ電話ヲ以テ在伯來日本大使館ト出来ルナラ抗議提テ止ムル様ニ連絡ヲトツタ(官吏ノ余ハ誤ッテ中ナケレバ大使館参事官ガ)彼(大島)ハ設ニ外務省ニ行ツタト告ガヌ國務大臣「クインツア」ハ「マコ」ハ抗議ヲ取ラナカウタ大使館ニ帰ツテ大島ハ彼(日島)カラノ電話ノコトヲ聞イテ「ソレカラ東京ニ抗議ガ時機ヲ得ニキナイト考ヘル」旨報告シタ「ソレモ拘ラズ彼ハ東京カラ措置ヲ執ル様ニテノ訓令ヲ受ケタ

ケレドモ未ダニ抗議ハ提テナシテナラシ「日」ノ関係ノ現状ヲ聞シ(此處ニ余ハ本會議ノ最モ重要ノ部分ニ入ル)日島氏ハ余ニ在モスコ「日本大使ハ數日前ロシア政府ニ対シ次ノ如キ提案ヲナスヨウ訓令ヲ受ケタ事ヲ告イタ

(一)久シイ以前カラ正規ノ戦斗が行ハレテモ北滿蒙國境ノ紛争ヲ外交手段ニヨリク解決スルコト

no 6

doc 4095

白鳥氏ノ伊太利ノ能ク度ニカスル復同ニカシ余ハ伊太利
ハ致マト最モ四糸密ニ協カシテ進ミソマアリソノ能ク度ハ他
ナル莫クテモ致マノ音ハ圖ト一致シテ其ル事ヲ齊調シタ

四糸名 / プレツセン

裏面白紙

No 7

Doc 4095

証 明 書

余、アーサー・エイ・サンダースキイハ、

余ハ、聯合國最高指揮官、司令部、國際檢察
部、文書科長ニテ在リ、資格ニ於テ、同部、入手シタル全
書類、原文又ハ、寫シテ所持、保管及管理ニ任シ居

ルコト

ニ、十六頁ノ直接複寫寫真ヨリ成ル、國際檢察部
書類、第四九五号ハ、三ーレンブルグ、戰爭犯罪裁判
事務局長ヨリ、本國際檢察部ニ受領シタルモ

ノナルコト

ヲ茲ニ証明ス

署名、アーサー・エイ・サンダースキイ

東京、一九四六年十二月三十日

裏面白紙

高橋義次

1157 2

人類最終戦の目的に
— 世界戦争の前途 —

白鳥敏夫

N
N

E 2233

Evidentiary Doc. # 2427

ハルシー (10)
海軍省 (10)
（ロンドン）

この文は、南相模の海軍省の要するものを見れば、必ず従って誰し
も長期戦の見遣しをわけるのである。しかし長期戦とは、英
帝国の没落を段階として、武力戦は略々終結のたぐいで、爾
後日専ら持久戦となり、経済戦、思想戦の形態をとるに相違
ない。そこで自ら向題は、同盟側と討する聯合側の国力如何即
ちアメリカの国内体制の強弱如何によつて、この長期戦の結果が豫
想出来る。

No 1

その観点よりすれば、これは断然同盟側が有利だと解する以外
はない。ドイツ、イタリアの国内体制は、既に多年の試練を経て、

E 2233

Evidentiary Doc. # 2427

1157 2

高橋 義次

人類最終戦の目的に
世界戦争の前途

白鳥 敏夫

一、今次の世界戦争を大観するに大東亞戦争は勿論の事、欧羅巴に於ける戦争もまた同盟国側にとりて極く有利に展開してゐる。大東亞の地域から欧羅巴大陸の勢力を完全に駆逐掃蕩してしまふのは、早に時の問題に過ぎぬ。幸うして餘端を保留し、最期の足掻きを示して、ある程度まで退かすに屈服するを、あつうし、また一方、独逸軍はヨーロッパ大陸の制覇を今年中には遂行し得るものと豫測せられる。而して遂くも来年中には、貧乏飽くことを知らず、イギリス帝国も、敗退没落を見るのは必至と判断しなればならぬ。ことに於て結局、世界の旧勢力といふものは、悉くアメリカ大陸に逃避し、ここに據点と最後の抵抗を試みることになるであらう。この資源の豊富で、人口の多かり、大東亞の地を擁護し、軍備の拡張に躍起となつてゐるのであるから、これを最後の大侵略の完膚なきまでに叩きつけることは、尚難事である。月を要するものと見なければならぬ。従つて誰しも長期戦の見通しを拂つて置く必要がある。しかし長期戦は、大東亞帝国の没落を段階として、武力の戦は略、終熄のめらぐで、南緯の専ら持久戦となり、経済戦、思想戦の形能をともに相違ない。そこで自ら向題は、同盟側に対する聯合側の国力如何、即ちアメリカの国内体制の強弱如何によつて、この長期戦の結果が豫想出来る。

No 1

その観点をすれば、これは斷然同盟側が有利だと解する以外はない。ドイツ、イタリヤの国内体制は、既に多年の試練を終り、

裏面白紙

2427

同盟側としては、自らの建設の歩み着々として進むばかり、焦らず
 悠々と構へてアメリカの自壊作用を現れし待つに若くはないと思ふ。
 かくのごとく戦争の見途は、果して然らば長期
 戦と言ふも、も人々に長期に亘ることはあるまいと、迷断する向き
 があるかも知れない。しかしながら、若し、今度の戦争が従来の大回
 同の戦争と同様の軍に利害の衝突に起因するものならば、敵
 方の屈服によつて、直ぐに講和談判が用ゐられ、忽ち千丈は収まる
 筈である。今度の戦争こそは、謂ひて人類最終戦争であり、今後
 永久に地球上から戦争を絶滅するに於て、戦争である。即ち英
 米流も古き世界觀を完全に清算、掃蕩して、それに取り代るに
 新い世界觀を基として、理想世界を建設するといふ目標がある。
 下あるが、姑息なき和免復は許さないと、利を抗争する
 向陣營の同は、若くは協議の餘地がない。その故に、世界新
 秩序の建設は、かくいふ長期の年月を要するのである。

二

目前の大目的は何と云ふことも、敵の抵抗力を殺し、後攻
 陣にして、戦に完勝するにあり。しかるに、唯勝利を得るのみ
 こそならず、實際戦争は終局になつたに、勝利の上は
 新しき建設の目的を完全に達成し、吾々の凱歌を奏し、
 得るべきである。

No 3

戦線に於ける皇軍陸海勇士の目撃し、奮闘と
 赫々たる戦果は、國民の齊しく讃仰感謝するところであり
 今後と武力戦に因り、戦は終つた。然れども、何事の不
 満も、建設の方面と、吾々の國民の任務は、

Doc 2427

No 4

今時々の世に於ては、最も苦難の時期に當り、我々の國は、
 國威の衰微を憂へ、戦争の禍を避るべき處に在り、
 然れども、是れは、小大任務の外に、内外新秩序の建設を
 以て、更に大なる責務を負ふべきものと志すべしとす。
 新秩序の主義は、從來の身分に執るべきもの、
 如何なる内容をもたざるべからざるは、未だ確成あり、
 可なりしに、おのりやうに思ふ。英米流の自由主義的世界觀
 は、代りて、全體主義的世界觀を、吾國として、世界新秩
 序を、振束し、行はせむべし。一般には、起りし、
 我々の日本、大東亞戰争の火蓋を切つた、
 或つては、不十分なる、英米流の舊秩序は、
 執行流、新秩序の、意味は、
 性質上、説明するに、過さぬ。執行、指導、
 清機構、英米流、
 の、
 國、
 對、
 此、
 不、
 故、
 其、

裏面白紙

No. 6

Doc. 2427

今に生きたる、皇祖神代、現神天皇が、此より日本國に在り日本民族の斗
 志を善く御結成させ彼をしのがせしことを信じて居るにあらう。大層
 の御ことと云ふ。今人類のたんに敵をば誅せ給ふのみならず、日輪伊三
 國同盟締結の際に器に器に御記勅にも「神皇正統記」と宣は
 せられ、また「高野」の各々、所々得しノ非民ヨシテ若ク其、諸
 安をせしむと仰せられたる。

臣民吾等は、今日こそ、日本、成立、天孫降臨の真意を
 現神天皇の御本質を、徹底的に御説き及ぶるに在るに在り
 瓊瓊杵尊降臨以來、百七十九万二千四百七十餘年の間（日本書
 紀）西偏にあり、蒙くし、以て正を養ふ、と神武天皇は仰て、
 此を、天孫降臨の途に勇躍上らせ給はられたる。も、彼、二千六百年
 の日本、歴史は、東亞にあつて蒙くして以て正を養ふ給ふ時代で
 あつた。所謂、如元同産の神策に基つて、神の威光を知ら
 せ、十分に外國の文物を攝り、容れられ、只管天運循環、時節到
 來を待た給はられたる。

今こそ、世界の情勢を、遠觀すれば、正に、この時節が到来したと
 認めざるを得ない。この聖戦こそ、神武天皇の東征の雄圖に
 更に巨大なる一歩を進められたる。所謂、地を岩戸開き、天を
 思惟し奉り、次第に、日本、國体を徹底的に解説すべし、
 所謂、この結論に到達せしむるを得るに、今こそ、如き意
 味に於て、我が國体を明徹せしむるに、今こそ、全人類の面前に、
 と掲げて、我々、恒久平和、人類共存共栄を、活かし、地を岩戸開
 き、高唱すべき時節が到来し、今こそ、確信すべし。
 今こそ、今次戦争の、真の意義であり、新秩序建設の根本

裏面白紙

Doc. 2427

No. 8

日本人の責任は國體を明瞭ならしめよといふ一事に盡きよ近
 來、翼賛議會を以て北、大政翼賛を題目として唱へるもの多しけ
 れども、大政といふことの真の意義に徹して居らぬ處のみならず、
 なほ、是れを天皇の政治を御視遊はせしめりといふ即ち大政であつて
 アメリカのルーズベルトが掌撫運籌してゐるの如く唯單なる政治
 であらざるもその内容、實質に於ても同一である。外國の内容
 と日本の大政の實質とは根本的の相違がある。天皇のみならずは
 大政の政事には日本の國內政治にとどまるものもあはれ、全人類
 全地球の運命に亘つてゐる。天皇と謂はれし所以もここに
 ある。その天皇と翼賛し奉るべきである。日本人たるもの
 尋常の心構へであつてはなからず、外國流の政治の觀念で臨む
 べきは非政權といふ一ツの權利の行使に終始する。日本の大政の根本
 は地上の運輸であつても、小を翼賛し奉るべきであらざる。自ら翼賛
 の内容を異つて来り、その要點が今もなき、大政翼賛を云ふ
 了、嫌かありはせぬか。

今次の大東亞戦争は、神意に基づくものである。今、地上若くは開き
 の時を迫りつゝ、いふに日本は戦争しようとする。國の運命を決定するに
 得るわけであつて、これに及し唯物的な代諾國はまじり、一衣て行
 く唯物的に見れば、戦争の爲め国力消耗し、疲弊するものは當然
 本からである。たゞ長期戦ともなはれ、隨ひ、彼我の国力の
 懸隔は益々大きく開いて、ついに現神にまします天皇の御たま
 して請ひ奉る以外に、收拾の道なきといふ段階に到達するであらう
 吾々日本人は戦争を唯物的に考へてはならぬ。否、天皇の御戦
 に於ては、戦争は物でも人でもな、人力と物の力をかけて戦ふも

Doc. 2427

No. 9

のと考へて場合戦は人と物を何れも國と雖も消耗を来す下
 たりあつて敵も味方と取替ししむべき事にては名戸開き
 といふ事は方々人様云例も状態をなすし本より千に真に
 神を載せ神の降臨言に依りて戦ふと云うは民族の事とせば、
 此を存す民族の二は天の神の降臨に依りては口口然と云ふ、
 神を載せしむと神の降臨言に依りては、
 然らずしは自ら降臨言を無視する所は、
 人は自ら見地に立つて國を傲すは、
 神武天皇の御事所討征に相成つる時に所従の勢も猛威を
 極めしは、
 左は、
 今戦事定遂す上は、
 神武天皇の御事
 是は、
 天皇は現神にまじりて天照大神の地を國現す、
 民に寄りて、
 此の心構へか完全によま、
 も、
 建直しは無論のこと、
 の所を得初めて、
 現す。

(本外務省顧問 駐伊大使)

E 2234

DocP1616 (15)3

高橋義次

日 本 伊 羅 誌

外務省外交史料

白鳥 俊夫 著

ナリス 録

刊 アルス

昭和十五年十一月十六日

発行

ナリス 録 (11)
外務省外交史料
ナリス 録 (11)
外務省外交史料
(白鳥 俊夫)

22

三二七三

Doc 1616 (15) 3

高橋義次

1.

日
氣
伊
田
島

外務省外交史料

白鳥 俊夫 著

ナヂス 銀行

刊 アルス

昭和十五年十一月十六日

發行

裏面白紙

裏面白紙

序

昨秋歸朝以來、國慶ニ試ミテ演説ヲ、新聞、雜誌ニ與ヘテ演説等ヲ一部取録メテ上梓スルヨウ、同志諸君ノ才屬メニ慰フコトニシタ。

今日カラ見レバ、變ツテモヨイ言見デアリ、ソノ數ノ事實ニヨツテ裏切ラシタ節モ少クナイノデ、コノマ、江湖ニ向フコトハ、多分ニ性根タルモノガアルケレドモ、「敵前上臣ノ志ナキヤ」ト一部カラ懸念サレテ歸ツテ來テ當時ノ空氣ノ裡ニアツテハ、コレダケノニトテ言フノニモ多少ノ「勇氣」ヲ必長トシタノデアリ、サウ言ツタ歴史的ノ價値カラ觀レバ、未ダ多少珍考ノ價値ガアルカモ知レナイ。

併シナガラ、三國同盟ニ就ニ事實トナツタ今日、吾々ハ徒ニ過去ノ歴史ニ對シテ是レニ對シテコトハ勿論デアツテ、不向且ノ持ツ世界史的意義、特ニ今後ノ人類社會ヲ支配スベキ新秩序、新世界觀ニ就イテ深刻ナル解説ガ長求サレルワケデアリ、サウシタ努力ガソノ演ノ人ニヨツテナサレ、ソノ成果ガ如何ニ世間ニ送ラレルコトヲ希望スルモノデアル。本行ノ如キハ、特ニソノ爲メノ小サナ筆口ヲ提供スル效果ガアレバ幸ヒデアル。

昭和十五年十一月

白鳥敏夫

2.

Doc 1616

3.

Doc 1616

Ⅰ 日英伊同盟ノ必然性

今日外交ヲ論ズルニ方ツテハ、第一ニ現下ノ世界ガ一大轉機ノ前夜ニアルコトヲ知ラネバナラヌ。前此ノ世界戦争ハ、余ダ世界ノ新舊兩勢力ノ對立テハナクテ、同一性質ノ國々ガ何レモ自國ノ立場、自國ノ利益ニ關スル諸事ノ觀念ニ基イテ去歲ヲ決シタガ故ニ、本來行動ヲ共ニスベカラザルモノガ、同一ノ陣營ニ立ツテ戦ツタ。例ヘバ、日本ヤ伊太利ガ英。米。佛等ノ自勢力ニ味方シタガ如キハソノ著シイモノデアル。然ルニ、ヴェルサイユ條約ガ歴史ノ動向ニ逆行シテ、此ノ世界ノ秩序ヲ一。二世紀過去ニ引キ戻シタガ爲メニ、却ツテ世界ノ新興勢力ノ擡頭ヲ促シタノテアル。日本ガ大政變ニ乘リ出シ、伊太利、獨逸ガ全体主義體系ヲ完成シタコトハ、何レモソノ現ハレテアツテ、初メハ之等ノ新興勢力ハ必ズシモ共通ノ使命ニ目覺メナカツタケレドモ、舊勢力ガ自己保存ノインスチンクトカラシテ、舊秩序維持ノ爲ニ自ら進發シ、合作スルノ勢ガ明ラカニナルニ從ツテ、新興諸國ハイヤテモ相提携スルノ已ムナキニ至ツタ。コレガ世界ノ現狀デアル。

從來、コノ兩陣營ハ持テル諸國、持タザル諸國

裏面白紙

4.

Doc 1616

ト區別サレテ來タ。事實ハ全クソノ通りデアツテ、
 新兵動員ハ多ク物質ニ恵マレズ、ソノ生活圓ガ狹
 隘ニスギ、現狀ニ絶大ノ不満ヲ抱ク處々デアル。
 併シナガラ、若シ之等ノ動員ノ欲スル所ガ、單ニ
 ソノ物質的状態ヲ改善シヨウト言フノミナラバ、
 今ノ闘争ハ、從來ノ國際争戰ト敬テ違フ所ハナ
 イワケデアルガ、現下世界ノ獨立ハイマ少シク高
 イ意味ヲ持タセテ考ヘルコトガ出來ルト思フ。
 日本ノ大國進出ハ單ナル物質的獨逸ニカラレタ
 モノデアハナク、日本民族ノ驕傲ノ大理想ヲ實現ス
 ルガ爲デアルコトハ、今日日本國民ノ信テガ自覺
 スル所デアツテ、東亞新秩序ナル言葉ハ端的ニコ
 ノ意味ヲ表現シテ居ル。伊太利、獨逸ノ國家地位
 ガソノ理念ニ於テ、我ガ立脚ノ本義ニヤ、近似シ
 テ居ルコトハ人ノ知ル所デアル。ソシテ、一口ニ
 全權主義ト稱セラル、之等諸國ノ宇宙觀、國家觀
 ハ、個人主義ヲ基調トスル所稱テモクラシク諸國
 ノソレト對立相反スルコトハ言フマデモナキ所デ
 アツテ、今日世界ガ新舊兩勢力ニ分據セラレテ居
 ルトイフコトハ、尊ラコノ思慮ノ獨立ニソノ重點
 ヲ置イテ、考察シナケレバナラス。
 茲ニ於テ、最も問題トナルノハソビエツト。ロ
 シアノ立場デアラウ。共產主義ノ宇宙觀ハ所謂テ

裏面白紙

5.

Doc 1616

モクラシーノソレト同一平画ニ立ツモノデアリ、
 全主權ノ世界ニトハ全ク相容レナイモノデアル。
 サレバコソ所謂人民以爲ナルモノガ不自然デハナ
 カツタワケデアルガ、若シソレニシテ飽クマデモ
 マルキシズムノ立場ヲ棄テヌナラバ、之ト全權主
 義的ニ結トノ緊密ナル合作ハソコニ大イナル無
 ヲ生ズル。今日我ソノ同一ニ一ノ同盟關係ガ成立
 シ、舊勢力ニ向ツテ共同ニ戦フテ居ルガ、之
 ガ若シ軍ニ強シ力ヲ散ルスト皆フ一途ニ於テ、
 利害共ニアルガ爲メノ提携ナラバ、世界史的ニ
 見テ、サシタル直ニ往ハ無イノデアルガ、之ニ反
 シソレガ從來深リ察ツタ世界共産革命ノ企圖ヲ擧
 棄シ、國家主義ニ於テモ逐次舊形式ノ全權主義ニ
 移行スルトイフイテオロギーノ誤解ヲ意味スルモ
 ノトスレバ、之ハ實ニ直ニ往ナル出來事ト見ナケレ
 バナラナイ。我々トシテハ今後ノ推移ヲ我々モ直
 ニ見究ハメルコトガ肝要デアラウ。

世界歴史ノ進方トシテハ、以上述べた所ニ
 ハシテ居ルガ、同時ニ聯カ異ツタ諸國カラ「ズル
 コトモ出來ル。人類ノ共同生活ハ一貫シテ逐次ソ
 ノ範圍ヲ擴大スル傾向ヲ示シテ居ル。之ハ主トシ
 テ經濟上ノ必要トイフコトニ根據ガアルモノト認
 メラレルガ、他方全權主義的世界ニハ自然コノ傾

裏面白紙

Doc 1616

6.

向ニ拍車ヲカケルコトニナルノデアアル。日本ガ日。
 道。文プロック縮成ヲ志シ、獨逸ガ所産生^レ活^ス。
 日ヲ長家シ、伊太利ガ地中海ヲメグル大帝國ノ延
 設ヲ以テソノ運志トスルノハ何レモソノ軌ヲ一ニ
 スル次第デアアル。英蘭ガソノ傳統ノ自由貿易主義
 ヲ一掃シテ、オツクワ^ル定ヲ以テ、プロツク^ル運送
 ノ前途ヲナシタノハ周知ノ事實デアアルガ、之ハ英
 蘭ガ自由主義ノ本山ヲ以テ目ラ任ジナガラ、運送
 的必以ニセマラレ、全權主義^ニ一掃ヲ^ス實ノ
 上ニ採用シタトモ評シ^ルルノデアツテ、彼等ガ日
 獨。伊ニ窮シテハ、民族自決ノ原則ヲ^モ實シナガ
 ラ、自己ノ國家^ニ於テハ^ハカニ^コノ^原則ヲ
 モ無視シテ^ルコトハ、ソノ立脚ヲ^失ル^ル^ニモ
 ノトスルノデアアル。

若シ矣。米。獨逸ガソノ目ラ現ニ享有スル^大
 ナル^運送^權國ヲ維持セムコトヲ^欲ス^ルナラバ、彼
 等ニ此シテ^何等^ノ劣^ルコトナキ^電ノ^優勢^ヲ民族^ニ對シ
 テ^モ同^ジ惡^意ノ^運送^權ヲ^認メ^ルノ^難事^ヲ持^ツテ^然
 ルベキテハアルマイカ。ソノコトナクシテハ^新シ
 キ^運送^權ハ^生レ^得ナイ。之ガ目前ノ世界^ニ對シ
 ト^思フ^ノデアアルガ、コノ^新シ^キ世界^ヲ生^ミ出^スガ
 實^ニハ、從來ノ^天人^ノ權^トカ、民族^ノ自^決ト^カ自
 家^主ト^カ言^フ^自念^ニ希^當ノ^修正^ヲ加^ヘナ^ケレ^バ

裏面白紙

7.

Doc 1616

ナラヌト同時ニ所請持テルニモ自ラノ聲望ヲ
 信スベキテアル。之ヲ平島ニ言ヘバ、從來ノ世界
 ハ六十餘ノ國々ニ分レ何レモ主權ノ範圍ヲ主張シ
 テ、人種語言ノ向上發展ハ却テソノ爲ニ阻止セラ
 レテ來タ。全世主權國ノナサムトスル所ハ、大
 難題ニ、コノ不台語ヲ始正セントスル所ニアルト
 モ云ヘル。即チ世界ヲ比較的少數ノグループヲハ
 プロツクニ分ツテソノ内ニ於テ各民族ハ自治ナ
 ル共向在語ヲ會ミ各々ソノ語ヲ行ルト云フ任担テ
 アル。之ハ從來ノ通念カラ言ヘバ非論ナル革命テ
 アツテ一六世紀ヲ越テ上テナケレバ實現困難デア
 ルカモ知レヌ。現ニアジアニ於テ二千年ニワタル
 大戦争ガハレテ起リ、歐羅巴ニ於テモ諸國勢力
 同ノ一大混亂ガ起ニ口火ヲ拂ラレ、今世各々ソノ
 短烈サト、復國トヲ以テ大セントシテキル。特シテ
 ガラ、今日此ニ歐羅巴ノ交戦國ノ間ニ於テ、歐羅
 巴聯邦トイフコトガ提唱セラレ、東洋ニ於テモ東
 亞聯盟乃至協同體ノ主張ヲ見ルノデアツテ、世界
 史ハ今を必然ニソノ方向ニ進展セザルヲ得ナイモ
 ノト信ズル。

今世ノ日本外交政策ヲ如何ニ決定スベキカノ問
 題ハ大體以上ノ前提ニ照ラシテ見レバ何れも違フベ

裏面白紙

8.

Doc 16/16

キ管ハナイト思フ。實ハ、日本ノ外交政策ハ清國
 專横ヲ以テ、大ニ威震ニ乘リ出シテ以來、既ニ確
 定シテ居ルノデアツテ、彼等乃至亞細ヤ許サヌノ
 デアルガ、今日ニ於テモナキ且ツ他國ガ二ツニ行
 レテ何レトモ決シ兼ネテキルノハ、天下ノ奇怪事
 ト云ハナケレバナラヌ。併シナガラ、之ハ一時ノ
 現象デアツテ、歴史ノ必ズハ人カヲ以テ如何トモ
 スルコトハ出来ナイ。結局ニ於テハ、必ズ蓋チツ
 クベキ所ニ落チツクモノト思ハレルガ、現下内外
 ノ情勢ハ長ク懸疑迷混ヲ許サヌモノガアル。
 然ラバ假リニ近キ將來ニ於テ、歴史ノ趨向ニ高
 ウタ日本ノ進直シガ實現スルモノト見テ、今後ノ
 我が外交ガ如何ナル線ヲ進ルベキカトイフニ、ソ
 ノ眼ニ於テモ、日本ノ外交ガ東亞新秩序ノ建設ヲ
 以テ眼目トスベキコトハ、固ヨリ疑リハナイ。タ
 ダ之ヲ遂行スル精神ニ至ツテハ一般ノ真面目ト
 刺性トヲ加フベキハ勿論デアル。
 東亞ノ新秩序ナル言葉ハ、國內自由主義分子ノ
 偏カラ見レバ、誠ニ厄介ナ表現デアル。従ツテ彼
 等ハ極力コノ言ヒ廻シヲ避ケントシテキル。海外
 ノ新秩序勢力モ凡ユル社會ニ「支那ノ新秩序」ニ
 確信ヲ付ケ、排斥シテキル。現在ノ國內情勢ニ於
 テハ、コノ内外ノ策動ガ成功スルノ可能性ハ、決

裏面白紙

9.

Doc 1616

シテ無ナシトシナイノデアアル。併シナガラ、歴史ハ用給ナクソノ定メラレタル軌道ヲ違ミツ、アル。一定軌道シタカニ見エタ日獨伊ノ提携ハ、同盟トイフ形式ヲ踏ムト百トニカ、ハラズ、依然トシテ、今日ノ世界ニ於ケル毅然タル事實デアアル。獨ソ條約ハ、コノ軌道ヲ弱メル代リニ却ツテ之ヲ補強スルニ後立ツタ。實際同ニ於ケル日本ノ地位ハ、却ツテ一段ノ強ミヲ加へ、一時外國ニ宣稱セラレ我國民モ弱カニ之ヲ感ジタ日本ノ孤立云々ハ、畢竟歴史ノ結果ニ對スル認識ノ不足乃至信念ノ缺如ヲ語ル以外ノ何モノデモナイコトガ分ツタ。

シテ且レバ、日本トシテハ東亞ノ新秩序建設ノプログラムヲ一語一費ト雖モ任グルノ必要ナキノミナラズ、愈々之ヲ補充シ、完壁化スコトニ何等躊躇スルヲ望シナイノデアアル。

々々東亞ノ新秩序ハ、世界新秩序ノ一環デアアル。世界ノ他ノ部分ガ注意依然タルカ、又ハ反對ニ從退スル場合、地球ノコノ方面ノミニ新秩序ノ打ち進テラレルト云フコトハ有り得ナイ。日本ニ於テハ歐亞政象ヲ白紙ニ還元シ、支那事變ノ處理ニ邁進スルトイハレテキル。之ハ次カラ次ト歐洲ノ天地ニ展開スル新事象ニ直面シ、之ヲ正シク了解シ説明スルコトガ出來ナイ爲メ複雑怪奇ノ一語ニ奉

裏面白紙

10.

Doc 1616

リ去ツテ、今後ハ専ラ支那問題ニ注頭スルノゾト
イフ願ル幣分リノスル方針ニ逸レントスルモノニ
外ナラス。併シナガラ、今日ノ世界ニ於テ是ノ如
キ逃避ハ許サレヌ。亞細亞ノ問題ハ必然的ニ歐羅
巴ノ問題デアリ、亞米利加ノ問題デアル。新日本
ノ外交ハ大膽ニ、勇敢ニ、世界歴史幕後ノ現下ノ
國際政局ノ真相ヲ把握シテ堂々ノ布陣ヲナスベキ
デアル。

(以下次頁へ続く)

裏面白紙

11.

Dec 16/16

日英大戦と日本ノ態度

(昭和十四年十一月書寫)

私がイタリニ行ク迄ハ、日本ニ於テハ全權主
 義トカ、或ハ防共協約トイフヤワナコトヲ論シモ
 ロニシタコトデアリ、日露協約ノ締結ハ單ニ防共協
 定ダケニ止マラズ、實ニコレヲ強化セネバナラス
 トイフコトヲ多クノ人が考ヘタノデアアル。コレハ、
 一ツニハ支那保護ノ解決ガドイツ、イタリノ復
 讐ニ俟ツ所ガ多イトイフコトヲ、原前ノ國際關係
 ニ照シテ國民各自ガ感情シタカラデアルト思フ。
 然ツテコレノ防共協約ヲ實ニ一歩進メテ互に同盟ニ
 進シタラヨイトイフコトガ、私ガ向フニ變ツ迄、
 可ナリ國民ノ間ニ廣ク行キ且ツテ居ツタ感情デア
 ルト見タノデアアル。一時的ノ無條件ノ日英伊草等
 同盟ヲ結ブトイフコトニ對シテハ、一部ニ大キナ
 反對モアツタガ、國民一環ノ間ニハサウムヅカシ
 イ定意ハ別トシテ、兎モ尙モ「同盟」ヲ欲スル氣
 持ハ猶カニ認めラレタ。ソレデ私モ此ノ同盟ニ後
 力ノ限リヲ盡シテ見ヨウト考ヘテイタリニ使シ
 タノデアツタ。

然ルニ日本ノ意向ガ、英國ト協約スルコトニ依
 ツテ、日支關係ヲ解決スルヤウナ影響ヲネツタ。

裏面白紙

12.

Dec 16/16

日本ガサウイフ態度デアル故ニ、獨逸國モ我ニト
 コノ問題ニ對シテ柔ビヲ持ツテ來タ。遂ニ日本ニ
 見限ヲ付ケテ、獨ソ不可侵條約ニ迄行ツテ了ツタ
 トイフワケデ、其處ニ至ル迄ノ混雜ヲ辭シク進ベ
 ル餘裕ハナクシ、又之ヲ率直ニ發表スルコトハ
 當ヲ快ク語モアルト考ヘラレルノテ益々シ、タ
 竊ガ茲ニ斷言シ得ルコトハ、獨ソ不可侵條約締結
 ニ迄行ツタ徑路ニ於テ、日本獨ニモ多分ニ責ムベ
 キ所ガアル、反省スベキモノガアルトイフコトハ、
 獨カスベカラザル事實デアルトイフコトデアル。
 一假ニハドイツガ日本ヲ裁切ツタ、ドイツハ不
 信デアル、トカワ考ヘテ居ルガ、私ノ觀ル所デハ、
 ドイツハ日本ヲ裁切ツタノデモナケレバ、大ナル
 不信ヲ犯シタノデモナイ。其處ニ至ツタ情狀ヲ
 觀スレバ、敢テドイツヲ不信トハ言ヒ難ネルノデ
 アル。ソシテ又ドイツガ元來日本カラ見テモ又ド
 イツ自身カラ見テモ、共ニ利益デアルト考ヘラレ
 タ防共協定ノ精神ニ反シテソ獨ト結ンダ。而モソ
 レハ單ナル不可侵條約デハナク、更ニ一歩ヲ進メ
 タ同盟ニ近イ所迄行ツテ居ルトイフコトデアルカ
 ラ、コレハ當然的ニモドイツノ日本ニ對スル感情
 ガ冷却スベク考ヘラレルノデアルガ、事實ハ全ク
 ソレニ反シテ、ソ獨ト結ンダニモ拘ラズ、ドイツ

裏面白紙

13.

Doc 1616

ハ日本ニ對シテ依然トシテ濃厚ナル友情ヲ確メテ
 居ルコトハ今デモ尙少シモ變ツテ居ラヌトイフコ
 トヲ、敢ハ述ビタル事實トシテ言ヒ得ルノデア
 イタリ。ハ勿論、日本ニ對シテ何等感懐ノ衰ルベ
 キ理由ハナシ。依然トシテ極メテ好感情ヲモツテ
 居ル。ソシテイタリトドイツトノ關係ハ、アノ
 舊ソ不可變條約が出来タカラト言ツテ少シモ惡化
 シテ居ラナイノミナラズ、イタリハ寧ろ獨ソ疾
 速ヲ欲シ、以前カラコレヲドイツニ勸メテ來タ
 イフノガ事實デア
 ル。

デア
 ルカラ、日獨關係トイフモノハ、今日ニ
 於テモ實ハ變化シテ居ラヌノデア
 ル。只日本ノ方
 ガ何トナク、ドイツハ日本ヲ羨望ツテ、ソ聯ト結
 ンダノハ怪シカラシコトダト考ヘテ居ルヤウデア
 ル。今日ノ國際間ニ於ケル日本ノ立場、實際ノ必
 要カラ言ヘバ、ドイツト對峙シイタリト一層ニ
 ヤツテ行クコトガ望マシイノデア
 ルガ、一度是ラ
 レタドイツニ再び手が出セルカ、ト言ツタ氣持ガ
 多分ニアルト思フ。然シ日本ノ氣持次第デ、日獨
 伊ノ關係ハ單ニ形式的デハナク、事實ニ於テモ再
 ビ昔ニ逆シ得ル狀況ニ在ルノデア
 ル。

カウイフ瓜ニ割ソノ條約が出来タトイフコトハ、

裏面白紙

14.

Dec 16/16

ドイツノ日本ニ對スル惡意カラ出タモノデナク、不信呼バハリヲシテドイツノミヲ賣メル譯ニ行カナイノデアルガ、然シバコノ獨ソ條約ガ出來タトイフコトハ、日本ニトツテ利益デアルカ、不利益デアルカトイフコトヲ、吾々ハ希冀ニ考ヘテ見ル必妥ガアルト思フ。獨ソ條約ノ結果トシテ先ヅ現ハレタノハ、今日ノ獨對英條約デアル。獨ソ條約ガ出來ナカッタラバ、恐ラクドイツハアレダケ強イ歐亞ハ露ヲナカッタデアラウ。獨ソ條約ガ直接ノ導火線トナツテ、コノ戰爭ハ生レタト言フテ宜カラウ。

私ハ今日ノ歐洲ノ戰爭ヲ無條約ニ、日本カラ見テ觀風トカ、天佐デアルトハ考ヘナイ。従シナガラ、何レニセヨ、コノ戰爭ガ起ツタトイフコトハ、日本ノ心算ケ次第ニヨツテハ、歐亞ノ持ツテ行キヤウ次第デハ、日本ノ對メニ有利ニ展開セシメ得ルモノデアルト確信スルモノデアル。

又獨ソ條約ガ出來タナラバ、ソ聯ハ西ノ方ハ安心デアルカラ全方ヲ東ニ向ケルコトガ出來ル。従ツテ日本ニ對スル露ノ脅威ガ加ハルトイフコトヲ一徹ニ感シタノデアルガ、露實ハコレニ反シ、ソ聯ハ今日日本トノ間ノ關係ヲ調整シヨウト希望

裏面白紙

15.

Doc 1615

シテ居ル。現ニノモンハン停戦協定モ既ニ出来テ
 居ル。其交渉協定間迄トカ、新通商條約或ハ利
 害相抵、サウイフ方面テモ諸々語ガ進ンデ居ルヤ
 ウデアツテ、何トナクソ論ノ日本ニ對スル感情ガ
 尋常シテ來テ居ル事實ガ認メラレノデアアル。恐
 ラク日本ニシテ之ヲ欲スルナラバ、彼等ハ目ソ不
 可侵條約マデモ締結スル用意ヲ持ツテ居ル。又支
 那ニ對スル援助、海軍増強ニ對スル援助モ打切ル用
 意サヘアルモノト私ハ確信シテ居ル。現ニ彼等ハ
 國民黨ト中國共產黨ヲ分難サセヨウトシテ居ル。
 コレハソ聯ガ蔣介石ニ見限リヲ付ケテ、中國共
 産黨ガ國民黨ト共闘レニナル危險ニ誘込マレルコト
 カラ免レシメヨウトシテ、コノ國共分難トイフコ
 トヲヤラシテ居ルモノト、私ハ確信シテ居ル。
 果シテサウデアルトスルナラバ、獨ソ條約締結
 ノ結果トシテ、日ソノ關係ガ改善サレテ來タトイ
 フ大キナ事實ガ生レテ居ルノデアアル。此點カラ見
 テモ獨ソ條約ノ締結ハ決シテ日本ニトツテ不利デ
 ハナイト思フ。ソレノミナラズ、日本トシテハ、
 カウイフ關係カラ更ニ派生スル所ノ色々ノ利益ガ
 アルノデハナイカト思フ。例ヘバ、今日英國ハ蔣
 介石ヲ強ク偏ナシ、又日本ニ對シテ何等壓力ヲ加

裏面白紙

24

16.

Doc 1616

へ得ナイノハ、獨ソ不可侵條約締結ノ結果トシテ、
 ドイツト英佛間ニ戦争ガ起ツタトイフコトニ原因
 スルノデアアルガ、要スルニソノ追ガナクナツ
 タトイフコトガ日本ニ非常チ安心ヲ與ヘタ。日本
 ノ地位ガ鞏固ニナツタ。従ツテ英國トシテハ手モ
 足モ出ナクナツタト云ヒ得ルノデアアル。
 又爾後ノコトガ本國ニ就テモ言ヘルト思フ。不
 圖デハ今日俄ニ日ソ接近ヲ感ニシテ居ル。此ノ點
 英國ト同様、本國ハ日本トソノ關係ガ悪クナツ
 テ莫レレバヨイト怖ニ考ヘテ居ルノデアアル。コレ
 ハ日本ノ極東ニ於ケル地位ガ強クナルコトヲ恐レ
 ルカラデアアル。ソ聯ト戦争ヲスレバ、日本ハ支那
 ニ於ケル遠慮ノ手ヲ弛メナケレバナラヌ。彼等ハ
 日本ガ支那ヲ統制シナケレバナラナクナルコトヲ
 危ツテ居ル。日ソ間ニ妥協ガ出来ルトイフコトハ
 彼等ニトツテ固ニ都合ガ悪イコトデアアル。元々不
 圖ガ、十六年俄國艦ヲ沈ンデ來タソ聯ヲ一弱ニシ
 テ認メタノハ、海軍擴張ガ起ツテカラトイフモノ
 ハ日本ハ甚甚ニ自分ノ言フコトヲ信カナイ。吾モ
 米國トシテハ一寸日本ニ手ノ下シヤウガナイ。日
 本ニ手ノ届ク所ニアルノハソ聯ダケデアアル。ソコ
 デソ聯ニ食ヲ貸シ材料ヲ與ヘ、彼等ヲ供給シテ
 コレヲ有力ナモノニシテ、日本ヲ壓迫サセヨウト

裏面白紙

17.

Doc 1616

イフ政策ヲ採ツタノデアル。
 ソノ政策ガ成功シテ、日本トソ聯ノ關係ハ今日
 迄悪クナツテ來タ。日本ハ今迄、支那東亞ヲ獨力
 ヲ維持シテ居ル上ニ、ソ聯トノ關係ガ改善セザル時
 段ニナルカモ知ラス、ソシテ英國ハ依然日本ニ
 向ツテ強ク出テキル、コノ上米國ガ抑セバ日本ハ
 參ツテ了フトイフ處ニ考ヘテ居タ。米國ガ通商條
 約ヲ廢棄シタノモサウイフ考ヘカラデアル。
 然ルニコノ日本ガソ聯トノ關係ニ於テ安心ヲ
 タトイフコトニナルト、通商條約ノ廢棄位デハ日
 本ハ中々言フコトヲ難カヌダラワ。ア、イフ手ハ
 實ハ見込難ヒデアツタト米國ハ今デハ後悔シテ居
 ルニ違ヒナイ。ソレデモ強ク復讐ハ日ソノ關係ガ
 改善シ、進ンデ不復讐條約ヲ締結シヤシナイカト
 非常ナ關心ヲ以テ視テ居ルノデアツテ、何ウカシ
 テコレヲ妨ゲタイト考ヘテ居ル。今ノ處デハ日本
 ノ通商條約ガ其處ニ完全ニ一紙シテ居ラヌカラ、
 米國ハ稍々強ク出タラコノ關係ヲ改善スルカモ知
 レナイト考ヘテ、多少強ク出ルコトガアルカモ知
 レナイ。通商條約ヲ支那東亞ニ於テ、今後當分ハ
 マダサウイフ行キ方デヤツテ來ルデアラワガ、コ
 テラトシテハ近日ニソレニ取ゼラレテハナラヌ。

裏面白紙

向フガドワ出キウガ少シモ心能ハイラス。自主的ニ政策ヲ遂行スベキデアル。

カクノ如ク日本ノ今日ノ世界ニ於ケル外交上ノ立場ハ全面的ニ改善サレ、ソ聯ニ向ツテモ今日ハ何等ノ不安ガナイ、英米カラモ逼迫ヲ受ケナイトイフコトニナリツ、アル。コレハ端的ニ云ツテ獨ソ條約ノオ基デアアル。

然ルニ日本デハ、ドイツハ怪シカラシ、ソ聯ト手ヲ握ツタ。今日ドイツハソ聯ニ引キヅリ退ハサレテ居ル。ソシテ歐等デモ長編ニナレバ、ドイツハ金ガナイカラ預ケルダラウ。サウ言ツタ考ヘ方、サウイフ氣持ガ日本人ノ間ニ流レテ居ルヤウデアルガ、ドイツ邊リカラ見タラ定メシ不愉快ナコトデアラウト思フ。兎ニ角、日本ガカウイフ考ヘ方ヲシテ居ルトイフコトガ、日本ノ今後進ムベキ道ヲ非常ニ暗クシテ居タ。何ヲシテヨイカ分ラントイフノガ、サウイフ間進ツタ考ヘ方ヲ根本ニ於テシテ居ルカラデアアル。

抑々獨ソ條約ノ締結ニ至ツタ事情ニ於テ、ドイツ側ニ多分ノ情狀酌量スベキモノガアルノミナラズ、世界歴史ノ淵源カラ見テモ、實ハ獨ソノ提議ハ必然デアツテ、コレハ日獨伊同盟ガ成立シテモ、

19.

Dec 16 16

恐ラク同ジク實現サレタデアラウト思フ。ドイツ
 ノミナラズ日本モヤツタデアラウ。ソシテソレハ
 日本ニトツテ惡イコトデハナイノデ、日獨善同
 タ作ツタ上ニ於テ、更ニソト懸擧ヲスル。三國
 ノ方ヲ以テソト懸ニ臨ミ、日獨伊ガ、夫々有利ナル
 條件ヲ以テ之ト長擧シテ行クノガ本情デアルト思
 フ。
 私ハ昭和十四年七月ノ初ニ、政府ニ對シテ、明
 確ニサウイフ意見ヲ具申シテ居ル。
 要スルニ獨ソ條約ガ出来タトイフコトハ何モ不
 思議デハナク、ドイツニ大ニ答ムベキ所ハナイ。
 而モソノ結果ニ於テ日本ノ益メニ非常ニ有利デア
 ヲタコトハ只今述べタ通りデアル。シテ見レバ、
 日本トシテ、ドイツニ對シテ何等不利ヲ抱クベキ
 理由ガナイノデアル。支那專横ヲ適ジテドイツナ
 ドガ日本ニ示シタ好意ヲ忘レテハナラヌト思フ。
 勿論今日ノ國際關係ニ於テ、彼ラニ感情ニ疑ハレ
 ル程日本國民ハ單純デアツテハイケナイ。支那專
 横ニ於テ獨伊ガ日本ニ好意ヲ示シタカラトイッテ、
 コレニ大イニ感激シテ、日本ニ如何ニ不利デモ獨
 伊ニ對イナケレバナラヌトイフコトヲ私ハ主張ス
 ルノデハナイ。併シナガラ、今日ノ世界ノ情勢ニ

裏面白紙

Dec 16/16

於テ、ドイツ、イタリイ等ノ全權主義ノ國家群、
 世界ノ運命ヲ訂定シテ新秩序ヲ建設セントシテ
 居ル國群ガ、世界ノ現狀ヲ維持シテ行カウトスル
 英米佛ノデモクラシイ國家群ニ訂定ラレタトシタ
 ナラバ、日本ハ何ウナルデアラワカ、此點ヲ深ク
 考ヘテ頂キタイノデアアル。

若シ日本ガ全權主義國家群ヲ拒絶ルガメニ、デ
 モクラシイ國群ノ爲メニ夫高ノ分ヲトツタトスル
 ナラバ、ソシテデモクラシイノ運命力ガ再び世界
 フ支配スルトイフコトニナレバ如何デアラウカ。
 英米等ノ目カラ見レバ、今日、日本ハ獨逸ニ劣ラ
 ナイ惡者デアアル、彼獨逸デアルトサレテモ、彼
 等ガ再び勝テバソレコソ此前ノワシントン會議ノ
 時ノヤウナ生殺シイコトデハ済マヌ。必ず日本ハ
 支那カラ兵ヲ引ケ、滿洲ヲ返セ、ソレ處デハナイ、
 或ハ朝鮮、臺灣カラモ手ヲ引ケトイフコトニナル
 デアラウト思フ。又日本ノ海軍ハ大島沖ニ全部沈
 メテ呉レトイフコトニナルデアラウ。サウイフコ
 トハ眼ニ見エテ居ル。

併シナガラ、若シ本營ニドイツガ何ウシテモ英
 獨ニ勝テヌトイフコトデアレバ、無論日本トシテ
 モ大イニ考ヘナケレバナラヌ。ソレハ不幸ナコト

裏面白紙

21.

Doc 1616

デアルガ、貢ケルニ決ツテ居ルモノヲ接ケルコト
ハ出来ナイノデアルガ、併シ私ハ戦争ノ見送シト
シテハ、ドイツガ今度再ビ打取ラレルトイフコト
ハ何ウシテモ考ヘラレナイノデアル。

第一ニドイツハ軍備ニコノ戦争ノ後進ヤルカ
トイフト、私ハイタリイガ戦争ニ入ル、ドイツノ
際方トシテ迄ツトイフコトヲ疑信シテ居ル。又ソ
ノトドイツトノ間ハ彼高デ考ヘラレル程弱不安
ナモノデナク、假令宣戰者ヲシナイ迄モ、ソノ
ハ事實上ドイツニ立ツテ大ナル援助ヲ與ヘルト
イフコトハ間違ヒナイコト、思フ。ソシテ今日ノ
情勢ニ於テ中立國トナツテ居ルバルカン諸國ノ如
キ、寧ろ結局ドイツニ入ルダラウト思フ。其他
トルコノ如キ強クソ三國ノ力ニ依セラレテ英得カ
ラ進レテ行クノデハナカラウカ。又スペインノ如
キモ早晩獨逸ニ入ルダラウト思フ。要スルニ中
立國ハ此類ノ戦争ノ時トハ全然違ツテ、英獨ノ際
方ニナル國ハ一ツモナイト言ツテモヨイヤウニ急
フ。歐州ノ小國ハ、大國ノ方ガ高強ノコトニ敏感
ナアルト同様ニ、歐州大國ノ實力トカ、大國ノ地方、弱キニ就テハ
非常ニ敏感デアツテ、彼等ノ態度ハ英獨獨逸ノ實
力ヲ見ルバロメータートモナル。此ノ前ノ戦争ノ

裏面白紙

22.

Dec 16/16

時ト違ッテ、歐州ノ小國ガ、最近中立ヲ守ルトイ
フコトダケデモ、英露ノ方ガ非信ニ歩ガ悪イトイ
フコトヲ物語ルモノト思フ。

ソシテ今度ハドイツハ前同ト違ッテ消耗ヲ極力
避ケテ居ル。開戦以來三ヶ月餘ニナルガ、未ダコ
レトイフ消耗該ヲシテ居ラス。コレハカノジグ
フリード線ガ出來タ結果デアル。アノ其處ニ立籠
ッテ居レバ、ドイツトシテ非信ニ待テ自在デ、見
込ミガアレバ何時デモ出ルガ、サウデナケレバ
月デモ、幾年デモ、アレニ違ッテ物ノ消耗ヲセズ
ニ對峙スル。而モ一方背後カラノ物資供給ノ途ハ
非常ニ今度ハ自由ニナッテ、即チ後進ガ腹クナッ
テ居ル。ソシテドイツ國內ニ貯ヘテ居ル物資モ、
今度ハ此ノ前ニ比シテ非常ニ多イ。其藥品モ澤山
アル。消耗ハセズ、供給ノ途ハ此ノ前ニ比シテ非
常ニ裕カニナッテ居ル。總テノコトガ彼等ニトッ
テ有利デアル。又國家ノ政治經濟ノ體制モ長期間
ニ最モ進シテキル。彼等トシテハ單ニ賠償、根
據ベ級デモ決シテ負ケヌ事リデ居ル。

其ノ上陸軍ノ非常ナル増強ガ英國ノ海軍力ノ活
動ヲ頗ル制限シテ居ル。海軍力ノ性能モズツト良
クナッテ居ル。今日歐州ニ於テハ從來ノ海軍ハ最

裏面白紙

23.

Doc 1616

手經對的ナモノデハナイトイフコトヲ證據シナケ
 レバナラスト恩フ。ソシテイタリ一ガ参加シ、夏
 ハ夏ニスベインガ参加スレバ、夫國ニトツテ由々
 意一大尋テ、單ニ俄ニベテナク、實際ノ建設ニ於
 テモ英國ガ行ハラレマシナイカトイフ證據ガ充分
 マル。

(以下次頁ニ移ク)

裏面白紙

24.

Doc 1616

サウイフ 厭況デ、今日ノドイツハ如何ナル最悪
 ノ場合ヲ考ヘテモ敢ラレルヤウアコトハナイ。
 今日日本ガドイツニ好意ヲ示シテ、ソシテドイツ
 側ニ起ツテ戦争ヲシテモ大ナル危険ハテイトイツ
 コトニナル。而モ歐州ニ於テ新秩序ヲ建設シヨウ
 トイフニガ勝チ得ルトイフコトデテケレバ、日本
 國民ガアジアニ新秩序ヲ建設スルトイフコトハ有
 リ得ナイコトデアル。歐州ノ新秩序ハ大體英獨ニ
 ヨツテ代表サレテ居ル。ソノ舊イ秩序ヲ維持セン
 トスルニガ敢レテケレバ、新秩序ハ西洋ニモ東洋
 ニモ出来ナイ。日本モドイツモイタリモ共ニ世
 界ノ新秩序ヲ作ルコトヲ使命トシテ居ルニテア
 ル。條約ハ結バテケテモ三月ノ自前ハ一ツデアル。
 ドイツ人ハヨク云ツテ居タ。「吾々ハ何モ日本
 ニ歐州ニ援助ニ來テ呉レトイフノデハナイ。日本
 ニハ自ラノ使命トシテヤラテッレバテラヌコトガ
 アル。ソシテ東洋ニ於ケル舊イ秩序ヲ抑シテ新秩
 序ヲ建設スレバ、ソレデ日本ノ條約ニ對スル義務
 バ濟ムノデアル。何デモ東洋カラ英獨ノ勢力ヲ驅
 逐スルコト、ソレガ實ニ吾々ガ此ノ同盟ニ於テ日
 本ニ求ムル所ノ義務デアル。ソレ以上バ求メナイ」
 ト。若シソノ義務ヲ果シテ呉レサヘスレバ、同盟
 等トイフコトハ實ハ問題ニセヌデモ宜イ位ノモノ

裏面白紙

25.

Doc 1616

ダ。日本ハ東亞ニ新秩序ヲ建設スルトイフコトニ
一掃進シテ、決シテ舊イ勢力ト妥協セヌ、一步
モ譲歩セヌトイフ覺悟ヲ以テ、支那事務ノ處理ニ
進シテ實ヒタイトイフノデアアル。

自チコレガ又日本ノ立場ヲノデ、日獨ガ同盟ヲ
結バテクトモ、當然日本ノヤルベキコトデアアル。
歐洲ノ戦争ニ介入スル必要ハナイ。日本ガ支那事
務ヲ眞ノ意味ニ於テ解決スル、ソレニ進歩スルト
イフコトガ、結果ニ於テドイツヲ助ケルコトニテ
ル。又ドイツガ我ニヤツテキルコトハ、結果ニ於
テ支那事務ノ解決ヲ助ケテキル。現在日本ニ於テ
東亞新秩序ノ建設トイフコトニハ何人モ異存ガテ
イ所デ、コレヲ飽ク迄モ強調シテソレヲ實現ノ上
ニ成功サシテ行クトイフコトガ、日本トシテ最モ
努ムベキコトデアリ、又唯一ノ必長ニシテ充分テ
ル政策デアケレバテラヌト思フ。

併シ、支那ニ新秩序ヲ建設スルコトニ進歩スル
ト言ツテモ、日本ノ国力ニ限りガアル。今日迄支
那事務デ二年餘リ消耗戦ヲ行ツテ来タ。ソノ国力
ヲ整理シテソシテ更ニ來ルベキ大キナ努力ニ備ヘ
ル爲メニハ、此ノ上大規模ノ戦争ヲスルコトハ、
日本トシテ極力避ケテケレバテラヌ。ソシテ消耗
戦ノ危険ノアルノハ日本トシテソコダケデアルト

裏面白紙

26.

Doc 1616

取ハ息フ。而モソノソ聯ハ日本ト妥協シテ、
 手ヲ引キタイ。彼トシテハ再ビ、
 出テ来ル。其ノ旨ガ違ツテ来タ。其ノ
 時、彼ガ来タ。今更ニ、
 本ト説ミ、台ヒヲスルコトハ、
 不任、
 ツテ、
 交、
 思フ。
 ソ、
 自、
 因、
 以、
 恐、
 ト、
 兵、
 イ、
 メ、
 テ、
 ニ、
 充、
 ハ、
 ル、

裏面白紙

Dec 16/16

27.

又英國トシテハ他日ドウシテモ自分ノ目ニ勝目
 ガナケレバ、或ハ勝和ヲ裁議スルヲモ知レナイ。
 ドイツノ方デハ何時デモソノ用意ガアルト信ツテ
 今日迄ヤツテ來タノデアル。若シサウイフ限ニ後
 底シタ取手トアラズシテ勝和ニナルトシタナラバ、
 無益ニ自給會社ガ開カレル。其後へ日本モ出テ
 行ク、米巨モ來ルデアラウ。其時ニ若シ日本ノ政
 策ガ英米トモ妥協スルデモナク、英米トモナ
 ク、又獨存ノ點トモ妥協スルデモナク、所謂自主
 獨立、誰ラモ迄トシナイトイフ政策ヲ採ツテ居レ
 バ、コノ勝和會議ニ於テ完全ニ日本ハ獨立スルコ
 トニナルノデアアル。

尤モ何時ソノ勝和ガ來ルカハ分ラナイガ、凡ソ
 勝和ノナイ取手ハナイ。ソノ勝和モ遅イカ早イカ
 分ラナイガ、或ハ意外早く來ルカモ知レナイ。ド
 チラガ負ケルトイフコトデナク引分ケノ勝和ニナ
 ルカモ分ラナイ。其時ニ日本ガ若シ孤立シテ居レ
 バ、結局東洋ノ問題ガ難性ニサレ、アジアノ難性
 ニ於テ他ノ部分ノ問題ヲ解決スルトイフコトニテ
 ルノデアアルカラ、私ハ今日、日本ノ外交關係ヲ自
 主獨立、支那事變ニ遠達スルトイフコトヲ言ハズ
 ニ、何ヨリモ先ヅ對獨伊ノ關係ヲ元ニ還シ、ソコ
 トノ良好關係ヲ作ルガヨイトカウ思フ。而モソレ

裏面白紙

Doc 1616

28.

ニヨツテ日本ハ何等ノ危險モアイ、不モテイ。
 東亞新秩序ヲ建テノ使命ヲ、コレニヨツテ始メテ建
 成スル志ガ固カレルノ事ト確信スルノデアアル。
 私ノ結語ヲ力付ケルモノハ色々アルガ、ソレヲ
 詳シク述ベル餘裕ガナイノデ、省略スルコトニス
 ル。

要スルニ、強シクノ提議ガ出来タ。從ツテ歐州ノ
 戦争ガ起ツタトイフコトノ爲ニ、日本ノ國際間ノ
 地位ハ非常ニ有利ニテツニタトイフコトハ間違ヒナイコトデ
 アツテ今後政府ノ政策ヲ誤リサヘシアケレバ益々良
 クナル。コノ有利ナル狀況ヲ利用シテ更ニ其クシ
 テ行キ、ソシテ東亞百年ノ大計ヲ遂ニ成ラタル事
 業ノ下ニ成テルコトガ必要デアアル。コノ千載一遇
 ノ機會アルニモ拘ラズ、國民ハ何ウシテヨイカ分
 ラント言フコトデアツテハ困ル。何ヨリモ先ヅ、
 コノ國內ヲ一本ニスルコトガ急務デアアル。サウシ
 テコソ初メテ日本ノ外交モ本来ノ軌道ニ還シ得ル
 ノデアツテ、只今ノ日本ノ有利ナル地位ニ更ニ百
 歩ヲ進メテ、永久ノ基礎ヲ作ルコトニ、固ヲ舉ゲ
 テ邁進スベキデアルト思フ。

裏面白紙

29.

Doc 1616

III

獨ソ提議問題ト獨逸ノ實力

(昭和十五年一月、
學士會ニ於ケル譯後)

最近ノ日本ノ外交ハ、私ガ先方ニ發ツ迄ハ日獨
伊防共諷刺ト云フコトニソノ根本ガアリ、政府モ
常ニソレヲ聲明シ、國民モ皆其ノ意ヲ承リデキタノデ
アル。然ルニ此ノ文藝事業ノ枝々運行スルニツレ
テ獨伊ノ日本ニ對スル援助ト云フモノガ非常ニ有
效デアルコトガ國民一般ニ認ゼラレ、更ニ一歩メ
テ、之ヲ軍事同盟ニシヨウト云フ意見ガ出テ來タ
ノデアッタ。

日本國內ニ於テモ、多クノ人此ノ氣持ハソコニ
アツタト思フノデアツテ、兎モ角獨伊防共諷刺ノ
諷刺ノ聲ガ最も高カッタ時ニ私ハ日本ヲ出發シ、
先方ノ端デ俄力ヲ盡シテコノ問題ニ貢獻シ度イト
云フ氣持ヲ以テイタリニ彼ヒシタノデアアル。先
方ドイツ及ビイタリニ於テモ、彼等ノヨロツ
バニ於ケル關係ガ益々重大ニナツテ、サウシテ東
洋ノ日本ト結ブト云フコトニ大ナル重要性ヲ認ム
ルニ至ツタノデアツテ、勿論ドイツ、イタリニモ
日本ト同ジヤウニ、或ハ日本以上ニ日獨伊提議ヲ
強化シテ行カウト云フ氣持ガアツタノデアアル。日

裏面白紙

本ノ氣持モサウデアリ、向ウノ氣持モサウデアツ
 タノデアルカラ、私トシテモ日英伊軍事同盟ノ同
 意ハ左シタル困難ナシニ成功スルデアラウト云フ
 希望ヲ持ツテ居ツタ。然ルニ先方ニ参リ聞モテク
 慮ジタコトハ、ドイツ、イタリ！ノ欲スル處ト日
 本ノ京ムル處トハ相違ノ間キガアルト云フコトデ
 アツタ。ト云フノハ、日本ニ於テハ文部省ニ於
 テイギリストカアメリカト云フモノノ大ナル妨害
 ヲ受ケテ居ルニモ拘ハラズ、是等ノ點トモヲ置ッ
 テ行カウ、妥協シテ行カウト云フ氣持ガ非常ニ多
 イノデアツテ、唯一ツ懸念ニ於テ意見ノ一致シタ
 ノハソワイエト。ロシヤニ對スル關係ダケデアツ
 タ。ロシヤニ對シテハ多クノ人々ガ公然日本ノ以
 デアルト云ツテ居タ。從ツテ日本ノ廟堂一致シ得
 ル限度ハ、主トシテソ聯ヲ目標トシタ日英伊軍事
 同盟ト云フコトデアツタ。

然ルニドイツ、イタリ！ニ行ツテ且ルト、先方
 ハ猶々其ノ目標ニ就イテノ見方ガ違フノデアツテ、
 イタリ！ノ如キハロシヤト何等利害ノ衝突ガナイ、
 又ドイツニシテモ當初ハ西ノ方ハ英獨ト妥協シテ
 專ラ東方ニ向フト云フ政策デアツタノデ、其ノ際
 ニ日獨防共協定ガ出來タノデアルガ、ドイツノ東
 方ニ同フ政策ガ着々續ニ着キ、オーストリーヲ併

裏面白紙

31.

Dec 16/16

合シ、次イデチエツコラ無シ、更ニ差ンデポー
 ランドノ問題ヲ解決セントスルニ當ツテ、ココニ
 英露ガドイツノ前途ニ立チ居ガツタノデアル。即
 チドイツノ東方政策ハ矢張り西方ノ問題ヲ解決シ
 テノ後ニ非ザレバ解決出来ナイト云フドイツノ
 史的ナ如キト云ハウカ、宿命ト云ハウカ、其ノ事
 實ニ再ビドイツガ進着シタノデアル。従ッテドイ
 ツハ日本ト結ンデソ聯ヲ打タウ、或ハ東方政策ニ
 於テノソ聯ノ妨害ヲ除去シヨウト云フ政策ニ大ナ
 ル利益ヲ蒙リシタ。従ッテ露伊ノ日本トノ提携ニ就
 テ欲スル所ハ、ソ聯ヲ討ツト云フコトデハテク、
 ヨーロッパノ運勢方テ代表スル英露ニ對スル關係
 ニ於テ我ヲ利用スル、之ニ就イテ日本ニ協力ヲ求
 メ度イトイフコトニ在ッタノデアル。一方日本ノ
 方バ、英露ト妥協シテ一ツソ聯ノ東洋ニ對スル侵
 略ヲ防ガウト云フノデアツタノテ、其ノ間ニ少テ
 カラズ氣持ノ差ガアツタノデアル。勿ルドイツニ
 シテモイタリニシテモ、日本トロシヤトノ間ニ
 戦争ガ起ツタ場合ニハ日本ヲ助ケル積リデアツタ
 ノデアアルガ、ソレハ彼等ノ主タル目的デハナカツ
 タノデアツテ、此ノ根本ノ氣持ノ差ト云フモノガ、
 日露伊ノ同盟ガアノ時期ニ於テ出来ナカツタ原因
 ト思フノデアアル。

裏面白紙

32.

Doc 1616

日本が支那問題に對シテ幾クイキリストノ對立ガ著シクテツテ來タト云フコトハ爭フコトノ出來ヌコトデアツテ、アノ天幕問題ニ關スル全體的ナシテ動ト云フモノガ最も能ク之ヲ示シテ居ルノデアアル。私ハ、當初コソ專ラソ聯ヲ自標トスルコトガ日本ノ意阿デアツタガ、支那問題ノ進行途上ニ於テ日本ノ其ノ考ハ寧ロ改メラレテケレバテラヌノデアハナイカ、ドイットイタリノ只今述べタ態度ト文部ニ於ケル日英衝突ノ不可避性トニ鑑ミ、日本ノ從來ノ態度ヲ根本的ニ改メテケレバテラヌノデアアルマイカト云フ事ヲ感ジテ居タ。ケレドモ日本ノ氣持ハ何トシテモソ聯ヲ自標トスルコト云フコトガ確定的デアリ、出來待レバ英艦トハ争ハスル、場合ニ從ツテハアメリカヲモ標トニ引キ入レヨウト云フノガ有力方面ノ考ヘデアツタノデア、私ノヤウナ考ヘハ非常ニ實現困難デアルト只ツタノデアツタ。

要スルニ、ドイツハ日本ト違ツテソ聯ノ代リニ英艦ヲ主タル目標トスル、固ヨリ已ムヲ得ズンバソ聯ト戦フケレドモ、ドウシテモテモクラシーノ資力ヲ以テ最大ノ障礙ト見テ居ルト云フコトヲ私ハ斷言出來タノデアアルガ、國內ノ事情ガ前ニ述べタ通りデアルカラ、政府ニ告シテバ、單ニ

裏面白紙

33.

Dec 16/6

日本ガ今此ノ向盤ヲ結ブコトヲ懸望スルテラバ、
 ドイツハ必ズソノ結ブデアラウト云フ意見ヲ進
 言シテ居ツタノデアアル。然ルニ天幕閣内ニ關係シ
 テ益固的ノ英意協力が進ツタ。サウシテ其ガ日本
 ノ利益ノ支持ヲモテ居ルト云フコトヲ尾タノデ、
 今ヤ懸望スベキ時期デハテイト考へ、七月朔日ニ
 忽ハ「ドイツトイタリーハソノ結トノ懸望ヲ考へテ
 局ナク、若シ以テガソノ懸トノ懸望ヲ考へトシテコ
 ノ條約ヲ作ラウトイフテラバソレハ止シタガヨ
 ロシイ、ドイツ、イタリーノ考へテ自分ガ態度ス
 ルニ、彼等ハ日獨伊ノ同盟ヲ作ツテ其ニゾラモ
 自分等ノ方ニ引付ケヨウト云フノデアアルヤウニ思
 ハレル。今日支那ニ新條約ヲ結スル事ニハ、下
 ウシテモイギリスノ代表スル商務大臣ヲ支那カラ取
 除カテケレバアラヌノデアアルカラ、日オトシテハ
 一日モ遠カニイギリス、其ニフランスニ對抗スベ
 キ條約ヲ獨伊ト結ンデ、其ノ上ニ日獨伊三國ノ英
 國ノ力ヲ以テソノ懸ニ應ミ、彼ラシア東洋カラ手ヲ
 引カセル、露介石變動ノヤウテモノモ引付ラセル、
 兵力モ漸ク困難カラ引カセル、懸望ノ解決モ近次
 我ニ有利ニ之ヲ進ゲテ行ク、此ノ方算ガ日本カラ
 見テ最モ寧宜ニ進シテ居ルト自分ハ思フ、若シ此
 ノ際日獨伊ノ同盟ヲ結バテケレバ、若シラクドイツ
 バソノ懸ト結ブデアラウト云フモソレハ進進ツテキル、

裏面白紙

34.

Doc 1616

陸軍スベキ時期ヲハナイ、一度ドイツトソ
 ンダ後ニ日本ガソトノ向ノ向ヲ
 云フコトニナルト主客區別スルカ
 ガ悉クナリハセヌカト云フコトヲ、
 ツテ詳シク政府ニ達シタノデアツタ。

(次頁へ續ク)

裏面白紙

然ルニ、政府ニ於テハソ聯ト取テ爲ノ條約ヲ目
 的ニシテ居ルニ、ソ聯ト和スル爲ノ條約トイフ
 ノデアルカラ、然リニモ當初ノ考ヘト違ツテ居ル
 ノデ、私ノ意見ハ固ヨリ以テミラレナカッタノデア
 ヲタ。ノミナラズ天幕事件ニアレダケ口説ガ得
 シ、全國民ガ民衆ニ協定シタアノサ中ニ日英東京
 會議ト云フモノガ固カレタノデアアル。サウシテ不
 屈ニモイギリスガ日本ニ屈シタ。天幕ノ附近
 ニ於テ、世界ノ前途ニ於テ英日人ガ大ナル影響ヲ
 受ケタ。チエンパレン港首長モ議會ニ於テ自分ノ
 助ハ益エタリタル事デアルト言ツテ憤慨シタ直衆
 ヲイギリスガ大イナル屈シタ。ノミナラズド
 イツノ外ハ大ニハ的直タル言ヒシテ、日本政府
 ハ英日ニ對シテ若シイギリスガ支那ニ於テ日本ニ
 屈シタルヲバ、日英會議ニ於テ英日ノニス
 ルコトハ日本ハ百シテヤラヌト云フコトヲ然ラシ
 タト云フ情報ニ對シテ居ルノデアアル。

元々ドイツ、イタリイカラ見レバ、日本ガ海軍
 發展以來大ニ強ツテ居ル政體ト云フモノハ、長
 ハ東洋ニ於ケル古イ秩序ヲ破壞シテ居ルノデア
 ラウトスル事デアルト彼等ハ見テ居ルノデアアル。
 自テベルサイユ條約ニ違ツテ居ル處ノ世界ノ現

原本不明瞭

裏面白紙

36.

Doc 1616

款ヲ先ヅ察尋ニ於テ証サウトスルノガ日本ノ大陸
 取崩アルト彼等ハ見テ居ルノデアアル。ベルサイ
 ユ條約ハ、是ハ東洋ニ於テハワシントン條約トナ
 ヲテ居ルガ、之ヲ日本ハ極サウトシテ居ル。清國
 專權ニ於テチウデアリ、海軍條約ノ廢止ニ於テサ
 ウデアリ、今度ノ支那ニ於ケル新秩序ノ建設トイ
 フコトモチウデアアルト彼等ハ見テ居ルノデアアル。
 従ツテ日獨三國ガ提携シテ世界ノ舊秩序ヲ破ル
 ベキ眼地ヲ作ルト云フコトハ最も自然デ、此ノ交
 渉ガ目標デアルトハ彼等ハ望願シナカッタ。事務
 自然ノ進程カラ云ツテ當然過ギル條約ト彼等ハ思
 ヲテ居ツタノデアアル。然ルニ是ガ在在時日ヲ延滞
 シテ、六月ニナツテ日本ガ彼等ノ敵トスルイギリ
 スト安シシヨウトスルト云フ情報ニ誤シタノデア
 ル。彼等トシテハ實ニ是位重要トコトハナカッタ。
 而モ口ヲ鼻ゲテ反英運動ヲヤツタ直後ニチウイフ
 專權ガ在在テ疑タト言フノデアラカラ、彼等コソ
 日本ノヤルコト、日本ノ行動ト云フモノハ實ニ疑
 難デアリ、強固デアアル、斯ウ思ウタラウト考ヘル
 ノデアアル。

サウ云フ工合デ、ドイツノ方トシテハ、往々日

原本不明瞭

裏面白紙

37.

Doc 1616

本願ムニ足ラズ日本ノ力ヲ盡リテ其心ニ對シヨ
 ウト云フコトハ望ガナイトイフ氣持ガ有クナツテ
 在タ。一方ヨロツバノ情勢ハ空々道遠ヲ嘗ゲテ
 ダンテヒノ關係ニ於テ其勢トドイツノ關係ガ一
 部トナラセテ來タ。是モ其當時其心ハソノ點
 ミツキニ、モスコイニ代表ヲ送ツテ同點ニ對シ
 交渉ヲヤツテ來タ。其ノ交渉ヲ見テイタリガ不
 安ヲ感ジタデアラウコトハ其理モナイコトデア
 イタリ。ハドイツトノ關係ニ對シテ其心ハ其
 ツテ居ル。其ノドイツガ日本ト對シテモ其心
 サウシテソノ點ガ其心ニ對シテハ其心ハ其
 レバ、其ノ其心ニ對シテ其心ハ其心ハ其心ハ
 ドイツト對シテ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ
 ルノハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ
 ソノ關係ニ對シテ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ
 ダトシテ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ
 其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ
 不可侵權ヲ認メテハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ
 東ニ移ラレテ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ
 手付シテ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ其心ハ
 ルト云フコトハ、唯一ノ關係ニ對シテ其心ハ其心ハ

原本不明瞭

裏面白紙

38.

Doc 1616

ラニレサセルコトニナル。而モ日本ハ獨逸ノ領土
 結バウトスルト云フ條約ヲ入手シタノデアラカラ、
 ドイツトシテソ聯トノ妥協ヲ急進ニ策スルコトハ
 當然デアラウト思フノデアアル。而モドイツノ邊へ
 デハ、日本デハ俄トソ聯々ト書ツテ居ルガ、東
 洋ニ於テ本當ニ日本ノ利益ヲ妨ゲテ居ルノハソ聯
 デナクシテ、イギリスデアアル。今ドイツガソ聯ト
 不償償約ヲ結ベバ東洋ニ於テモ英國ノ利益ヲ損
 メル結果トナルコトハ日本モ固テ諒解スルデアラ
 ウト考ヘテ居ツタト思フノデアアル。サウ云フ次第
 デ、遂ニ八月下旬獨逸ノ不償償約ガ出来タノデア
 ヲタ。尤モコノ不可償償約ト云フモノハ一月一タ
 ニシテ出来タノデアハナイノデアアツテ、僅ニ一九三
 八年頃カラヒトラ一紙紙ヲ初メソ聯ニ送シテ餘リ
 悉言ツ吐カナクテ、ガラカシイト私ハ感ジタノデ
 ハナクナツテ、其後ソ聯ノ内部カラドイツ及ビイタリ
 アルガ、其後ソ聯ノ内部カラドイツ及ビイタリ
 ニ送シテ獨逸キカケテ來タ。即チ防共協約ニ對シテ
 ソ聯ガ手ヲ送バシテ來タ。今年ノ四月頃リツベン
 トロツプ外務モ張々ニ向ツテハツキリ云ツテ居ル
 ノデアアル。日本ガドウシテモドイツト同盟ヲ結バ

原本不明瞭

裏面白紙

107

39.

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

ナケレバ、我々ハソコト一語ニナラナケレバ
 マ。日本ガ来ルアラ百ノ政策デ行クガ、日本ガ
 ナケレバ三十ノ政策デ行カケレバナラナイト
 ウテキタノデアアル。コレハ勿論政府ヘ電報シタ
 デアルガ、日本デハ我々ガドイツカラ恫喝サレ
 ノデアルト云ウテキタノデアアル。
 サウ云フ次第デ、送ニ、我々ノ意見ガ出テ。其
 ノ時ニドイツ當局ハ日本ニ對シテ之ハ我々ニ對シ
 マ、前以テ了了ニ得テ我々バ宜イノデアアルガ、日
 本ニサウ云フコトゾ言ヘバ必ズ百十八時間以内ニ
 全世界ノ新聞ニ出テシマフ。コレハ今迄無モ
 出シタコトデアアルカラ、何分ニモ日本ニ前以テ知
 ラセルト云フコトハ出来ナカッタ。何ウカ我々
 ツテクレルナ、法律上ヤ形式上ニ何ハツテ我々ガ
 強詞ニ言イタ、不信ダト云ツテ呉レルナ、此ノ急迫
 シテ情勢ニ於テ我々ニ對シテハ我々ヘラレヌノデア
 ルカラ我々思フテ
 兵レルナ。何シテ今日ニ於テモドイツノ日本ニ對スル
 シモ我々ラヌ。我々ノ意見シテハ日本モソト一ツ
 ハ我々ラヌ。我々ノ意見シテハ日本モソト一ツ
 運シテ日本ニ言ウテ居ルノデアアル。我々ガ
 イツハ我々ラヌ。我々ノ意見シテハ日本モソト一ツ
 運シテ日本ニ言ウテ居ルノデアアル。我々ガ

40.

Doc 1616

ニ送ベタ進リ、先方ハソコトノ御尋ハ考ヘテ
 ズ、且御尋同量ガ出来タラ、ソレニソコトモ
 ケヨウト云フ考ヘデアツタト云フコトハ之ニヨ
 テ送キサレテ居ルト云フノデアル。
 アノ御尋御尋ガ出来タ後、伊太利モ此ノ御尋
 ヲ御尋ニ御尋シテ居タ。之ニヨツテ御尋己ノ御尋
 ハ起ラズニ御尋ムデアラウ。今後且ソノ御尋モ良ク
 ナリ御尋日本ニ御尋ニ御尋ガ御尋ナルドラウト云
 ツナ居ツタノデアツテ、イタリイガ御尋ノ御尋
 御尋シトシテイトカ、且ハソコトニ御尋シテ御尋ラ御尋
 テ居ルト云フコトハ、私ノ先方ニ居ツタ御尋ノ御尋
 カラハ出テ来ナイノデアル。
 何レニセヨ、ドイツトイタリイハ此ノ御尋御尋
 ガ出来タト云フ御尋ニ御尋ラズ、今日ト雖モ御尋ト
 シテ日本トノ御尋ニ御尋ニ意キラ御尋イテ居ルト云
 フコトガ出来ルノデアル。今日、日本トドイツ、
 イタリイトノ御尋ハ御尋不可御尋御尋ノ御尋ナカツ
 タ以前ト表ハ表ラナイコトニナツテ居ル。タダ
 日本ノ御尋ノ御尋何トナク御尋トシナイ。何ト
 ナクドイツニ御尋ラレタト云フヤウナ御尋ガシテ
 キル。是ハ一ツニハ今送ベタヤウナ、如何ニシテ

原本不明瞭

裏面白紙

109

42.

Doc 1616

スル 領地デアアル。元々日本トドイツ、イタリト
 ハ夫員ノ違合ニアルノデアアルカラ、バラバラニナ
 ツタラ 離散サレルガ、一國ニナツテ是タナラバ到
 底 離ラレルモノゾハナイ。此ノ領地ハ本邦領地
 ナモノデアアルカラ、何處ノ國ガ餘計領地スルナド
 トイフコトハ要フベキモノデナイガ、此ノ領地ノ
 現 實ノ利益ヲ益ニ示スコトモ必要デアアルカラ、益
 當リ現ニ支拂ニ於テ領地シツアル所ノ日本ヲ助
 ケテ一日モ早ク支拂事業ノ成程ヲサセル、之ヲ以
 テ領地ニ與ヒノ領地ト云フ方ヲ望ムスルガヨイト云
 フコトヲ先方デハ云ツテ是ツタノデアアル。
 従ツテ今年ノ正月頃迄ニ日領地ト出テ居
 ツタラ、ソノ源泉ハ日本ニ非ズニ有利ナモノガア
 ツタラウト云フ。勿レノモンハン事務ト云フヤウ
 ナモノモ是ラナカッタデアラウシ、又ダンチヒノ
 間ニデイギリスガアレ邊界ヲ越ルト云フコトハア
 リ得ナカッタラウト云フノデアアル。
 假リニドイツガヨロツバニ於テ急ニ領地ヲ得
 終シヨウトシテ英領トノ領地ニ變換ガ起ルヤウナコ
 トガアツテモ、日本トシテ今度領地ニ參加スルノハ
 都合ガ惡イト云フコトナラバ、中立ヲ守ルコトニ

原本不明瞭

裏面白紙

111

44.

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

ト事細スベキコトガ録世アル。第一日本ニ於テモ
 支那國境ヲ無視シテ多少忌ヲツクコトガ必要デア
 ルノデアアルカラ、取手ハ出来得ル限リ延バサレタ
 デアラウ。各口トモ總テ軍備ガ十分ニ出来、外交
 上ノ關係モ好クナツタ上デ此ノ取手ヲ決意シ得タ
 ト思フ。日清伊同皇ガ出来タナラバ、我々ガ此ノ
 苦シイ中デイギリストカフランスト取手シナケレ
 バナラナカツタデアラウトイフノハ、實ハ強漢ノ
 ナイコトデアルト云ヒ度イノデアアル。

石ノ不意に海軍部ガ出来タニ就テドイツ軍ニ深ク
 怨ムベキ所ハナイ、寧ロ日本軍モ反シナケレバ
 ナラヌモノガアツタト云フコトハ先程述べタ。然
 ラバ此ノ日清伊同皇ガ出来タ、日本ノ之ニ就ツテ是ケタ影響ハ
 ドウデアアルカト云フコトモ考ヘナケレバナラヌト云フ。勿レ若シ
 ドイツガソ邊トシテ出来タラバ、ソノハ兵方シテ海軍部ニ同ケルダ
 ラウカラ日本ハ非常ニ苦ルシマナケレバヌト世間デハ考ヘ
 タ。又我々モソレヲ慎レタノデアアル。然ルニ、事
 實ニ於テハソノ反動ニ日本ニ對スルソノ氣持ハ
 進ニ好ニシテ來テ居ルト思フノデアアル。ノモンハ
 ソノ條約ニ先方ハ口許ツテ居マシタト云ハ
 ンバカリニ怨テニシテ出来タ。ソレカラ日清伊同皇

45.

Doc 1616

委員會トカ、通商條約トカ其他ノ問題ニ關スル交
渉ハ今日先ダハ喜ンデ日本ト是ガ談判ニ當ツテ居
ル。ノミナラズ私ノ見ル所デハ、日本トノ間ニ不
信條約ヲモ作り度イト云フコトヲ考ヘテ居ル。
是ハ私ハ思フニ、彼等ハ、從來ヨロツバカラ開
メ出シテ居ル。然ルニ今度ドイツトノ不
信條約ガ出来テ、私ハ此ノ不信任條約ハ殆ド同盟
ノ關係ニナツテ居ルト見テ居ル。デアルガ、此ノ
ドイツノ義務ノ結果、彼等ハ又西ノ方ヘ出ルコト
ニナツタ。バルチックニ歸ルコトガ出来ルヤウニ
ナツタ。即チ極東ニ於テ優待ナル日本ト親ミ合ヒ
ヲシテ居ルベキ時期デハナイ。彼等ガ民族トシテ
モ多年世縁シテ居ツタ所ノヨーロッパノ西ニ南ニ
歸レルト云フコトニナツタ。此ノ上ハ日本ト妥協シ
テ極東ノ方ハ安心シテ居ラレルヤウニシ度イ、ソ
レガ彼等ノ願望デアル。シテ見レバ今迄日本ノ支
那問題解決ヲ妨ゲテ來、蔣介石ヲ助ケテ來タ一方
ノ大キナ力ヲ除クコトガ日本ノ決心次第デハ直チ
ニ出来ルヤウニナツタト云フコトデアル。
ソレカラ又此ノ獨ソ條約ノ結果、ドイツガポー
ランドノ問題ヲ急遽ニ解決シヨウトシタノデヨ

裏面白紙

46.

Doc 1616

ロツバ戦争が起ツタノデアルガ、此ノ戦争ハ日本
 ニ取ツテ無條件ニ天祐デアルトカ、神島デアルト
 カ云フコトハ出来ナイト思フ。日本ガヨイロツバ
 ノ新舊勢力ト云フモノヲ正シク認識シ、之ヲ日本
 ノ根本改訂デアアル所ノ支那ニ於ケル善後序意、
 ト云フコトニ關シテ考ヘ、サウシテ日本ノ
 政策ヲ立テ、行クナラバ、私ハヨイロツバ戦争コ
 ソ日本カラ見て天祐ト言フベキモノデアルト思フ
 ノデアアル。此ノ言カラ見てモ、獨ソ條約ノ結果ハ我
 ニ有利デアツタト言ヘルト思フ。サウシテ是ハ開
 港ニナルガ、其他イギリスニ對スル關係、或ハア
 メリカニ對スル關係ニ於テ獨ソノ接近ト言フモノ
 ガ非獨ニ日本ノ立場ヲ好クシテ居ルト云フコトハ
 學フコトガ出来ナイト思フ。
 今日マデアメリカハ支那問題ニ於テ當ニ日本ニ
 反對シテ居ツタノミナラズ、日米通商條約ノ廢棄
 ト云フヤウナ積極的ナ手廻行ツヤウニナツタ。之
 ハ何故デアアルカト云フト、日露戦ノ防共輻輳ノ背
 後ニハ何カアルノダラウ、日本ハ孤立デハナイト
 思ツテ居タ。然ルニ日露同盟ノ交渉ガウマク行
 カナクテ其後デ獨ソガ接近シタコトニ依ツテ日本

裏面白紙

47.

Doc 1616

ハ完全ニ孤立シタ。既ニ日本ハ支那ト戦ツテ疲レ
 切ツテ居ル。支那ニ於テ戦ツテ居ル日本ハ獨逸ト
 ハ何等ノ關係モナク、孤立シテ居ルノダ、ソシテ
 ソ聯トハ一國關係ノ關係ニ在ル、今アメリカカラ
 一彈シ得シタナラバ、日本ハ支那カラ手ヲ引クダ
 ラウト見タノデアアル。然ルニ獨逸ノ結果、ソ
 聯ガ東洋カラ手ヲ引カントシ、ヨーロッパ戰争ノ
 タメニイギリスモ手ヲ引カザルヲ得ヌコトニナツ
 タノデ、アメリカガ一人デ日本ヲ引キ受ケナケレ
 バナラヌヤウニナツテ來タ。而モソ聯ガ事實日本
 ト結ブカモ知レナイ。是ハアメリカトシテ大キナ
 荷物ヲ負ハサレタト云フコトニナルノデアアル。ア
 メリカハ、日本ガ疲レテ居ルノデアアルカラソレ位
 ナコトハ出テ來ルト思ツテ居タノデアラウガ、日本
 ノ不利ニナルト思ツテ居タ獨逸ノ條約ガ有利ニ展開
 シタ。加之他方アメリカガ今日迄獨逸ニ對シテ取
 ヲテ來タ態度ト云フモノハ英獨逸ト一ツデアアル。ア
 メリカガ果シテヨーロッパノ戰争ニ入ルカドウカ
 ト云フコトハ尙早トシテモ、既ニソノ危險ハ十分
 ニアル。英獨逸ノ聯合ヲ考ヘレバ、英獨逸ハ獨逸ト云
 フヤウナヨーロッパニ於ケル大口ヲ向フニ思ハシ

裏面白紙

Doc 1616

48.

テ 願 望 シ ナ ケ レ バ ナ ラ ヌ カ モ 知 レ ナ イ、 サ ウ イ フ
 良 レ ガ ア ル ア メ リ カ ト シ テ ハ 日 本 ニ 臨 邊 ヲ 加 ヘ ル
 ト イ フ コ ト ハ ナ カ ナ カ ヤ リ 弱 ラ ヌ 管 デ ア ル。 非 常
 ニ 危 険 デ ア ル。 思 フ ニ 米 國 ト シ テ ハ、 日 米 條 約 ノ
 廢 棄 ヲ 通 告 シ タ コ ト ハ 今 日 ハ 悔 イ テ 居 ル デ ア ラ ウ
 ト 思 フ。 強 リ ア デ タ 條 約 ノ マ リ 弱 ガ ナ イ ト イ フ カ
 チ デ ア ル。 コ レ モ 日 本 條 約 ノ 影 響 デ ア ル ト 思 フ。
 果 シ テ 然 ラ バ 日 本 條 約 ニ 對 シ テ 日 本 ハ 何 等 不 平 ヲ
 待 ス ベ キ 筋 合 テ ハ ナ イ ト 思 フ ノ デ ア ル。 ア ノ 條 約
 ガ 出 來 タ 爲 ニ 日 本 國 民 ニ 於 テ 何 等 カ ド イ ツ ニ 對 シ
 テ 強 然 タ ラ ザ ル モ ノ ガ ア リ ト ス ル ナ ラ バ、 ソ ノ 氣
 持 ハ 一 掃 ス ベ キ モ ノ デ ハ ナ イ カ ト 思 フ ノ デ ア ル。
 否 ナ 等 ロ ド イ ツ ニ 感 謝 シ テ 然 ル ベ キ デ ア ル ト 思 フ。
 然 ル 理 由 ハ 電 モ ナ イ ノ デ ア ル。 ト 云 ヒ 疑 イ ノ チ ア
 ル。

(以下次頁へ移す)

裏面白紙

49.

Doc 1616

併シ乍ラドイツハ現ニ戦事ヲシテ居ル、此ノドイ
 ツガ米穀ノ真偽スル如ク忽チニシテ真ケルトス
 レバ、是ト雖もニスルコトハ危儀デアルト云フモ
 ノガアル。吾々自白クテイ物ノ云ヒ方デアルガ、
 私ハ必ズシモ反戦シナイ。云シドイツガ破レルナ
 ラバ、是ト併クシテ俄ク是トハ和議デナイ。併シ
 乍ラ私ハドイツハ次シテ負ケナイト思フ。此ノ前
 ノ戦事ヲ記シテ居ルハ、長編ニ亘ツタナラバ
 ドイツハ必ズニ勝節ニ負ケテシマフト言フ人モア
 ルケレドモ、ソレハ今日ノドイツノ實ヲ十分考
 ヘナイカラデアル。

日本アタリチハビトラ一ハ戦事ヲ強ツテカラタツ
 タ六年ニシヨナラヌ、吾々万モ、軍備モマダ十分
 デハアルマイト言ツテ居ルケレドモ、今ノドイツ
 ハサウ云フ人ノ見ル所トハ大變速フ。千九百十四
 年ニ比ベテ、今日ノドイツハ實ニ於テ千九百十四年ニ
 ノガアル。經濟ニ於テは實ニ於テ千九百十四年ニ
 比ベテ幾倍カノモノヲ得ツテ居ル。一國前ノヨ
 ロツバ戰事デハドイツベカリデナク、フランスモ
 イギリスモ打撃ヲ受ケテ居ル。イギリスノ力ハ昔
 去ノ富ノ蓄積ガ大部分デ、ソレガ戦事ニ使ツテ著

裏面白紙

50.

Doc 1616

シク被ツタ、其ノ打撃ム下ノ位大キイカ、御承知
 ノ通り今日ニ於テモマダ債ハレテ居ラナイノデア
 ル。併シドイツノ乃ハ人商ニアル、ソノ受ケタ打
 撃ハ三トシテ人商ノ債額デア、是ハ二十三年ニシ
 テ完全ニ返サレテ居ル。アノ戦争ニ於テドイツノ
 都市ハ勿論少シノ領土モ荒ヤレテ居ラヌ。唯ベル
 ナイユ條約ニ於テ兵刀ハ十萬ダケトスルトカ、新
 水産ヲ割ツテハイカヌト云フヤウナ制限ヲ受ケタ
 ダケデ、國民ノ領土ト云フモノハ存続ノ益自カラ
 著々進行シツツアツタ。例ノ賠償金ノ如キハ殆下
 天文學的ナ数字ニ達シタノデア、實際ドイツ
 ニ於テ積ツタモノハ、金ト稱シテ僅カニ三億圓餘リ
 ト私ハ記憶シテ居ル。而モイギリス及佛ニ茶園ハ
 ドイツガ割ツテシマツテハイカヌト云フノテズン
 タ々金ヲ貸シテ居ル。アメリカカダケデモ四五十億
 ドルト云フ金ヲドイツニ貸シテ居ル。結果ニ於テ
 ハドイツハ、アベコベニ四五十億ドルノ賠償金ヲ
 費ツタ事ナモノデア。又有テナインフレイシニ
 ンテ猶越ハ一區ガラガラニナツテシマツタト言フ
 人モアル。

成程インフレーションハ、ドイツノ中産階級ニ大

裏面白紙

51.

Doc 1616

打撃ヲ其ヘ一私會生括ニ願ル惡イ結果ヲ費シテ
 ノデアルガ、昨年之モ必ズシモ減ダケデハナキツ
 タノデアツテ、ドイツノ株式會社ト云フモノハ、
 悉クアノ、インフレーションニ依ツテ借金ガ牽引
 ニナツタルツレデアルカラ戰後家財ノ機體ヲ維持
 ケタノハドイツノ會社デアル。此ツテ戰後ノ下イ
 ツノ工業乃ハ到底、英佛ガ活流凶暴ナイモノニナ
 ツタ。ソノ工業乃ニ依ツテドイツノ復興ハ目覺マ
 シイモノガアツタ。戰後デ皆盛クナツタ商會ナド
 モ忽ニシテ四五百萬圓ノモノガ凶暴、殆ンド日本
 ト同以テニナツテ居タ。其ノ他英佛ナドモ眼ニ見
 エテ復興シタ。ヒトラ一ガ天下ヲ成ツタ時ニドイ
 ツハ既ニ完全ニ圓刀ヲ復興シテ居ツタノデアル。
 唯形式ノ上デハベルサイユ條約ニ依ツテ縛ラレテ
 居タ。ヒトラ一ガ是ツト共ニ此ノ條約ノ締結ヲ一
 ツ一ツ行ツテ行ツタ。一ツノ條約ガ以テルニド
 イツノ充實シタ刀ハ彼ネ上ツタ、是ニ一ツノ拘束
 タ脱シテ全刀ヲ發揮シ得ルニ至ツタノガ今日ノド
 イツデアル。
 ドイツノ復興ハヒトラ一治世ノ六年デハナク戰後
 ノ二十年ニ亘ル歲月ノ所産デアルコトヲ忘レテハ

裏面白紙

52.

Doc 1616

ナラヌ、ソレカラヒトラーガ國內カラユダヤ人ヲ
 許シシタト云フコトハ、民族ビユリテイーヲ保ツ
 ト云フ民族主義カラテ居ルト考ヘラレテ居ツタ
 我々ハソシナニ運命ナ民族排斥ハイケナイト
 思フテ居タノデアルガ、然ルニドイツ人一般ノ考
 ヘテ居ル所ハ爾大抵テドイツノ氣ケタノハユダヤ
 人ノ爲ダ、ユダヤ人ガ國內以テ混亂シタカラダ
 コノ偏于身中ノ過一掃シナケレバ戦争ハ出来ヌ
 ト云フノデアル。即チユダヤ人排斥ハ戦争ノ準備
 ト見ナケレバナラス。今日トテツテ見レバソノ真
 ニドイツノ國內戦線ハ非而ニ變化サレタワケデア
 ル。又ドイツ國民ハ何レモ民族ニ歸スル復讐心ト
 云ハフカ、ベルサイユ條約ニ對スル大ナル不
 満ヲ抱イテ居タノデアル、因テテノ小サナ露國カ
 ラ歐々島嶼ニサレタ、フランスガ之等ノ小國ヲ逐
 ネテ獨逸ヲ包圍シ壓迫シタ。コノ不満ハヒトラー
 ガ因テ深クカチハ悉ク露カレタ。國民一般ノヒト
 ラーニ對スル感情ハ暴落ラシイモノデ、立派ナ學
 者達デモ、ヒトラーハ神ガ御選民族ヲ救フ貴ニ任
 シタモノト信ジテ居ル。又獨逸ニハ強者ガナイ

裏面白紙

121

Doc 1616

53.

臣ノ生活ハ悲慘ダト云フモノガアル處程、短時日
 之間ニアノ大辱ヲ存リ上ゲタノテアルカラ臣
 生若ニ對スル無益ハ大キイ、誠ニハ後世シテ居ル
 貴シ、貴氏ノ生活ハ外國ニ宣稱サレル所トハ大
 イニ遠ヒ、ナテ改修以爾ニ死シテシク改修サレタ
 矣シテ弱之シテ居ルトハ云ヘナイノデアアル。サウ
 シテ國內兩處モ此處モキレイニニ弱シテ居ル。國
 イタコトモナイ名モナイ町ニモ此處ガ林立シテ
 ニ無益ヲ此イテ居ル。田舎ノ等其處モ此處モ車ヤ
 實事ガ益ク進歩アル、實見タ入デナイト、ドイ
 ツノ實力ハ倍ジラレナイノデアアル。
 ドイツノ國內ハコノ通りデアアルガ、ソノ對外強
 ニ於テモ若シク有利ニナツテ居ル。例ヘバロシヤ
 ハ今日ドイツト同様に強ニアル。此ノ前ノ數年ノ
 時ニハ三箇年間ハドイツハ、二百萬ノ大軍ヲロシ
 ヤニ對テテキタ、而モフランスヤイギリスノ外ニ
 イタリトモ、セルビヤ、ルーマニア等トモ對テ
 ラシナケレバナラナカツタ。而シテ今日ハ百萬ノ軍
 一機ニ全カテ集中シ得ルノデアアル。而モココニ
 ハジグフブドノ要塞ガアル、其攻不落デアアル。
 之ニ格ツテ守レバ何年戰争ガ無イテモ平氣デアアル。

裏面白紙

Doc 1616

54.

ドイツハ結ノ万目テ少シモ結ラシテ居ラスノ
 テアル。必要ナラバ此ノ子テ結テモケテ行
 ケルノテアル。結カラ替ヘテアルモノモ此ノ結ノ
 結テカニ結シテ居ルソシテ今度ハソコ、バルカ
 シ及ビニカンチナヴィア、ノ五カニ自由ニ住ルヲ
 受ケラレル。補給ノ程ハ自由ニ住ルシ得ル。獨
 逸トシテハ願ル勝手ガヨイ。今度ノ聖令ハ其ノ
 ドイツガ、ヨーロッパノ諸國ヲ決定的ニ争フ時
 ガ際ガノダト言ツテ、ドイツハ大聖ヲ取ツテ居ル
 ノテアル。此ノ前ノ聖令ニ於テハ、ドイツトシテ
 ハ聖令ニ取テヤツテシマハナケレバナラナカ
 ツタ。即チ短兵急ニフランスヲ争フテモス刀チロ
 シヤヲヤツテシマハナケレバナラナカツタノデア
 ル。前ハフランスト、ドイツトヲ争テル程ガナ
 カツタカラ、イヤテモ其程ニ大聖ヲ取ラヤラ
 ネバナラナカツタノデア。今日テモ、ジーグフ
 日下線ト云フモノガナイナラバ、即チ其ノ大聖
 ト争立シテ取ハナケレバナラナカツタルサウニ
 ト、イタリイモドイツトノ西壁ノ手前見テ居ラレ
 ナイ直ニ其ノ大聖ニナツタデアラウ。然ルニ
 今度ハ、ジーグフ日下線ガアルカラ、即チ其ノ大

原本不明瞭

裏面白紙

55.

Doc 16/16

ナイ。以テ答フヤリナガラ、ユツタリ進出ヲ進メテ
 是ル。従ツテ、イタリノ援助モ文メナイ。ナガ
 イタリガ中立ヲ守ツテ是ル所見デアルト云ヘル。ハ
 獨モドイツノイタリノ中立主義ノ如クハ、彼等
 トシテハ之ガ歴史ノ當然ノ結果ヲ代表スルモノト
 アツテ、英佛ノ自由主義、個人主義等トモツモ
 ノハ亡ブベキモノデアル。彼等テハイテモ亡ビル
 モノデアル。獨伊等ノ力ハイテは獨ト英佛ノ力レ
 異ツタ自由主義等トテハ殊等特シテ是ルダケデ
 是等ガ以テケラシテシマフノテハナイナト云フコ
 トヲ彼等ハ退フテ是ルト云フ。ドイツトシテハ、
 ジーグフ以下は立テ置ツテ英佛等ノ如クは
 止マセル一、空想トシテ水陸ヲ以テ英佛ニ勝テ止
 メラ御サウト考ヘテ是ルト云ラレル。是シヤハ
 ナウナキニハ行カスト是ツガ、今ヒノ英佛等ノ力
 ノ如クハ、新シイ勢力ニ十分懸念ガアルト云ハ
 信ジテ是ル。ソレハロシヤモイタリモソシテ、日
 本モ英佛ニ敵ト云フコトデアツテハドイツトシ
 テモ大敵デアルガ、今日ハソウイフ事ハナイ。イ
 タリニ是テハ世間デハイタリハ、マタ獨ガキ
 ヲヤツテ是ルト云スモノモアツタガ、千九百十

原本不明瞭

裏面白紙

56.

Doc 1616

年ニ於テハ、イタリイハ色々ト編譯ガアツテ、ド
 ウシテモイギリスニ贈クハナカツタシ
 然ルニ、ムツツリニガシクテ、西ロー
 シテ居ル。ナカテカ共ガ編譯ニドウスルコトモ
 甚深ナイダケノヲツテ、コノ書ノニ
 事カシラシサレテ、イヤデモ合群ニ定ラザル
 ラ後ナカツタトハ全ク無信ガ書ツテ、ルノデア
 ル。イタリイハフアツシヨシテ、十七年ニ
 ノカノ及ブ、イタリイハ送ケルツタ。此ノ上、
 ガ、ビルニハ、土ラ、ナル、ナイ、ムツツ、
 ノ書ツタ、イタリイハ今、エクスバンドスル
 カ、エクスプロードスルカシナケレバナラヌ。一
 ハ、イタリイハ、イタリイハ、ソシテ、
 ハ、イタリイハ、イタリイハ、イタリイハ、
 スルノ、イタリイハ、イタリイハ、
 然ルニ、イタリイハ、イタリイハ、
 デアル。従ツテ、イタリイハ、イタリイハ、
 中、イタリイハ、イタリイハ、イタリイハ、
 イノデアアル。英、イタリイハ、イタリイハ、
 ヲ、イタリイハ、イタリイハ、イタリイハ、

原本不明瞭

裏面白紙

125

57.

Doc 1616

アル。時ガ奏レバイタリハドイツノ領ニ
 在リテハ色ニシテモノトハ考ヘル。イタリ
 一ガ領ニ入ルト云フコトハドイツトシテモ其
 二有テアツテ、英皇ハソノ領ノ二ハ考ヤ
 領ル一トニ出ツテ考テ居ル。此ガ先公ニ止マルゴ
 トニナル。フランストシテモ、アフリカトノ
 領ニタレル。英皇トシテハ客ニナラスコトアル。
 ドイツガジグフリード領ヲ考テ英皇ト考テシテ
 是ル領ニイタリモ入り、ソノモ考加スルトイフ
 コトニナレバ、是ハイギリストシテハ出々シキ一
 大ニアルト考ヘルノデアル。
 日本ノ多クノ入ハ領ニハ海軍ニキマルト考置ニ考
 ヘルケレドモ、今日ノヨーロッパニ於テハサウデ
 ナイ。イギリストシテハ海軍ガナケレバ其ニ全
 一ガ瓦倫スルノデアツテ、是考必アルガ、イ
 考置ノ考合ニハ、英皇トシテハ考置ニ考シテ
 考置考置ガナイ。ドイツナドハ海軍ハナクテモ
 ハウツノデアルカラ之ヲ考置モナク考置ニシテモ
 宜イ。英皇ノ考置ヨリハ身考置アル。英皇ノ大皇
 ナリ考置ハヨーロッパノ英皇考置ハ考置ナカク々々

原本不明瞭

裏面白紙

58.

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

自由ナ船隻ハ船來ナイ、船クセバ船ノ左亡ニ移ス
 ルカラ船隻ニ危險ニサラスコトガ過ルナイ。船ヘ
 バ船中船ナドテハ英ノ船隻ハ船ル共ガ其イ。イ
 タリ一ハ金船陸流マナイ船隻ガアル。又其ニ
 船ニ乗ル船ガソレテアル。又其水師ガ百餘ツニア
 ル。船ノ番ナ英イ所チハ之ハ英海軍ニ其リ其後至
 船ニ乗アル。

英一トシテハ今年ノ船隻ハナカ々々船ヲ許サナ
 イ、實ニ危ナイ船隻ナル。ソレナラバ、ドウシ
 テイギリスハコノ船隻ヲ船メカカト云フト今日ノ
 イギリスハチモクラシイト云ツケレド一ハ其船
 船テアルト云ハレル。其船ラ船メ今日ノ其船船
 船ニハユグヤ船ノ人ガ多イ。ユグヤヨ船船シタ、
 ヒトラ一ニ船スル船船ハ船メテ船船デアル。今度
 ノ英一ノ船船ハ多分ニ船船ニ其船サレテ船船ニ
 船エル。ヒトラ一船サニ船二船ニ其船サレテ船
 ツタ船ニモ船ハレル。ソレトドイツノ船ヲヤソ聯
 ノ船船ニツイテノ船船モアツタト船フ。今日トナ
 ツテハ、英一ハ日本アタリテ船ヘテ船ル船ニ其處
 船モ船船ヲヤルカト云フトサウナナイカモ知レヌ。

59.

Doc 1616

アノエチオピア以來ノ英國ノ外交ヲ見ルトイツ内
 國スルカモ分ラヌト思フ。勿論ドイツヲ孤立セシ
 メ得レバ、英國モ最モマテ取ヒ去クベアラウ。
 一若大馬ナノハ、ロシアトドイツトノ間ニ在アル
 ガ、俄ソノ關係ハ意外ニ緊密ニ結バレテ居ルト見
 ナケレバナラス。ドイツガロシアノ關係ノ強固ヲ強
 シテ居ル計アラハモソ強ニ對シテ安心ヲシテ居
 ル。日本トソ聯ガ妥協シテソ聯ガソノ全方ヲヨ
 ロツバノ謀議ニ乘中スル事ニナソテモ和議不空ガ
 ナイトスレバ、ドイツハ俄ソノ聯ヲ信田シテ居ル
 ト云ヘルベアラウ。ソ聯ヲシテ俄東ニ安心ヲ得セ
 シメタイドイフノハ、俄ラクソ聯ノガツヨローツ
 バノ事ノ万ニ向ケヨウト云フドイツノ公認デハナ
 イカト思フノデアル。バルカンデソ聯トイタリ
 ノ利害ガ衝突スルト云フガ、ソ聯ガ、バルカン
 代リニ俄東ニ進出スルコトニナレバ、バルカン
 ハ、獨ソ伊ノ間ニ今後容易ニ謀議ガ結ケラレルト
 思フ。イタリイガソ聯ヲ攻取ラ類ニヤルカラ、獨伊
 ノ關係モ冷却シタノダロウト云フ事モアルガ、私
 ハソウ考ヘナイ。獨伊ノ關係ハヒトラー、ムツソ
 リーニ兩難ノ關係デアツテ、英領トイフモノハ、

原本不明瞭

裏面白紙

60.

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

洋ノ東面ニ向ハズ一歩デアラウ、サウ島ク附イタ
 日艦レタリスルモノテハアルマイシ、シテ三レバソ
 難クイタリイラドイツカラ引渡スト云フ事ハ、英
 國トシテモ容シニハ出候ヌト思フ。
 我々ハヨローロッパニ侵シ日艦ヲ捕獲スルコトニ
 及バズナガラ万シメノテアルガ、願望トイフコ
 トハ國家ノ利益ニ關スル意大問題ナアルカラ、彼
 カノ候ラ登シテ先万ノ情勢ヲ十分ニ調査、研究シ
 タノデアアル。ソノ結果、島在諸國ノ實力ヤ向背ニ
 ツイテ大ニ以上述べタ事ヲ注意ニ起シタノデアアル。
 日本ガ利益ニ損ハラズ、巨艦ニ對シテノ接近ガ出来、
 ソシテ戰争トナツタノデアアルカラ、私ガ論ツテ來
 タ後ニ於テヨローロッパノ情勢ハ多少變化シテ居ル
 デアラウ。
 今我ノ難事ガ凡テ私ノ意述べタ通りニナルトハ決
 シニ斷言シナイ。タダ今日ニ於テモ斷カニ述べ候
 ルコトハ日本ガ東洋ニ於テヤツテ居ルコトト、ド
 イツ及ビイタリイガヨローロッパニ於テヤサウトス
 ルコトハ、世界ノ秩序ヲ存ル候也トナ大變
 命ヲ持ツテ居ルニ於テ思及シテ居ルト云ラ置テ
 アル。

61.16.16

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

日本ガ差當リ支那問題ニ至テ、國民ノ命令ニナツ
 テ居ル所ノ東亞新秩序建設ト云フ點ヲ一歩モ枉ゲ
 ズシテ、大體ニ進行スルト云フコトハ、固テ、下
 イツ、イタリイガヨロツバニ於テ露サウトシテ、
 居ル點ヲ大キナ懸殊ヲ初ケルコトニナル。
 従ツテ日本ガ對露其ノ固ノ關係ムラ古イカト妥協
 スルト云フヤウナ事ガアツテハ、是ガドイツ、イ
 タリ一等ノヨーロッパ新秩序ニ及ボス精神の打撃
 ハ、大キイモノデアルトモフ。又従ツテ露等ノ進志
 モ固リハセヌコト考ヘルノデアル。先程述べた通
 リ、續ソ條約、固テ今固ノ戰爭ト云フモノガ日本
 ノ實際的地位ヲ目前、樂ニシテ察テ居ルト云フコ
 トハ事實デアル。併シナガラ此ノ目前ノ幾ナ地位
 ヲ適用シテ、日本ガ獨逸ニモ傷セズ、英米トモ
 バズ、所謂自主獨立ヲ又論議サヘ處ニスレバ宜イ
 イノデアルトイフ者ヘ方ハ、實際後等ガ永久ニ
 益スルナラバ、ソレテ宜イガ、併シナガラ終局ノ
 ナイ戰爭ト云フモノハナイ。戰爭ニハ必ず機軸ガ
 アル。ソノ機軸會議ニハ必ず日本モ参加ヲ要求サ
 レル。然ル場合ニハ、日本ガ自主獨立、ドチラニ

62

Doc 1616

モ係シナイト云フコトハ即チ會議ノ席上チ確立無
 侵トイフコトデアルシ日本トシテハ、白人ガ全
 結果シテ東洋ノ權ニ於テ彼等自身ノ關係ヲ深決
 シヨウトスルコトヲ欲モ、歐羅巴ナケレバナラナイシ
 彼等ガ一弱ニシテ目下メ、ヨーロッパバテ互ニ喧嘩
 シテ見タ所デ仕テガナイ。ドチラガ際ツタ所デド
 ウセヨローロッパバテハ、其ハ是ラヌ。其ヒ東洋ニハマ
 ダ、津山等ガアル。人國ガ、其ハ是ラヌ。日本ハマダ
 辛ウジテ弱ガ生ヘタ計リダ、日本ノ力ノ充實シナ
 イ内ニ今マデ英國ガ、其ハ是ラヌ。其ヒ東洋ニ近ケズ目
 ラモ充分利用シナカツタ東洋ヲ一弱ニ弱クシヨウ
 デハナイカト云フコトニナツタナラバ、日本ハ實
 ニ弱トシテ、其ハ是ラヌ。其ヒ東洋ニ近ケズ目
 イテ、其ハ是ラヌ。其ヒ東洋ニ近ケズ目
 イテ、其ハ是ラヌ。其ヒ東洋ニ近ケズ目
 是ガ日本ノ外交ノ根本政策デナケレバナラヌト
 フ。其ハ是ラヌ。其ヒ東洋ニ近ケズ目
 來テキルノデアル。其ハ是ラヌ。其ヒ東洋ニ近ケズ目
 カツタカモ、其ハ是ラヌ。其ヒ東洋ニ近ケズ目
 ノ如キモノノ、其ハ是ラヌ。其ヒ東洋ニ近ケズ目

原本不明瞭

裏面白紙

131

63.

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

ツニ分ツテ、其ノ一ツト指ンテ來タノデアル。後
 參ラ一處ニサセルト言フ手ハナイ。自主獨往トイ
 フ事ハ日本ノ万ガ充分ニ出来タ上ノコトデアル。
 今日ノ日本トシテハ例レニ強ハリ合ハヌト言フ事
 ハ一見強モ安全ナルガ如クシテ、實ハ強モ危險ナ
 政策デアル。
 白人ノ強國ニ於テ日本ハ官テ專横デ成功シタ
 事ハナイ。主權ノ遺ツタノハ大益其國ヲ持ツタ時
 デアル。日清ノ支那國權ニシタ所デ、オラ置ニ支
 那國權遺トシテ勿リ離シテ解決ノ出来ルモノデ
 ハナイト思フ。外溢ノ状況ガ日本ニ不利ニ影響シ
 ナケレバ、決シテ満足ナ解決ハ得ラレナイ。外溢
 ノ影響ガ定マラナケレバ、日本ト支那ト間ヲ決メ
 テモ本管ニ決マツタト云ヘナイノデアル。必ズ引
 續派サレル。彼々ノ先聲ガ常ニ吾等ヲ害メテ來タ
 コトデアル。日清日露ノ戦争ニモサウデアル。此
 ノ時ノ支那ニモサウデアル。一能クケラレバニシテ
 是ル。今度ノ支那強國モ強シテ強國ヲ許サヌノデア
 ル。今迄ノヤウナ政略ヲ決ツテ后ルト又強キ日ヲ
 見ルト思フ。ソウデナケレバ強國デアルガ、是ハ
 決シテ私ノ衷慮否等デハナイト思フ。

原本不明瞭

裏面白紙

IV 大坂ノ時局

(昭和十三年六月「ダイヤモンド」誌)

大坂ノ時局

自衛隊入ノドイッ軍ハ、敵竹ノ身ヲ以ツテ聯合軍ヲ撃破シ、既ニ其時時敵ニ追出シテト言ハレル。惟フニ、ベルギー軍線ニ於ケル百萬ニ及ブ聯合軍ハ、敵軍ヲ見レヌデアラウシ、大勢既ニ決シツ、アルトモ見ラレル。

併シテガラ、ベルギーヲ掃蕩シテ、ドーヴァ海峽ヲ越ツタドイッ軍ガ、ソノマ、其本土攻撃ニ参ルデアラウカ。フランスノ大軍ヲ赤坂分ノマ、ドイヅアラ渡ルトイフ言ハ、ドイットシテモ考ヘルデアラウ。ソレヨリモ一線シテ南ニ向ヒ、イッリト刀ヲ合セ、先ヅフランスノ在野ヲ企テハスマイカ。今日迄ノ實績ニ従スレバ、コノ目的達成モ大ナル困難ハナイモノト見ナケレバナラス。斯クシテノルウエーカラオランダ、ベルギー、フランスト逐次ヨイロツバノ線に侵ラ見込シ、イタリト共ニ大陸ブロックラ完成シタル上テ、徐ロニ英國ニ向ツテ最後ノ止メヲ刺サントスルノデハアルマイカ。

其時時局ナラスニタトシテハ、巨軍ヲ以ツテ

Doc 1616

64.

Doc 1616

65.

スル英國ノ征伐が果シテ可能デアルカトウカハ
 言出テイケレドモ、一試水ノ試岸ニ在ル英國
 ニ對シテ、
 打撃ヲ加ヘルデアラウコトハ、
 而シテイギリスノ海軍モ、比ノ英國ノ急ヲ他國ニ、
 マサカアイスランドニ注意シテ居ルニモ、
 イカラ、コ、ハ、
 何ナル危險ヲ新シテモ、
 ナルマイ、
 モ、イギリスノ海軍ハ、
 ク動動トナルデアラウ、
 共ニ、イタリーノ海軍及ビ海軍ニ於テイギリスガ海
 ハリ得ルノデアラカラ、
 上ノ取手ニ於テモ、
 ヲトモ言ヒ得ル。何レニセヨ、
 屈スルトイフ望ミハ、
 バナラス。

ソコテ同國トナルノハ、
 リスガ急進ドイツニ對シテ、
 獨伊ガ之ヲ受諾スルカドウカトイフコトデアル。
 我々ハ取手ノ事ヲ於テ、
 ニ對シテハ取手目前ハナイト、
 シタノヲ以ツテ、
 ドイツノ真意ナリト見ルコトハ

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

Dec 16/16

66.

悉ズシモ正シクハナイ。寧ろ平和ヲ望ミスルコト
 ニ使ツテ、戦争ノ實任ヲ美言ニ與ハセントスル
 歐陸チアルトモ見ラレ、イギリスハ爾ハバソノ類
 中ニ属リツ、アルモノチアルトイフ大言ナ意見ヲ
 道ベテ、一部カラハ誤解ナル外空白トシテ冷語サ
 レタ。露シナガラ、ニツトラ、ムツソリニ
 推ガ、獨逸ノ強國ヲ珍視シテヨーロッパノ強國ニ
 乘出シタ以上、少シバカリ失態ヲ復シタトカ、
 復主ヲ復テハトイフ位ノコトデ、言ンズベキ答ガ
 ナイト、與スハ誤解シタチアル。
 ヒットラーハ遠慮ニシテ、「今後一千年
 ニ五ルドイツ民族ノ運命ヲ決定スベキ、戰争ガ始
 マツタレト言ツテ居ル。其、ムツソリニノ代
 若モ「今後三百年間ノヨーロッパノ運命ヲ決スベ
 キ次ガ本々レト言ツテ居ルノチアル。コレヲ思ッ
 テ見テモ、獨逸語口ハ爾ヲ考ヘテ居ルカトイフコ
 トハ、想像ニ餘リアル。
 コノ戰争ノ結果トシテ、ヨーロッパニ於テハ、
 冷感ナル、寧ろ憂鬱ナル大言ガ道チラレルノチ
 ハナイダラウカ。今や同種ハ、遠慮ニ盡シテ
 テ我ガ世ノ春ヲ望ミシテ來タ其言ガ、今後果シテ
 大言トシテノ言ヲ許ルサレカドワカトイフコ
 トチアル。其、ヨーロッパノ小言ガ、今後モ遠慮

67.

Doc 161

主君ヲ選シテ六國ノ選出ラ巨ムトイフ、不意選ナ
ル英米ノ事選ガ選出シ得ルカドウカトイフコトデ
アルトハフ。

ヨーロッパニ於テ最上ノ強キ大國草ガ選ダラレ
ルトスレバ、アジアニ於テモ當然大ナル影響ヲ
与ラザルヲ望ムイ、英米ノ強國地、オランダノ強
國地ハ如何ニ選分サレルカ。コレハ日本カラ見テ
モ、重大ナル意味ヲ持ツ同題ダ。我々ヲ選フル巨
國如何ニ選命ハ今正ニ一大事ニ際會シテキル。
日本ノ選命ニ於テ、日本ノ強國ヲ俟ムズシテ、コ
ノ大國如何ニ選メラレテヨイモノデアラウカ。其選
ノ新秩序トハ如何ナル意味ヲ内包スルカ、マタ何
包スベキモノカ、コノ選命ハ如何メテコノ選命ヲ深
ク考察スベキデアル。

第二次ヨーロッパ戦争勃發以來、日本ハ不介入
政策ヲ維持シ、恐ラ支那要領ノ紛糾ニ選出スルト
モツテ英米ノデアアルガ、コレハ我々ニ於テ世界史
ノ如何ヲ以テ見テモ、見方デアツテ、ヨーロッパ
ツバノ戦争ガ新舊兩國ノ戦デアル以上、アジア
ニ於テ新秩序ヲ訂定シ新秩序ヲ作ラントスル大事
業ニ際會シタ日本トシテ、ヨーロッパ戦争ノ終局
ニ立チ得ルト恐ヘク、大イナル長リデアルト
言ハナケレバナラス。名ハ何ト言ハウトモ、我々

原本不明瞭

裏面白紙

68.

Dec 16/16

ニ於テ日本ハヨーロッパニ通マレテ居ツ
 ノデアル。其ニ英蘭メテ言ヘバ、ヨーロッパ
 ノ国々ハ、先ヅ英蘭ニ依ツテ勿ラレタト言フ
 モ通言テハナイノデアル。
 荷トアレバ、其ノ國々ハ、ソノ且爾ラ一ツニ
 シテキルカラデアアル。其ニ英蘭ニ依テ居ムカモ、
 荷ノ故モ、尚シク世界ニ於ケル諸國ニ依テハナ
 イカレ。其カガ、日。英。荷。其ノ諸國ニ依テハナ
 ソノ諸國ニ依テ居ルシツテアリ、又、其ノ諸國
 ナカツクニモ尚ハラズ、其ノ諸國ニ依テ居ル
 日。英。荷。其ノ諸國ニ依テ居ルシツテアリ、又、
 ルノモ、ソノ諸國ニ依テ居ルシツテアリ、又、
 ツバニ依テ居ルシツテアリ、又、其ノ諸國
 ドイツラ依テ居ルシツテアリ、又、其ノ諸國
 ハ英蘭ノ必ズデアツテ、其ノ諸國ニ依テ居ル
 ラレ、其ノ諸國ニ依テ居ルシツテアリ、又、
 ムルガ其ノ諸國ニ依テ居ルシツテアリ、又、
 キハ、コレニ依ツテ其ノ諸國ニ依テ居ルシツテ
 ハ其ノ諸國ニ依テ居ルシツテアリ、又、其ノ諸國
 立給ニ於テコノ諸國ニ依テ居ルシツテアリ、又、
 テハ、日本ハ、其ノ諸國ニ依テ居ルシツテアリ、
 荷ニ依ラズ、大イナル其ノ諸國ニ依テ居ルシツテ

原本不明瞭

裏面白紙

137

69.

Doc 1676

獨ソ領土ガコノ領事ノ任タベカラザル事ナラシメテ
 ヲコトハ、何人モ其ハ其ニアルガ、ソノラシテ
 實ニドイツトアレホド其ノ手ヲ離ラシクセハ、
 日。獨。各領土ノ存在ナリ、三國同盟ノ維持
 ガ主ナル原因ナラシムル、アメリカガ其ノ利益
 ラ其物ツテ、コノ八ヶ九箇中其ヲ守ツテ其ノモ、
 同シク、其ノ利益ニ其ノシク日本ノ利益ニ合ヒガ、
 其ノラシテ其ノ利益ニ其ノシク其ノ利益ニ合ヒガ、
 其メデアアルコトモ、吾ムコトハ其ノ利益ニ合ヒガ、
 レバ、口ニ不介入ト言ハウトモ、其ノ利益ニ合ヒガ
 本ガヨイロツバ其ノ利益ニ於テ大ナル利益ヲ其ノ利益
 ヲノチアリ、ドイツトシテハ、日本ニ其ノ利益ニ合ヒガ
 其ノ利益ハナケレバ其ノ利益ニ合ヒガ、
 然ルニ、其ノ利益ハ其ノ利益ニ合ヒガ、ドイツ
 ノ利益ニ其ノ利益ニ合ヒガ、其ノ利益ニ合ヒガ、
 イギリスニアツタノ利益ニ合ヒガ、其ノ利益ニ合ヒガ、
 其ノ利益ニ合ヒガ、其ノ利益ニ合ヒガ、
 日本ニ其ノ利益ニ合ヒガ、其ノ利益ニ合ヒガ、
 大キナサービスヲシテ其ノ利益ニ合ヒガ、其ノ利益ニ合ヒガ、
 其ノ利益ニ合ヒガ、其ノ利益ニ合ヒガ、
 ヲノハ何人デアラカ。

世界政府ニ於ケル其ノ利益ニ合ヒガ、其ノ利益ニ合ヒガ、
 其ノ利益ニ合ヒガ、其ノ利益ニ合ヒガ、

原本不明瞭

裏面白紙

72.

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

必給ノ行手ヲ見誤ツト云フコトノ爲ニ、今日マ
 テ少シ日本ガ軌道ヲ外レテ居ツタ徳ガアルガ、何
 ト云ツテモ支那等以テ本ノ進ンテ來々道ハ是
 ハ少少ノ人デドワスルコトモ畏テナイ。必ズ進ム
 ベキ道ニ進マナケレバナラス。ソノ進ヲ日本ガ進
 ム振リ、國家トシテハ、ドイツ、イタリノ行キ
 方トドワシテモ合流スルコトニナル。例ヘバアノ
 兩國ガ出テカツタカラシテ日本ハ獨逸トハ無
 オ正副ケ合フ親善合ハナイ譯デアル。親ニ叔府ハ
 不介入ト言ツテ來々、ニモ獨ラズ日本ガヤツテ居
 ルコトハ非ニ獨ラノ獨ケニナツテ來テ居ル。
 日英兩國ニ於テは、獨々ニ於ケル立脚ヲ願メル
 ト云ヘバ、尋ラ英獨ノ親善ニ於ケル立脚ヲ願メル
 コト、ソレカラアメリカガ立脚スルコトニヤツタ
 ノデアツテ、日本ハ以テマレモセスケレドモ、獨上
 ニハソレヲヤツテ來々。アメリカガ今ニナツテカ
 ラ、獨シタクモ出テナイ。此ノ先言ハ、獨々ニハ
 本ニ立脚サレテヨローロッパヲ離シテ來々。外交
 テハドイツノ語ヲ言ヒ、獨々ニモ多少其言ヲ
 助ケテ來々ガ、實方ハ太平洋ニ集中シテ居ル。是
 ハドイツニ取ツテハ、非ニ六キテ立脚デアル。以
 第一級ニハ、今度ノ親善ニハ、アメリカガハ、獨カ
 スルダラウト言ツテ居ツタガ、若シソノ進リテ

73.

Doc 1616

ツカラ、今マテニアメリカカラ自分行キナドハ
 尋山英船ニ乗給サレカラウ。海軍力ハイギリスハ
 自船ニ乗給ダガ、ドウモ船大足リナイヤツダ。之
 ニアメリカノ海軍力ハ万スレバ英船ニ非信ニ有
 船ニナツテ去クノデアラウ。第一海軍力ニモ非信
 ニ英船ニ乗給トナツカラウ。イカリイカリハ一
 寸廻テナカツカラウ。アメリカノ海軍力中極ニ
 英船ニ乗給ト共ニ乗給スレバイカリトシテハ英船
 ガ渡レナイ。

サウ云フワニ見レバ、自分ハ可成り今ト違ッ
 カモノニナツカラウ。一ツニハアメリカガドイツ
 ノ力ヲ非信ニ細小ニ非信シテ居ツカ所モアル。英
 船ニ乗シテ極ケバヨロウツバハ大丈夫ダト思ツテ
 居ツカ。自分ハ日本ヲ尋ラヘルコトニ英船ガイ
 ルト願シテ今日英刀ヲ太平洋ニ乗中シテ居ル。日
 本カラ見レバ遠く遠くダガ、ドイツカラ見レバ非
 信ニ有信イ。日本ハドイツノ爲ニエライ非信シ
 シムコトニナル。然ルニ日本ノ海軍力ハ此ノアメ
 リカノ海軍力ノ太平洋ニ於ケル乗中ト云フ事ニ非
 信ニ有信ヲ願シ、ドウカシテ此ノ事ヲ待クシナ
 ケレバナラス。自分行キナドハ自分行キナドハ
 イツノ意ハスル所トハ自分行キナドハ自分行キナドハ
 自分行キナドハ自分行キナドハ自分行キナドハ
 ナツタガ、自分行キナドハ自分行キナドハ自分行キ
 ナサービスヲ日本ハシテ居ツカノデアル。

原本不明瞭

裏面白紙

142

二、歐洲新秩序ト米國ノ對立

是ヲ以テシテモワカルヤウニ、日獨伊ト言フモノノ立場ガ東西ノ新秩序ヲ目指スト言フ使命ヲ持ツテ居ル點カラ見テ、バラバラニヤツテ居ルコトガ同ジ目的ニ集中サレテ居ル、別々ニヤルコトガ互ニ援ケ合フ結果トナル。三國ハ斯ク言フ基本關係ニ私ハアルト思フ。其ノ立場カラ見レバ今後ト雖モ矢張り日獨伊ハ密力ヲ合セテ行ケルト思ハレルシ、假ニ「下イツ」ガ英佛ノ勢力ヲ「ヨーロッパ」カラ驅逐シテシマフトシテモ、其ノ瞬間ニ直チニ「ヨーロッパ」ノ新秩序ガ出來ルト言フ譯デハナイ。」「ヨーロッパ」ノ舊秩序ノ最モ代表的ナモノハ金塊デアアルガ、是ガ今日既ニ進早ク「アメリカ」ニ集ツテキル。然ルニ新秩序ノ一衝ノ敵デアアル所ノ「ユダヤ」人ハ前以テ「アメリカ」ニ移ル姿勢ヲ執ツテ居ルシ、英佛ノ没落支配階級ト言フモノハ全部「アメリカ」ニ行クデアラカ。是等ノモノハ從來ノ個人主義的、自由主義的ノ人生觀カラ到底全謬主義支配下ノ「ヨーロッパ」ニ留マリ得ナイ。今後詳ヲナシテ往年ノ「ビュイリタン」ノ連中ノヤウニ「アメリカ」ヘ移ルダロウ。

ソウナルト結局世界ノ有ラユル古イモノガ「アメリカ」ニ集マル。從來新世界ト言ハレタ「アメリカ」

裏面白紙

75.

Doc 1616

ガ舊世界ニナツテ、舊世界ノ「ヨーロッパ」ガ新
 世界ニナルト言フコトニナツテ、而シテコノ對立
 世界ガ新舊期同級クダロウ。「アメリカ」ノ古イ
 モノガ結局ニ於テ清算サレル迄ハ此ノ葛藤ガ續ク
 一方日本ノ國內體制ガ新シイ秩序ニ強然改マツテ
 而シテ東亞ノ新秩序ニ向ツテ邁進スルコトニナル
 ト、是ハ自然「ヨーロッパ」ノ新秩序トノ合作提
 携ハ不可避トナリ、一面太平洋ニ於テハ「アメリ
 カ」ノ舊世界ト對立スルコトニナル。其ノ大筋カ
 ラ見レバ矢張り日獨伊ノ提携、互助連攜ノ關係ハ
 續クモノト見テ宜イ。

三、英佛米合勢勢力ト極東

野村 大督今御話ノヤウニ世界ノ古イモノガ體テ
 「アメリカ」ニ榮マルダロウト言フコトハ面白イ
 具方ダト思ヒマス。今度ノ戦争ガ總マツタ時カラ
 英佛ノ既成勢力ヲ以テシテ、新興獨伊ノ樞軸ヲ抑
 ヘ付ケルト言フコトハ出來サウニモ考ヘラレマセ
 ンデシタ。

ソレダノニ英佛ノ支配階級自身ハ非常ニ獨伊ニ對
 シテ固イ抗戰意識ヲ持ツテ居ル。コノ點カラ考ヘ
 テ私ハ、コレハ英佛ノ支配階級タル「ユダヤ」勢
 カガ英佛ノ國家ヲ犠牲ニシテ、サウシテ反「ユダ
 ヤ」ノ勢力即チ獨伊ニ少シデモ打撃ヲ與ヘルト言

裏面白紙

16.

Doc 1616

フコトダケヲ目的ニシテ、膠州ノナイ戦争ヲ挑発
シタノデハナカラワカト言ツタヤウナ感じガシタ
ノデアリマス。

トコロガ、ソノ後ノ經過ヲ見マスルニ、ドウヤ
ラソウ言フ風ナ方向ヘ行クヤウニ思ハレマス。例
ヘバ英佛ノ資本ハ「アメリカ」ニ流レル。政府モ
茶洲ニ逃避スルノデハナカラウカ。ソノ他「ユダ
ヤ」人ノ自由主義者モ行クダラウ。サウナツタ場
合ニ世界ハドワナルカ。「ヨーロッパ」ニ與ツタ
新シイ勢力ト「アメリカ」ヲ中心ニシタ古イ勢力
トガ相當期間ニ互ツテ抗争スルダラウ。ソノ争フ
舞臺ハ今度ハ東亞ト言フコトニナル。是ハモウ何
トシテモ「イギリス」ヤ「フランス」トシテハ東
洋ニ於ケル帝國主義的ナ植民地支配ヲ維持シテ行
カナケレバナラヌダラウシ、ソレカラ英佛ヲ迎ヘ
テ「ノキバ」ヲ貸ス「アメリカ」モ亦英米ノ植民
地支配ニ無關心デハアリ得ナイト言フコトニナル
ソコデ結局「イギリス」ノ艦隊、「フランス」ノ
艦隊ノ損傷ヲ免レタモノハ總ベテ太平洋ニ集マツ
テ來ル。「アメリカ」ノ方モ「ヨーロッパ」ヲ教
援スルコトガ無駄ト言フコトニナレバ全力ヲ太平
洋ニ集中シテ、濠洲ナリ棉印ナリ、或ハ英印ナリ
ヲ守ツテ行ク。而シテ支那ヲ侵略シテ行カウ。新
ウ言フ風ニ出テ來ルニ違ヒナイ。

裏面白紙

結局「ヨーロッパ」ノ獨伊ソノ勢力トコノ英佛ト合體シタ米ノ力ガ極東ニ於テ衝突スルト言フ新様ナ情勢ニナツテ來ルノデ、極東ハ結局近代ノ「ルカン」ト同ジヤワナ立場ニ立タサレル。サワナツタ場合ニ日本ノ滿洲專變、支那專變以來ヤツテ居ルコト、即チ東亞新秩序ノ建設ガ「アメリカ」ノ「スチムソン」^{コリスモテ}ニ反スルト言ツタ譯デ、今日ハ強面ヲ以テ日本ヲ抑ヘテキル「アメリカ」モ愈々トナツタ場合ニハ、情勢次第デドンナ風ニソノ極東政策ヲ轉換シテ來ナイトモ限ラナイ。言ヒ換ヘタラ日本ヲ日英同盟當時ノ香犬ノ立場ニ歸ラセ、「ポーランド」トカ「ブチ・アンダント」見タイナ、極東ニ於ケル民主主義國ノ前衛部隊ニ利用シテ行カウト言ツタ政策ニ變ツテ來ナイモノデモナカラワ。サワナツタ場合、日本ノ指導階級ハ目先ノ安易サニ引摺ラレテ、ツイソナ氣ニナル危険性ガ符ニアル様ニ思ハレル。結局支那專變以來日本ノヤツテ居ルコトヲ、形式ノ上デハ是認スルト言ツダヤワナ形デ、表面「アメリカ」ガソノ政策ヲ變更スル。ソレニ應ジテ日本モ「アメリカ」ニ對スル見方ヲ變ヘテ、「アメリカ」ト提携スル實ハソノ手先ニナルト言フ様ナ政策ガ執ラレル危険性ガアル。サウナルト今ノトコロハ事實上ノ「ヨーロッパ」ニ於ケル行動ト日本ノ東亞ニ於ケル行

動トハソノ本質的ニ於テハ同ジク世界ノ新秩序建
設ニ向ツテキルノダガ、ソノ隣國カラ兩者ハ矛盾
シテ、日本ハ舊秩序ノ維持ノ味方スルト言フ虞レ
ガアルヤウニ考ヘマス。

四、敗戦後ノ英國ト米國トノ危機

白鳥 ソレハ今ノ日本政治支配階級ガ今後モ日本
ノ政治ヲ擔當シテ行クト言フコトニナルト、今實
方ノ言ハレタヤウナコトニナルカモ知レナイ。現
ニ「アメリカ」アタリハ相當日本ニ對シテ緩和的
ノ態度ヲ執ツテ來テ居ル。殊ニ日本ノ支配階級ハ
「アメリカ」ノ物資ガ自由ニ入ルコト、進ンデ或
ハ「クレデツト」デモ呉レルトカイフコトヲ熱望
シ、新通商條約ヲ結バウトシテキル。過去一切ヲ
顧ミズニ之ト手ヲ握ラウトスル傾向ガアルガ、是
ハ今日ノ國民ノ大多數ノ感情カラ言ツテモ許サル
ベキコトヂヤナイ。今日日本ガ「アジア」大陸ニ於
テ負ハサレタ使命、今後「アジア」ノ廣イ範圍ニ
於テ日本ガ成シ遂ゲナケレバナラヌ役割ニ背イテ
今ノヤウナ歴史ニ逆行シ、人類文化ノ運行ヲ壞キ
止メ自己ノ發展ヲ阻止スルヤウナ方向ヲ辿ラウト
ハ私ハ夢ニモ思ハレナイ。其ノ點ハ左迄悲觀ノ要
ハナイト思フガ、實方ノ言ハレタ通り、今後「ヨ
ーロッパ」ヲ追ハレタ英佛ガ「アメリカ」ト一緒

79.

Doc 1616

ニナツテ、地テヨロツバデ突ツタ所ラアジアニ
 於テ爾ハカシ、從來發見ハ知得ハンニ居ツタガ、
 野々嶺ヲモシナカツタ、印トカ、印トカ、英領印
 トカガ、發見ニ成ツテ、空々大ニテモノニナツテ、
 コトハ、タシカデアル。此ツテ、地ニ、
 スルダラウト云フ、急ハ多分ニアル。
 併シイギリスニシロ、フランスニシロ、ドイツノ武
 刀ニ、ツテ、ヨロツバカラ、一、
 直ニ入ニナリ、ヨロツバヘノ、
 ニハ、一、カ、
 合、
 ト、
 是、
 モ、
 ル、
 ノ、
 イ、
 フ、
 ド、

原本不明瞭

裏面白紙

198

Doc 1616

81.

タノテ、其ニ極サレテ朕々ナガラアメリカノ支配
 ラ受ケテ居ツタガ、今度ハ急激ニアングロキクソ
 ンニ打勝ツ世界ガ出来ルト寧ろ彼等ハヨーロッパ
 ニ心ヲ寄セル。アメリカトシテ非特ニ受身ニ立ツ
 モンロー主義ガ足元カラ弱シテ来ル。ナカクモ
 メリカトシテモ容易ナラズ。百餘年ノタメ
 ニハ有リ然ルニモ、上ノ勝感ハソウ極ジナイ。ソレヨ
 尚アジナニ、上ノ勝感ハソウ極ジナイ。ソレヨ
 リモアメリカノ巨變ノ日、上足元ノ弱ニ火ガ
 點クコトニナルト、是ハ点々シキ一大變テナラハ
 ウカレダカラシテアメリカガケテラバ合戦万ノ言
 ハレダヤウニ東洋ニ益々刀ヲ入レテ来ルダラウト
 云フコトハ一寸ホダテヘラレナイ。カナダハ一千
 八ソコソコノ人、同シカナイガ、恐クモ本土カラ落
 ビテ行く者ガ幾マツテ来ル。カナダダケデハ六國
 トシテノ勢ヲ維持スルニ足ラヌカ、若チノビ
 タ英領カラ見ルト印度、暹羅、ニュージール
 ンド等ガ大型ニテツテ来ルト思フガ、併シ英領土ヲ失
 ツテカナダニツタ英領ト云フモノガ幾シテ今

原本不明瞭

裏面白紙

82.

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

後ソレ程ノ管刀ヲ持チ得ルガドウカハ疑問デアル、
 英帝ヨリ見ルト英本土ハ備ハバ吾等所ノ所在地見
 ダイナモノダト云フ程編ナ見方ガアルガ、何ト言
 ツテモアソコガ原動力デ、アソコデ、アソコカラ
 大艦ヲ切ヘテ是ツタ。ソレガヨイロツバニ足場ヲ
 失ヒ、本土ヲ滅ゲタト云フ英帝ヨリ存勢力ハ我
 タハ悉ルベキモノデナイト思フ。何レニシテモヨ
 ーロッパノ新勢力トアメリカヘ新程ビタ露國力ト
 ノ葛藤ハ今後五年乃至十年ハ相當ニ激烈ニ戦ハレ
 ル。其ノ間ハ少クとも京費万圓ニハ大ナル懸念ハ
 出来ナイカモ知レナイ。此ノ五年乃至十年ノ懸念
 ハアジアノ民族ニ以ツテ非難ニ資成ナ時間ダ。是
 ヲ空費シテハタラセムハ既迫ガ加ハツテ來ル耳ハ
 目ニ見ユテ居ル。結局ニ於テヨーロッパモアジア
 ニ傾ラナケレバナラヌデアシアノ國ガ欲シイ。英
 大艦ニ傾存シテ居ル英帝及英領自身モ結局ニ於テ
 一ツツアテラ 發券刀ニ合セヨウトスルガラウカ
 ラシテ、其ノ爲ニ日本ハ興ヘラレタル五年乃至十
 年ノ懸念期間ヲ最大限ニ活用スル必要ガアル。

157

83.

Dec. 16/16

是ハ日本國民ニ對スル大キキテ起テキケレバナ
 スル日本國民ガ何トナク重大ナルニ臨ンデ居
 ルト云フ事感ラ持ツテ奈タノハ、サウ云フ大キ
 ナ意味ニ就イテノ一種ノ種感ヂヤナイカト思フ。

(以下次頁へ移ク)

原本不明瞭

裏面白紙

152

84.

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

五、我國ニ於ケル親英派ノ立場

小林 サウ云フ意味カラ政界ト云ハズ、ソレカラ
 學界、帝大ノ教授アタリモ一向分ツテ居ラナイデ
 スネ。依然トシテ逆ナ見方デ初メハドイツハ戦争
 ニ負ケルト云フ見方大體ニ此ノ間迄横行シテ居
 ツタ方、今度ハ戦争ニハドウヤラ戻チサウダ。現
 實ニハ何トモ反駁出來ナイ。サウスルト今度ハ戦
 争ニ勝ツテモ仕様カナイ。武力ニ勝ツテモ仕様カ
 ナイト言ツテ居ル。文化ノ敵ダ。英僑僑ノデモク
 ラシーノ中ニ正義ガ依然トシテアルヤウナ云ヒカ
 タラスル。實ニ病者盲ニ入ツテキル。是ハ米大陸
 ニ行ツテ眞ハナケレバナラヌ進中デスネ。日本カ
 ラ。。。。。
 白鳥 日本カラモ餘程行カナケレバナラヌ進中ガ
 アル。

野村 御話ノ日本ガ歴史ノ進行ニ逆行スルコトハ
 國民的感情カ許サナイト云フ點ハ勿論デアリマス
 ガ、然モ一部ニハ、今小林君ノ言ハレテ居ル歴史
 ノ逆行ヲ逆ニ見テ居ル進中カアルカラ。。。。
 白鳥 併シ、サウ云フ人達ガ何時迄モ日本ヲ支配
 スルトハ考ヘラレナイ。又サウシチヤイケナイ。

85.

Doc No 16

原本不明瞭

裏面白紙

小林 サウ忌と込ンテ居ルヤウデスネ。
 白鳥 ソレハ何ント云ツテモ歸就トカ、惡ク云ヘ
 バ歸見ト云フモノハ、ナカナカ返ケ難イモノデ、
 サウ云フモノニ骨ノ趣迄復爾サレテ居ル人タチダ。
 又サウ云フ世界ノ下ニ彼等ハ今日ノ地位ヲ保ツテ
 居ル。サウ云フ世界カ返ルト云フコトハ、直チニ
 彼等ハ英ノ地位ヲ失フト云フコトニナル。サウナ
 ツテ來ルト是ハ「私」デス。親英派ト云フモノカ
 日本ニアル。ソノウチノ或人ハイギリスガ滅ビ
 テモ偏私ハ親英ハ巴マスト思フ。親英ト云フコト
 ハ自分ニ親シムコトダ。自分ヲ可愛ガルコトダ。
 小林 實業界ト云フモノハ大ニサウデスネ。
 白鳥 實業界ダケデマナイ。從來サウ云フ員ニ
 ガ出来テ居ル。ソレヲ人ニ對ヘ、ソレヲ本ニ對
 テ自分ノ地位ヲ保ツテ來タ人タチガアル。今迄ノ
 世界ガ引ツクリ返ツテ來ルト彼等トシテハ立場ヲ
 失フ。
 小林 サウデス。ソレデ先生達ノ派カラハ私等ハ
 白鳥 サンナドモ親英派ト言ハレテ居ルガ、我々ノ
 グループハ別ニ親英派トハ思ツテ居ラン。
 白鳥 ソレハコツチモ親英派トイフンダカラ師フ

原本不明瞭

裏面白紙

モサウ云ソダラウ。

小林 先生はニ言ハセルト、ドウモ華僑派ノ言ソ
コトハ隔イテ居ツテハ大變面白イカ、ドウモ併シ
サウ云ソモノチヤナイト言ソ。

野村 文化ニ逆行ハルト云ソシダ。

小林 徳造カアソコ迄強イ源泉ハ結局新シイ文化
ニアルシ、新シイ思想、新シイ世界觀ヲハツキリ
持ツテキルトコロニアル。

野村 彼等ハ今ノ強造ニ新シイモノヲ見ナイデ、
結局、中世ノ極力主義ヲ以テ終シヨウトスル。丁
度ルネツサンスノ時代ニカトリック聯合ノ連中カ
ギリシヤ、ローマノ文藝ニ憧レル人達ヲ目シテ
非常ナ美點カ起ツタ、是ハ世界カ今ヤ時ノ國ヘ向
ツテ進ンテ行カウトシテ居ルノニ、ギリシヤアタ
リノ野蠻ナ風ヲ祭ラウトスル不心得者カ起ツテ
來タト感ジタ。新ウ云ソノト同ジダト思フ。

小林 ダカラ時代カ遅タナイト分ラナイ。

白鳥 人類ノ歴史カラ見レバ、ルネツサンスハデ
モクラシーノ派元タルギリシヤ文化ヘノ復古デア
ルガ、ドイツイタリノ新シイ世界觀ハギリシ
ヤ以前ニ造ル運動ダ。日本デモ進歩ト云フコトハ

87.

Dec 1616

當ニ復古デアリ寧ロ時代ニ還ル。ダカラ全極主義
 ハ人類文化ノ歴史カラ見ルト根源的ナモノ、本質
 的ナモノニ、再ビ歸ルト云フコトニナル。彼等カ
 言フ文化ト云フノハ文化テナイ。形式的ノ^{シンクイキ}シンクイキ
 ト云フモノヲ言フノデセウ。色々ト人間ノ作ツタ
 インステイチューション、或ハ形式的ナ目ニ見エ
 ル文明ダネ。ドイツ人ハシグイリヂチヨントクル
 ツールヲ區別シテ考ヘル。ドイツカ勝テバ地上カ
 ラ影ヲ没スルト英米人チ日本人ノ云フノハ、コノ
 形式的ジグイリゼーションデアラウ。カルチユア
 ハ滅ビナイ、却ツテ盛ニナル。今日マデノ日本カ
 最モ尊イモノダト聞カサレテ來タモノハ、此ノ西
 洋ノ自由主義文明デアル。

(以下次頁へ移ク)

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

六、ヨーロッパ文明ノ起源

野村 其ノ語ニ就テハ前ニ「國民評論」ニ一寸書
 イタコトカアリマスガ、近代ノヨーロッパ文明ハ
 普遍ニヘレニズムカラ起ツタト言ハレル。所カヘ
 レニズムト云フノハ是ハアリア人カギリシヤ半島
 ヘ入ツテ來テ、爾シテ地中海ヘ出テ、地中海ノ海
 洋文明ニ觸レタ時代ニギリシヤ殖民造ニ起ツタ新
 文明デアツテ、アリア人カラ言ハバ外來文化デア
 ツタノダ。地中海文化ハドンナモノカト言ハバ
 ルシヤ灣ノ海峽カ地中海ヘ入ツテ來テヘニヤ人ニ
 ナツテ幕ヘ上ゲタ所ノ一ツノ都會文明、其ノ元ハ
 アラビヤノ沙漠ノネヤラバン文明デアチイカ。カ
 ラバンハアラビヤノ不毛ノ地帯ヲ時マメソボタ
 ミヤノ沃野ニ出テ來テ、ソコノ農民ヲ培養シタリ
 誤認化シタリシテ生活シテ居ツタ。コレ等ノ連中
 ガ後ニバビロニアト云フ商業帝國ヲ幕ヘ、又アツ
 シリアト云フ軍國主義ヲ幕ヘタノダ。是等ノ連中
 ハドツチニシテモ自分ハ生産シナイデ、生産者カ
 ル農民ヲ搾取シテ生活シタノデアル。コ、ニ起
 ツタ宗教ガバビロニア、アツシリアノ一神教デ、
 ソレガユダヤ教ニ發展シキリスト教ニナツタ。コ
 ノユダヤ教、キリスト教ニ於イテ基督ニ面白イノ
 ハ、神ト人同トガ信仰ノ契約ヲヤツテ居ルコトデ
 アル。コノ對立的相對的ナ契約思想ガ今言ツタヘ

89.

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

レニズムトヘブライズムトヲ通ジテヨーロッパヘ
遺傳テレタ。近代ノ統治契約説、社會契約説カコ
レダ。

新ウ云ツタ社會ニ於テハ商業カ或ハ暗奪カ。カ
ウ云フ風ニ二ツノ形カ經濟ニハ現レテ來ル。ソレ
カラ社會制度テハ御互ノモノカ對立シ合フト云フ
所カラ勢力カ均衡シテ居ル場合ニハデモクラシー
ノ形ヲ執ルシ、ソノ均衡カ破レテ誰カガ非常ニ強
クナルト是時ニ寡頭主義ニナル。カウ云フコトカ
ボリシヤニモローマニモ現レテ居ルシ、又國際社
會ニシテモ武裝平和見タイナ、或ハ國際聯盟見タ
イナ不安定ナ國際主義、平和主義、ソウテナケレ
バマケドニアヤロイマ見タイナ侵略主義ト世界國
家ノ思想、新ウ云フヤウヤモノニナツテ來ル。近
代ヨーロッパハソレヲ全部混淆シテ代裏的ナ對立
主義ノ世界デアル。ソレハ經濟的ニハ結局資本主
義ト言ハレルモノデアルケレドモ、ソレハ一種ノ
洗滌テレタ商業主義デアリ、ソノ商業主義カ國內
ノ農村ヲドンドン喰ヒ潰シテシマツテ今度ハ
印度トカ豫備トカ云フ工合ニ海外農村ヲ喰ヒ潰ス。
ソレデモ是ラナイカラ支那ヤ滿洲ヲ喰ヒ潰ソウト
スル。コレカ所謂帝國主義デアル。イギリスノミ
テナタコンナ帝國主義ノ國々ガアツタニモコツテ

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 1616

ニモ出来ルカラ、殖民地ノ同盟ヲ繞ツテ互ニ對立
抗爭スル。ソレガ欲裝平和ヲ保ツテキル同ハヨイ
ガ、結局ハ衝突シテ帝國主義戦争ニナリ、世界文
配ヲオ互ニ争フト云フヤウナコトニナル。コレガ
節チヨロツバ戦争ノ本質ナリデアアル。

ソウ云ツタ人同ノ生活方、在リ方、或ハ文明ノ
形態ト云フモノハ沙漠地帯デアルトカ、海洋デア
ルトコ云フ、本來人間ノ生活ヲ勤勞ニ依ツテ維持
シテ行クノニ不適當ナ地方ニ出来タ状態デアアル。
コノ状態文明カ異常ナ發展ヲシタノカ近代世界テ、
ソレカ元ニ始ラウトスルノカ西洋ノ發着デアアル。
光ハ東方ヨリデアアル。ナナハ或ル意味ニ於イテ東
洋ヘノ復歸デアリ、農業文明ヘノ復古デアアル。例
ヘバナチノ國土計畫ヲ見テモ日本主義的ナ傾向カ
アルシ、失張リ土ニ着イタ人生ノ特質、性質ト云
フモノヘ歸ツテ行カウトシテキルノデアアル。

七、日本ノ生活目標トプロツク主義

白鳥 徳ニソウナラナケレバナラヌ。又ソウナル
ノガ今日ノ世界ノ轉換ダ。要スルニ七ツノ海ヲ越
エテ帝國ヲ造ルコトハ不自然デアアル。ドウシテモ
今後ノ世界ハ六キナ地域ニ分レルト思フ。ソレハ
大體陸嶺キニナラナケレバナラヌ。日本ニ海洋國

90

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 1616

91.

トシテ考ヘナイデ、アシア大陸ト曰クモデアルト
考ヘナケレバナラヌ。日本ノ今マツテ居ル日葡文
ノブロックト云フモノハ儘ニ是ハ地國ノ上デハ大
キナモノデアル。併シ私ハ少シ輒思フ所イカ知ラ
ヌト思ツテ居ル。之ニ南洋地方ヲ加ヘハレバ、立
派ナ一ツノ生活國ニナル。之ハ南洋羣島チハナイ、
立派ナ陸嶺キ、一生活國デ新シイ世界ノブロック主
義ノ形態ヲ備ヘテ居ルト思フ。テウ云フ風ナ點カ
ラアシア人ノ生活國或ハブロック化ト云フモノヲ
考ヘナケレバナラヌト思フ。而シテ從來ノ商業主
義ト云フモノハ此ノ際際ニ消滅シナケレバナラ
ヌ。大地ニ足ヲ着ケテ原始産業的ナ活動ガ基調ト
ナルベキデヤナイカト思フ。ソレヲナルト戰爭ト
云フモノ、紛惑ガ非常ニ少クナル。

此ノ意味デヒットラーガ此ノ同アメリカノ新聞
記者ニ與ヘタ合見談ハ大變面白イ。他ノ生活範圍
ヲ犯サナイカラ他モ自分ノ生活國ニハ干涉スルナ
ト云フ。ソレニハ六體ニ於テ自給自足ノ出來ルダ
ケノモノヲ持タナケレバナラヌ。アメリカハモン
ロー主義ダト言フ。自分ノ方ニハ舊世界ガ侵入シ
テ來ルコトヲ欲シナイ譯デアル。ソレニ止マツテ
居レバ宜イガ、世界ノ隔ノコトニ迄一々口ヲ出ス
ト云フノデハ、ソレハ筋ガ通ラヌト言ツテアメリ

カヲタジナメテ居ル。

小林 デスカラドウシテモ日本ノ政治カ英米ニ追
隨スルト云フカ、サウ云フ方向ヲ一週精算ジナケ
レバ逆モ大キナコトハ出来マセンネ。今後大キナ
國防國家計畫ト云フモノハ、サウ云フ方向ニ立ッ
ベキモノデセウ。

白鳥 イヤデモ其處ヘ行カナケレバナラヌ。急遽
ニ行カナケレバナラヌ。

八、ドイツ民族ノ性格

野村 唯思ヒマスノハ、現實ハサウデアアルニモ拘
ラズ、ソレヲ逆ナ方ニ見ル人カ非常ニ多イト云フ
コトデス。ソレハ御話ノヤウニ利害關係カラソウ
ナルノダト云フ方面ハ勿論アルト思ヒマスガ、下
ウモ失張リ今私共ノ頭ヲ支配ジテ居ル從來ノ思想
ナリ觀念ナリハミンナソナモノデアアル。モウ一
ツニハ世界文明ガギリシヤ、ローマニ始マツテ近
代文明ガフランス、イギリスデ完成サレタ。是ガ
最高度ノモノデアルト云フノデ、ソツテノ方ヘ兎
ニ角行クノガ進歩ダト考ヘラレテキル。又マルク
スニシテモ矢張り歴史ノ解釋ハ根本的ニハソレト
異ナラナイ。凡ベテノ歴史ハコノヤウニヨーロツ
バ中心ノ考ヘ方ヲシテキル。然モ日本ハ東亞新秩

裏面白紙

93.

Doc 1616

序ト云フコトヲ言ツテ居ルガ、新秩序ノヨツテ立
 ツ歴史のナキ徒付ケカドシナモノカト云フ反省ハ
 全然ナイ。是ハ歴史のノ問題ダケデナイ。哲學ノ
 問題ニシテモ、政治、經濟、法律、社會、何デモ
 古イ世界觀カ其處ニ染ミ込メテ居ル。ソウ云ツタ
 世界觀ヲ物ヲ見ル限リ結局物ヲ面ケテ見テシマフ。
 ドウシテモ矢張り新シイ文化運動ト云フモノガ必
 要ナノデヤナイカ。

ドイツノナチニシテモ立派ニ新シイ世界觀ヲ持
 ツテ居リマスガ、是ナシカモ忽然トシテ現レタモ
 ノデナク、矢張りドイツノ民族國家ガ統一サレテ
 カラドイツニ起ツタモノ、觀ヘバビスマルクノ文
 化闘争、是ハ非常ニ政治的意味ヲ持ツテ居ツタガ、
 此ノ文化闘争、或ハ哲學ニ就テ言ヘバヘーゲルズ
 ム、文學思想カラ言ヘバローマンテイシズムノ選
 動、經濟學ノ歴史學派、ソレカラ法律學ノゲルマ
 ニステン等、斯ウ云ツタ譯チナチノ世界觀ノ基ニ
 ナルヤウナ相當範圍ノ新文化建設運動ト云フモ
 ノハ十九世紀カラドイツニ起ツテ居ツタノデアリ
 マス。ソレガ本質ニ勝利ヲ占メテカツタカラ前ノ
 大戦ノ時ニハデモクラシーニ或ハリベラリズムニ
 負ケテシマヒマシタ。乍併今度ハソレカチナチノ大
 下ニナツテ咲キソロツタ。否反對ニソシナ文化的

裏面白紙

94.

Doc 1614

ノ基礎カアツタカラナテノ天下ハ固マツル。ソノ
 思フノデス。

... 民族ノ性格ノ基調ハアングロサクソ
 ンノトハ大變違フ。彼等ノ民族性ハ元々全體主義
 的ノ傾向ガ非常ニ強イト思フ。同時ニ個性ノ尊重
 ト云フコトモ、科學ニアレダケノ進歩ヲ遂ゲルノ
 ダカラ無詭半面ノ特長トシテ持ツテキルガ、基調
 ヲ成スモノハ全體主義ダ。ダカラアングロサクソ
 ンノ聯合政治ハドウシテモアソコニハ根ヲ下サヌ。
 其點ハ日ソチモ同ジダト思フ。一億人領ノ權全ナ
 ルインステインクトハ全體主義的ナモノテナイカ
 ト思フ。ソレガ歪メラレテ來テ今日ノヤウニナツ
 タト思フ。ソレハ人間ガ自然ヲ征服シテ行クト云
 フコトハ動物ト違フ點ニ依ツテ與ヘラレタハ
 間ノ良イ性能トシテ動物ト區別ナレルワケデア
 ルガ、併シ自然ヲ征服スル爲メ色々ナ科學ノ勝利ガ
 次カラ次ヘト實現サレルト、イツカソレニ誘惑サ
 レテ、其ノ方面ガ非常ニ尊重サレ強調サレ過ギタ
 ノガ西洋文明デアル。今日テハソノ弊ガ積ツテ遂
 ニ人類ノ集團生活ヲ破ツテシマフト云フ所迄來テ、
 是テハナラヌト云ツテ人間本來ノコレクタイプ、
 インステインクトガ高調サレ出シタモノガドイツ
 ナイタリトノ新世界デアルト考ヘル。其ノ點日本

裏面白紙

95.

Doc 1616

ナドハ個人主義的ノ傾向カ入り込ンテカラ比較的
 マダ日方優イ。ダカラ本邦ノ日本ノ國民性タル家
 族制度的全體主義的ノ日本ノ國體ノマヽノ委ニ歸
 ルコトハ左程困難デハナイ。從ツテ今日ノ世界專
 換期ニ於ケル日本ノ覺醒ハ非常ニ早イト思フ。
 野村 其ノ目標メニ迄ニ組織カ出來ナケレバ
 小林 ソレカ一日モ早ク出來ナケレバナラヌ。ソ
 レヲドウ云フ風ニ調考ヘテオゴイマスヨ。
 ソウ云フ問題ノヤリ方ニ就テハ。

九、國民組織ト近衛公

白鳥 今ノ國民再組織ノ問題デスネ。是ハ根本ニ
 於テハドウシテモ日本ノ國體ノ本義ニ備ルト云フ
 思想運動デナケレバナラヌト思フ。政治ノ形態ノ
 問題ニノミ没頭シタラ必ズ至メラレテシマフ。從
 來ハ神ガカリトカ何トカ言ツテインテリカラ輕蔑
 テレタガ、インテリヲ納得サスニ足ル説明ノ方法
 ラ考ヘルコトハ必要ダガ、學問ノナイ人間ニハ說
 明ニ要ラナイ。天子様ニ御奉公スル爲ニ一生懸命
 ニヤラウデヤナイウト言ヘバ直グ分ル。何モ彼モ
 天皇様ノ預カリ物ダカラ七千萬國民ガ一切ヲオ上
 ニ奉ケテ打ツテ一丸トナツテ臣民道ノ實踐ヲヤラ
 ウト云フコトデ出發スレバ、政治ハドウスル、經

裏面白紙

濟ハドウスル、教育ハドウスル、青年ヲ指導ハド
 ウスルト云フヤウナコトハ自ラ軌道ニ乘ルベキニ
 ノデアル。昔ヨリ其ノ氣持ニ歸ルトナレバ既成政黨
 人カイクストカ、黨人カイクストカ云フコトモソ
 ウ強固サルベキコトデハナイ。ミンナガ其ノ氣持
 ニナリ、其ノ氣持ニ基イテ政治ヲヤツテ行ク。日
 本ノ社會、經濟、教育、總テノ組織ヲソレニ則ツ
 テ改メル。西洋流ノ個人主義的或ハ自由主義的、
 資本主義的ノ優越ハ此ノ際一切整理スルト云フコ
 トニ自然ナルデアラウ。ソレガ宜イ。ソレデヤリ
 マスト云フコトニナレバ皆同ジク天皇陛下ノ赤子
 デアルカラ、以前ニ何ヲ考ヘ、何ヲ言ヒ、何ヲヤ
 ツテ居ツタト言フコトハサウ深ク咎ムベキデナイ。
 一切過去ヲ水ニ流シテ一語ニ奉皇運動ヲマツテ行
 カウ。ソレニ廻フヤウナ組織ヲ作ラウ。ソレニハ
 七千萬臣民ノ中デ第一ノ家柄タル近衛公ヲ先頭ニ
 立テ、公ニ首頭ヲ取ツテ貰フト云フコトカ極メ
 テ自然デ、何人モ首肯出テ来ル。サウ云フ風ニ見テ
 行クト近衛公ハカケ替ノナイ人ニナツテ来ル。オ
 幹トカ難見トカ人物トカフ言ハバ是ハ七千萬ノ中
 ニハ公ニ勝ル者ガ澤山アラウ。併シ日本歴史ニ於
 ケル近衛家ノ地位カラシテ、臣民ガ一丸トナツテ
 天皇陛下ニ俯屬シ奉ル其ノ新シイ運動、或ハ其ノ

97.

Doc 1616

組織ヲ考ヘル時ニハ、近衛公ト云フモノハドウジ
テモ立ツテ黄ハナケレバナラヌ人トナル。我々ガ
近衛公ニ依ツテ新シイ日本ヲ建設スベシト云フノ
ハ専ラソウ云フ意味デ言ツテ居ル。

小林 ソウスルト、詰リ全臣下ノ代表ト云フ意味
デスネ。

白鳥 代表、旗幟リト云フ意味デ、其ノ後ニ全臣
民ガ從フ。

小林 ソウ云フ意味デ既成政黨ノ途中トカ、從來
ノ政治家デスネ。ソウ云フ途中ガ此ノ際心カラ新
シイ使命ヲ悟ツテ、而シテ從來ノ足場ヲ投ゲ棄テ
テ來ルト云フコトデアレバ勿論好イ譯デスネ。

(以下次頁へ續ク)

裏面白紙

Dec 16/16

一〇、革新ノ方法ト團體

白鳥 ソレハ彼等總テニソレヲ求メルコトハ無理カ
モ知レヌ。又七千萬ノ國民ミンナニソレヲ求メテ直
テニハ無理デセウ。新シイ組織ヲ造リ、全國民ヲ網
羅スル奉皇運動ヲスルト云フ筈前デ、之ニ参加シテ
來ルト云フモノハ一應取入レテ宜イデセウ。過去ノ
因縁ニ依ツテ誰ガイカヌト云フ事ハ餘リヤカマシク
言フベキモノデナイト云フ風ニ私ハ考ヘル。

併シ其ノ新シイ組織ノ中デ誰ガ指導的ノ役割ヲ果ス
カ、或ハ今後ノ新シイ政策ヲドウ云フ人選ニ依ツテ
造ルカト云フコトハ是ハ別問題デアル。是ハ自ら從
來ソノ方ニ専心研究ヲ重ネテ來タ人ガアルカラ、其
ノ人選ガ指導的立場ヲ執リ、役割ヲ果スベキモノデ
アルト思フ。從來ハ相剋摩擦時代デアツタ。ソレト
共ニ官僚的ニシテ既成政黨の人選ノ間ニ、議論ガ
行ハレテ來タカラシテ、今後ハ一ツミンナガ和力ナ
氣持ニナツテ、一切虚心坦懐ニ新シイ立場カラ、オ
互ニ研究モシ協力シタラ宜インデヤナイカ。政黨ト
云ハズニ國民組織ト云フト結局何ニモナラナクナツ
テシマフ。矢張り「ナテ」ヤ「フアツシヨ」ガヤツ
タヤウナガツチリシタモノヲ作ラナケレバナラヌコ
トニナルノデヤナイカト云フ議論ガ起ルデセウ。組
織ノ形式方法ニ至ツテハ多分ニ「ドイツ」ヤ「イタ

リー」ノヤツテ來タコトニ參酌スベキモノガアル。
 彼等ハ程度カ失敗シ大キナ犠牲ヲ拂ヒ、非常ニ苦心
 シテ漸ク好イ成績ヲ擧ゲル所迄持ツテ來タガ、日本
 トシテハ、ソノ代價ヲ拂ハズシテ良イ所ヲ利用シ得
 ルト思フ。

西洋ノモノダカラト言ツテ排斥スル必要ハナイガ、
 根本ハ他ク迄日本ノ國體精神、古來日本ニ傳ハル世
 界觀ト云フモノニ基礎ヲ置カナケルバナラヌ。例ヘ
 バ經濟再編成ノ問題ニシテモ、「マルキシズム」ハ勿
 論「フアッシズム」ノ經濟理論ヲモ出來ルダケ避クベ
 キテセウ。日本ノ國體ノ本義カラ在ル出シタモノヲ
 以テ、資本主義的ナ自由主義的ナ有ラユル弊害カラ
 完全ニ我我ハ脱却シ得ルト思フ。其ノ革新ガ遂ゲラ
 ルル外形ニ於テハ或ハ「ドイツ」、或ハ「イタリー」ノ
 ヤツタコト、似通フ點モアルダロウガ、是ハ併シナ
 ガラ根本ノ理念ハ違フノダト云フコトデヤナイカト
 思ヒマス。

野村 近頃流行シテ居ル議論ノ中ニ、表現ハ非常ニ
 華麗ノ精神トカ、國體ノ本義トカ云フ具ナ形ヲ持ツ
 テ居リナガラ、内容ハ相變ラズ舊秩序のナモノガ非
 常ニ多イヤウナ氣ガシマスデスネ。例ヘバ言葉ノ上
 デハ皇道政治ヲ云々シ表現上デハ大政翼賛ヲ強調シ
 テキナガラ、實質的ニハ民主主義的ナモノヲ主張ス
 ル様ナ議論ガ甚ダ多イ。サウシテ大政翼賛ノ遺ヲ

100.

Doc 1616

廣メル爲ニハ封建的ナモノヲ清算スル必要ガアルト
 審シ、寧ロ日本ニ本來アルベキ所ノモノヲ發見シ
 云フ筈印ヲ得スコトニヨツテ排斥シ、結局ハ西洋的
 ナモノニ行ツテ行カウトスルヤウナ傾向デスネ。
 白鳥 私モ從來サウ云ツタ標語、表現ノ中ニハ相信
 吟味ヲ要スルモノガアルト思フ。例ヘバ一言萬民ト
 云フ言葉ナドモ天子様ハ別ダガ、アトハ米國流ノ天
 賦人權トカ萬民平等ト云フ且ナ意味テ言フ者ガ浮山
 アル。又萬民權限ナドモ矢張り多量決ニナツテシマ
 フ虞ガアル。サウ云フモノデハ決シテナイ筈ダ。

一一、我國革新派ノ缺陷

白鳥 其ノコトニ就テハ後容ニ批評スル必要ガアル
 タ、從來國體明證ヲ唱ヘル人達ハ、思想的方面ニ非
 常ニ重キヲ置ク。日本ノ國體ヲ強調スルダケデアツ
 テ、國民ノ實際生活、經濟生活ヲ下ウスルカト云フ
 事ニハ關心ガ薄カツタ。所謂國體論者ニハ經濟ガナ
 イト言ハレタ。又目前ノ西洋流ノ資本主義ノ弊害ヲ
 非常ニ強調スル連中ハ、寧ラ西洋カラ借リテ來タ經
 濟論ニ依ツテ之ヲ是正シヨウトシテ居ル。サウ云ツ
 タ連中ハ國體論者ヲ神懸リダト言フト、他方ハ之ヲ
 左翼ダ、赤ダト呼ンデ互ニ排斥シ合フ。併シ本當ニ
 國體ヲ明證ニスルト云フコトハ、是ハ精神の方面ト
 同時ニ物質的ノ方面ト兩々相俟ツテ、天皇政治ノ本

裏面白紙

101.

Doc 1616

旨ニ立脚シタ政治經濟が實現サレナケレバナラス。
又經濟上社會主義ト云フヤウナコトヲ強詞スル人々
チハ口實ヲ忘レテシマツテ、専ラ西洋ノ理論ニ依ッ
テ、西洋ノ先例ヲ引イテ經濟ノ再編成ヲヤラウト云
フ、共ニ私ハイカスト想フ。本營ニ日本ノ建前ヲ正
シイ所ヘ持ツテ行カウトスレバ、是ハ口和テレナケ
レバナラス營ノモノダト想フ。所謂革新派ト云フカ、
革新勢力ト云フカ、ソレガ純眞ナモノデアラナラバ
是ハドウシテモ一致スベキモノデアル。ソコニ立脚
スレバ日本ノ政治トカ外交トカ經濟ヲ如何ニスベキ
カハ總テ極メテ明瞭ニナツテ來ルト想フ。根本ニ於
テハ、物質ノ方面ノミニ重キラ置クベキモノデナケ
レバ、精神方面ノミニ偏重スベキモノデナイ。同ジク
革新ヲ目指スモノガ互ニ相反目シ、争鬭スルト云フ
コトガ、所謂現狀維持勢力ヲシテ今日進歩進ビサシ
テ來タ原因ノ一ツダト想フ。互ニ牽制スルカラ力ハ
零ニナル。日本主義障壁デ此ノ頃ハ皇道經濟ト云フ
コトヲ大分言ヒ出シテ來タガ、ヨイ傾向ダ。
小林 ソレノ調和ト云フカ、新シク作り出スト云フ
カ、ソレガ非常ニムツカシイガ、又急イテ整備シナ
ケレバナラス。ソレハ先程ノ御話ノ通り廢業ノ意味
デノ國運再建議ガ出來テ行ツテ其ノ中デヤルト云フ
コトハ是ハ可能デアル。所ガソレニハ御話ノヤウニ

裏面白紙

近衛サンが大專ナ人ニナツテ來ル。餘程近衛サン自身ニ大決心ヲ持ツテ腹カナケレバナラスト思ヒマヌネ。

白鳥 近衛サン自身ニハ決心ガアルト思フ。アレダケモ朝ナ人ダカラ、今度限ルカラニハ、單ナル相剋摩羅解指ナント云フコトハ言ハヌダロウ。何ガ水デ何ガ油カハ分ツテ居ラレル筈ダカラ、コレヲ一絡ニネルヤウナコトハヤラヌデセウ。左ヤサシイ決心デハ出テ來ナイト思フ。

小糸 サウ云フ正シイ方向デ近衛サンガ出テ來テ國民ヲ慰成ヘル場合ニハ今ノ所謂政治家ガ入ツテ來ルトシテ、ドウ云フ了見デ入ツテ來ルカト云フコトモ可成り考ヘラレル節デスネ。

一二、新シイ政治ノ目標ト形見

白鳥 政治家ガ入ツテ來テ、ドウ云フ眞ナ地位ヲ割當テラレルカ知ラスガ、要スルニ、新シイ政治ガ如何ナル目的ニ向ツテ進ミ、如何ナルコトヲスルカト云フコトが大專デ、ソレヲハツモリ持ゲソレヲ承知ノ上テ來ル人ハ入レテモ宜イデセウ。從來ノ人デハ悉ラク新シイ考ハ持合セハナイダロウシ、新シイ考ハ提出セナイ。思ヒ切ツタ草新政策ハ、古イ型ノ人デハ手ニ合ハヌデセウ。兎モ角所謂革新分子ニ大キ

103.

Doc 1616

ナ期待ガカケラレルワケデハナイカシラン。從來日本ノ革新ヲ目指シテ來タ人タチハ新聞ノ停フル所ナドニハ拘ラズ眞面目ニ此ノ運動ヲ助ケテ、近衛公ラシテ誤ラセマイ、果スベキ役目ヲ十分ニ果サセヨウト云フ凡ニ、學ツテ此ノ運動ニ参加シタラ宜イダラウ。サウシテ皆ガ入ツテ行クコトガ新組織ヲシテ所期ノ效果ヲ擧ゲシメル所以ト思フ。

小林 傳ヘラレテ居ルヤウナ意味デノ新黨運動トハ大分遠ヒマスネ。

白鳥 新黨運動ハコノ前近衛公ガ組閣ノ時分ト今度トハ大分遠ツテ居ルヤウダ。此ノ前組閣ヲ引受ケラレタノハ相剋摩諒ヲ解消スルトイフコトガアリ、非常時ハ舉國一致デナケレバ乘リ切レナイト云フ考デアツタデセウ。ソレヲヤツテ見ヨウト思ツテ組閣シタノガ、幸カ不幸カ支那事變ガ起ツタノデ一應舉國一致ガ出來タ。所ガ戦争ガ一年二年經ツト舉國一致ハ可能ノ限界ニ達シテシマツタ。ソコデドウシテモ新シイ意味ニ於テ國民ノ再組織ヲヤラナケレバナラヌト云フ風ニ感じ出シタ。第一ニ考ヘタノハ政黨ヲ一掃ニシタラト云フコトデアツタカモ知レナイ。所ガソレデハ却ツテ新舊ノ對立ガ非常ニ深刻ナモノニナツテシマフ。ソレデハイカヌト云フコトガ分ツタ。退イテ想ヲ練ツテ出直サウト云フコトデ挂冠シタノ

裏面白紙

172

デハナイデスカ。ソレヲ以テ事變解決ノ責任ヲ回達
 シテ理由ナクシテ罷メタト云フ瓜ニ非難ヲスル人ガ
 アツタト思フ。私ハ近衛公ガ引下ツタコトハ、アノ
 儘テ行ツタ所テ到底國民ノ再編成ハ出来ヌ。殊ニ政
 府ノ局ニ當ツテソノ日ソノ日ノ難用ニ迫ハレテ居ッ
 タラ想ヲ練ルコトモ出来ナイシ、マア退イテ環境ノ
 熟スルノヲ待ツタノダラウト思フ。服部ノ直接ノ影
 響トシテ、ドウシテモ是デハイケナイト云フ情勢ガ
 世間ニ出来テ來タ。外部ノ情勢、ヨーロッパノ情勢
 モ急激ナ變化ヲ遂ゲ、是ガ日々ニ非常ニ大キナ衝動
 ヲ與ヘタ。コンドハ或ハ出来ルダラウト云フノデ決
 心ガ付イタノデハナカラウカ。
 小林 今近衛サンノ周囲デ類ニソレヲヤツテ居ラレ
 ル有馬サントカ、瓜見氏トカニ、餘程其ノ意味ヲハ
 ツキリ呑込ンデ貰ツテナイトイケマセンネ。
 白鳥 ソレハ瓜見氏ガ下ノ程度ニ近衛公ノ委屬ヲ受
 ケテヤツテ居ルカ能ク分ラヌガ、完全ニ考ガ一致シ
 テ居ルトハ言ヘナイカモ知レナイ。ダカラアノ人達
 ガ言ツテ居ルコトガ近衛公ノ社トモ變テニ言ヘマイ。
 今日近衛公ノ一番欲シテ居ルノハ所謂革新派ノ最モ
 純ナ分子ダト云フコトダ。數ハ多クナクテモ其ノ分
 子ガ集マツテ公ノ手足トナルコトヲ一番求メテ居ル
 ノデハナカラウカ。此ノ際我ト思ハン者ハ自ラ名乗

ツテ固タラ宜イダロウ。

小村 復シ家メテモ逆モ……

白鳥 餘リ多クテモ一致モシナイシネ。

野村 立錫ノ非常ニ違フ者ガ得山集マツテ、表面ダケノ一致ヲ見テモ内容ガ貧弱ニナル。結局最大公約案ト云フコトニシナケレバ……

白鳥 合議任テハ結局、誰モ反對デナイモノシカ出来上ラナイ。極メテ平凡ナ、アツテモナクテモ宜イモノガ出来ル。彼ガ少ケレバ少イ程賢ハ良クナル。一人ノ方ガ一善良イ。極端ニ言ヘバ。

小林 學者ト云ツテ見テモ先刻ノ話デ、帝大アタリヲ物色シタラソレハ皆駄目ダカラ、サウ云フ意味デハ餘リ並ベテ見テモ……

白鳥 餘リ色々並ベテ從來ノ舉目一致ニテハ何モナラヌデセウ。

野村 前ノヨ！ロツバ大戦ノ當初ドイツノ国内デハ一應戦争ニハ反對シナイ。戦争ヲ支持スルコトダケハ兎ニ角一致シテキル。併シ何ノ爲ニ戦争スルカト云フコトハ皆違フト云フ様ナ現象ガ現レタ。

白鳥 戦争ガ永引イテ調子ガ悪クナルト「ゼネラル・ストライキ」ガ起ツタカラネ。

一三、 我國外交方針ノ轉回

小林 今サウシテ国内ヲ建直サナケレバ是ハ實際ヒ
 ドイコトニナル。露印ヤ佛印ナドハ少シ英米ガ力ヲ
 入レテ居ルヤウナ氣配ガ新圖ノ上デハアリマスガ、
 情報ノ上デハ見エテ居リマセンカ。

白鳥 「フランス」ナドハ、「イギリス」モザウダロ
 ウガ、露印トカ佛印トカノ問題ドコロデヤナイデセ
 ウ。「アメリカ」モソシテ今一寸露印ト居ラレ
 ナイデセウ。ドウシテ「ヒトラー」ノ脅威ヲ防グカ
 デハハ一途ダ。

白鳥 「露印ノ問題デ「ドイツ」カラノ影響ガ大ニナツタ
 ト云フコトヲ聞キマスガ、ドウ云フコトデセウカ。

白鳥 「ドイツ」ハ矢張り露印ニハ關心ヲ持タヌト云
 フコトハ今デモ變ラヌガ、露印ヲ種ニ日本ト英米佛
 アタリト妥協サレテヤ困ル。露印ニ就テ話ルナラ「
 ドイツ」ニ話シテ呉レト云フコトヲ言ツテ來タ。ソ
 レハ當然ノ話デス。

小林 ドウモソウ云フ風ナ決意ヲ一日モ早クシナク
 テヤナラヌト我々ニハソウ思ヘテ仕様ガナイ。

白鳥 日々ノ外交政策ハ一大轉換ヲ遂ゲナケレバナ
 ラヌガ、現在ノ露印ノ關係テ外交政策ノ百八十度轉換
 ト云フコトハ是ハドウモ出来ナイ。ヤルベキコトデ
 モナイ。今ノ政府ガ其ノ儘強イ政策ヲ執ルト云フコ
 トハ皇廷外交ノ手前我々ニハ堪ヘラレナイ。「ドイ

裏面白紙

107.

Doc 161

ツレガ勝ツタカラドサクサ紛レニ印ヲ取ルト云フ
 コトハ、天皇陛下ノ外交デアル以上ハ出来ナイ。固
 内任信ヲ一新シテ、日本ノ有リノ任ノ政策ガ行ハレ
 ルト云フコトニナレバ是ハ獨伊ト合作スルガ當然デ
 アルカラ、彼等ト話合ノ上デ「アジア」ノ植民地ノ
 問題ヲ経メレバヨロシイ。

(以下次頁へ續ク)

裏面白紙

108.

Doc 1616

小林

矢張り日本ノ政治組織、自内革新ノ問題テ
スネ。

白鳥

ソレガ前提テナケレバナラナイ。

記者

アメリカノ英善ヘノ物質的援助ハ下ノ位ノ
範圍ヲスカ。

白鳥

是ハ今ノ所テハ十分ニ出来ナイデセウ。一
邊アメリカノ軍需工業ハエライ大キナモノ
ト世間ニハ言ハレテ居ルガ、資本主義ノ社
會テ個人ノ利益追求ヲ禁斷トシタ活動ニ依
ツテ自然ニ發達シタ工業ノ限辰ハ今日ノ標
準カラ見レバ知レタモノデアル。例ヘバ、
飛行機ノ製造能力ニシロタンクノ製造能力
ニシロ、ドイツニ較ベテハ大變ニ遜色ガア
ル。而モ今急激ニ豫算ヲ取ツテ軍需ノ擴張
ヲヤツテ居ルガ、是ハ寧ラ自分ノ方ガ恐ク
ナツテ來タ、アメリカヲ衛ル爲メガ主チヤ
ナイカ。サウ云フ所ニ英佛ニ分ケテヤルダ
ケノ餘力ガ充分ニハナイ。前戰争ノ時ノ舊
式ノ武器ナドヲヤツテ居ツタリシテ居ルヤ
ウダガ、何レニシテモ急場ノ間ニ合ハナイ。
外務省ノ内部ノ考方變ツテ來タヤウテスネ。
ヒト以白鳥ハ固ヲ誤ルナドト云フ者モアツ
タ。

小林

裏面白紙

白鳥

今テモサウ言ツテル者ガアルダロ。人間ガ
急ニ考ラ變ヘルト云フコトハ一ツノ感情デ
出来ナイ。自分達ノ見達シガ誤ツテ居ツタ
ト云フコトハ言ヒニクイモノデ、何トカ理
解ヲ附ケタクナルカラ、綺麗サツパリ我々
ガ違ツテ居ツタトハ言ヘナイ。

小林

白鳥サンノ仰ツタ通り真ツ直ダニ行ツテ居
リマスネ。

白鳥

去年ノ十月カラ私ハ言ツテ居ツタ。大英帝
國ハ没落ノ前夜ダト。外務省ノ連中ハ驚イ
タモノダ。信念モ、アスコマテ行ケバ大シ
クモノダトネ。

小林

若イ人ハ流石ニ新シイ考ヘ方ニ段々ナツテ
居ル様テスネ。

野村

栗山大使カナンカノハヒドイネ。

記者

ドイツガ勝ツトナルト我國ノ一般國民ハド
イツニ感ク關心ヲ持テ、テモクラシーノ浪
蕩ト云フモノヲ恐レル様ニナルテセウネ。
ソレハ日本ノ内閣ヲ一新ニハズキナ拍車ヲカ
ケルコトニナル。

野村

ソヴイエツトノ革命ガ言テズキナ影響ヲ與
ヘタ。彼ニ。。

白鳥

ロシアノ共産革命ガ非常ニ變質シテ來タガ

裏面白紙

110

Doc 1616

小森

白鳥

要スルニマルクスノ説イタモノハ結局不可
 能ダト云フコトガ心算ニ於テ確信アレタ
 新シアノ革命ハフランス革命ト同様ニ、人
 類社會ニ大キナ影響力ヲ及ボシタコトハ争
 ヘナイ。ドイツモイタリイモアレニ依ツテ
 大キク翹蹶サレタ。日本モ影響サレタ。
 歴史シヨウト思ヘバ幾ラテモヤツテ行ケル
 ガ、是スルニ資本主義ノ不合理チコトヲ、
 ソノ缺點ヲ指摘シタモノハマルキシズムノ
 功績デアアル。同時ニ資本主義其ノモノガ不
 可能ニナツテ來タト云フコトハ目前ノ事實
 トシテ現レテ來テ居ル。ボルシエヴィスム
 ノ革命ガ起ツタコトハ歐米ノ直接ノ結果デ
 アルガ、俄ノ國ハ資本主義ノ行詰リダト言
 ヘルト思フ。ダカテ外ノ山モ此ノ影響ヲ免
 レルト云フコトハ出来ルモノテナイ。
 ソレハ日本ノ歴史ニ自シタモノテ、一切ヲ
 止揚シタモノデ、全然新シイモノヲ造ルト
 云フコトヲスネ。ソウ言フ學問、思想體系
 ガ立テバ、サウ云フコトハ國民全體モ段々
 分ツテ來ルト思フ。インテリハ假ニ後列シ
 ニツテモ。 . . .
 例ヘバボルシエヴィスムノ論ガ又若ハ食フ
 ベカラズト云フヨリハ日本ニハ適用シナイ。

裏面白紙

177

111

Doc 1616

小 村
白 鳥

日本人ハ齊シク天皇陛下ノ赤子デアアルガ故
 ニ一人ト雖モ餘エル者ハアツテハナラヌ。
 天皇陛下ノ臣民トシテ在レタモノハ、一人
 テモ餘エサシテハアラナイ。誰デモ食ヘル
 様ニシナケレバナラヌ。平等ニ食ヘト云フ
 コトテハナイガ。
 一億萬民デスカラネ。向フハ唯物主義ダシ。
 ト云フノハ人間ハ食フト云フコト其ノコト
 ガ目的デヤナイ。天皇陛下ノ臣民トシテ全
 体ノ一部分トシテ其ノ職分ヲ盡スル爲ニ
 ハ食ハナケレバナラヌ。食フタメニ食フノ
 テハナイ。職分ヲ盡シ得ル爲ニ當然天皇
 陛下ガ食ハシテ下サル。ソレヲ自分ノ職テ
 食フト云フ、自分ノ目的ノ爲ニ食ツテ居ル。
 多々益々辨ストイフコトニナル。ソレガ善
 惡ノ根源テハアルマイカ。天皇陛下ニ對シ
 奉ル公ノ職能ヲ果スダケノ物質ハ必ス支給
 サレルカラ食フトハ心認シナイデヨイ管
 ダ。我々ハ赤子デアリ、天皇陛下ハ大御親
 テアル。働ケナイ者、病弱ナル者、暗黒ナ
 者、是等ト雖モ必ス生活ハ保障サレルト云
 フコトニナラナケレバナラヌ。
 「働カヌ者ハ食フナ」ト言フ様ナ冷ヤカナ
 モノデナイ。

裏面白紙

170

小答

ソウイェツドアタリテモ後々精神主義的ナモノガ加ハツテ行カチケレバナラヌ。行詰ルテセウ。

野村

ソレハ大任マルキシズムト云フモノハイギリスノ資本主義社會ヲモット純粋ニシテ考ヘタ一種ノ觀念的操作用ヨツテ作り出サレタ抽象論テアル。即チマルキシズムハ國民ノ殆ト大部分ガフロレタリアニナツテシマフト云フコトヲ豫想シテ考ヘラレタ理論デアツテ、ソシテ理論ヲ農業論テアルロシアヘ當テ候メレバ無理ガ出來ルノハ初カラ分リ切ツテキル。即チマルキシズムヲ公式道リニ當テ候メタノテハ農民問題ノ解決ガ出來スト云フノデ、レーニズムニ於テハ農民ニ對シテ別途ノ考ガ生レテ來タ。農民ハフロレタリアイトノ同盟者ダトイフ甚ダ不自然ナ理論コレデアル。更ニマルキシズムテハ民族問題ノ解決モ出來ナイ。此處等ニソ論ノ價ミガアツタガ、ソレヨリ更ニ大キナ問題ハ、技術トカクラーイクトカ云フ指導者ヲ味方ニシテ、從ツテソノ技能ヲ十分ニ利用シ得ナカツタト云フコトデアル。ソコテ五年計畫ヲ實行シ、生産力ノ擴充ヲ

裏面白紙

113.

Doc 1616

ヤラウト云フコトニナルト直グニ技術者ノ
 不足ニ悩マサレ、ドイツカラソレヲ選レテ
 來ナケレバドウスルコトモ出奈ナカツタノ
 デアル。コレ等ノ點モ今後ハ次第ニ現實ニ
 面シテ修正サレ、從ツテソノ階級主義ハ愈
 々稀薄トナルダラウト考ヘル。

(以下次頁ニ續ク)

裏面白紙

182

115.

Doc 1616

トラーノレーベン・スラウント大體同ジモノデハ
 アルマイカ。日支ノ三島ガ共同ノ生活國ヲ持ツ
 ト云フコトニナル。是ハ從來西洋人ノヤツタ資本
 主義的ナ採取チヤナイ。根本ハ八紘一字ノ日本
 國ノ精神テアル。私ハ東西ノ新秩序ト云フモノハ
 ナウ云フモノデナケレバナラスト思フ。西洋流ノ
 絕對主權ヲ持ツタ支那、絕對主權ヲ持ツタ薩摩、
 是ト日本トカ、西洋流ノ從來ノ條約ヲ以テ、一從
 如何ナル「新」秩序ガ對テ得ルカ、從來ノ觀念ヤ
 方法テハ何モ新シイモノハ生レナイ。從來ノ國際
 法テハ律シ得ナイ、新シイ理念ニ基イテ三島ハ結
 バレナケレバナラスト。

現ニ日本ト薩摩トハ國際法的ニハ獨立ヲ互ニ
 認メテ居ルガ、其ノ間ニハ一寸國際法テハ説明ノ
 出來ナイ特別ノ關係ガアル。コノ根本ノ原則ハ支
 那ニモ適用サルベキモノダト思フ。
 更ニ此ノ範圍ハ幾ラテモ擴大シ得ルト思フ。具體
 的ニソレチヤ日本ト支那ノ關係ハドウスルカト云
 フコトハ、是ハ將來ニ色々研究シ、又支那人モ納
 得ノ上テ段々決メテ行ツタラ宜イダラウ。何モカ
 モ薩摩國ノ通りトハ決シテ云ハヌ。薩摩國ノ場合
 テモ改ムベキモノハ多々アルダラウ。タダヤラナ
 ケレバナラストコトハ新秩序ヲ作ル前提トシテヨ

裏面白紙

一五、歐洲大戦ノ見送シ
 記者 最後ニ歐洲大戦ノゴク近イ見送シヲ御伺ヒ
 シタイト思ヒマス。
 白鳥 先程大體御話シタ事ナリマスガ、フラン
 スアタリハ極ク近ク片附イテシマフ。イギリスデ
 スガ、若シドイツガ上陸作戦ニ成功スレバ、イギ
 リスモ早く済ム。上陸作戦ニハ色々困難ガアル。
 冒險ダカラドウシテモヤレスト云フコトデアレバ
 必スシモ陸兵ヲ以テ攻撃シナイテモ、何シロノル
 ウエーカラスヘイン迄ノ海岸ヲ全部ドイツガ支配
 シテ、此處ニ空軍ト潜水艦ノ基地ヲ置イテ何岡ト
 一ロツバ人ノ造ツタ舊秩序ヲ支那カラ一掃スルコ
 ト、是ハドウシテモヤレネバナラヌ。是ガ一掃サ
 レタダケテモ私ハ大體東亞新秩序ガ出来ルト思フ。
 單ニ西洋ノ侵略的ナ排外的ナ私利ヲ支那カラ取除
 ケルト云フダケテナイ。舊秩序ハ物質的ノ條件ダ
 ケニ就テ言フノチナイ。精神的ナモノニ就テモ言
 フノデアル。西洋流ノ考ヲ支那人ノ頭カラ取除ケ
 ルト云フコトモ新秩序ノ前奏テナケレバナラヌ。
 併シ其ノ前ニ日本人ノ頭カラ舊秩序思想ヲ除カナ
 ケレバナラヌ。不當ニ國內ガ純直ヲナケレバ、支
 那ノ新秩序ハ出来ナイト云フノハソノコトダ。

一五、歐洲大戦ノ見送シ
 記者 最後ニ歐洲大戦ノゴク近イ見送シヲ御伺ヒ
 シタイト思ヒマス。
 白鳥 先程大體御話シタ事ナリマスガ、フラン
 スアタリハ極ク近ク片附イテシマフ。イギリスデ
 スガ、若シドイツガ上陸作戦ニ成功スレバ、イギ
 リスモ早く済ム。上陸作戦ニハ色々困難ガアル。
 冒險ダカラドウシテモヤレスト云フコトデアレバ
 必スシモ陸兵ヲ以テ攻撃シナイテモ、何シロノル
 ウエーカラスヘイン迄ノ海岸ヲ全部ドイツガ支配
 シテ、此處ニ空軍ト潜水艦ノ基地ヲ置イテ何岡ト

裏面白紙

ナク大規模空襲ヲヤル。港灣ノ設備ナリ軍艦工場
 シミンナヤル。
 ドイツハ非常ニ優秀ナ艦ヲ持ツテ居ルカラソノ
 艦隊ハ大キイ。地中海ノ制海權ヲイタリ。ガ
 ト恩フガ、イタリ。ガ潜水艦ヲ以テドイツト共ニ
 大西洋、地中海ノ入口ノ結合ニ潜水攻撃ニ業ナ所
 テヤル。イギリスハ海上空襲ヲ行ハレドラウ。是
 ニハ英艦モ艦隊ヲ集メザルヲ得マイ。上陸作戦ナ
 ラヒトラノ言ツタ八月一杯ニ終ンテシマフト恩
 フ。ソレテナクテモ大艦今一掃ハイギリスモヤ
 ヲツテ行ケマイ。ドイツカラ見テ最悪ノ場合ヲ考ヘ
 ルト、イギリスガ非常ニ頑強ツテ、アリツタケノ
 艦隊ヲ駆逐ニシテドイツニ抵抗スルト言フ決意ヲ
 スレバ、相當抵抗ノ期間ハ長クナルカモ知レナイ。
 ソレニシテモ到底イギリスニ勝目ガナイ。
 問題ハ此處テドイツノ提出スル所ノ非常ニ奇詭
 ナ條件ヲ屈服スルカ、ソレトモカナダヘ引上ケテ
 モ抵抗スルカト云フコトニナルガ、ソノ場合ハア
 メリカト共ニ抵抗スルノテナケレバ出来ナイ相談
 ダ。サウ云フニフランスガ演レテシマヒ、イギ
 リスモ命カラガラカナダヘ引上ゲテ行クト云フコ
 トデアツテモ、アメリカガドイツニ對シテ宣戰ス
 ルカドウカト云フコトダガ、若シアメリカガ助ケ

裏面白紙

118.

Doc 1616

ナケレバ英艦ハ彼々波艇入ニナツテシマフ弊ナイ
 津入ニアレバ、今後ヨロツバハドイツ、イタ
 リー、ソ聯ノ三ツノ自ガ大國トシテ強ルノテ、英
 艦ハ文化的ナ、平和ナ、軍備ヲ持ダナイ國トシテ
 二三流國ニ對シテ餘儀ナクサレルノテハナイカ。
 何レニシテモ英艦ハ世界ノ方々ニ植民地ヲ開分
 海軍ヲツテ居ルカラ、抵抗ハ相當長ク續ケ形式上
 ハ交戦状態ハ極グ已マヌテアテウ。續ケルト言ツ
 テモ併シ政府ト交戦状態ノミガ軍略ト金銀ヲ持ツ
 テ英本主ヲ去リ、數千五百萬ノ國民ヲ養イテケボ
 リニスルトイフノモ随分考へ惡クイコトダ。アフ
 リカノ植民地ハ怒ラレルシ、印度モ今後ハ英艦
 カラ離レテ獨立スルドラウシ、サウナツテ來ルト
 非常ニ無力ナモノニナツテシマフ。カナダモ資源
 トシテ大シタモノハナイ。自然或ハアメリカノ一
 部ニナルト云フヤワナコトモ考へラレルガ、ソレ
 ハイギリス人カラ考へタラ到底堪ヘラレナイコト
 ダカラ、矢張り自ラ就ニ討死ノ覚悟ヲ勇敢ニ抵抗
 スルドラウト思フガ、何ト云ツテモ武力ニ格段ノ
 差ガアルカラ屈服ハ免レナイ運命チヤナイカト私
 ハ思フ。此處一二週間スレバ情勢ハ判明スル。下
 イツガ上國作戦ヲヤルトスレバ、案外早く戦争ハ
 オ仕舞ニナルカモ知レナイネ。軍事専門家中ニハ

裏面白紙

197

119.

Doc 1616

上陸作戦ノ可能ニカ少イト云フ見方モアル。ドイ
 ツノ方テハ必スアルト言ツテキル事ナシ
 野村 ドウモ其ノ専門家ノ方ニテモ今迄相當ノ想
 ガ外レテ居ル。北歐作戦方考ヘラレナカッタシ、
 露下傘部隊モ、オランダ、ベルギーニ侵ハレル途
 考ヘラレナカッタシ、オランダニアレガアツテカ
 ラテモ尙失敗ダツタ失敗ダツタト専門家が言ツテ
 居ル。
 記者 アメリカアタリテモアウ言ツテ居マズネシ
 野村 露下傘部隊ハ皆打退ニシテサレドモ言ツテ居
 ル。
 白鳥 露下傘部隊モオランダアタリテハ相當ノ果
 ヲ得テ居ル。専門家ノ點ニ凡ソ言テニナラナ
 イノハ今度ノ事ナシ

(以下次頁ニ續ク)

裏面白紙

VI 不介入方針ヲ論ず

(昭和十四年六月「大亞細亞主義」誌)

獨軍自歐侵入以來旬日ヲ出デズシテ、既ニ前大
 取一、二箇月ノ戰績ヲ擧ゲテ居リ、巴里ノ陷落モ
 ドイヅア一海岸占領モ目撃ニ迫リ、英國本土ヘノ
 進軍モ現實ノ問題トシテ考ヘラレルニ至リ、世界
 ヲ暴ゲテ宇義遍リ寫眞シテキル。ナチ獨逸七年間
 ノ奮夜弛マザル獨力ヲ目撃シ、獨逸ノ國民性ト全
 權主義ノ政治、經濟ノ原理ト機軸トヲ、正シク評
 價スル者カラ見レバ、目前ノ事態ハ寧ロ當然豫期
 セラレタトコロデアルケレドモ、自由主義、デモ
 クラシーノ宇宙觀ヲ以テ、人類文化ノ最高峯ヲ示
 スモノト考ヘ、英國乃至アングロサクソン民族ノ
 不拔ノ力ヲ迷信シテ來タ人達カラ見レバ、我ト我
 ガ耳目ヲ疑ソノモ巴ムヲ得ナイ次第デアル。
 英獨ガコノ戰爭ヲ謂ハバ無理ヤリニ仕掛ケタノ
 ハ、一言ニシテ言ヘバ、ナチ獨逸ノ實力ヲ過小評
 價シタカ爲メデアル。今ナラバマダ獨逸ヲ押ヘ得
 ルカ、コ、數年ヲ空過スルト、遂ニコレヲ如何ト
 モ爲シ難クナルト考ヘタニ依ルモノデアルカ、實

裏面白紙

121.

Doc 1616

ハ爾後ニ過ク強遠ノ力ハ疾ク既ニ克服シ難キモノ
ニナツテモタノデアル。英佛ノミナラズ米國ノ如
キモ同ジク、獨伊全權主義極端ニ對シテ同様ナリ
小辭儀ヲシテ居ツタ。歐羅巴ノコトハ大體英佛ニ
一任シテ蓋支ナイ。結局ニ於テハ必ズ獨伊ハ敗レ
ルモノト考ヘテ居ツタ。隨ツテ俄ノ任給ハ、東洋
ニ於ケル全權主義的侵略目タル日本ヲ押ヘルコト
ニ、全力ヲ注ゲバ足ルト考ヘタノデアル。抑々歐
羅巴戦争ノ勃發ヲ豫モ欲シテ居ツタノハ、ルーズ
ベルトノ人デアラウ。戦争前ノ米國ノ努力ハ、
獨逸ノ自衛ノ示ス通り、歐羅巴ノ戦争ヲ排發スル
コトニ向ケラレテ居ツタト云フモ過言デナイ。而
モ愈々戦争カ勃發スルト米國ハ輿論ガ壓倒的ニ不
干渉ニ傾イテシマヒ、政府モ中立法ノ改訂ハヤツ
タケレドモ、現金自國熱主義ハ變ヘナカッタノデ
亞米利加ノ英佛ニ對スル援助ノ程度ハ、舊ル徹底
ヲ缺イテ居ツタ。英佛側ニ於テハコレヲ不道トス
ル空氣ガ濃厚デアツタガ、八ヶ月ニ互ツテ戦闘ナ
シノ戦争カ起イタ爲メニ、英佛モ、米國モ、目前ニ
迫ル危險ヲ覺ラズ、北隊戦争ニ於テ漸ク半バ眼ヲ開
キ、而シテ今回ノ西部戰線崩壞ニ至ツテ、初メテ完

裏面白紙

190

122.

Doc 1616

全ニ夢方違メタトイフコトガ出来ルト思フ。

此モ亦等ハ尙モ自己ニ都合ノ好イ判断ヲ下シテ
キルヤウニ思ハレル。即チ今迄モサウデアツタヤ
ウニ、依然トシテ飽ク迄モ前大坂ノ例ヲ引イテ
軍ノ攻取力方鈍ルト共ニ、戦線カ膠着状態ニ陥リ
長劫戦ニ導キ得ルカノ望ミヲ持ツテキルヤウデア
ルカ四年掛カリデ築イタ、マチノ要害ガ一朝ニシ
テ抜カレル今日、重縁戦ナドトハ考ヘラレズ、素
人原ニモ戦線ノ膠着トイフコトハアリ得ナイヤウ
ニ思ハレル。英佛獨唯一ノ活路ハ意ヲ決シテ大反
撃ヲ試ミルコトデアラウガ、空軍ニ於テモ、續被
化兵力ニ於テモ、格段ノ差ガアルヤウデアルカラ
シテ、ソレモ今カラデハ望ミハナイコトヲ思ハセ
ル。

米國ニ至ツテハ銀令今日直チニ参戦シテモ、到
底有効ナル武力援助ヲ提供スルコトハ出来ナイ。
ゲーリング元帥カ常ニ言ツテ居ツタヤウニ今度ノ
戦争デハ亞米利加ガ参戦シヨウトシテモ、米兵ノ
上陸スル所カナクナツテシマソダラウトイフコト
ガ事實トナツテ來タヤウニ思ハレル。亞米利加ガ
爲シ得ル限度ハ、英佛ニ對シテ無制限ニ信用ヲ與

裏面白紙

123.

Doc 1616

ヘルコト、自國ノ船腹ヲ提供シテ物資ヲ運ビ、
 サウシテ今迄ヨリモ食料ヲ兼行機ヲ多量ニ送ルタ
 ラキカ國ノ由テハアルマイカ。米國ノ艦隊ヲ太平
 洋カラ引揚ゲテ起發スレバ相當ノ効果ハアラウガ、
 ソレハ日米間今日ノ惡化シタ關係ニ於テハ、米日
 トシテモ困難デハナカラウカ。

イマーツノ中立國タルソ聯ガ英倫ニ返リ、
 大暴シテ獨逸ノ背後ヲ脅クトイフコトデモアレバ
 歐況ヲ一變スルコトモ可能デハナイカモ知レナ
 イガ、コレハ到底考ヘラレナイ。獨ソノ間ニハ獨
 逸カラ見テ充分安心ノ行クダケノ了解ガアルト見
 ナケレバナラナイノミナラズ、兵力ノ關係ニ於テ
 モ、獨逸トシテハ不安ハナイトノ確信ヲ持ツテキ
 ルノデナケレバ、ポーランド庭割ノ機械化部隊マ
 デモ引揚ゲテ、全力ヲ西方戦場ニ投ゲ込ムトイフ
 ヤウナコトハ出来ナイ筈デアル。伊太利ガ數百萬
 ノ大軍ヲ擁シテ、今日明日ニモ立チ得ル態勢ヲ整
 ヘテキルコトモ、獨逸カラ見レバ大キナ安心ニ相
 違ナイ。

歐戰ノモノ、今後ノ見送シニツイテハ、コノ
 話カ雜誌ニ載ル頃迄ニハ、驚異的ナ進展ヲ遂ゲテ

裏面白紙

124.

Doc 16/16

キルデアラウシ、強ヒテ豫想シテミテモ、サシテ
 實益ハナイデアラウガ、タダ言ヒ得ルコトハ、今
 同ノ戰爭ハ歴史上殆ンド前例ノ無イホド稀薄ナ、
 寧ロ獲イクラキモ徹底シタ解決ヲ要求スルモノト
 認ナケレバナラナイ。ヒツトラー總統ハ、今後千
 年ニ互ル獨逸民族ノ運命ガコノ一取ニ掛カルト先
 日モ言ウテキル。伊太利デモ以テ巴三百年ノ運命
 ガ、今日決定ヲ見ントシテキルト言ウテキルシ、
 ヒツトラー、ムツソリーニノ企圖スルトコロハ、
 徹底的ニ以テ巴ヲ作り直ストイフコトニアルコト
 ハ最早一斷疑ヒカナイヤウニ思ハレルカラシテ、
 從來ノ戰爭ノヤウニ一方ノ敗勢カ判然トシテ來ル
 ト共ニ和議判ニ依ツテ多少ノ領土割讓ヤ賠償金
 位テ局ヲ結ブトイフヤウナコトハ考ヘラレナイ。
 幾世紀カニ互ツテ榮華ヲ誇ツタ大國家モ一朝ニシ
 テソノ存立ヲサヘ失ントイフコトガ考ヘラレルノ
 デアル。

マタ以テ巴ノ小國モ從來通りノ絕對主權ヲ持ツ
 テソノ存立ヲ許サレルカドウカハ、大キナ疑問デ
 アル。況ヤ小國ノ植民地ニ於テヲヤト言ハナケレ
 バナラヌ。

裏面白紙

173

125.

Doc 1616

吾々ハコノ戦争ノ當初カラ、世界カ大轉換ノ前
夜ニアル、デモクラシー資本主義的ノ舊秩序ハ覆
ヘサレテ、全權主義的新秩序カ打立テラレナケレ
バナラヌ、日本ハ滿洲事變ヲ契機トシ、今回ノ支
那事變ヲ通シテ、新秩序建設ノ音頭ヲ執ツテ來タ
モノデアルカラシテ、歐羅巴ニ於ケル獨伊樞軸ト
緊密ナル連繫ヲ作り、相携ヘテコノ新秩序ヲ實現
シナケレバナラヌト絶叫シテ來タノデアルガ、日
本國內ニ於ケル舊秩序的勢力ハ、コノ世界大變革
ノ眞ノ意味ヲ認識スルコトヲ拒ミ、カノ日獨伊同
盟ノ如キモ、内外ノ舊秩序勢力ニ阻マレテ、遂ニ
成ラナカツタノデアルガ歴史ノ必然的過程ハ人力
ヲ以テ如何トモスルコトカ出來ナイ。日本ノ進ム
ベキ途ハ決マツテキルノデアリ、既ニ事實ニ於テ
ハコノ十年近ク、正ニソノ道ヲ進ンデ來テキルノ
デアアル。

ソノ已ノ進ンデ來タ道ガ、何レニ向ツテキルカ
トイフコトヲ充分ニ認識シナイカラシテ、歐羅巴
戦争ヲ對岸ノ火災視シ、舊勢力トノ妥協ニ依ツテ
東亞ノ新秩序カ出來ルモノト錯覚シ、單ニ口ノ上
デ不介入ト言ヘバ、コノ世界大變革ノ火中カラ遠

裏面白紙

194

126.

Doc 1616

ザカツテキルコトカ出來ルカノ如ク考ヘルノデア
ル。自ラソノ火中ニアリナガラ、コレヲ自覺シナ
イトイソノガ今日日本ノ一部ノ人達ノ態度デハア
ルマイカ、例ヘバ日獨伊同盟ヲ作ラナカツタガ故
ニ、吾々ハコノ戰爭ニ捲キ込マレズニ済ンダト考
ヘテキル。何ゾ圖ラン獨逸カ今日マデ成功ヲ納メ
タノニハ、日本人カ大キナ貢獻ヲシテキルノデア
ル。獨ソノ條約ガナカツタナラバ、コノ戰爭ハ獨
逸トシテ決意シ得ナカツタデアラウ。而シテソ聯
ラシテ獨逸ノ儀ロニ飛ビ込マシメタノハ、西ニ獨
逸、東ニ我が日本ガアリ、東京、柏林、羅馬ノ樞
軸ハ特ニ同盟關係ニマデ進展セントシタガ爲メデ
アル。

マタ亞米利加ガ若シコノ戰爭ノ初期ニ於テ之ニ
參加シテ居ツタナラバ、單ニ英佛獨ノ氣勢ヲ著シ
ク添ヘタノミナラズ、彼等ノ戦力モ現實ニ増大シ
テ居ツタラウ。獨逸トシテモ今日彼等ガ誇ルガ如
ク空軍ノ絶對的優勢ハ得ラレナカツタカモ計ラレ
ナイ。マタ伊太利ノ態度ノ如キモ大キナ影響ヲ受
ケテ居ツタカト察セラレルノデアル。コノ亞米利
加ヲ太平洋ニ釘付ケニシタモノハ日本デハナイカ。

裏面白紙

195

127

Doc 1616

今日ニ至ツテモナホ且ツ亞米利加ヲシテソノ態度
 ラ決定シ得ザラシメテキルノハ、日本ノ存在ガ殆
 ンド主タル理由デハナイカ。吾々ハ獨逸カラ凡ユ
 ル惡鄰ヲ掃ケラルベキ地位ニアルノデアアル。然ル
 ニ國內ニ於ケル一部ノ態度ハドウデアアルカ、彼ノ
 天津事變後ノ東京會議ニ於テ、日本ハ英吉利ト或
 ル種ノ了解ヲ達セントシタコトガアルガ、ソレハ
 逸早ク獨逸ノ方ニハ傳ツテ居ツタ。最近日本ノ態
 度モ無獨伯林ニハヨク分ツテ居ルコトダラウト思
 フ。コレデハ獨逸カ如何ニ日本ニ惡鄰シタクモ出
 來ナイデハナイカ。日本ノ外交ハ事實ノ上ニ於テ
 絶大ノ惡ヲ獨逸ニ賣リナガラ、却ツテ恨マレルト
 イン實ニ獨逸ノ合ハナイ立場ニ日本ヲ持ツテ來タト
 インコトヲ、國民ハ忘レテハナラナイ。

若シ歐羅巴戰爭ノ結果、世界ノ地圖ガ全面的ニ
 塗り變ヘラレ、例ヘバ和蘭ガ獨逸ト合體スルトイ
 フ場合ニ、獨逸印度ハソノマ、獨逸ノ屬領トナラ
 ザルヲ得ナイ。獨逸トシテモ日本カ今日マデノ如
 キ態度ヲ爲ケル以上、獨逸ニツイテ特別ノ考慮ヲ
 拂フベキ、何等ノ發理合モナイ譯デアアル。尤モ南
 洋ハ經濟上ハ勿論、取略上カラ言ウテモ今日日本

裏面白紙

176

128.

Dec 16/16

ノ生命線トナツテ來テキルノミナラズ、吾々ノ東
亞新秩序建設ノ理想ハ、單ニ支那ダケニ就テ云フ
ノデハナイ。亞細亞ノ東南ニ、大キナ領域ノ變更
カ行ハレル場合、日本トシテハ監視スルコトハ出
來ヌ。

然ルニ日本カタマ不介入ト稱シ、支那問題ノ解
決ノミニ没頭シテキルナラバ、今日ノ情勢デハ急
ラク短期間ニ局カ結バレ、コノ歐羅巴戰爭ノ後ニ
於テ領土擴張ヲ始メ英佛等ノ植民地ノ歸屬ガ日本
ニ關係ナク決定サレルデアラウ。今日コソ日本カ
コノ世界ノ大改革ノ動機ノ意味ヲ充分ニ認識シ、
コレニ對シテ活發ナル介入ヲナサナケレバナラヌ
秋デアル。

(以下次頁へ續く)

裏面白紙

197

129.

Doc 1616

VII

日獨伊同盟條約

一、相互信頼ニ盡ク

去ル九月二十七日調印サレタ日獨伊三國條約ハ、ソノ意義ハ極メテ重大デアルガ、内容ハ簡單明瞭ヲ多ク説明ヲ必要トシナイ。條約ニハ普通議定書ガ附屬スルノデアアルガ今回ハソレモナイ。條文ニアル通り條約實施ニ於テハ、今後組織サレル委員會ニヨツテ決定サレルコトニナツテキル。條約ノ體裁ハ專門家ノ手ニナツタノデナイカラ、從來ノ型ト大分カケ離レテキル。條約専門家ノ目カラ見レバ奇異ニ感ズル節ガ多イカモ知レヌ。法律的ニコマカク分析シタラ、イロイロト詭論モアルダラウガ、今回ハソノ内容ニオイテ歴史上ニ舊儀ノナイモノデアリ。端的ニイヘバ日獨伊ノ同志國家ガ血ヲス、ツテ其揚ヲ誓ツタモノデアアルカラ言葉ハ簡單デアリ。素朴デアルノハ當然デアル。お互ノ權利義務ニツイテ法律的ニ豫メ詳細ナ解釋ヲツケタリ、心理留保ガアツタリシテハ條約ノ價值ヲ減却スル次第デアツテ、要ハ相互信頼ノ一語ニ盡キルト思フ。

裏面白紙

130.

Doc 1616

ソレデアルカラ條約ソノモノニ爲シテハ政府
 公表ニヨツテ全般ガツクセレテヨリ、コノ上多
 クイフベキコトハナイノデアリ、將來之レニヨ
 ツテ何ナルシテモ、條約ソノモノガイ
 カニ適用サレ、マダソノ往後ガイカニ懸スル
 カナ下ノ關係ハ、一ニ今後ノ進展ニ替スルホ
 カナク、以下自分ガ進ベヨウトスルトコロハ、
 全然一個人ノ意見乃至ハ觀測ノ域ヲ出ナイノデ
 アツテ、何等三國間取決メニ歸シ特別ノ消息ヲ
 澳ラスモノデモナケレバ、マダ日本政府ノ意向
 方針ナドハ、ハ空ク懸念ノナイモノデアルトイフ
 事ヲ斷ツテモキタイ。

二、世界新秩序條約

本條約ハ、正式ノ呼稱ハ一三國條約トイフ
 ノデアルガ、一説ニハ三國同盟トイハレテモ
 ヤウデアル。

條約第三條ノ規定ヲ見レバ、立派ニ防衛同盟
 トイフコトモ出來、マダハ條約條約乃至相互援助
 條約トモイヘルデアラウ、要スルニ、ヨロコツ
 ハ及ピアジアニオケル戦争ノ、コノ上擴大スル
 コトヲ防止スルコトガ眼目ノヤウニ解セラレル。

裏面白紙

131.

Doc 1616

國際政局今後ノ推移如何ニヨツテハ、コノ第三
 條ガ適用ヲ見、從ツテコノ條項ガ條約ノ骨子ト
 ナル場合モ考ヘラレルケレドモ、自分ハムシロ
 本條約ノ特看ヲ新秩序ノ建設トイフコトニ求メ
 タイ。

後世歴史家ハ、コレヲ世界新秩序條約ト呼ブ
 ヤウニナリハシナイカト思フ。自由主義時代ノ
 末期ニ不平等條約トイフモノガ出來、當時ハ頗ル
 悲觀リノ新シイ條約ト考ヘラレタノデアアルガ、
 コノ新秩序條約モ、悲觀リノ點ニオイテハ劣ラ
 スモノガアル。不平等條約ガ、條約専門家ノ感覺
 ニハ頗ルピント來ナイモノヲ多分ニ含シテラツ
 タヤウニ、新秩序條約モ頗ル非専門的デアアル。
 第一新秩序ハ何ヲ意味スルカノ説明ガナイ。新
 秩序ノ建設ナルベキヨロソツバ及ビ大東亞ノ地
 域ニ關シテモ何ノ規定モナイ。コレラノコトハ
 今後逐次明瞭ニナツテクルコトト思フガ、今日マ
 テノ經過ニオイテモ條約ニハ三國ノ全斷スル
 新秩序ガ何ヲ意味スルカ、マダオノオノ目標ス
 地域ノ範圍ガ、イカナルモノデアルカトイフコ
 トニツイテ一通リノ想像ハ出來ル筈ダ。

裏面白紙

132.

Doc 1616

イハユル新秩序トイフコトハ、單ニ現狀ヲ打破スルトイフ消極面ダケデナシニ新シキ世界ガイカニアルベキカトイフ積極的ノ一ツノプログラムヲ含ンデキルハズデアル。新秩序トイフ言フガ世間ニ通用シ出ツタノハ、第一次近衛内閣ノ東亞新秩序建設ニ關スル聲明ニ始マルヤウデア
 ルガ、ヒツトライハジメドイツノナチ指導者達ハ、ソレヨリモ以前カラ好ンデコノ言葉ヲ使ツテキル。

東亞新秩序ハイカナル内容ヲ持ツベキカニツイテハ、自分ノ知ル限りデハ永ダ日本ニオイトテ責任アル説話ハナサレテキナイヤウニ思フ。マ
 タドイツノ唱ヘル新秩序トイフモノモ、ヨーロッパ政局ノ變遷ニツレテダンダン變ツテ來ルヤウニ思ハレル。

三、三國理想ノ達成

日獨伊三國ガソレソレ心ニ拙ク新秩序トイフモノモサウデアルカラ、必ズシモ明瞭ニオ互ニ分ツテキルトハイヘナイ。シカシコノ點ヲハツキリサセルコトハ斷ル重要ナコトデアルマイカ。モチロン條約トシテハオ互ニ勢力範圍ヲ確定シ

裏面白紙

133.

Dec 16/16

其ノ範圍ニオイテソリーハンドヲ承認スルトイ
 フコトデモ十分ニ意味ハナスノデアアルガ、ソレ
 デハ善ダ舊時代ノ臭ヒガスル。自分ハ今日ノ世
 界ノ對立ヲ單ナル強國弱ノ身動ニ至リ得ルヒト
 シテ見タクナイ。英米佛ナドノ舊勢力ニ對シテ
 日露伊波ハソ聯ナドノ新興國ノ勢力爭ヒトイフ
 コトデハ面白味ガ少イ。

マタアングロサクソン對チユイトンカ、黃色
 人種白人種ナド、イフ人種的ノ葛藤トシテ長ル
 ノモ單純過キル。要スルニコレハ從來言ヒ古サ
 レテ來タコトデアアルガ、一ツノ文化觀、思想
 觀トシテ見ナケレバナラヌノデアナイカト思ハ
 レル。一口ニイヘバ、デモクラシー對立主義
 對立デアアルガ、コノ思想ノ對立、文化ノ對立ト
 シテ見ル時ニ、コレハ人類史ノ上テ前古未見
 右ノ大革命ヲ意味スルモノデアアル。

過去數千年ノ文化史上人類ノ思想ハ幾度カ變
 遷ヲ見タノデアアルガ、キリシヤ以來最近マデノ
 西洋ノ世界觀ハ根本ニオイテハイヅレモ個人主
 義ニ立脚スルモノデアツテ、全體主義的世界觀

裏面白紙

134

Dec 16/16

ハソノ間長ク既ツテラッタロドイツ、イタリヤ
 ニ起ツタ全盛主義運動ハソウデアアルカラシテ
 キリシヤ以前ニ廻ルモノデアリ、日本ニオイテ
 徳國以來完全ニ保存セラレ来ハレ来タトコロノ
 人類初期ノ、健全ニシテ後進的ナル思想ヘノ復
 踏トイフコトガ出来ル。編伊ノ全盛主義ニ多分
 ニ日本のノモノヲ含ムノハソノタメデアル。日
 本ガ文部事務ヲ通ジテ東京新秩序建設ヲ唱ヘル
 ニ當ツテ徳國ノ精神、八統一字ノ理想ヲ強調シ
 ヲアルノハ、コノ意味ニオイテ編伊ノ新秩序
 運動ト執ラーニスルモノガアルト云ヘヌコトモ
 ナイ。

ヨーロッパニオイテハキリシヤ以前ニ廻リ、
 日本ニオイテハ神代ニ廻ル、スナハチ人間ノ本
 來性ニ立チカヘルトコロノ運動デアルトイフコ
 トガイヘルト思フ。サウデアアルガ故ニ、英米方
 面ニオイテ日本ヲ獨伊ト同一範疇ニ入レテ一様
 ニ全盛主義國ト呼ブノハ必ズシモ間違ツテララ
 スラケデアリ、三國ノ合作提携ハ、サウシタ根
 源的ナ思想的ナ觀點カラ見テモ頗ル自然ナノデ
 アルガ、サテ現實的ノ問題ニ立チ違ツテ、編伊

裏面白紙

135

Doc 1616

ガヨローロッパニゴイテ具體的ニイカナル新文化
 ラ作ラントスルカ、日本ガ大東亞ノ地境ニゴイ
 テ、何ヲナサントスルカ、更ニ三國各々國內體
 制、ソノ政治經濟ニツイテモ具體的ノ行方ヲト
 ルデアラウカドウカトイフコトハ、一ツカラ見
 テモ日本ニトツテモ目前ノ大問題デアル。

日本ニ於イテ、昨今新體制ノ運動ガ盛上ツテ
 來テキルガ、歐國ノ精神ニ違リ、國體ノ本義ヲ
 明瞭ニシ高民兵贊ノ體制ヲ整ヘルトイフコトハ
 今日何人モ異論ノナイトコロデアルガ、ソノ國
 體ノ本義ヲ顯現スル方法トシテ政治經濟ノ實際
 ノ機構運營ヲイカニスベキカトイフコトガ問題
 ナノデアル。伊ガヨローロッパニゴイテ作ラン
 トスル新秩序ハ獨伊自身ノミナラズ、他ノヨ
 ロッパ諸國ノ政治經濟ノ體制ヲイカニスルカト
 イフコトガ、實際問題トシテ亦モ重要ナノデア
 ヲツテ、ソレニツイテモ今日無伊ニゴイテハカ
 リ明瞭ナブランガステニ出來テキルヤウニ思ハ
 レルノデアルガ、日本ハ大アジアノ地境ニゴイ
 テ、果シテイカナル新秩序ヲ作ラントスルノデ
 アルカ。ソノ大亞細亞新秩序ノ中核トナルベキ
 日本ノ新體制ヲイカニスベキカトイフコトニツ
 イテ、マツ明瞭ナル構圖ヲ持タナケレバナラス
 ト思フ。

裏面白紙

136.

Doc 1616

四、国内経済の刷新

今、日本国内ニモイテ未ダ多分ニソノ残滓ヲ
留メルトコロノ舊秩序的世界觀並ニ結構ヲ、ソ
ノマヽニシテ、果シテ大東亞ノ新秩序カ出來ル
カドウカ。マタ假リニソレガ可能デアツタトシ
テモ、サウイフ大東亞秩序ヲモツテ、獨伊ノヨ
ーロッパハ新秩序ト果シテ提携シテ行ケルカドウ
カ自分ハ外交ノ轉換ト國內新體制トガ同一物ノ
兩面デアルトイフコトヲ主張シテ來テキル。ス
ナハチ現在ノマヽ委デハ、日本ハ獨伊トノ提携
ハ不可能デアルト見ルノデアルガ、コノ點ハ大
方ノ深甚ナル考究ヲ願ヒタイノデアル。

自分ノ見ルトコロヲモツテスレバ、世界ノ一
大轉換ヲ餘儀ナクセシメタル動因ハ、主トシテ
自由主義經濟ノ行詰リデアルト思フ。敢テマル
クス流ノ唯物史觀ヲ違奉スルモノデハナイガ、
人類社會ノ變革ハ多クノ場合經濟生活ノ必要ガ
ソノ原因トナツテキルト思フ。アングロサクソ
ン流ノ資本主義的搾取經濟ガ横行スル限り、サ
ウシテ少數ノ個人ノ手中ニ無限ノ富ノ蓄積ヲ許
ス限り、コノ地球ハコレヲ五倍ニシテモ、マダ
小サ過キルノデアル。

裏面白紙

137.

Dec 1616

領土ト人民ヲ領有シ、サウシテ少許金銀等ノ利
 益ノタメニ或ハコレヲ搾取シ、或ハ地下無限ノ
 資源ヲ使セテ他ノ利用ヲ阻ンデキルトイフコト
 デハ、人類ノ物質生活ガ今日ノ貧困ヲ來スノモ
 ヤムヲ得ナイワケデアル。ヨロツバノ地域ニ
 コイテ、大東亞ノ領域ニコイテコノ不合理ヲ矯
 正スルトイフコトハ、三國條約ノ語ツテキル新
 秩序ノ主ナル内容ヲナスモノデアラウガ、其シ
 テ然ラバ新秩序條約ガ關係三國ニ要求スルトコ
 ロハ、第一ニハソノ全權主權世界觀ヲ堅持スル
 コトデアリ、第二ニハソレニ基イテ肉體食ノ
 搾取權利ヲ放棄スルコトデナケレバナラナイ。
 英米佛ナドノ積暴ヲ憎ミ、コレヲ打倒シムトシ
 テモ、彼等ニ代ツテ三國ガ向ジク彼等ノナシタ
 コトヲナサウトイフノデハ、コレハ從來ノ強國
 爭奪ニ墮スルモノデアツテ、何等人類文化ニ寄
 與スルトコロハナイ。ソノ行方デハ世界恒久平
 和ハ到底得ラレナイ。

三、フランク皇朝ノ意義

過渡期ノ經濟相フランク氏ハ、新シイヨロ
 ツバニコイテハナチ・ドイツニ於ケルガ如ク、

裏面白紙

今後金貨ヲ使用シナイデアラウトイフコトヲ
 ベテキル。コレハ單ニ新ヨーロッパノ財政經濟
 ノ問題トシテダケテハナク、新秩序ソノモノノ
 性格ヲ示スモノトシテ甚ダ重大ナル意義ヲ有ス
 ルモノト考ヘル。從來ノ世界ニオイテ新秩序取
 ノ具トシテ金ガイカニ重要ナル役ヲ演ジタカ
 ニ進到スレバ、フンク氏露國ノ重要件ハ、イカ
 ニコレヲ強弱シテモ、シ弱キルコトハナイ。
 新伊ノ企圖スル新秩序ガ果シテカクノ如キ性
 格ヲ有スルモノトシタナラバ、舊秩序諸國、特
 ニソノ支配階級ノ立場カラ見テ、全體主義ガイ
 カニ備ロシイ敵デアルカハ、一見シテ明確デア
 ル。サウシテ日本ハ三國條約ヲ締結スルコトニ
 ヨツテ、今正ニコノ兩者ノイヅレヲ撰ブベキカ
 ノ歧路ニ立タサレタワケデアル。
 新秩序以來ノ採ツテ來タ方針ニ弊ミ、ハタ
 マタ東亞新秩序建設ノ大理想ヲ掃ゲ來リタル手
 前、實際ニオイテ日本トシテ何等ソノ去就ニマ
 ドフベキハズハナイノデアアルガ、國民ノ一部ニ
 ハ問題ヲカクノ如キ形ニオイテ考察スルコトヲ
 肯ジナイ者ガアルヤウダ。新秩序條約締結ニ當
 ツテ日本朝野ニオイテモ、世界問題ニ對スル感
 覺ヲ新ニスル必要ガアリハスマイカ。

裏面白紙

139.

Doc 1616

「ワシントン」文書 第一六一六號

奥書及び公正ニシテスル証明

余、栗田小三郎ハ余ガ下記ノ資料ニ於テ、即チ
 内務省ニ於テ事務官トシテ、日本政府ト公的ニ係ニ
 在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添
 附セラレタル、一六八頁ヨリ成ル、千九百四十年
 ノ昭和十五年ノ十一月間、下記地名、即チ日獨伊
 艦船トノ文書ノ保管ニ任ジ給ルコトヲ茲ニ證明ス
 余ハ與ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文行
 ナルコト、並ニ右ガ下記各書ノ管又ハ郵局ノ公式
 文書及ビ其ノ一部ナルコトヲ証明ス。(若シアラ
 バ右各書又ハ引用、其ノ他公式文書又ハ其ニ於ケ
 ル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ證明スベシ)

千九百四十七年ノ昭和二十二年ノ一月三日

東京ニ於テ行給

菅原官吏名簿 栗田 小三郎

右ノ者ノ公的資料 内務省ニ於テ事務官

證人 大沼 利七

裏面白紙

208

140.

Doc 1616

公式入手ニ付スル証書

余、リチャード・D・E。ラーシュハ、余ガリ合知
高橋海官給司令部ニ在在アルモノナルコト、並ニ
上記是等ノ文書ハ余ガ公認上、日本政府ノ上納
右官文ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス

千九百四十七年/昭和二十二年/一月三日

東京ニ於テ

氏 名

リチャード・E。ラーシュ

右ノ者ノ公的資格

陸軍省軍務局長

証 人

ダグラス・E。ウォルドフ

陸軍省軍務局長主任

裏面白紙

209

濟ハドウスル、教育ハドウスル、青年ヲ指導ハド
 ウスルト云フヤウナコトハ自ラ軌道ニ乘ルベキモ
 ノデアアル。昔方其ノ氣持ニ臨ルトナレバ既成政黨
 人ガイカメトカ、黨人ガイカメトカ云フコトモソ
 ウ強固サルベキコトデハナイ。ミンナガ其ノ氣持
 ニナリ、其ノ氣持ニ基イテ政治ヲヤツテ行ク。日
 本ノ社會、經濟、教育、總テノ發展ヲソレニ則ツ
 テ改メル。西洋流ノ個人主義的或ハ自由主義的、
 資本主義的ノ發展ハ此ノ際一切整理スルト云フコ
 トニ自然ナルデアラウ。ソレガ宜イ。ソレデヤリ
 マスト云フコトニナレバ皆同ジク天皇陛下ノ赤子
 デアルカラ、以前ニ何ヲ考ヘ、何ヲ言ヒ、何ヲヤ
 ツテ居ツタト言フコトハサウ深ク答ムベキデナイ。
 一切過去ヲ水ニ流シテ一語ニ奉皇運動ヲヤツテ行
 カウ。ソレニ逼フヤウナ組織ヲ作ラウ。ソレニハ
 七千萬臣民ノ中テ第一ノ家柄タル近衛公ヲ先頭ニ
 立テ、公ニ音頭ヲ取ツテ貰フト云フコトカ極メ
 テ自然デ、何人モ首肯出テ来ル。サウ云フ風ニ見テ
 行クト近衛公ハカケ替ノナイ人ニナツテ来ル。オ
 幹トカ餘見トカ人物トカヲ言ヘバ是ハ七千萬ノ中
 ニハ公ニ勝ル者ガ澤山アラウ。併シ日本歴史ニ於
 ケル近衛家ノ地位カラシテ、臣民ガ一丸トナツテ
 天皇陛下ニ歸屬シ奉ル其ノ新ジイ運動、或ハ其ノ

組織ヲ考ヘル時ニハ、近衛公ト云フモノハドウシ
 テモ立ツテ貰ハナケレバナラヌ人トナル。我々ガ
 近衛公ニ依ツテ新シイ日本ヲ建設スベシト云フノ
 ハ専ラソウ云フ意味デ言ツテ居ル。
 小林 ソウスルト、詰リ全臣下ノ代表ト云フ意味
 デスネ。
 白鳥 代表、旗振りト云フ意味デ、其ノ後ニ全臣
 民ガ従フ。
 小林 ソウ云フ意味デ既成政黨ノ途中トカ、從來
 ノ政治家デスネ。ソウ云フ途中ガ此ノ餘心カラ新
 シイ使命ヲ悟ツテ、而シテ從來ノ足場ヲ投ケ棄テ
 テ來ルト云フコトデアレバ勿論好イ譯デスネ。

(以下次頁へ續ク)

一〇、革新ノ方法ト團體

白鳥 ソレハ彼等總テニソレヲ求メルコトハ無理カ
モ知レヌ。又七千萬ノ國民ミンナニソレヲ求メテ直
チニハ無理デセウ。新シイ組織ヲ造リ、全國民ヲ網
羅スル奉皇運動ヲスルト云フ建前テ、之ニ参加シテ
來ルト云フモノハ一應取入レテ宜イデセウ。過去ノ
因縁ニ依ツテ誰ガイカヌト云フ事ハ餘リヤカマシタ
言フベキモノデナイト云フ風ニ私ハ考ヘル。

併シ其ノ新シイ組織ノ中デ誰ガ指導的ノ役割ヲ果ス
カ、或ハ今後ノ新シイ政策ヲドウ云フ人選ニ依ツテ
造ルカト云フコトハ是ハ別問題デアル。是ハ自ラ從
來ソノ方ニ専心研究ヲ重ネテ來タ人ガアルカラ、其
ノ人選ガ指導的立場ヲ執リ、役割ヲ果スベキモノデ
アルト思フ。從來ハ相剋摩擦時代デアッタ。ソレト
共ニ官僚的ニシテ既成政黨の人選ノ間ニ、議論ガ
行ハレテ來タカラシテ、今後ハ一ツミンナガ和力ナ
氣持ニナツテ、一切虛心坦懐ニ新シイ立場カラ、オ
互ニ研究モシ協力シタラ宜インデヤナイカ。政黨ト
云ハズニ國民組織ト云フト結局何ニモナラナクナツ
テシマフ。矢張り「ナテ」ヤ「フアツシヨ」ガヤツ
タヤウナガツテリシタモノヲ作ラナケレバナラヌコ
トニナルノデヤナイカト云フ議論ガ起ルデセウ。組
織ノ形式方法ニ至ツテハ多分ニ「ドイツ」ヤ「イタ

「リ」ノヤツテ來テコトニ參照スベキモノガアル。其等ハ「義」カ失敗シ大キナ犠牲ヲ拂ヒ、非常ニ苦心シテ「利」ヲ得イテ「義」ヲ得ル所迄持ツテ來タガ、日本トシテハ、ソノ代價ヲ拂ハズシテ良イ所ヲ利用シ得ルト思フ。

西洋ノモノダカラト言ツテ辨別スル必要ハナイガ、根本ハ他ク進日本ノ國體精神、古來日本ニ傳ハル世界觀ト云フモノニ基テ「義」カナケルバナラス。例ヘバ「義」ヲ得成ノ「利」ニシテモ、「マルキシズム」ハ勿論「フアッシズム」ノ經濟理論デモ出來ルダケ違タベキテセウ。日本ノ「義」ノ本義カラ生レ出シタモノヲ以テ、資本主義的ナ自由主義的ナ有ラユル傷害カラ完全ニ我我ハ脱却シ得ルト思フ。其ノ革新ガ進ゲラレル外形ニ於テハ或ハ「ドイト」、或ハ「イタリー」ノヤツタコト、似通フ點モアルダロウガ、是ハ併シナガラ根本ノ理念ハ違フノダト云フコトデヤナイカト思ヒマス。

野村 近頃流行シテ居ル議論ノ中ニ、表現ハ非常ニ「義」ノ精神トカ、國體ノ本義トカ云フ風ナ形ヲ持ツテ居リナガラ、内容ハ相變ラズ舊秩序のナモノガ非常ニ多イヤウテ氣ガシマスネ。例ヘバ言葉ノ上デハ皇道政治ヲ云ムシ表現上デハ大政翼賛ヲ強調シテキナガラ、實質的ニハ民主主義的ナモノヲ主張スル様ナ議論ガ甚ダ多イ。サウシテ大政翼賛ノ道ヲ

裏面白紙

100.

Doc 1616

廣メル爲ニハ封建的ナモノヲ清算スル必要ガアツト
 需シ、寧ロ日本ニ本來アルベキ所ノモノヲ封建的ト
 云フ烙印ヲ得スコトニヨツテ排斥シ、結局ハ西洋的
 ナモノニ持ツテ行カウトスルヤウナ傾向デスネ。
 白鳥 私モ從來サウ云ツタ標語、表現ノ中ニハ相當
 吟味ヲ要スルモノガアルト思フ。例ヘバ一語萬民ト
 云フ言葉ナドモ天子様ハ別ダガ、アトハ米國流ノ天
 賦人權トカ萬民平等ト云フ風ナ意味テ言フ者ガ澤山
 アル。又萬民權ヲナドモ矢張り多數決ニナツテシマ
 フ虞ガアル。サウ云フモノデハ決シテナイ筈ダ。

一一、我國革新派ノ缺陷

白鳥 其ノコトニ就テハ嚴密ニ批評スル必要ガアル、
 タゞ從來國體明徴ヲ唱ヘル人達ハ、思想的方面ニ非
 常ニ重キヲ置ク。日本ノ國體ヲ強調スルダケデアツ
 テ、國民ノ實際生活、經濟生活ヲドウスルカト云フ
 事ニハ腹心ガ薄カッタ。所謂國體論者ニハ經濟ガナ
 イト言ハレタ。又目前ノ西洋流ノ資本主義ノ弊害ヲ
 非常ニ強調スル連中ハ、寧ラ西洋カラ借リテ來タ經
 濟論ニ依ツテ之ヲ是正シヨウトシテ居ル。サウ云ツ
 タ連中ハ國體論者ヲ神懸リダト言フト、他方ハ之ヲ
 左翼ダ、赤ダト呼ンデ互ニ排斥シ合フ。併シ本營ニ
 國體ヲ明徴ニスルト云フコトハ、是ハ精神の方面ト
 同時ニ物質的ノ方面ト兩々相俟ツテ、天皇政治ノ本

裏面白紙

101.

Doc 1616

旨ニ立脚シタ政治經濟ガ實現サレナケレバナラヌ。
又經濟上社會主義ト云フヤウナコトヲ論議スル人々
チハ國體ヲ忘レテシマツテ、専ラ西洋ノ理論ニ依ッ
テ、西洋ノ先例ヲ引イテ經濟ノ再編成ヲヤラウト云
フ、共ニ私ハイカスト思フ。本營ニ日本ノ建前ヲ正
シイ所ヘ持ツテ行カウトスレバ、是ハ調和サルナケ
レバナラヌ管ノモノダト思フ。所屬革新派ト云フカ、
革新勢力ト云フカ、ソレガ純眞ナモノデアルナラバ
是ハドウシテモ一致スベキモノデアル。ソコニ立脚
スレバ日本ノ政治トカ外交トカ經濟ヲ如何ニスベキ
カハ總テ極メテ明瞭ニナツテ來ルト思フ。根本ニ於
テハ、物質ノ方面ノミニ重キヲ置クベキモノデナケ
レバ、精神方面ノミニ重キスベキモノデナイ。同ジク
革新ヲ目指スモノガ互ニ相反目シ、争鬭スルト云フ
コトガ、所謂現状維持勢力ヲシテ今日迄生延ビサシ
テ來タ原因ノ一ツダト思フ。互ニ牽制スルカラ力ハ
零ニナル。日本主義障營デ此ノ頃ハ皇道經濟ト云フ
コトヲ大分言ヒ出シテ來タガ、ヨイ傾向ダ。
小林 ソレノ調和ト云フカ、新シク作り出スト云フ
カ、ソレガ非常ニムヅカシイガ、又急イデ整備シナ
ケレバナラヌ。ソレハ先程ノ御話ノ通り廢義ノ意味
デノ國民再組織ガ出來テ行ツテ其ノ中デヤルト云フ
コトハ是ハ可能デアル。所ガソレニハ御話ノヤウニ

裏面白紙

近衛サンガ大事ナ人ニナツテ來ル。餘程近衛サン自
身ニ大決心ヲ持ツテ戦カナケレバナラヌト思ヒマス
ネ。

白鳥 近衛サン自身ニハ決心ガアルト思フ。アレダ
ケ、驍勇ナ人ダカラ、今辰出ルカラニハ、尊ナル相剋
際、餘程痛ナント云フコトハ言ハヌダロウ。何ガ水デ
何ガ油カハ分ツテ居ラレル筈ダカラ、コレヲ一掃ニ
スルヤウナコトハヤラヌデセウ。左ヤテシイ決心デ
ハ出テ來ナイト思フ。

小林 サウ云フ正シイ方向デ近衛サンガ出テ來テ
兵ヲ懸成スル場合ニハ今ノ所謂政治家ガ入ツテ來ル
トシテ、ドウ云フ了見デ入ツテ來ルカト云フコトモ
可成り考ヘラレル調デスネ。

一二、新シイ政治ノ目標ト形像

白鳥 政治家ガ入ツテ來テ、ドウ云フ且ナ地位ヲ割
當テラレルカ知ラヌガ、要スルニ、新シイ政治ガ如
何ナル目的ニ向ツテ進ミ、如何ナルコトヲスルカト
云フコトガ大事デ、ソレヲハツマリ掲ゲソレヲ承知
ノ上デ來ル人ハ入レテモ宜イデセウ。從來ノ人デハ
悉ラク新シイ考ハ持合セハナイダロウシ、新シイ考
ハ出出セナイ。思ヒ切ツタ草新政策ハ、古イ型ノ人
デハ手ニ合ハヌデセウ。且モ角所謂草新分子ニ大キ

裏面白紙

103.

Doc 1616

ナ期待ガカケラレルワケデハナイカシラン。從來日本ノ革新ヲ目指シテ來タ人タチハ新聞ノ傳フル所ナドニハ拘ラズ眞面目ニ此ノ運動ヲ助ケテ、近衛公ラシテ誤ラセマイ、果スベキ役目ヲ十分ニ果サセヨウト云フ風ニ、舉ツテ此ノ運動ニ參加シタラ宜イダラウ。サウシテ皆ガ入ツテ行クコトガ新組織ヲシテ所期ノ效果ヲ舉ゲシメル所以ト思フ。

小林 傳ヘラレテ居ルキウナ意味デノ新黨運動トハ大分違ヒマヌネ。

白鳥 新黨運動ハコノ前近衛公ガ退閣ノ時分ト今度トハ大分違ツテ居ルヤウダ。此ノ前退閣ヲ引受ケラレタノハ相剋摩擦ヲ解消スルトイフコトガアリ、非常時ハ舉國一致デナケレバ乘リ切レナイト云フ考デアッタデセウ。ソレヲヤツテ見ヨウト思ツテ退閣シタノガ、幸カ不幸カ支那事變ガ起ツタノデ一應舉國一致ガ出來タ。所カ戦争ガ一年二年経ツト舉國一致ハ可能ノ限界ニ達シテシマツタ。ソコデドウシテモ新シイ意味ニ於テ國民ノ再組織ヲヤラナケレバナラヌト云フ風ニ感ジ出シタ。第一ニ考ヘタノハ政黨ヲ一掃ニシタラト云フコトデアツタカモ知レナイ。所ガソレデハ却ツテ新舊ノ對立ガ非常ニ深刻ナモノニナツテシマフ。ソレデハイカヌト云フコトガ分ツタ。退イテ懇ヲ諒ツテ出直サウト云フコトデ挂冠シタノ

裏面白紙

217

104.

Doc 1616

デハナイデスカ。ソレヲ以テ事變解決ノ責任ヲ回避
シテ理由ナクシテ罷メタト云フ瓜ニ非難ヲスル人ガ
アツタト思フ。私ハ近衛公ガ引下ツタコトハ、アノ
儘チ行ツタ所デ到底國民ノ再編成ハ出来ヌ。殊ニ政
府ノ局ニ當ツテソノ日ソノ日ノ難用ニ迫ハレテ居ッ
タラ想ヲ練ルコトモ出来ナイシ、マア退イテ環境ノ
熱スルノヲ待ツタノダラウト思フ。戦争ノ直接ノ影
響トシテ、ドウシテモ是デハイケナイト云フ情勢ガ
世間ニ出来テ來タ。外部ノ情勢、ヨーロッパノ情勢
モ急激ナ變化ヲ遂ゲ、是ガ日スニ非常ニ大キナ衝動
ヲ與ヘタ。コンドハ或ハ出来ルダラウト云フノデ決
心ガ付イタノデハナカラウカ。
小林 今近衛サンノ周囲デ頻ニソレヲヤツテ居ラレ
ル有馬サントカ、瓜見氏トカニ、餘程其ノ意味ヲハ
ツキリ吞込シテ貰ツテナイトイケマセンネ。
白鳥 ソレハ瓜見氏ガ下ノ程度ニ近衛公ノ委囑ヲ受
ケテヤツテ居ルカ能ク分ラヌガ、完全ニ考ガ一致シ
テ居ルトハ言ヘナイカモ知レナイ。ダカラアノ人選
ガ言ツテ居ルコトガ近衛公ノ吐トモ強チニ言ヘマイ。
今日近衛公ノ一番欲シテ居ルハ所謂革新派ノ最モ
純ナ分子ダト云フコトダ。數ハ多クナクテモ其ノ分
子ガ集マツテ公ノ手足トナルコトヲ一番求メテ居ル
ノデハナカラウカ。此ノ際我ト思ハン者ハ自ラ名乗

裏面白紙

ツテ出たら宜イダロウ。
 小松 腹ヲ京メテモ迎モ……………
 白鳥 餘リ多クテモ一致モシナイシネ。
 野村 立場ノ非常ニ違フ者ガ尋山樂マツテ、表面ダ
 ケノ一致ヲ見テモ内容ガ貧弱ニナル。結局最大公約致
 ト云フコトニシナケルバ……………
 白鳥 合議臣テハ結局、誰モ反對デナイモノシカ出
 來上ラナイ。極メテ平凡ナ、アツテモナクテモ宜イ
 モノガ出來ル。致ガ少ケルバ少イ程賢ハ良クナル。
 一人ノ方ガ一番良イ。極端ニ言ヘバ。
 小林 學者ト云ツテ見テモ先刻ノ話デ、帝大アタリ
 ラ物色シタラソレハ皆駄目ダカラ、サウ云フ意味デ
 ハ餘リ並ベテ見テモ……………
 白鳥 餘リ色々並ベテ從來ノ學問一致臣デハ何モナ
 ラヌデセウ。
 野村 前ノヨ！ロツバ大段ノ當初ドイツノ國內デハ
 一應腹争ニハ反對シナイ。腹争ヲ支持スルコトダケ
 ハ兎ニ角一致シテキル。併シ何ノ爲ニ腹争スルカト
 云フコトハ皆違フト云フ様ナ現象ガ現レタ。
 白鳥 腹争ガ永引イテ調子が悪クナルト「ゼネラル、
 ストライキ」が起ツタカラネ。

一三、 我國外交方針ノ尊同

裏面白紙

Dec 16/16

小林 今サウシテ國內ヲ建直サナケレバ是ハ實際ヒ
 ドイコトニナル。露印ヤ佛印ナドハ少シ英米ガ力ヲ
 入レテ居ルヤウナ氣配ガ新聞ノ上デハアリマスガ、
 情報ノ上デハ見エテ居リマセンカ。

白鳥 「フランス」ナドハ、「イギリス」モサウダロ
 ウガ、露印トカ佛印トカノ問題下コロヂヤナイデセ
 ウ。「アメリカ」モソシテ今一寸露印ニ居ラレ
 ナイデセウ。ドウシテ「ヒトラー」ノ脅威ヲ防グカ
 デハ一添ダ。

露印ノ關係ヲ「ドイツ」カラノ關係ガ爲カ大ニナツタ
 ト云フコトヲ聞キマスガ、ドウ云フコトデセウカ。
 白鳥 「ドイツ」ハ矢張り露印ニハ關心ヲ持タヌト云
 フコトハ今デモ變ラヌガ、露印ヲ露ニ日本ト英米佛
 アタリト妥協サレテヤ困ル。露印ニ就テ話ルナラ「
 ドイツ」ニ話シテ呉レト云フコトヲ言ツテ來タ。ソ
 レハ當然ノ話デス。

小林 ドウモソウ云フ瓜ナ決意ヲ一日モ早クシナク
 テヤナラヌト我々ニハソウ思ヘテ仕様ガナイ。

白鳥 日々ノ外交政策ハ一夫專横ヲ遠ゲナケレバナ
 ラヌガ、現在ノ露印ノ關係テ外交政策ノ百八十度轉換
 ト云フコトハ是ハドウモ出来ナイ。ヤルベキコトデ
 モナイ。今ノ政府ガ其ノ儘強イ政策ヲ執ルト云フコ
 トハ皇道外交ノ手前我々ニハ堪ハラレナイ。「ドイツ

107.

Dec 16/16

ツレガ勝ツタカラ下サクサ紛レニ爾印ヲ取ルトテフ
 コトハ、天皇陛下ノ外交テアル以上ハ出来ナイ。自
 内任制ヲ一新シテ、日本ノ有リノ能ノ政策ガ行ハレ
 ルト云フコトニナレバ是ハ獨伊ト合作スルガ當然デ
 アルカラ、彼等ト結合ノ上デ「アジア」ノ植民地ノ
 問題ヲ進メレバヨロシイ。

(以下次頁へ續ク)

裏面白紙

108.

Doc 1616

小林

矢張り日本ノ政治組織、自内革新ノ問題テ
スネ。

白鳥

ソレガ前提テナケレバナナイ。

記者

アメリカノ英務ヘノ物質的援助ハ下ノ位ノ
範圍ヲス。

白鳥

是ハ今ノ所テハ十分ニ出来ナイテセウ。一
世間ニハ言ハレテ居ルガ、資本主義ノ社
會テ個人ノ利益追求ヲ基調トシタ活動ニ依
ツテ自然ニ進進シタ工業ノ限度ハ今日ノ標
章カラ見レバ知レタモノデアル。例ヘバ、
飛行機ノ製造能力ニシロタンクノ製造能力
ニシロ、ドイツニ較ベテハ大變ニ遜色ガア
ル。而モ今急激ニ豫算ヲ取ツテ軍備ノ擴張
ヲヤツテ居ルガ、是ハ必ラ自分ノ方ガ恐ク
ナツテ來タ、アメリカヲ衝ル爲メガ主テヤ
ナイカ。サウ云フ所ニ英倫ニ分ケテヤルダ
ケノ餘力ガ充分ニハナイ。前戦争ノ時ノ舊
式ノ武器ナドヲヤツテ居ツタリシテ居ルヤ
ウダガ、何レニシテモ念場ノ間ニ合ハナイ。
外務省ノ内部ノ考カ變ツテ來タヤウテスネ。
ヒト頃白鳥ハ固ヲ誤ルナドト云フ者モアツ
タ。

小林

裏面白紙

109

Doc 1616

原本不明瞭

裏面白紙

白鳥

今テモサウ言ツテル者ガアルダロ。人間ガ
急ニ考ラ疑ヘルト云フコトハ一ツノ感情デ
出来ナイ。自分達ノ見送シガ誤ツテ居ツタ
ト云フコトハ言ヒニクイモノデ、何トカ理
解ラ附ケタクナルカタ、綺麗サツパリ我々
ガ違ツテ居ツタトハ言ヘナイ。

小林

白鳥ナンノ仰ツタ通り真ツ直クニ行ツテ居
リマスネ。

白鳥

去年ノ十月カラ我ハ言ツテ居ツタ。大英帝
國ハ没落ノ前夜ダト。外務省ノ選中ハ篤イ
タモノダ。信念モ、アスコマテ行ケバ大シ
クモノダトネ。

小林

若イ人ハ流石ニ新シイ考ヘ方ニ段々ナツテ
居ル様サスネ。

野村

果由天記カナンカノハビドイネ。

記者

ドイツカ書ツトナルト我國ノ一般國民ハト
イフニ、心ヲ持テ、テモクラシノノ波
浪ト交マモ、我々ノ様ニナルテセウネ。

白鳥

ソレハ日本ノ内情ニハ大キナ拍車ヲカ
ケルコトニナル。

野村

ソワイエツトノ事ヲ言テ大キナ影響ヲ與
ヘテ後ニ、

白鳥

ロシアノ共産黨ガ我々ニ影響シテ來タガ

原本不明瞭

裏面白紙

小蒜

要スルニマルクスノ説イタモノハ結局不可
 能ダト云フコトガ事實ニ於テ證明サレタ
 併シアノ革命ハフランス革命ト同様ニ、人
 類社會ニ大キナ影響力ヲ及ボシタコトハ争
 ヘナイ。ドイツモイタリ一モアレニ依ツテ
 大キク利敵サレタ。日本モ影響サレタ。
 尋歴シヨウト思ヘバ幾ラテモヤツテ行ケル
 ガ、要スルニ資本主義ノ不合理ナコトヲ、
 ソノ缺陷ヲ指摘シタモノハマルキシズムノ
 功績デアル。同時ニ資本主義其ノモノガ不
 可能ニナツテ來タト云フコトハ目前ノ事實
 トシテ現レテ來テ居ル。ボルシエヴィスム
 ノ革命ガ起ツタコトハ競争ノ直接ノ結果テ
 アルガ、眞ノ因ハ資本主義ノ行詰リダト言
 ヘルト思フ。ダカラ外ノ口モ此ノ影響ヲ免
 レルト云フコトハ出來ルモノテナイ。
 ソレハ日本ノ社會ニ目シタモノデ、一切ヲ
 止揚シタモノデ、全然新シイモノヲ造ルト
 云フコトヲスネ。ソレヲ言フ學問、思想體系
 ガ立テバ、サウ云フコトハ國民全體モ段々
 分ツテ來ルト思フ。インテリハ假ニ後進シ
 ニシテモ。

白鳥

例ヘバボルシエヴィズムノ働カヌ者ハ食フ
 ベカラズト云フモノハ日本ニハ通用シナイ。

111

Doc 1616

小林
白鳥

日本人ハ齊シク天皇陛下ノ赤子デアルガ故
ニ一人ト雖モ懐エル者ハアツテハナラヌ。
天皇陛下ノ臣民トシテ在レタモノハ、一人
テモ懐エマシテハアラナイ。誰テモ食ヘル
様ニシナケレバナラヌ。平等ニ食ヘト云フ
コトテハナイガ。

一億萬民テスカラネ。同フハ唯物主義ダシ。
ト云フノハ人間ハ食フト云フコト其ノコト
ガ目的デヤナイ。天皇陛下ノ臣民トシテ全
体ノ一部分トシテ其ノ職分ヲ發揮スル爲ニ
ハ食ハナケレバナラヌ。食フタメニ食フノ
テハナイ。職分ヲ發揮シ得ル爲ニ當然天皇
陛下ガ食ハシテ下サル。ソレヲ自分ノ腹テ
食フト云フ、自分ノ目的ノ爲ニ食ツテ居ル。
多々益々排ストイフコトニナル。ソレガ舊
悪ノ根源テハアルマイカ。天皇陛下ニ對シ
奉ル公ノ職能ヲ果スダケノ物質ハ必ス支給
サレルカラ食フトハ心配シナイデヨイ管
ダ。我々ハ赤子デアリ、天皇陛下ハ大御親
デアル。働ケナイ者、病弱ナル者、暗黒ナ
者、是等ト雖モ必ス生活ハ保障サレルト云
フコトニナラナケレバナラヌ。

「働カヌ者ハ食フナ」ト言フ様ナ冷ヤカナ
モノデハナイ。

裏面白紙

小林

ソヴィエツトアタリテモ幾々精神主義的ナモノガ加ハツテ行カナケレバナラヌ。行詰ルテセウ。

野村

ソレハ大體マルキシズムト云フモノハイギリスノ資本主義社會ヲモツト純粹ニシテ考ヘタ一種ノ觀念的操作用ヨツテ作り出サレタ抽象論テアル。即チマルキシズムハ國民ノ殆下大部分ガフロレタリアニナツテシマフト云フコトヲ豫想シテ考ヘラレタ理論デアツテ、ソナテ理論ヲ農業論テアルロシアヘ當テ嵌メレバ無理ガ出來ルノハ初カラ分リ切ツテキル。即チマルキシズムヲ公式道リニ當テ嵌メタノテハ農民問題ノ解決ガ出來ヌト云フノデ、レ！ニズムニ於テハ農民ニ對シテ別途ノ考ガ生レテ來タ。農民ハフロレタリアナトノ同盟者ダトイフ甚ダ不自然ナ理論コレテアル。更ニマルキシズムテハ民族問題ノ解決モ出來ナイ。此處等ニソ輪ノ價ミガアツタガ、ソレヨリ更ニ大キナ問題ハ、技術トカクラークトカ云フ指導者ヲ味方ニシテ、從ツテソノ技能ヲ十分ニ利用シ得ナカッタト云フコトデアル。ソコテ五年計畫ヲ實行シ、生産力ノ擴充ヲ

裏面白紙

113.

Doc 1616

ヤテウト云フコトニナルト直グニ技術者ノ
 不足ニ備マサレ、ドイツカラソレヲ選レテ
 來ナケレバドウスルコトモ出來ナカツタノ
 デアル。コレ等ノ歸モ今後ハ次第ニ現實ニ
 面ツテ修正サレ、從ツテソノ階級主義ハ愈
 々稀薄トナルダラウト考ヘル。

(以下次頁ニ續ク)

裏面白紙

227

114.

Doc 1616

一四、八紘一宇ト生活圖ノ關係

記者 先刻ノ生活圖ノ御話テスガ、例ヘバ、今度ノ整理ノ目的ハ八紘一宇ト云ハレテキマスガ、八紘一宇ト云フコトチヤ抽象的デ、神話リテハツキリシナイト云フ人ガアル。又一方テハ帝國主義ダト辯解シテキル人モアリマス。コレニ比シテドイツ等テハ生活圖トハツキリシテ主張ヲ揚ゲテキルカラ、大體分リ易イ。我儘モ裏腹目的ヲハツキリシタラドウカト云フ人ガ出テ來ル。八紘一宇ト生活圖ノ確立トノ關係ハドウ云フモノデスカ。

白鳥 八紘一宇ハ天皇政治ノ御恩澤ガ萬邦ヲ光被スルトイフ究極ノ目標ヲ示シテ居ルト云フ様ニ私ハ認スル。是ハ天皇陛下ハ日本民族ノ大御親デアルト同時ニ人類ノ大御親ト云フ半面ヲ持ツテ居ラレル。ユニヴァーサル・ブラザーフドト云フキリスト教ノ信徒トハ原理ハ違フガ形ハ似タ所ガアル。此ノ根本ノ究極ノ理想ヲ以テ支那ニ臨ムト云フコトハ正シイト思フ。併シソレチヤ支那ヲ日本ト一ツニシテシマフノカ、領土的ニ併合スルノカト云フトサウテナイ。日本ノハ西洋流ノ帝國主義トカ侵略主義トカ、サウ云フモノデヤナインダト云フコトヲ言フ爲ニ八紘一宇ト云フコトガ言ハレタノデ、日露支ノブロックト云フコトハ、是ハヒ

裏面白紙

115.

Doc 1616

トラーノレイベン・スラワント大體同ジモノテハ
 アルマイカ。日露支ノ三國が共同ノ生活國ヲ持ツ
 ト云フコトニナル。是ハ從來西洋人ノヤツタ資本
 主義的ナ採取チヤナイ。根本ハ八絃一宇ノ日本
 國ノ精神テアル。私ハ東亞ノ新秩序ト云フモノハ
 サウ云フモノテナケレバナラヌト思フ。西洋流ノ
 絕對主權ヲ持ツタ支那、絕對主權ヲ持ツタ滿洲、
 是ト日本トガ、西洋流ノ從來ノ條約ヲ思テ、一極
 如何ナル「新」秩序ガ對テ得ルカ、從來ノ觀念ヤ
 方法テハ何モ新シイモノハ左レナイ。從來ノ國際
 法テハ律シ得ナイ、新シイ理念ニ基イテ三國ハ結
 バレナケレバナラヌ。

現ニ日本ト滿洲國トハ國際法的ニハ獨立ヲ互ニ
 認メテ居ルガ、其ノ間ニハ一寸國際法テハ説明ノ
 出來ナイ特別ノ關係ガアル。コノ根本ノ原則ハ支
 那ニモ適用サルベキモノゾト思フ。
 更ニ此ノ範圍ハ變ラテモ擴大シ得ルト思フ。具體
 的ニソレチヤ日本ト支那ノ關係ハトウスルカト云
 フコトハ、是ハ將來ニ色々研究シ、又支那人モ總
 得ノ上テ段々決メテ行ツタテ宜イダラウ。何モカ
 モ滿洲國ノ強リトハ決シテ云ハヌ。滿洲國ノ場合
 テモ改ムベキモノハ多々アルダラウ。タダヤラナ
 ケレバナラヌコトハ新秩序ヲ作ル前提トシテヨ。

裏面白紙

229

117.

Doc 1616

ナク大規模に兵ヲヤル。港灣ノ設備ナリ軍需工場
 プミンナヤル。
 ドイツハ非常ニ優秀ナ兵ヲ持ツテ居ルカラソノ
 發榮ハ大キイ。地中海ノ制海權ヲイタリイガ益ル
 ト思フガ、イギリスガ海軍ヲ以テドイツト共ニ
 大西洋、蘇ニ港ノ入口ノ聯合ニ海軍攻撃ニ集ナ所
 テヤル。イギリスハ事實上對鐵サレルダラウ。是
 ニハ英自モ惡クヲ懸ケザルヲ希マイ。上陸作戦ナ
 ラヒトラノ言ツタ八月一杯ニ決ンテシマフト思
 フ。ソレデナクテモ大體今年一杯ハイギリスモヤ
 ツテ行ケマイ。ドイツカラ見テ最惡ノ場合ヲ考ヘ
 ルト、イギリスガ非常ニ頑強ツテ、アリツタケノ
 海軍ヲ發強ニシテドイツニ抵抗スルト言フ決意ヲ
 スレバ、相當抵抗ノ期間ハ長クナルカモ知レナイ。
 ソレニシテモ到底イギリスニ勝目ガナイ。
 問題ハ此處テドイツノ提出スル所ノ非常ニ奇蹟
 ナ條件ヲ承認スルカ、ソレトモカナダヘ引上ゲテ
 モ抵抗スルカト云フコトニナルガ、ソノ場合ハア
 メリカト共ニ抵抗スルノテナケレバ出來ナイ相談
 ダ。サウ云フ以ニフランスガ欲レテシマヒ、イギ
 リスモ命カラガラカナダヘ引上ゲテ行クト云フコ
 トデアツテモ、アメリカガドイツニ對シテ宣戰ス
 ルカドウカト云フコトダガ、若シアメリカガ自ケ

裏面白紙

231

118.

Doc 1616

ナケレバ英領ハ段々汝等入ニテツテシマフ外ナイ
 汝等入ニナレバ、今後ヨロツバハドイツ、イ
 リ、ソ等ノ三ツノ内ガ大國トシテ強ルノデ、英
 領ハ文化的ナ、平和ナ、軍備ヲ持タナイ國トシテ
 二三流國ニ降格ヲ餘儀ナクサレルノテハナイカ。
 何レニシテモ英領ハ世界ノ方々ニ散居シテ分
 離由緒ツテ居ルカタ、抵抗ハ相當長ク續ケ形式上
 ハ交戦状態ハ直グ已マステアラウ。續ケルト言ツ
 テモ貴シ政府ト交戦降級ノミガ幕落ト金銀ヲ持ツ
 テ莫不主ヲ去リ、四千五百萬ノ國民ヲ置イテケボ
 リニスルトイフノモ隨分考ヘ惡クイコトダ。アフ
 リカノ國民ハ喜ラレルシ、印度モ今後ハ英領
 カラ離レテ獨立スルダラウシ、アウナツテ來ルト
 非信ニ無力ナモノニナツテシマフ。カナダモ資源
 トシテ大シタモノハナイ。自然或ハアメリカノ一
 部ニナルト云フヤウナコトモ考ヘラレルガ、ソレ
 ハイキリス人カラ考ヘタラ到底堪ヘラレナイコト
 ダカラ、矢張り自ラ就ニ討死ノ覚悟デ勇敢ニ抵抗
 スルダラウト思フガ、何ト云ツテモ武力ニ格段ノ
 差ガアルカラ屈服ハ免レナイ運命チヤナイカト私
 ハ思フ。此處一二週間スレバ情勢ハ判明スル。下
 イツガ上陸作戦ヲヤルトスレバ、案外早く戦争ハ
 オ仕舞ニナルカモ知レナイネ。軍事専門家中ニハ

裏面白紙

119.

Doc 1616

上陸作戦ノ可能無カ少イト云フ見方モアル。ドイ
 ツノ方テハ必スヤルト言ツテモル事ナシ
 蘭村 ドワモ無シ。専門家ノ方ニテモ今迄相嘗テ思
 ガ外レテ居ル。北歐作戦ガ考ヘテレナカッタシ、
 露下傘部隊モ、オランダ、ベルギーニ侵ハレル途
 考ヘラレナカッタシ、オランダニアレガアツテカ
 ラテモ尙失敗ダツタ失敗ダツタト専門家ガ言ツテ
 居ル。
 記述 アメリカアタリテモアウ言ツテ居マスネシ
 野村 露下傘部隊ハ皆捕獲スレタト言ツテ居
 ル。
 白鳥 露下傘部隊モオランダアタリテハ相當結果
 ヲ得テ居ル。専門家ノ言ハルガ凡ソ言テニナラナ
 イノハ今辰ノ事ナシ。

(以下逆頁ニ續ク)

裏面白紙

VI 不介入方針ヲ論ず

(昭和十四年六月「大亞細亞主義」誌)

獨軍自衛侵入以來旬日ヲ出デズシテ、既ニ前大
 戰一、二箇月ノ駭浪ヲ暴ゲテ居リ、巴里ノ陷落モ
 ドーヴア一海岸占領モ目撃ニ迫リ、英國本土ヘノ
 進軍モ現實ノ問題トシテ考ヘラレルニ至リ、世界
 ラ暴ゲテ宇表通リ驚愕シテモル。ナチ獨逸七年間
 ノ晝夜弛マザル獨力ヲ目撃シ、獨逸ノ國民性ト全
 權主義ノ統治、經濟ノ原動力ト標榜トラ、正シク評
 價スル者カラ見レバ、目前ノ事態ハ寧ロ當然豫期
 セラレタトコロテアルケレドモ、自由主義、デモ
 クラシーノ宇宙觀ヲ以テ、人類文化ノ最高峯ヲ示
 スモノト考ヘ、英國乃至アングロサクソン民族ノ
 不拔ノ力ヲ迷信シテ來タ人違カラ見レバ、我ト我
 ガ耳目ヲ疑フノモ已ムヲ得ナイ次第デアル。
 英勅ガコノ戰爭ヲ謂ハバ無量ヤリニ仕掛ケタノ
 ハ、一言ニシテ言ヘバ、ナチ獨逸ノ實力ヲ過小評
 價シタカ爲メテアル。今ナラバマダ獨逸ヲ抑ヘ得
 ルガ、コ、數年ヲ空過スルト、遂ニコレヲ如何ト
 モ爲シ難クナルト考ヘタニ依ルモノデアルガ、實

121.

Doc 1616

ハ時既に遅ク強遠ノ力ハ疾ク既に克服シ難キモノ
 ニナツテモタノデアル。英佛ノミナラズ米國ノ如
 キモ同ジク、獨伊全權主義極端ニ對シテ同様ナ道
 小語使ヲシテ居ツタ。歐羅巴ノコトハ大體英佛ニ
 一任シテ蓋支ナイ。結局ニ於テハ必ズ獨伊ハ敗レ
 ルモノト考ヘテ居ツタ。隨ツテ彼ノ任務ハ、東洋
 ニ於ケル全權主義的侵略圖タル日本ヲ押ヘルコト
 ニ、全力ヲ注ゲバ足ルト考ヘタノデアル。抑々歐
 羅巴戰爭ノ勃發ヲ欲モ欲シテ居ツタノハ、ルーズ
 ベルトソノ人デアラウ。戰爭前ノ米國ノ努力ハ、
 獨逸ノ自衛ノ示ス通り、歐羅巴ノ戰爭ヲ排發スル
 コトニ向ケラレテ居ツタト云ノモ過言デナイ。而
 モ愈々戰爭カ勃發スルト米國ハ輿論ガ壓倒的ニ不
 干涉ニ傾イテシマヒ、政府モ中立法ノ改訂ハヤツ
 タケレドモ、現金自國主義ハ變ヘナカッタノデ
 亞米利加ノ英佛ニ對スル援助ノ程度ハ、凡ル徹底
 ラ缺イテ居ツタ。英佛側ニ於テハコレヲ不満トス
 ル空氣ガ濃厚デアツタガ、八ヶ月ニ互ツテ戦闘ナ
 シノ戰爭カ起イタ爲メニ、英佛モ、米國モ、目前ニ
 迫ル危險ヲ覺ラズ、北歐戰爭ニ於テ漸ク半バ眼ヲ開
 キ、而シテ今回ノ西部戰線崩壞ニ至ツテ、初メテ完

裏面白紙

122.

Doc 16/16

全ニ夢方醒メタトイフコトガ出来ルト思フ。

西ニ對シテハ爾モ自己ニ都合ノ好イ判断ヲ下シテ
キルヤウニ思ハレル。即チ今迄モサウデアツタヤ
ウニ、依然トシテ飽ク迄モ前大坂ノ例ヲ引イテ獨
軍ノ攻撃力方鈍ルト共ニ、戦線ガ膠着状態ニ陥リ
長期戦ニ導キ得ルカノ望ミヲ持ツテキルヤウデア
ルカ四年後カリテ禁イタ、マデノ要塞ガ一朝ニシ
テ抜カレル今日、薩摩軍ナドトハ考ヘラレズ、素
人軍ニモ戦線ノ膠着トイフコトハアリ得ナイヤウ
ニ思ハレル。英艦備隊一ノ活路ハ意ヲ決シテ大反
撃ヲ試ミルコトデアラウカ、空軍ニ於テモ、艦被
化兵力ニ於テモ、格段ノ差ガアルヤウデアルカラ
シテ、ソレモ今カラデハ望ミハナイコトヲ思ハセ
ル。

米國ニ至ツテハ假令今日直チニ参戦シテモ、到
底有効ナル武力援助ヲ提供スルコトハ出来ナイ。
ゲーリング元帥カ常ニ言ツテ居ツタヤウニ今度ノ
戦争デハ亞米利加ガ参戦シヨウトシテモ、米兵ノ
上陸スル所カナクナツテシマフダラウトイフコト
ガ事實トナツテ來タヤウニ思ハレル。亞米利加ガ
爲シ得ル限度ハ、英艦ニ對シテ無制限ニ信用ヲ與

裏面白紙

123.

Doc 1616

ヘルコト、自國ノ船腹ヲ提供シテ物資ヲ運ビ、
 サウシテ令送ヨリモ便秀ナ航行機ヲ多量ニ送ルケ
 ラモカ島ノ山デハアルマイガ。米國ノ艦隊ヲ太平
 洋カラ引揚ゲテ越後スレバ相當ノ効果ハアラウカ、
 ソレハ日米間今日ノ悪化シタ關係ニ於テハ、米國
 トシテモ困難デハナカラウカ。

イマーツノ中立國タルソ聯カ英和國ニ返リ、
 大暴シテ勿進ノ背後ヲ衝クトイフコトデモアレバ
 脱脱ヲ一變スルコトモ不可能デハナイカモ知レナ
 イガ、コレハ到底考ヘラレナイ。勿ソノ間ニハ獨
 逸カラ見テ充分安心ノ行クダケノ了解ガアルト見
 ナケレバナラナイノミナラズ、兵力ノ關係ニ於テ
 モ、獨逸トシテハ不安ハナイトノ確信ヲ持ツテモ
 ルノデナケレバ、ポーランド駐留ノ機械化部隊マ
 デモ引揚ゲテ、全力ヲ西方戦場ニ投ゲ込ムトイフ
 マウナコトハ出来ナイ筈デアル。伊太利ガ數百萬
 ノ大軍ヲ擁シテ、今日明日ニモ立チ得ル態勢ヲ整
 ヘテキルコトモ、獨逸カラ見レバ大キナ安心ニ相
 違ナイ。

戰争ソノモノ、今後ノ見送シニツイテハ、コノ
 話ガ雜誌ニ載ル頃迄ニハ、驚異的ナ進展ヲ遂ゲテ

裏面白紙

124.

Doc 16/16

キルデアラウシ、強ヒテ豫想シテミテモ、サシテ
 實益ハナイデアラウガ、タダ言ヒ得ルコトハ、今
 同ノ戦争ハ歴史上殆ンド前例ノ無イホド稀稀ナ、
 寧ロ極イタラキノ徹底シタ解決ヲ要求スルモノト
 認ナケレバナラナイ。ヒツトラノ總統ハ、今後千
 年ニ互ル列強民族ノ運命ガコノ一戦ニ掛カルト先
 日モ言ウテキル。伊太利チモ歐羅巴三百年ノ運命
 カ、今日決定ラ見ントシテキルト言ウテキルシ、
 ヒツトラノ、ムツソリニノ企圖スルトコロハ、
 徹底的ニ歐羅巴ヲ作り直ストイフコトニアルコト
 ハ最早一懸疑ヒカナイヤウニ思ハレルカラシテ、
 從來ノ戦争ノヤウニ一方ノ敗勢カ判然トシテ來ル
 ト共ニ講和談判ニ依ツテ多少ノ領土割讓ヤ賠償金
 位テ局ヲ結ブトイフヤウナコトハ考ヘラレナイ。
 義世紀カニ互ツテ榮華ヲ誇ツタ大國家モ一朝ニシ
 テソノ存立ヲサヘ失フトイフコトガ考ヘラレルノ
 デアル。

マタ以テ歐巴ノ小國モ從來通りノ絶對主權ヲ持ツ
 テソノ存立ヲ許サレルカドウカハ、大キナ疑問テ
 アル。況ヤ小國ノ植民地ニ於テラヤト言ハナケレ
 バナラヌ。

238

裏面白紙

125.

Doc 1616

吾々ハニノ戦争ノ當初カラ、世界カ大改換ノ前夜ニアル、デモクラシー資本主義的ノ舊秩序ハ覆ヘサレテ、全權主義的新秩序カ打立テラレナケレバナラヌ、日本ハ滿洲事變ヲ契機トシ、今回ノ文部事變ヲ造シテ、新秩序建設ノ音頭ヲ執ツテ來タモノデアアルヨラシテ、歐羅巴ニ於ケル獨伊軸ト緊密ナル連繫ヲ作り、相携ヘテコノ新秩序ヲ實現シナケレバナラヌト絶叫シテ來タノデアアルガ、日本國內ニ於ケル舊秩序の勢力ハ、コノ世界大變革ノ眞ノ意味ヲ認識スルコトヲ拒ミ、カノ日獨伊同盟ノ如キモ、内外ノ舊秩序勢力ニ阻マレテ、遂ニ成ラナカツタノデアアルガ歴史ノ必然的過程ハ人力ヲ以テ如何トモスルコトガ出來ナイ。日本ノ進ムベキ途ハ決マツテキルノデアリ、既ニ事實ニ於テハコノ十年近ク、正ニソノ道ヲ進ンデ來テキルノデアアル。

ソノ已ノ進ンデ來タ道ガ、何レニ向ツテキルカトイフコトヲ充分ニ認識シナイカラシテ、歐羅巴戦争ヲ對岸ノ火災視シ、舊勢力トノ妥協ニ依ツテ東亞ノ新秩序ガ出來ルモノト錯覚シ、單ニ口ノ上デ不介入ト言ヘバ、コノ世界大變革ノ火中カラ遠

裏面白紙

126.

Doc 1616

ザカツテモルコトカ出来ルカノ知タ考ヘルノデア
ル。自ラソノ火中ニアリナガラ、コレヲ自覺シナ
イトイツノカ今日日本ノ一部ノ入達ノ程度デハア
ルマイカ、例ヘバ日英伊同盟ヲ作ラナカツタガ故
ニ、吾々ハコノ戦争ニ捲キ込マレズニ済ンダト考
ヘテキル。何ゾ國ラン知達カ今日マデ成功ヲ納メ
タノニハ、日本人カ大キナ貢獻ヲシテキルノデア
ル。獨ソノ條約カナカツタナラバ、コノ戦争ハ獨
逸トシテ決意シ得ナカツタデアラウ。而シテソ聯
ヲシテ獨逸ノ鐵口ニ乘ビ込マシメタノハ、西ニ獨
逸、東ニ我方日不ガアリ、東京、柏林、羅馬ノ樞
軸ハ特ニ同盟關係ニマテ進展セントシタガ爲メデ
アル。

マタ亞米利加ガ若シコノ戦争ノ初期ニ於テ之ニ
参加シテ后ツタナラバ、單ニ英佛獨ノ氣勢ヲ若シ
ク添ヘタノミナラズ、彼等ノ戦力モ現實ニ増大シ
テ居ツタラウ。獨逸トシテモ今日彼等ガ誇ルガ如
ク空軍ノ絶對的優勢ハ得ラレナカツタカモ計ラレ
ナイ。マタ伊太利ノ態度ノ如キモ大キナ影響ヲ受
ケテ居ツタカト察セラレルノデアル。コノ亞米利
加ヲ太平洋ニ釘付ケニシタモノハ日本デハナイカ。

裏面白紙

127

Doc 1616

今日ニ至ツテモナホ且ツ亞米利加ヲシテソノ態度
ヲ決定シ得ザラシメテモルノハ、日本ノ存在ヲ殆
ンド主タル理由デハナイカ。吾々ハ獨逸カラ凡ユ
ル懸念ヲ擯ゲラルベキ地位ニアルノデアアル。然ル
ニ國內ニ於ケル一部ノ態度ハドウデアアルカ、彼ノ
天津事變後ノ東京會議ニ於テ、日本ハ英吉利ト或
ル種ノ了辦ヲ遂ゲントシタコトガアルガ、ソレハ
逸早く私通ノ方ニハ傳ツテ居ツタ。最近日本ノ懸
念モ無語伯林ニハヨク分ツテ居ルコトダラウト思
フ。コレデハ獨逸カ如何ニ日本ニ懸念シタクモ出
來ナイデハナイカ。日本ノ外交ハ事實ノ上ニ於テ
絶大ノ懸ラ獨逸ニ賣リナガラ、却ツテ畏マレルト
イフ實ニ割ノ合ハナイ立場ニ日本ヲ持ツテ來タト
イフコトヲ、國民ハ忘レテハナラナイ。
若シ歐羅巴戰爭ノ結果、世界ノ地圖ガ全面的ニ
塗り變ヘラレ、例ヘバ和蘭ガ獨逸ト合體スルトイ
フ場合ニ、獨領印度ハソノマ、獨逸ノ屬領トナラ
ザルヲ得ナイ。獨逸トシテモ日本カ今日マデノ如
キ懸念ヲ有ケル以上、獨印ニツイテ特別ノ考慮ヲ
拂フベキ、何等ノ發理合モナイ諱デアアル。尤モ南
洋ハ經濟上ハ勿論、戰略上カラ言ウテモ今日日本

裏面白紙

281

128.

Doc 1616

ノ在命線トナツテ來テキルノミナラズ、吾々ノ東
亞新秩序建設ノ理想ハ、單ニ支那ダケニ就テ云フ
ノデハナイ。亞細亞ノ東南ニ、大キナ領域ノ變更
カ行ハレル場合、日本トシテハ監視スルコトハ出
來ヌ。

然ルニ日本カタバ不介入ト稱シ、支那問題ノ解
決ノミニ没頭シテキルナラバ、今日ノ情勢デハ悉
ラク短期間ニ局カ結バレ、コノ歐亞巴戰爭ノ後ニ
於テ諸國關係ヲ始メ英佛等ノ植民地ノ露屬ガ日本
ニ關係ナク決定サレルデアラウ。今日コソ日本カ
コノ世界ノ大變革ノ窮極ノ意味ヲ充分ニ認識シ、
コレニ對シテ積極ナル介入ヲナサナケレバナラヌ
秋デアル。

(以下次頁へ續く)

裏面白紙

129.

Doc 1616

V II

日獨伊同盟成ル

一、相互信頼ニ盡ク

去ル九月二十七日調印サレタ日獨伊三國條約ハ、ソノ意義ハ極メテ重大ナルガ、内容ハ簡單明瞭ヲ多ク説明ヲ必要トシナイ。條約ニハ普通規定ヲ附屬スルノテアルガ今回ハソレモナイ。條文ニアル通り條約實施ニ關スル細目ハ、今後組織サレル委員會ニヨツテ決定サレルコトニナツテキル。條約ノ體裁ハ專門家ノ手ニナツタノデナイカラ、從來ノ型ト大分カケ離レテキル。條約專門家ノ目カラ見レバ奇異ニ感ズル節ガ多イカモ知レヌ。法律的ニコマカク分析シタラ、イロイロト議論モアルダラウガ、今回ハソノ内容ニオイトテ歷史上ニ爾僞ノナイモノデアリ端のニイヘバ日獨伊ノ同志國家ガ血ヲス、ツテ提携ヲ誓ツタモノデアルカラ言葉ハ簡單デアリ素朴デアルノハ當然デアル。お互ノ權利義務ニツイテ法律的ニ豫メ詳細ナ解釋ヲツケタリ、心理留保ガアツタリシテハ條約ノ價值ヲ減却スル次第デアツテ、要ハ相互信頼ノ一語ニ盡キルト思フ。

裏面白紙

130.

Doc 1616

ソレチアルカラ條約ソノモノニ關シテハ政府
 公表ニヨツテ全貌ガツクモレテアリ、コノ上多
 クイフベキコトハナイノデアリ、將來之レニヨ
 ヲツテ如何ナル影響ヲ起シ、條約ソノモノガイ
 カニ運用サレ、マダソノ性格ガイカニ發見スル
 カナドノ關係ハ、一ニ今後ノ進展ニ發見スルノホ
 カナク、以下自分ガ述ベヨウトスルトコロハ、
 全然一個人ノ意見乃至ハ觀測ノ域ヲ出ナイノデ
 アツテ、何等三國間取決メニ關シ特別ノ消息ヲ
 澳ラスモノデモナケレバ、マダ日本政府ノ意向
 方針ナドハハニク關係ノナイモノデアルトイフ
 事ヲ斷ツテオキタイ。

二、世界新秩序條約

本條約ハ、正式ノ呼稱ハ「三國條約」トイフ
 ノデアルガ、一般ニハ三國條約トイハレテキル
 ヤウデアル。

條約第三條ノ規定ヲ見レバ、立派ニ防守同盟
 トイフコトモ出來、マダハ保障條約乃至相互援助
 條約トモイヘルデアラウ、要スルニ、ヨロツ
 ハ及ピアジアニケル戰爭ノ、コノ上擴大スル
 コトヲ防止スルコトガ眼目ノヤウニ解ヤラレル。

裏面白紙

131.

Doc 1616

國際政局今後ノ推移如何ニヨツテハ、コノ第三
條ガ適用ヲ見、從ツテコノ條項ガ條約ノ骨子ト
ナル場合モ考ヘラレルケレドモ、自分ハムシロ
本條約ノ特旨ヲ新秩序ノ建設トイフコトニ求メ
タイ。

後世歴史家ハ、コレヲ世界新秩序條約ト呼ブ
ヤウニナリハシナイカト思フ。自由主義時代ノ
末期ニ不戰條約トイフモノガ出來、當時ハ頗ル
理想リノ新シイ條約ト考ヘラレタノデアアルガ、
コノ新秩序條約モ、理想リノ點ニ依テハ劣ラ
スモノガアル。不戰條約ガ、條約專家ノ感覺
ニハ頗ルピント來ナイモノヲ多分ニ含シテラツ
タヤウニ、新秩序條約モ頗ル非専門的デアアル。
第一新秩序ハ何ヲ意味スルカノ説明ガナイ。新
秩序ノ建設サルベキヨイロツバ及ビ大東亞ノ地
域ニ關シテモ何ノ規定モナイ。コレラノコトハ
今後逐次明確ニナツテクルコト思フガ、今日マ
デノ經過ニ依テモ常軌的ニハ三國ノ企圖スル
新秩序ガ何ヲ意味スルカ、マタオノオノ目指ス
地域ノ範圍ガ、イカナルモノデアアルカトイフコ
トニツイテ一通りノ想像ハ出來ル答ダ。

裏面白紙

245

132

Doc 1616

イハユル新秩序トイフコトハ、單ニ班級ヲ打
 破スルトイフ消滅ニシテナシニ新シキ世界ガ
 イカニアルベキカトイフ積極的ノ一ツノプログ
 ラムヲ含ンデキルハズデアル。新秩序トイフ言
 語ガ世間ニ起ルシ出キタノハ、第一次近衛内閣
 ノ東京参事達ニ對スル聲明ニ結マルヤウデア
 ルガ、ヒツトライハジメドイツノナチ指責考
 ハ、ソレヨリモ以前カラ好ンデコノ言辭ヲ使ツ
 テキル。

東京新秩序ハイオナル内容ヲ持ツベキカニツ
 イテハ、自分ノ強ル限リデハ未ダ日本ニオイテ
 責任アル説話ハナサレテキナイヤウニ思フ。マ
 タドイツノ唱ヘル新秩序トイフモノモ、ヨロ
 ヅバ政局ノ變遷ニツレテダンマン變ツテ來ルヤ
 ウニ思ハレル。

三、三國理想ノ達成

日英伊三國ガソレソレ心ニ描ク新秩序トイフ
 モノモサウデアルカラ、必ズシモ明確ニオ互ニ
 分ツテキルトハイヘナイ。シカシコノ點ヲハツ
 キリサセルコトハ國際重要ナコトデアルマイカ
 モチロン條約トシテハオ互ニ勢力範圍ヲ限定シ

裏面白紙

133.

Doc 1616

其ノ範圍ニオイテフリーハンドヲ承認スルトイ
 フコトデモ十分ニ意味ハナスノデアアルガ、ソレ
 デハ吾ダ舊時代ノ臭ヒガスル。自分ハ今日ノ世
 界ノ對立ヲ單ナル強國間ノ争鬪ニ至リ、乃至
 シテ見タクタイ。英米佛ナドノ舊勢力ニ對シテ
 日獨伊或ハソ聯ナドノ新興國ノ勢力争ヒトイフ
 コトデハ面白味ガ少イ。

マタアングロサクソン對チユートンカ、黄色
 人種白人種ナド、イフ人種的ノ葛藤トシテ見ル
 ノモ單純過キル。要スルニコレハ從來言ヒ古サ
 レテ來タコトデアアルガ、一ツノ文化觀、思想
 觀トシテ見ナケレバオラズノデハナイカト思ハ
 レル。一口ニイヘバ、デモクラシー對立主義
 ノ學ビデアアルガ、コノ思想ノ對立、文化ノ對立ト
 シテ見ル時ニ、コレハ人類歴史ノ上テ前古未屆
 有ノ大變革ヲ意味スルモノデアアル。

過去數千年ノ文化史上人類ノ思想ハ幾度カ變
 遷ヲ見タノデアアルガ、キリシヤ以來最近マデノ
 西洋ノ世界觀ハ根本ニオイテハイヅレモ個人主
 義ニ立脚スルモノデアツテ、全體主義的世界觀

裏面白紙

297

134

Doc 1616

ハソノ間長ク候ツテラッタロドイツ、イタリヤ
 ニ程ツタ全盛主義運轉ハソウデアアルカラシテ、
 キリシヤ以前ニ廻ルモノデアリ、日本ニゴイテ
 機關以來完全ニ保存セラレ給ハレ來タトコロノ
 人運初期ノ、健全ニシテ在給ナル思想ヘノ復
 歸トイフコトガ出來ル。獨伊ノ全盛主義ニ多分
 ニ日本のモノヲ含ムノハソノタメデアル。日
 本ガ文部事務ヲ通ジテ東亞新秩序建設ヲ唱ヘル
 ニ當ツテ幾回ノ聲明、八款一字ノ理想ヲ強調シ
 ツ、アルノハ、コノ意味ニモイテ獨伊ノ新秩序
 運動ト執ラーニスルモノガアルト云ヘヌコトモ
 ナイ。

ヨーロッパニオイテハキリシヤ以前ニ廻リ、
 日本ニオイテハ神代ニ廻ル、スナハチ人間ノ本
 來性ニ立チカヘルトコロノ運動デアルトイフコ
 トガイヘルト思フ。サウチアルガ故ニ、英米方
 面ニオイテ日本ヲ獨伊ト同一範疇ニ入レテ一様
 ニ全盛主義國ト呼ブノハ必ズシモ間違ツテララ
 スワケデアリ、三國ノ合作提携ハ、サウシタ根
 源ノ思想的ナ基礎カラ見テモ頗ル自然ナノデ
 アルガ、サテ現實的ノ問題ニ立チ還ツテ、獨伊

裏面白紙

135

Doc 1616

ガヨーロッパニイテ具體的ニイカナル新文化
 ラ作ラントスルカ、日本が大東亞ノ榮華ニオイ
 テ、何ヲナサントスルカ、更ニ三國各々國內體
 制、ソノ政治經濟ニツイテモ強固的ノ行方ヲト
 ルデアラウカドウカトイフコトハ、一ツカラ見
 テモ日本ニトツテモ目前ノ大問題デアル。

日本ニ於イテ、昨今新體制ノ起ルガ際上ツテ
 來テキルガ、實國ノ精神ニ遡リ、國體ノ本體ヲ
 明瞭ニシ國民共贊ノ體體ヲ整ヘルトイフコトハ
 今日何人モ異論ノナイトコロデアルガ、ソノ國
 體ノ本體ヲ顯現スル方法トシテ政治經濟ノ實際
 ノ機構運營ヲイカニスベキカトイフコトガ問題
 ナノデアアル。獨伊ガヨーロッパニオイテ作ラン
 トスル新秩序ハ獨伊自身ノミナラズ、他ノヨー
 ロッパ諸國ノ政治經濟ノ體制ヲイカニスルコト
 イフコトガ、實際問題トシテモ重要トナノデア
 ヲツテ、ソレニツイテモ今日独伊ニオイテハカナ
 リ關係ナブラシガステニ出來テキルヤウニ思ハ
 レルノデアアルガ、日本ハ大東亞ノ地域ニオイ
 テ、果シテイカナル新秩序ヲ作ラントスルノデ
 アルカ。ソノ大東亞新秩序ノ中核トナルベキ
 日本ノ新體制ヲイカニスベキカトイフコトニツ
 イテ、マツ明確ナル構圖ヲ持タナケレバナラヌ
 ト思フ。

裏面白紙

136.

Doc 1616

四、国内體制ノ刷新

今、日本国内ニモイテ未ダ多分ニソノ殘滓ヲ留メルトコロノ舊秩序的世界ニ並ニ滲透ヲ、ソノマヽニシテ、果シテ大東亞ノ新秩序カ出来ルカドウカ。マタ假リニソレガ可能デアツタトシテモ、サウイフ大東亞秩序ヲモツテ、獨伊ノヨロツバ新秩序ト果シテ提議シテ行ケルカドウカ自分ハ外交ノ轉換ト國內新體制トガ同一物ノ兩面デアルトイフコトヲ主張シテ來テキル。スナハチ現在ノマヽ姿デハ、日本ハ獨伊トノ提携ハ不可能デアルト見ルデアルガ、コノ時ハ大方ノ深甚ナル考究ヲ願ヒタイノデアル。

自分ノ見ルトコロラモツアスレバ、世界ノ一大轉換ヲ餘儀ナクセシメタル動因ハ、主トシテ自由主義經濟ノ行詰リデアルト思フ。敢テマルクス流ノ唯物史觀ヲ遵奉スルモノデハナイガ、人類社會ノ變革ハ多クノ場合經濟生活ノ必要ガソノ原因トナツテキルト思フ。アングロサクソン流ノ資本主義的搾取經濟ガ横行スル限リ、サウシテ少数ノ個人ノ手中ニ無限ノ富ノ蓄積ヲ許ス限リ、コノ地球ハコレヲ五倍ニシテモ、マダ小サ過キルノデアル。

裏面白紙

137.

Dec 16/16

五、イギリス、西五千萬ノ民族ガ世界ノ四分一ノ
 領土ト人民ヲ領有シ、サウシテ少許金積蓄ノ利
 益ノタメニ或ハコレヲ搾取シ、或ハ地下無限ノ
 資源ヲ採セテ他ノ利用ヲ阻ンデキルトイフコト
 デハ、人類ノ物質生活ガ今日ノ貧困ヲ來スノモ
 ヤムヲ得ナイワケデアル。ヨロツバノ地獄ニ
 コイテ、大東亞ノ領域ニボイテコノ不合理ヲ矯
 正スルトイフコトハ、三國條約ノ語ツテキル新
 秩序ノ主ナル内容ヲナスモノデアラウガ、異シ
 テ然ラバ新秩序條約ガ關係三國ニ要求スルトコ
 ロハ、第一ニハソノ主權主義世界觀ヲ堅持スル
 コトデアリ、第二ニハソレニ基イテ對肉強食ノ
 搾取強權ヲ放棄スルコトデナケレバナラナイ。○
 英米佛ナドノ強暴ヲ憎ミ、コレヲ打倒シタトシ
 テモ、彼等ニ代ツテ三國ガ同ジク彼等ノナシタ
 コトヲナサウトイフノデハ、コレハ從來ノ強國
 爭覇ニ墮スルモノデアツテ、何等人類文化ニ寄
 與スルトコロハナイ。○ソノ行方デハ世界恒久平
 和ハ到底得ラレナイ。○

三、フランク侯朝ノ意義

過渡期ノ經濟相フランク氏ハ、新シイヨーロ
 ツパニボイテハナチ・ドイツニ於ケルガ如ク、

裏面白紙

今後金貨ヲ使用シナイデアラウトイフコトヲ
 ベテキル。コレハ單ニ新ヨロツバノ財政經濟
 ノ關係トシテダケデハナク、新秩序ソノモノ、
 性格ヲ示スモノトシテ甚ダ重大ナル意義ヲ有ス
 ルモノト考ヘル。從來ノ世界ニオイテ新秩序
 ノ具トシテ金ガイカニ重要ナル役割ヲ演ジタカ
 ニ到ルニ至ルバ、フンク氏發見ノ重要件ハ、イカ
 ニコレヲ強固シテモ、シ過キルコトハナイ。
 新秩序ノ全圖スル新秩序ガ果シテカタノ如キ性
 格ヲ有スルモノトシタナラバ、舊秩序諸國、特
 ニソノ支配階級ノ立場カラ見テ、全體主義ガイ
 カニ備ロシイ敵デアルカハ、一見シテ明確デア
 ル。サウシテ日本ハ三國條約ヲ締結スルコトニ
 ヨツテ、今正ニコノ願者ノイヅレヲ撰ブベキカ
 ノ岐路ニ立タサレタワケデアル。

滿洲事變以來ノ採ツテ來タ方針ニ鑑ミ、ハタ
 マタ東亞新秩序建設ノ大理想ヲ掲ゲ來リタル手
 前、實際ニオイテ日本トシテ何等ノ去就ニマ
 ドフベキハズハナイノデアルガ、國民ノ一部ニ
 ハ問題ヲカクノ如キ形ニオイテ考察スルコトヲ
 肯ジナイ者ガアルヤウダ。新秩序條約締結ニ當
 ツテ日本朝野ニオイテモ、世界問題ニ對スル感
 覺ヲ新ニスル必要ガアリハスマイカ。

裏面白紙

139.

Doc 1616

「ワシントン」文書局 第一六一六號

真摯及び公正ニ爲スル證明

余、柴田小三郎ハ余ガ下記ノ資料ニ於テ、即チ
 内務省ニ級事務官トシテ、日本政府ト公的ニ係ニ
 在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添
 附セラレタル、一六八頁ヨリ成ル、千九百四十年
 ノ昭和十五年ノ十一月開、下記地名、即チ日獨伊
 經商ノ文書ノ保管ニ任ジ結ルコトヲ茲ニ證明ス
 余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書
 ナルコト、茲ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式
 書類及ビ茲ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラ
 バ級番號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ茲ニ於ケ
 ル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ證明スベシ)

千九百四十七年ノ昭和二十二年ノ一月三日

東京ニ於テ署名

當該官吏姓名 柴田 小三郎

右ノ者ノ公的資格 内務省ニ級事務官

證人 大沼 利七

裏面白紙

253

140

Doc 1616

公式入手ニ付スル証

余、リチャード。H。ラーシュニハ、余ガ口合
高橋長官總司令部ニ在アルモノナルコト、並ニ
上記証人ノ文書ハ余ガ公認上、日本政府ノ上証
右官長ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ証明ス

千九百四十七年ノ昭和二十二年ノ一月三日

東京ニ於テ

氏名
リチャード。H。ラーシュ

右ノ者ノ公的資格
國際監察部部長官

人
ダグラス。L。ウォールドフ

國際監察部部長官主任

裏面白紙

258

No 1

E 2235
Evidentiary Document #1842

22

(117) 4

陸軍省佐藤新聞班長談
事務官(加)

重要処理方針等(括)



裏面白紙

255

Doc-1840

No 2

陸軍省新聞班長 佐藤 隆吉 大佐 陸軍省
臨時警務署長 合(後)

佐藤大佐の談は前接二回大体同様の内容であ
ったが、其の順序、必ずしも同じでなく又内容も
幾分異なつた。其の概略を綜合して要約し、其の
要旨を記した。その要旨、又言、固より記者にお
るべきを新しして置く。

軍事整理方針を就て

今事変下に於て、各地方の治安維持並に事変
の目的認識等に關し、軍部指導的立場に立
れて居る各団に於ては、軍事整理方針を政府
の最高方針に因し、隨分内不審の兵ありて
職務遂行上内不審からふるを恐る、之は
全く同感であり、實は中央に於ても、軍事整理
方針の明確なることを希望する。同様の感想を同
師團長、旅團長等より、同様の感想を同
師、明確なる軍事整理方針の明示を相むむ向も
ある。併下之は實際上非常に困難な問題
である、之が日清戦役の場合であれば、朝鮮
半島の清兵を逐ひ拂ふ、日露戦役の場合
であれば、南滿洲より露國の戦力を一掃
す兵を駆逐すれば、事足りると云ふ如く極めて

裏面白紙

Doc 1840

No 3

尙早き目的を持ってゐたのであるが、今事変は
たゞ異なり、種々の複雑性を有するものである
今事変はオーストリア的複雑性にして又変化あり
従つて作戦の目標も不明確である 假令又目標
明らかとせしむ

(1) 大陸に於ける作戦用兵

(2) 支那の歴史的国情に近代的国家態
形を具へず、恰も煙囪の如く何れの部分
を切斷するも各部分尚生存す

(3) 支那と英、日、兩國を背景とし、兩國は陰
に陽に支那を援助し、我々戦闘行為の進場
に障礙を與へつゝあり

事変の發端たる昨午七月、蘆溝橋事件
の際に於ける我國の態度たる、局地解決事
件不擴、大方針にも不功、支那軍の暴戾
は止むことなく、北京、廣東、安門事件、上海大
山事件等も相次ぎて起り、遂に我政府は
八月十五日前一時三十分、支那國の所信を中
外に聲明するに至り、即ちその要旨は
帝國は夙に東亞永世の平和を誓ふこと久
し、兩國の親善提携に努力し、其れること久
し、不功、南京政府は自國力を過信し、
帝國の實力を輕視し、其代其力と苟合して
反日侮日を事とし、帝國に敵對せんとす、こゝに

裏面白紙

doc 1840

NO 4

至る迄言及るが不祥事件を惹起せる如
 今頃、永定河畔に於て不祥事勃發(甚慮
 構橋事件)せしめ、通州に於て邦人多數
 に對し、殊に神人共に許さざる行為を敢て
 し、中南支に於ける邦人の生命財產並に危
 殆に迫り、我々留民は永年經營の要位
 の地を一時擱退の必要を以て至り
 然れども帝國は隱忍自重し、只此事件の
 不端大を不針とし、平和的に且局地的に之を
 處理せんとして南支政府に對し、應に
 之の排外的行為の停止、現地解決を切實
 せしむることと忠告せるも之を肯せず、却
 つて我々に對し、戦備を起し、上海に於て
 は我軍艦に擄撃を企てるに至れり
 事態斯の如くんば、帝國は隱忍其の限を
 以て支那軍の暴行を應酬し、以て南
 支政府の反省を促す為、今や断乎たる
 措置をとるの已むなきに至れり
 而して此の措置たるや、支那の排外抗日運動
 を振絶し、今次事變の如き、不祥事(兪生)の
 原因を排除すると共に、日、滿、支三國間の
 融和提携の實を擧げんとするの外、他意
 なくすまも

以下次頁

裏面白紙

No 7

1840

斯とて殊局十年廿日と云つて、度日とて、銀天候に對し、異に支
 那側之交渉とて、條件は予懸に大なる變化を見たり今日としては
 儀和の基礎條件とは爲し難し、故に原則に對し、支那側は於
 て總括的も同意あるは日支直接交渉の利益あり、元は及せば
 我は此なる主張より、予懸に對処すべし、云々、と云う回答をした
 ことあり。

(譯文・復り)

261

裏面白紙

裏面白紙

條件

1840

一、支那は若くは抗日満洲政策を放棄し日滿兩國の防共政策に協力の事
 二、所管地域に非武装地帯を設定し該各地方に特殊の機構(憲法)なる自治組織を設定すること
 三、日滿支三國間に密接なる経済協定を締結すること
 四、支那は帝皇に対し所管地の賠償をなすこと

以上

而して幾方とては手未だに回答すべし石は甚く請和を欲す
 のに彼使節を日内内地又はこれ海に渡す一方を併せて二國若
 方を申出た尤も回答は本年一月十日頃迄延びるもその氣
 持であつた又石原則的條件の細目として外務省の用意
 して居るものは

細目

- 一、支那は滿洲國を正式承認すべし
- 二、支那は排日及支滿政策を放棄すべし
- 三、支那は北支内蒙古に特殊地帯を設定すべし
 - (1) 北支には日滿支共存共栄を實現するに適當なるの
 機能を設定し之に広汎なる権限を付與し特に経済合作の
 實を擧げること
 - (2) 内蒙古は防共自治政府を設けたることその國際的地位は
 外蒙に同じ
- 四、防共政策を確立し日滿兩國の同政策遂行に協力すること

No. 8

1840

五、中支の領地には非武裝地帯を設け又大上浦地帯には日
 支協力して之が治安の維持及経済発展に努むること、
 六、日清又三国は油島津南東に何等の關稅設置を許さず
 七、支那は希圖に對し賠償をなすこと（俄内訌にも支對あり）
 八、又内訌中支の一定地域に停戦の目的を以て及西の期間
 日本軍の駐屯を認むること
 九、右協定成立後に非されば停戦協定をなすこと

以上

我政府は石目目に対し支那側に於て速急に実行するを存すは
 保障駐兵條項を解消し支那の進軍に協力援助せんとの下心
 があつた。支那は兵の生饒き條件、石目目にはさかしく憤慨せり
 かることと思ふ。開議に不用意の向もあつた。斯くて本年
 夏となつると前記原則に對する支那側の同意を得るを
 使節の派遣越え（右が謝上島の認めべきものは全く存
 かつた）我政府は御前會議の御前會議の議が
 あつたが、一月十日の御前會議御前會議となり支那側に
 手を挙げ来るが、期持久戦に入る（しとの御決定ありたる
 に淺く承る。一月五日頃となり支那側より次の如き意
 趣を同答せられたることあり）
 「支那は和平交渉の用意あるも日本側の申出 條件は抽象
 的にして交渉致し兼ね」云々 然るに石目目を示せば如何
 と言ふにかゝることは不得出来ぬ。指し交はし條件にして初め
 ち、議案の價値や及西があるのである。

NO. 9

裏面白紙

No 11

Doc 1840

故に新興政権の建設には日本が絶対に蒋介石と妥協はしよといふ態度を確めた上でなければ容易には進退決し難しとの腹であった。之は尤もなことであり我帝國の對之根本態度闡明の必要下ありた所以である。

その一月十六日の聲明であるが之が餘り上出来たなく後かう内閣書記官長談とて右聲明を説明といふつもりで發表されたものは更に聲明に輪をかけて明瞭を欠くと云ふ不き際であった。大体聲明の原案に付いては外務陸海軍三者が出た。主筆は右一名に於て約一ヶ月間研究したものであり、それには我國が蒋介石政権の中実政権なることを否認したる後の蒋介石が如何なる對日態度を採るかを豫想し、それに対処する我國の對策を明示してあった。あるが周議に於て左原案は餘り長文なりとの理由で一部を削除したものであり、龍頭蛇尾のゆゑが出来上つたのである。即ち

聲明

帝國政府は南京攻陥後尚支那國民政府の反右に最後の機會を與ふる為今日に及べり。然るに國民政府は支那國の真意を解せず、更に抗戰を策し、内人民塗炭の苦しみを察せず、外東亞金融の和平を顧みず、仍て帝國政府は爾後國民政府を相手とせず、支那國と更に提携するに足ら

裏面白紙

Doc 1840

No 12

新興政権の成立を期すは、是、兩國の交を調
 整して更生新支那の建設に協力せんことを元より、帝
 國が支那の領土及主權を在支列國の權益を尊重
 するの方針には毫も渝る所なし、今や東西和平
 に對する帝國の責任愈々重し、政府は國民が此の
 重大なる任務遂行の爲一層の發奮を冀望す
 して止まず

以上

一月十六日の聲明全文は以上の通りであつた、その骨子は
 第一、蒋介石政権を中央政府として認め、即ち全
 面的講和交渉の相手方とせざるを意。

ある意。

なれども、現漢口政権即ち蒋介石が得た我軍門に手
 を懸け来りし場合、又如何なる場合にも手を懸け
 来らざる場合の我態度を明にしてめ、いかんが良くない。
 前述の如く原案には之は示してあつたのである。それが
 免も、用現漢口政権が手を懸け来らば之を中央政府
 権として認するとは固より不可なれども、之を一親日
 地方政権として桐手とするとは、是又なからん乎。
 此等は五相會議等にて於て研究せらるべきものであ
 る。

高松明中、「爾後國民政府を相とせ奉る」の原案は
 陸軍司令部にて「爾後中央政府と認め奉る」であつた

裏面白紙

Doc 1840

NO 13

りたが、外交●有の石討によつて変更●なつたのである。又外務省は、首都南京より分散せる國民政府は、中央政府たるの實を喪失せるものゝ認むるを以て爾後軍事解決の相争いせずであつた。

聲明の支那側への影響をあるが支那は「對日回答は和平交渉を回避せるものに非ず、日支の條件に因しては政府内部にて論議せり、

支那には外國權益もあり、複雑なる故に日本の具體的條件を質問せるものに過ぎず、日本との和平は希望する所なり、云々

との態度を表明した。之は支那側に於て爾後の外交戦を有利に導かんとする謀略手段であると認められる。

次に漢口攻略後の見遠は付てあるが、此の見遠と云ふも、位むつたつと又當にやうぬも、けさうい。

昨年、此頃我軍が漢口攻略を為し兵を遣り、そのことなきを考へて、あな人はなかつた。

それで見遠とは云へないけれど、兎に角、主たる作戦が一段階を告げ、るは遠く、將來下はあるまい。

併し之は軍事上、夏の終結といふのでは決してない。

裏面白紙

漢口攻陥後蒋介石が屈伏するの屈伏せざるの懸念
 して之を晒す我態なり問題あり
 一屈伏せざる場合之は及日地方政権と云ふことに在るなり
 なるが、我軍が之を何處迄も進撃して最後は之を
 を刺すことと考へもつてある。

二屈伏の場合 屈伏とは蒋介石が無條件に下野すること
 とでなければならぬ。而して容共抗日策を放棄し更に
 我防共協定に加盟しなくてはならぬ。

此の場合北中支に於ける現在親日政権一現在親
 漢口政権とは比較に多量の貧弱と新に漢口に生れ親
 日標榜の政権とを結合し如何なる方法手段に依つて之を
 か聯省自治政府建設の形式を採らば或は之を奪取し
 念し得る強力なる政権を樹立すべし。若くは方がある
 免し尙漢口攻陥後は中央政府樹立の問題は実行
 すべき時機である。之には中南支方面の信望をも集め得
 る程の人物を中心として全支に呼びかけることとし、滿洲國
 の場合と異なり日軍官吏は入らず帝國は純然指導的立
 場に立ることである。(此のことは昨年末に我國議にて大體
 決定せられた大綱である)

No. 14

北中支に對する我國の施政として北支は完全なる帝國
 勢力下に置き、滿洲國と同程度に巨滿支の國防圖
 爲し、國防資源の開發を要す。中支は北支よりも稍
 重要の度薄く、主として經濟勢力發展の爲に重要根
 拠地とし、以て北支に對する目的を確保する事を要す。

内蒙は国防の爲に一地域たることは北支と同様に治識
 たりし事と云ふ。而して所管の地に駐兵するは當然にして又
 那側は武装団体と保安隊と共に治安確保に當るべきであ
 り。非武装地帯は支那の常として匪賊の跋扈甚だし
 かり。内蒙は対日戦時場合に考慮して確保の要あり
 けし論であるが、今我々が自ら進んで彼を占領することは不利
 である。対支、対日兵力を南北に二分せざるを得ざる外故であり
 己む方く戦ふ場合としては時機を選ぶの要あり。而して其の爲
 には軍備の擴充、生産力の擴充せらるる後に昭和十七年以
 後にあらねばならぬ。

外交のことであり。英に對しては或程度の彼を擁護し認
 めるに蔣介石との縁を打切らしめること。又河津の
 防共協定と更に強化すること。最も必要である。

15
 此に最も重要なることは支那に對する所謂大陸政策の実
 行の爲に我國內政策の問題である。蒙に滿洲の經營を始
 めたる帝國が今又支那大陸に進出せしむるに當つては國民
 として大奮奮を要するところである。由來植民地政策不成功の
 原因の一つは本國の實力特に生産力の不足である。近き例
 は日露戦役に於ける南滿に於て見ゆ如く、當時の帝國
 として見るに經營し得ず。遂に滿洲事変をなつたのも我生産
 力の乏しに伴はなかつたことに依る。西比利亞去其のバイカル迄
 への我軍進出の結果は何うであつたか。何も然らず。
 産業經營の轉移——自由より統制へ——は一時的現象であ
 つてはならぬ。我民族發展の爲には到底自由主義經濟を

16

は目的達成は不可能である。總動員法実施の状態で初
て見く成し得るものである。

詰は横道に入るが、今事変に際しては開戦前二ヶ月に總動
員法を発動しての左ならば、作戦上極めて有利であった
のである。尤も之は事実上不可能のことである。

日露戦後(原)に於ては既に日清戦後後國民は露國ト于文
を交へざるを得ざるに至るべしとク覚悟があつた。尤

輩。一中佐(陸軍省動員関係官後少將となり死去)は既に
明治三十六年六月(開戦前六ヶ月)に現在の總動員法と同

一内容を如きもの、発動を要することと切言して居つた。
誠に然りと思ふ。

裏面白紙

Dec 1840

近世終今在俄和事交渉の圖に在り程にして入れる
角或人物を末朝やあり。而して義経の遺傳を案件
の細目を基據して之を東洋の事と爲す。然るに
其振を考へて之を改訂せしむ。

一 旅日 排日 棄土 一 滿洲國の實地考察
認事 一 内閣の目録を認事 一 然りて非武裝地帯
設立の反対 一 日不離兵 北日反対 一 防共協定は
即時加担 北日反対 一 防共協定は賛成 一 其意を
とす 断絶は可 一 賠償は以て九割を以て 一 經濟開港
は賛成 一 北將介石は諒和物下野

以上の意見は不十分なるあり。勿論其論は判及しなく
然るに其の特色を知るに足る。其の特色は、(一) 防共協定は
北日反対 一 防共協定は賛成 一 防共協定は賛成 一 防共協定は
其の長短は不十分なるあり。我々の論議は之を以て其の
可なり論あり。

19

近世終今在俄和事交渉の圖に在り程にして入れる
角或人物を末朝やあり。而して義経の遺傳を案件
の細目を基據して之を東洋の事と爲す。然るに
其振を考へて之を改訂せしむ。

裏面白紙

「シムラト」文書局 第一八四〇號
目録 察部

典據及び公正ニ關スル證明

Doc 1840 (a-t.)

SHIMAZU KOSABURO
余、柴田小三郎ノ音譯ノハ余カ下記ノ資格ニ於テ、
即チ内務省ニ級官トシテ、日本政府ト公的關係ニ
在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余カ茲ニ添
附セラレタル、六二頁ヨリ成ル、千九百三十八年
八月自二十五日附、下記題名、即チ陸軍省新聞班
長 長官大佐 佐藤 賢一「日華交渉方策」、文書ノ保
管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ頁ニ添附ノ記録及ビ文書カ日本政府ノ公文書
ナルコト、茲ニ右方下記名簿ノ省又ハ部局ノ公式
書類及ビ級ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ級
番號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ設ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ
公式名簿ヲモ特記スベシ)

内務省

千九百四十七年一月三日

東京ニ於テ署名
SHIMAZU KOSABURO
柴田小三郎ノ音譯ノ
右ノ者ノ公的資格
ノ署名印ノ
證人

E 2296

Doc 2774 (117) / 22

書類第二七七四號

一九四二年/昭和十七年/二月十日、第七十九回臨時會 衆議院

決算委員會ニ於テ算出局長兼政府委員、佐藤實了

少將ノ口供書ヨリノ抄録

「経緯總覽 一 衆議院決算委員會總録 一 第七十九回第

八卷ノ百三十七頁ヨリノ抄録」

X X X X X

此ノ大東亞運轉ノ取極等ガ如何ニシテ行ハレル

モノデアルカ、サウシテ其ノ経路ノ見送シガ如何

ニナルモノデアルカト云フ取極等ノ要領ト、其

ノ経路ノ具體的見送シト云フモノヲ、或ル程度マ

デ能ク國民ニ徹底セシメテ、ソコカラ生レテ來ル

必勝ノ信念ト云フモノヲ固メテ行カナケレバナラ

ヌノチハナイカト思ヒマス。

・

送ニ奉英兩國ヲ屈服セシムルマテ取極クノデアリ

マス、

・

裏面白紙

Doc 2774 (cont.)

経 明 香

「ワシントン」文書局 第 二七七四 號

目 録 祭 部 第二七七四號

余、村井七郎ハ余カ下記ノ資格ニ於テ、即チ内閣書記官トシテ、日本政府ト公的係ニ在ルモノナルコト、且ニ該官更トシテ余カ茲ニ添附セラレタル下記ニ名、即チ衆議院第七十九議會議事録要(第七九號第八卷)ノ文ニ保官ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ証明ス。

余ハ茲ニ添附ノ記録及ビ文書カ日本政府ノ公文書ナルコト、且ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ該ノ一部ナルコトヲ証明ス。(若シテラバ該書類又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ茲ニ於ケル該文章ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)

衆議院、公文書第二六三八ノ七九號

千九百廿六年ノ昭和二十一年十二月十七日

東京ニ於テ署名

當該官更署名 村 井 七 郎

右ノ者ノ公的資格 内 閣 書記 官

證 人 K・平 松

裏面白紙

2.

Doc 2774 (cont.)

公式入手ニ關スル證明

余、J・A・カーチースハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ歸係アルモノナルコト、茲ニ上記姓名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記姓名官更ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百廿六年ノ昭和二十一年ノ十二月十七日

東京ニ於テ署名

氏名 陸軍少將・J・A・カーチース

右ノ者ノ公的資格 陸軍省 調査官

人 R・H・ライシュ

裏面白紙

E 2237

Evidentiary Doc P 27757 17/2

書類才三七五五

昭和十八年二月十九日才八十一帝國議會衆議院決

算委員会ニ於ケル任職員了少將ノ口供書ヨリノ取二一

議事録見一衆議院衆議院議録一カヘ一編カ八巻ノ八三六

ヨリノ取二一

x x x

總理大臣ヲ申サテ居ル知ク地位ノ如何其ノ高下ヲ論ズ

尚モ對テ遂行ニ障礙ナル論議ヲナスアリトシテヤルト

言フ大才針公變ニナシ唯最近御承知ノ如ク世界 情勢カノ

變遷ニ伴フテ色々ナ知平論 獨英知平 独ソ知平トカ色々ナ持

執ガユテ来マス是等ハ今日此知一々申上ケル自由ハ持ツテ居リマ

セヌカ保シ大體五所ヨリ調ベテ見マスト敵側ノ宣傳ガアリマス隨ツテ

テラ言フ宣傳ニ基ツテ在様トコトヨリテ言フアリトスルナラバ是ハオ一

線ノ兵ニ對シテハ勿論 敵後ノ生産 敵後ニ立ツテ中ニ亦ニ後ロカラ

テヨリテ同マナル是ハ斷乎トシテヤル

裏面白紙

Doc 2775 (cont.)

證明書

「ワシントン」文書局 第二七七五號

真接及ヒ公正ニ爲スル證明

余、村井七郎ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ内閣書記官トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ並ニ添附セラレタル下記姓名、即チ衆議院第八十二回議會要録概要（第八十一號第八卷）ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ヒ文書ガ日本政府ノ公文ナルコト、並ニ石ガ下記名稱ノ省又ハ郵局ノ公式書及ビ發ノ一部ナルコトヲ證明ス。（若シアラバ發番又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ發ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ）衆議院公文書第二六三八一八一號

千九百二十六年ノ昭和二十一年ノ十二月十七日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名 村井七郎 印

右ノ者ノ公的資格 内閣書記官

證人 平松 印

裏面白紙

2.

Doc 2775 (cont.)

公式入手ニ器スル證

余、J. A. カーチスハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令ニ器ナルモノナルコト、茲ニ上記署名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。
千九百四十六年ノ陽曆二十一年ノ十二月十日

東京ニ於テ署名

陸軍少將

氏名

稱

J. A. カーチス

右ノ署名ノ公的資格

國際検査部部長官

證

人

ヘンリー・シモシマ

裏面白紙

DOC2887

本當に知つて居る。私に依り、非常な真面目に人々を判断して居る。ついでに私が始つて信じて居る。私に依り、非常な真面目に人々を判断して居る。ついでに私が始つて信じて居る。私に依り、非常な真面目に人々を判断して居る。ついでに私が始つて信じて居る。

周東條大將が貴方へ軍務局長として陸軍省内地に在りて命令して居る。通譯ヨル局の課長に頼同者。答へ局。

一九四六年四月七日、四月、五月

問 命令ヨリ、貴方へ局が日本に於ては、陸軍省内地に在りて命令して居る。通譯ヨル局の課長に頼同者。答へ局。

答 陸軍省内地に在りて命令して居る。通譯ヨル局の課長に頼同者。答へ局。局に依りて行はせまじ。

問 日本に抑留されて居る。存続に關するに代表團側へバ、瑞西に於て通信に貴方へ局に通過して居る。

答 瑞西に於て通信に貴方へ局に通過して居る。存続に關するに代表團側へバ、瑞西に於て通信に貴方へ局に通過して居る。

No. 2

問 貴方へ局へ外務省に於ては、陸軍省内地に在りて命令して居る。通譯ヨル局の課長に頼同者。答へ局。局に依りて行はせまじ。

答 貴方へ局へ外務省に於ては、陸軍省内地に在りて命令して居る。通譯ヨル局の課長に頼同者。答へ局。局に依りて行はせまじ。

問 貴方へ局へ外務省に於ては、陸軍省内地に在りて命令して居る。通譯ヨル局の課長に頼同者。答へ局。局に依りて行はせまじ。

答 貴方へ局へ外務省に於ては、陸軍省内地に在りて命令して居る。通譯ヨル局の課長に頼同者。答へ局。局に依りて行はせまじ。

No. 3.

DOC 2887

解答デモ外務省ヲ經由シテ陸軍省ニ来リテハドニテ決定
 陸軍ニ影響ンマカラ我々ハ其ノ決定ノ通告ヲ受ケマシタ
 存案ノ場合ニ事ハ特別ニ存案課ノテニ除外サレシタ。要答
 撤去トモノ様ノ事ハ兵務局ニ行マシテ我々ハ所ニ来リシ
 1.
 例ハ本十ニテ存案ニ就テ我々ニ周知マタイ時ニ存案課ヲ
 經由シテラツテツカガ醫藥品ニ関スル場合ハツカガ醫務局ニ
 周知ハサレマシタ

一九四六年四月二十七日 六七頁

問 甘テ軍務局長ハ此ノラテ陸軍部内ノ事ニ最重要ト要員
 フリコトハ記メレテセウテ

陸軍大臣本謀總長次長軍務局長ノ事ハ記メニテ答ルベシ

以下次頁...

裏面白紙

DOC 2887

本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

NO4

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

答 本館に於て説明を以て日本に於ては...

問 本館に於て説明を以て日本に於ては...

DOC 2887

問 ソレ當務局の此等規程ノ起草ニ由ルシタリタネ

答 ソレハ國務局ハ此等規程ノ一部ノ起草ニ由ルシタリ

問 實際問題トシテ貴方ハ國務局長トシテ陸軍大臣ニ對シ

答 ソレハ私ノ局ニ由ルル事項ハ他ニ又陸軍大臣ヨリ命令

トシテ傳達セラルモアル

問 東條大將ハ本年三月二十八日次ノ様ニ述アサレ即チ停戦力

取扱ニ由ル規程ハ國務局長トシテ陸軍本部ト會議

答 其ハ正レクモ彼ノ誤解トシテ知セウノ同級ノ地位ノ者ハ

直接ニ會合スルモノアルトシテ參謀總長ハ軍務初局長

ト會合スルノアチテ陸軍大臣ト高メテ參謀本部ノ

問 陸軍局長ハ參謀長ト會合スル事カある

答 東條大將カソレヲ陳述シテソレヲ參謀總長トシテ同級ノ地位

間 參謀本部ト國務局長

答 會議ノ結果ハ未タモアルトシテモ此レハ正シイカ

問 丁々ハ何時印度支那ヲ勤務シシレカ

答 一九四五年四月カラ戰事ノ終リヨテ

間 以前何カ資格ヲ其ノ地方ニ勤務シタコトカアリコスカ

答 一九四五年夏中國討伐軍ノ參謀トシテ印度支那ニ行イ

間 マシタカ

答 アナタハ討伐軍ノ副參謀長カッタコトセウ

間 アナタハ國家總動員法トシテ知ラセラル法令トシテ關係

カアリマシカ

N05

Doc. 2887

答 當時私ハ陸軍省ノ軍務課ニ一員デアリマシタ
係ハゴヤウニシテ出来タノデス。ソマリ總動員法ハ最初内閣
ノ問題デシタ。陸軍側トシテハ、勅員討兵局ノ任事デアリマシタ
トシテ、法案ハ議會ニ提出サレル時機オ到来シタ時ニハソレ
ハ軍務局ノ問題トナツタノデス

問 アナタハ陸軍省ヲ代表シテ、ソノ法案ニ関シテ議會ニ報告
ヲシタデセウ

答 眞正ノ報告ハ首相カシマシタ。私ノ資格ハソノ法案ヲ議會ニ
説明スルコトデアリマシタ。議會ニ対スル議案ノ提出ニハ
三ノ違ツタ地位カアリマス。ソノ中ヲ説明ヨスル人ハ三省目
ノ階級ナリデス。

問 當時アナタハ「宮脇」トイフ人ト言ハ見ヲ異ニスルト
コロオアツタデセウ

答 ソウデス
問 ソレテソノ法案ノ説明ヨスル為、談話中彼「黙」ト言
クデセウ

答 ハイ

問 爾來 皆アナタノコトヲ「黙」レ佐藤」ト呼ニケデセウ
答 ソノ事ニ就テハ多クノ誤解カアリマスノデ、モシオ暇オマシハ
説明ヲシ度イト思ヒマスオ

問 續クヤサイ

答 總動員法ハ一九三八年二月 近衛内閣ニ提出サシマシタ
當時議會ハ次ノ三議案ヲ處理スルコトヲ計畫シマシタ

6

Doc 2887

ク

一内閣強制統制辭教

ニセ同リヲ非當中ニ嫌ハシテ電力発電法案通過ノ限上

ニ既成政黨ノ排除ト新政黨ニ衝テ

此ノ三運動ノ目的ハ異ナリトモキマシラケドモ 運動ノ後後者
運ハ議會ト政府ト衝突ニシテトイフ期行ニ於テハ一致シ
マシマシム 議員達ハ此ノ衝突ニ總動員法ニヨリテ先ア得コ
ルコトト希望シテキマシム

當時日本ハ支那事案ノ最中ニアリマシム 一九三七年十二

月日本ハ獨逸ニ侵テ通シテ蔣介石ト和平ヲ獲得
シヨウト試ミマシム 一九三八年一月ニナツテ急遽ニ停戦ノ

望メナイコトカワカリマシム ソコテ總動員法カ必要
ナモノデアルトイフコトカ明ニシニナリマシム 然レテ亦運ノ三

運動ハ總動員法ニ對スル政府ノ不當ニ對テ起
シヨリアリマシム 此ノ三運動ニヨリテ生ズル議會ニ於ケル

此ノ情勢ニ心ヲ痛メテ居リマシム 吾々ハ莫大ニ物質
ヲ使ツテ居リマシムカソレヲ償フコトヲ出来マセンデシム

資本家達ハ生産施設ノ必要ニ對シテレラデアリマス
ソノ理由ハ資本家達ハ短期戦ヲ豫期シテ居ル 従ツテ戦

争終結時ニ増大施設ニ對スル如何ナル投資モ今ヲ損
害ニ終ルデアリマモウ 才一次き界ノ大戦ニ於テハ資本

家側カ相當ノ損害ヲ蒙ルデアリマス トイフノハ彼等
ハ生産施設ヲ莫大ニ増大シラカラデアリマス 此ハ資本家

ノ立場ヲ非難スルモデアアリマセン 然レテ彼等ハ軍計ヲ困難

裏面白紙

8

Doc. 2887

十状態ニ陥レマシク 資本ニ頼テ居ル 企業家達ハ軍
 部ノ注文ニ基イテ工場ヲ建テテアリマセウオ 戦争ヲ終結
 スレバ注文ナクナリナルトテ 總テノ 企業家ハスツカリ損ニナリテ
 マウソコトテ 企業家達ヲソウイフニ 危険ナラ 守ルコトハ必ス
 アリマシク イマヲ 總動員法ニ依ッテ 政府ハソウイフヲ 總
 テノ 軍需産業ヲ管理シ 突如停戦ノ場合ニモ 政府ハコウ
 シテ 欠損ニナルテアラウ 企業家ヲ 補償スルトイフ 責任
 ヲモ採リマス テスカラ 總動員法ハ 軍部ノ 爲ノミテ
 フ 資本家ノ 爲ニモ 必要ナモノデアリテマス

(次頁ニ續ク)

裏面白紙

289

Doc 2887

議會ニ於テ勅令ヲ以テ之ニ對シテ
三連勅ノ一ニ此ノ法案ヲ打シ不
此ノ天討ヲ行ハスルハ非常ノ
分ニ議會ニ於テ此ノ法案ヲ出
意旨ヲ說明スルニ出スルハ私
於テ其ノ法案ヲ說明スルニ適
居ラシムル。然レ私ハ軍ヲ
ヤルカノ權限ハナクテ之ヲ行
會カラテ說明者トシテ私ハ
私カ私ノ說明ヲスルニ適
ナシテテ說明ノ申シテ私ハ
心ニ思ヒテマス。

709

元四六年四月三九日 十一頁一十二頁
同元四四年ニ東條陸軍大臣
運ミテマセテ、ソシテ
谷私ハ一九四年三月ニ陸軍
同。ソレハトテ南支ナリ
答ハ、私南支ニ度々印
年マシタ。南支討伐軍
度支行キミセケソノ度ニ
同陸軍軍務局長及軍務局長トシテ

No 10

Doc 2887

紙に「シ」の字あり

答ハイ 赤陸軍大臣ノ 奏書ト一致シテ居リシム

同日本軍ヲ印度支那ニ 援給スルハ何可クナラズ

答印支ノ初ハ長初ノ任ハ一死四生ト云フニ行ハシメシムル時

亦内大臣於此等ノ大義ヲ以テシテ 不問目ノ便ハ一死四生ト云フ

内閣大臣即ハレハシメシムル 不問目ノ便ハ一死四生ト云フ

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

答本トシテハ任ヲ以テシテ 不問目ノ便ハ一死四生ト云フ

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

答ハイ

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

同日 印支支那 援給スルニ 賛成スル者ハシメシム

裏面白紙

No 11

Doc 2887

答

シテ事モ一リ。シテ事モ一リ。

貴方ハ「然リ」ラ。否ク言フ事ガ出来ニスリ。

武蔵ハ国会議員候補者推薦ハ、適当ト思フ事ニシテ

件ニ和ハ其点ハ後ト意見ヲ異ニシテ事ニシタ

・
・
・
・
・

元四六年

四月十九日

四二五頁

同 此処テ陳述書ヲ貴方ニ預ク事ニ決テアルコトヲ

カコトナマス。

「存案ニ関スル規則 條例ハ存案情報局及ヒ各各課長ト

協議ニテ陸軍ニ務局ニヨリ編輯サレ承認ヲ仰テ陸

軍大臣ニ提出サレタ。軍務局長カコレヲ

(次ノ頁ニ渡ラ)

裏面白紙

2887

規則及び條例公布、主要人物がアツク、停務取扱と方
 針ハ軍務局長が答へ、實際上、停務取扱と方
 停務情報局長が答へ、現地指揮官へ傳へられ
 停務情報局長が停務取扱方針、作成、計
 画、假令停務情報局長が或計画を持つる軍務
 局長が所へ来ても軍務局長が承認して、計
 画、立案、が普通、ヤリテ、軍務局長の意見
 を解り、又軍務局長が陸軍内、地位及
 彼が常陸軍大臣と密接、関係、有る、居り、トイ
 事實、若し軍務局長が、高、権力、持つ、居る、
 停務情報局長が軍務局長に、白、認、せ、
 彼、計画、遂行、スベキ、アル、場合、ニ、双方、決
 定、仰、テ、其、問題、陸軍大臣に提出、ス、
 答、陳述、言、部分、的、ニ、眞、實、テ、併、シ、同、僚、他、局、長
 達、が、記、録、ニ、添、テ、キ、マ、ス、が、彼、等、ハ、実、際、議、題、ニ、依
 テ、ハ、會議、ニ、参、加、シ、テ、規則、條例、公布、主要、人物、
 事、ニ、関、シ、テ、陳、述、言、同、僚、ヲ、テ、私、ハ、目、心、ヒ、マ、ス、
 主要、人物、ト、イ、フ、ハ、全、ク、同、僚、事、柄、ニ、ヨ、リ、ミ、定、マ、ル、モ
 一、テ、ス、陸、軍、省、記、録、調、査、者、ニ、注、意、シ、テ、宜、シ、テ、ス
 時、ト、シ、テ、停、務、信、息、局、が、主、役、テ、ア、リ、時、ト、シ、テ、軍、務、局
 が、主、役、テ、ア、リ、マ、ン、ル、併、シ、コ、レ、ハ、ス、ヘ、テ、考、慮、サ、レ、同、僚、如、何
 ニ、ヨ、リ、マ、ス、私、軍、務、局、長、が、コ、リ、高、権、力、ヲ、持、ッ、テ、オ、ク、ト
 イ、フ、陳、述、ニ、ハ、不、同、意、ヲ、ス、普、通、ノ、ヤ、リ、ガ、ハ、ッ、計、画、ヲ、忘

12

2887

レコトデアワキタイフ陳述ハ停務情報局長カ全ク軍務局長ト一致シテ場合ニミテ事テアリマシム又両局長カ向題ヲ陸軍大臣ニ提出スルトイフ言テモ誤リナシ
停務情報局長ハ自由ニ陸軍大臣ニ面會出来シ軍務局長カキナクモ彼ニ違フ事カ出来マシム。最後ハ決ハ陸軍大臣ノ手ニアリマシム。

同停務三國ス規則ハ公布ソシテ發表カ軍務局ニヨツテサレ
クトイフ事ハ本多テハアリマセンカ。

答公布ハ陸軍次官ニヨツテサレマス。

13

向停務ノ虐待ニ就イテ(国際赤十字會)抗議ヲ受テ
ノ場合次ノ処置カ執ラレト更ニ述ベテアリマス。
抗議ハ外務省ヲ受理ヤレ軍務局ノ一課テアル軍務課ニ附託セラレ軍務課長ハソノ抗議ニ就イテ停務情報局長ト相談シテ相談ノ結果申立テラレシ
抗議ニ対処スル爲計画カ樹テラレシ。計画ハ軍務局長ニ提出サレ彼ノ承認ヲ得ルト次ニ承認ヲ得ル爲ニ陸軍大臣ニ提出サレシ。軍務課ハ陸軍大臣ノ所ニ行クヌヘテ、外部ノ抗議ノ入口デアリ。国際赤十字會ハ停務ナカラ直接停務情報局長ニ抗議スル権利ヲ持ツテ居ルカソノ場合ハ停務情報局長ハ軍務課長ト協議シテ今略述シテヤリテ手続カ執ラレシ。
答一ニ確定デアリマセンカ停務三國スル抗議ハ先テ停務情報局ヲ經由シテヤリ田んツテ居リマシム。

14

2887

併シツ、陸運が正シイロ、如シマセン。傳書情報局、軍
務課ト、同デ樹テラレテ、計画ハ傳書局、或ハ軍務
局、カ、直捷大臣ニカ、ヘルコトモ、アリ、得マシク、ソレハ、唯、抗
議ニ対処スル為、ニ、立、安、サレテ、計画、性質、如何、ヨリ
ミンク。

私ハ、一、な、も、陸軍大臣ニ、何、カ、ヲ、授、ケ、シ、テ、ケ、ル、ハ、ナ、ラ、サ、カ、マ、ナ、事
カ、アリ、マ、セ、ン、ト、ウ、計、画、ガ、陸軍大臣、ノ、承認、ヲ、要、ス、ル、場、合、
ニ、ハ、傳書局、ノ、管理、局、ヲ、経、由、シ、テ、カ、キ、回、ル、ヒ、マ、ス、
同、貴、方、ハ、傳書局、ニ、同、シ、テ、言、フ、テ、キ、ル、デ、ス、カ、ソ、レ、ト、モ、平、安、中
ト、コト、ヲ、言、ワ、テ、キ、ル、デ、ス、カ。

谷ハ、イ、傳書ト、赤、十、字、ノ、抗議、ニ、同、シ、テ、デ、ス。

295

裏面白紙

E 2239

Evidentiary Document P4111

種類第四二七

一九四六年四月十九日附

武藤 章 將軍 祝詞 沿革

頁

問 武藤將軍 貴方が一九三六年より軍務局長就任迄の官職ヲ

述べられ度し。

答 一九三六年三月私に教育總監部に入り公部一九三九年十二月迄
在任シマシテ陸軍大尉ヲ全部ニ入リシテ一九三八年陸軍少佐ト
為リマシテ其後一九三九年十二月迄私に陸軍大學ヲ學生デシテ
以後參謀本部ヨリ一九三四年二月迄在任シマシテ一九三三年
ニ陸軍中佐ニ昇進シマシテ

軍兵第一聯隊(東京)ニ赴任シ一九三
マシテ

一九三六年六月迄同局ニ在任シマシテ一
月迄關東軍參謀一員デシテ一九三六

年陸軍大佐ニ昇進シマシテ一九三七年三月ヨリ同年十一月迄東京本
參謀本部ヨリ(作戰)附トナリマシテ一九三七年十一月ヨリ一九三八年
七月迄中文派遣軍參謀副官デシテ一九三八年七月ヨリ一九三九年
十月迄北支方面軍參謀副官デシテ一九三八年陸軍少將トナリ
マシテ十月軍務局長ニ任命セラレマシテ
問 其後一九四二年四月貴方ハ軍務局長ヲ去ツテ其次ニ地位ハ何デ
シマシテ
答 私に近衛師團長(スマトラ)ニナリマシテ

No. 1

書類第四二二號

一九四六年四月十九日附

武藤 章 將軍 質問 沿革

頁 (18)

E 2239
Evidentiary Document. P4111

問 武藤將軍、貴方が一九二六年より軍務局長就任迄の官職の
逆バラシ度。

答 一九二六年三月私、教育總監部に入り、全部一九二九年十二月迄
在任シマシテ、陸軍大尉ヲ全部ニ入リシテ一九二八年陸軍少佐ト
為リマシテ、其後一九三〇年十二月迄私、陸軍大學ヲ學ビ居テ、
以後參謀本部の員ニ一九三四年三月迄在任シマシテ、一九三二年
ニ陸軍中佐ニ昇進シマシテ、

問 のん？、いハ何デカ。

答 情報部デス、其後私、陸軍歩兵第一聯隊(東京)ニ赴任シ、一九三
五年二月迄同隊ニ在任シマシテ、

陸軍省軍務局ニ轉任シ、一九三六年六月迄同局ニ在任シマシテ、一
九三六年六月ヨリ一九三七年三月迄關東軍參謀、員デシテ、一九三六
年陸軍大法ニ昇進シマシテ、一九三七年三月ヨリ同年十一月迄東京
參謀本部(作戰)附トナリマシテ、一九三七年十一月ヨリ一九三八年
七月迄中文派遣軍參謀副官デシテ、一九三八年七月ヨリ一九三九年
十月迄北支方面軍參謀副官デシテ、一九三八年陸軍少將トナリ
マシテ、
十月 陸軍省軍務局長ニ任命セラレマシテ、

問 其後一九四二年四月貴方ハ軍務局長ヲ去ツテ、其次ニ地位ハ何デ
シテ、

答 私人近衛師團長(スマトラ)ニナリマシテ

No. 1

Doc 4111

No 2

問 貴方へ何種之其長...

答 一九四二年... 十月... 中將...

中將... 一九四五年...

問 將軍... 一九三七年...

本部... 作戰部長...

答... 私... 作戰部長...

問 貴方... 作戰部長...

答... (私... 作戰部長...)

問 將軍... 依... 作戰...

成... 一九三七年...

答 普通... 毎年... 作戰...

時... 一九三七年...

問 將軍... 毎年... 計...

答 其... 當時... 計...

問 將軍... 中華...

答 北... 又... 中...

問... 聯... 對...

答... 聯... 對...

問... 知...

答... 滿洲...

問... 北...

答... 滿洲...

問... 滿洲...

答... 滿洲...

問... 滿洲...

答... 滿洲...

問... 滿洲...

答... 滿洲...

問... 滿洲...

答... 滿洲...

問... 滿洲...

答... 滿洲...

問... 滿洲...

答... 滿洲...

問... 滿洲...

答... 滿洲...

問... 滿洲...

答... 滿洲...

No. 3.

Doc 4111

答 滿洲へ侵襲地帯を積上げて
 問 將軍 芝字計畫が毎年作成されるハト眞實デシタ
 答 此等計畫ハド、參謀部デモ爲ル様ニ毎年再吟添サシマシ
 問 將軍 昔方ハ一九三二年及一九三三年ニ參謀デシタカ
 答 サラハス

裏面白紙

E 7790

Evidentiary Doc 4108

1913
五月十五日附
武蔵野新聞一抜萃

高橋

299

向日野田上野下等下等合衆國ト交戦スルノ運命會議ニ

定シテ支持シテハ其與テハヨリマセカ

答ナラフコトガ其意ヨウゾモ右方左方等ニハヨリテ

ヨハナカマラカ

向貴下ハ交戦スルノ決定ヲ回避スルノ何等施ストコトハナラ

ツテハテスネ

答私ハ反対ハシナカラン

第十七頁

内軍務局ハ陸軍參謀本部ヨリ諮問ヨリ答テテ其意ニ答ルナリ

準備ニ関シ勅告並ニ協議ヲ式メヨリテコトハ其意ニ答ル

ニサレカ

答ナラフニハ其意ヨリ併ニ實際ニ行ハントコロマハムガ其意ニ答ル

是コトガ其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ル

トシテマリス

向日本ニ對シテ其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ル

其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ル

答陸軍總長ニ答ル

問參謀本部ハ其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ル

陸軍省ハ其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ル

其意ニ答ルコトヲ其意ニ答ル

No. 1

裏面白紙

第十八頁

答然り。

問 尚又興へる之を使命ヲ有敷。遠慮センラズニハ、海軍下

及ヒ陸軍有カソノ努力ヲ整合スルニクニニ連絡ヲナスト云

フアトモト興ハテハアリマセンカ。

答然り。

問 海軍軍務局ノ閣上陸軍軍務局ノ貴下トガ陸海

軍間ノ連絡者ヲハナカシタカ。

答然り。

ロペス氏質問

問 ソシテ定マシテ閣上貴下ハ、大蔵大臣、外務大臣、國務

大臣及ヒ總理大臣自身トキニ常ニ連絡會議ニ出

席シテ以テ行動ノ詳細ヲ避ケ且陸海両軍ノ努力

ヲ整合セントシタカ。

答然り。

問 陸軍軍務局長トシテ在職中、貴下ハ閣上ノ人ノ職

務ノ性質上、即チ陸海軍間ノ連絡ヲ為シ緊密ニ提携

シテ居ラレタカ。

答然り。

第二十頁

問 貴下ハ宣戰布告作成ニ閣上與シタカ。

答然り。

問 事實上貴下ハ同宣戰布告作成ニ東郷閣上ト協力セラレタカ。

No. 2

Doc. 4108

Doc. 4108

答内閣即東郷大臣一連作成之因も同様、其草案を作成シテ三部が合セテ、且最終的、モカ決定セテマシタ。

問、貴下ハ改訂スル前ニ最後通牒ニ回答ヲナスルハ合衆國ニ何時間ノ懸案ヲ與ヘタカ。

答、時間ハ海軍軍令部ニヨリ決定セラレタカ。且、最後通牒后ドレタケノ期限ヲ合衆國ニ與ヘタカ、思ヒ出セマシタ。

問、貴下ハ内閣ガ軍令部ニソノ權能ヲ與ヘラト云ハントスルノカ。

答、海軍軍令部ハソノ行動ヲ行ハルベキ時ヲ決シテカウ合衆國ガ通告ヲ受ケテ差支ヘナイ日時前何時カヲ連絡會議ニ通知シタ。

問、併シ實際ハ貴下、東郷氏及岡氏が最後通牒ノ起草ニ協力シタノデセウ。

答、サウデス。通告ノ最終的送達ハ外務省ニ委任セラレタ。

問、後世人ノクモコトハ整理トシテオキマセウ。

貴下ハ貴下自身ノ草稿ヲ作成シタカ、東郷氏モ同様自身ヲ草稿ヲ作成シ、岡氏モ亦自身ヲ作成シタカ、貴下タチ各々、各個ノ草稿作成ノ後、貴下タチ三人ガ會合シテ最終的草稿ヲ作成シタノデスネ。

答、失禮シマシタ。宣戰布告トハ、天皇ノ演說ノ意味ニ

No. 3

裏面白紙

Doc. 4108

問、貴下が用ヒラレテ居ルト思ワセ居マシタ。コレハ私及ビ他ノ者ニヨツテ作成セラレマシタ。實際ノ最後通牒ハ外務省が起草シマシタ。

問、貴下、云ハントスルトコロハ詔勅ハ貴下及ビ他ノ者が作成シタト云フコトチカスカ。

答、サウチカス。我々が起草シテ連絡會議ニ提出シ、ソコテ修正が加ヘラレ、最後の草稿が決定セラレタモノカソレデアル。

第三一頁

問、貴下が合衆國へノ最後通牒ト呼バレ且ツ外務大臣ノミニヨリ作成セラレタト主張セラル、吾類ハ陸軍省又ハ貴下ニ示サレ貴下ノ局ニ同意シ得ベキヤニ関シ協議ヲ求メラレタコトハオカツタカ。

答、アリ。

問、勿論、送ル前カラ貴下ニハ同意シ得ルモノデアリ、然ラガレバ送達サレオカツタ形アラウカ如何。

答、然リ。

問、貴下ハ實際ソレヲ可トシタカ。

答、然リ。

問、外務省ヨリ貴下ニ提示セラレタ草稿ニ付、何ラカノ提言、訂正ヲナシタカ。

答、記憶がアリマセン。

問、併シ貴下ハソレヲ承認シタコトニ對シテ記憶がアルカ。

答、アリ。

No. 4

2241

Document # 4109

吾類第四〇九号
一九四六年四月十六日付
(18) 武蔵幸 訖問 披露
第一頁

問 陸軍省方、東條が一九四二年十月總理大臣ニシテ時ヨリ貴方ガ軍務局長ヲ辞スルニ至リテ東條ト其ノ凡ソノ政策ニイテ一致シテキリ、サリテアリマセンカ。

私ハ唯一九四二年四月迄ノコトヲ覚エテナルカ、
進サレシメリテ何モ知リマセン。
東條ト一致シテキリト云フナラスカ。

答 サウテス。

問 サウニテ特ニ米國及ビ英國トノ關係ニツイテサウガワリテスカ。

第四頁

問 貴方ガ作成ニ関与シタト云フテキル詔書ノコトニ戻ツテ、貴方ガ米國ニ対スル宣戰詔書ノ作成ヲ手助ケシテ、他人ガ誰デアツカ私達ニ告ケルコトが出来マスカ。

答 岡 星野及ビ私自身ガ連絡會議ヲ賛成ラ、ホムル為提出ス、詔書ノ草案ヲ作成シ、コレハ連絡會議ニ依リテ修正ナシ。

1 問 岡 星野及ビ貴方自身ガ草案作成ノ為設ケラレタ本員タルカ、
答 サウテス。

No. 問 岡 提督ハ海軍ヲ代表シ、星野氏ハ連絡會議ヲ代表シ、貴方自身

立席

裏面白紙

書類第四〇九号

一九四六年四月十六日付

武蔵章 訖 御披露

第一頁

問 將軍 貴方 東條が一九四二年十月總理大臣ニシテ時局ヲ貴方が軍務局長ヲ辞スルニ至ルヲ東條ト其ノ凡ソノ政策ニイテ一致シテナリ。サワテ、アリマセンカ。

答 閣下 満場一致ナシ。私ハ唯一九四二年四月迄ノコトヲ覚エテナルニ、此時以後私ハ前線ニ派遣サレシメリテ何モ知ラズ。

問 テハ 貴方 貴方が完全ニ東條ト一致シテナリト云フコトスカ。

第二頁

答 サウデス。

問 サワテ、時ニ米國及ビ英國トノ關係ニイテサウケワラセスカ。

答 サウデス。

第四頁

問 貴方が作成ニ関スルコト云フテキル詔書ノコトニ戻ラテ、貴方が米國ニ付スル宣戰詔書ノ作成ヲ手助メシテ、他人々ヲ誰テアワカシ私達ニ告ケルコトが出来ヌカ。

答 岡 星野及ビ私自身ハ連絡會議ヲ禁成ラ、亦ムルヲ提出ス、詔書ノ草案ヲ作成シテ、コレハ連絡會議ニ依リテ相当修正ナシ。

問 岡 星野及ビ貴方自身ハ草案作成ノ為設ケラレテ、本員カシラズ。

問 岡 提督ハ海軍ヲ代表シ、星野氏ハ連絡會議ヲ代表シ、貴方自身

答 サウデス。

No. 1

問 岡 提督ハ海軍ヲ代表シ、星野氏ハ連絡會議ヲ代表シ、貴方自身

答 サウデス。

No. 1

問 岡 提督ハ海軍ヲ代表シ、星野氏ハ連絡會議ヲ代表シ、貴方自身

答 サウデス。

E2242

Evidentiary Document # P2273

1015

一九四二年四月二十二日 武藤 章

訊問 板 華

第 五 頁

向南京ニテノ貴方側ノ軍隊ハ何等モ支那軍ニ別在テ
レテハ居ラナカッタニモウ南京開城ヲ祝フ事ハ出来
タ程デハアリマセンカ

答 日本軍ハ城壁外ヲ待期シテ支那側ニ降服ヲ命ズル傳
單ヲ落下シマシタ。又那側ガ之ニ應ジテカワヲ為。日本軍
ハ武カヲ以テ市内ニ侵入シマシタ。

向ソレハトノ位ノ時間ヲ要シマシタカ。

答 實際ニ砲撃ヲ開始シテカラ二日テシタ。

向貴方ハ又丁度「マニラ」ニ掠奪暴行起ツテ當時山下大將
ノ参謀次長ヲシテ居ラトシロ、ハ偶然ノ合致デセウカ。

答 貴方ノ場合ハ二大隊カミ大隊カ市中ニ入ルコトニナツテ居

ルニシテ、ハ城レテシマツク結果、遂ニ南京

ヲ奪ハシメタ。

向ハ市内戦ヲ避ケテ退ト思フテ

陸海軍ノ或ル分ガ市内ニ殘留シテ居ラニアルカ

事ガ「マニラ」市ヲ襲撃スルニ至ツタ、デス

向「マニラ」市内ヲ戦闘ガアツト云フコトヲモ見テ、兵隊ニ

依ル「マニラ」婦人ノ強セヤ事件ノ何カ名分ガ立チマ

ス

カネ。

答 斯ニテ事ハ名分ガ立チマセン。

E 2242

Evidentiary Document # P2273

No. 1

145

一九四二年四月二十二日 武藤章

訊問・被審者

同 南京ニキリ貴方側ノ軍隊ハ何卒支那軍ニ別在
シテ居ラセカツテイテセウ 南京南城ヲ視テ言ハ出来
タ程デハアリマセンカ

答 日本軍ハ城壁外ヲ待期シテ支那側ニ降服ヲ命スル傳
單ヲ落下シマシメ支那側ガ之ニ應ジテカツテ為 日本軍
ハ武力ヲ以テ市内ニ侵入シマシム

同 ソレハドノ位ノ時間ヲ要シマシムカ
答 實際ニ砲撃ヲ開始シテカラ二日アレタ
向 貴方ハ又丁度「マニラ」ニ暴行ヲ起マテ各時山下大將
ノ参謀次長ヲシテ居ラト云フハ偶然ノ合致デセウカ

答 南京場合ハ二大隊カミ大隊ガ市中ニ入ルコトニテマシ居
マシメトコロガ全軍ガ入城シテレマツタ結果 遂ニ南京
ヲ奪取シ暴行ヲ行フトナツタデス

同 マニラ場合ハ山下大將ハ市内戦ヲ避ケ去リト思フコト
居ラシデシメトコロガ山下大將ノ指揮スル軍隊以外
陸海軍ノ或ル分ガ市内ニ殘留シテ居ラマシニアトリカ
軍カ「マニラ」市ヲ襲撃スルニ至ツタデス

同 マニラ市内ニ戦闘ガアツト云フコトヲ貴方ノ軍隊ニ
依ル「マニラ」婦人ノ強セヤ事件ノ何カ名分ガ立チマ
カネ

答 斯ナキ事ハ名分ガ立チマセン

裏面白紙

No. 2

2273

向マラ市内テ戦闘ガアフト云フトテ貴国ノ兵
隊ガ何ナト云フ一般人ヲカソリテ燒殺スルトカ
或ハ核筒銃ヲ射殺スルトカ而カニ其中ニ婦女子
達ガキルカガコワイ事ヲシテ何カ名分カ立テマ
スカテ。

答斯・孫ナ事ハ全ク名分カ立テマセン。

同陸軍又ハ日本政府ニ依ル教育ニ照シソレ等ノ軍

隊カレテ振舞ヲ説明シテ世間ヘマスカ

答ソシテ實向ヲナサツテハ困リマシ。

吾思リ中何処ノ軍ケツテ又トコノ政府クマテソノ人民
ニ対シ子供ヤ一般人ヲ射殺テセヨトカ殺害セヨト
教ヘルモノハアリマセン。

(左頁・續ク)

裏面白紙

Doc 2273

No. 4

裏面白紙

答 前ニ述マシク通り、松ノ岡ヒナノ十乃五ニ事件ニ遊ギ
マヒン、兩軍内ニ於テ幾ツノ事件ハ報セラレタカハ
知リマヒン。

第。頁

同 一九三八年ニ南支那掠奪暴行ニ就テ書イラセテ
ノットヲ開カシタハ、貴下ハ上層部ノ將校達ト非公
式ニ本問題ヲ論議シマヒンデシタカ。

答 別ニ論議シタコトハアリマヒンデシタ。

同 貴下ハ中國テ約ハレテ跡在リノ局ニ就テ非公
式ニ論議ガツクコトヲ指シマシタカ、ソレハドシナ
コトヲ論ジタムデスカ。

答 別ニ若書ニ關シテ、松ノ岡ヒナノ十乃五ノ事件ヲ
論ジタコトハ、貴下ノ書ニ於テ、然レシテ、日本軍隊ガ
不始、跡在リタカ、故ニ、之ニ就テ、公式テハナイカ、議論
ガ為サレタムデアリマス。

同 ソレ等ノ討論デドシナ改善方法ガ提案サレマシタカ。
日清戦争及日露戦争中ニハ、特種ナ跡在リ
為ハ、日本陸軍中ニアツタメシサアリマセン。

同 同 一九一五年、日本軍ガ、ソレハ、二派遣サレタハ、カ
新ノ標ナ跡在リノ為ノ傾向ガアラハ、テ末タ、デシテ、
之レハ、日本人ノ、至極、人格ガ、漸次、低下シテ、来タコト
ヲ、諷スルモノデス。就テハ、此、状態カ、ニ、処スル、為ニ、家庭
並ニ、學校ニ、於ケル、教育ヲ、改善セシメ、バ、ナリマヒン。
新標ナ、議論ガ、非公式ニ、デハ、アリマスガ、ナレタ、ノ、デ
ス。

同 同 一九一五年、日本軍ガ、ソレハ、二派遣サレタハ、カ
新ノ標ナ跡在リノ為ノ傾向ガアラハ、テ末タ、デシテ、
之レハ、日本人ノ、至極、人格ガ、漸次、低下シテ、来タコト
ヲ、諷スルモノデス。就テハ、此、状態カ、ニ、処スル、為ニ、家庭
並ニ、學校ニ、於ケル、教育ヲ、改善セシメ、バ、ナリマヒン。
新標ナ、議論ガ、非公式ニ、デハ、アリマスガ、ナレタ、ノ、デ
ス。

同 同 一九一五年、日本軍ガ、ソレハ、二派遣サレタハ、カ
新ノ標ナ跡在リノ為ノ傾向ガアラハ、テ末タ、デシテ、
之レハ、日本人ノ、至極、人格ガ、漸次、低下シテ、来タコト
ヲ、諷スルモノデス。就テハ、此、状態カ、ニ、処スル、為ニ、家庭
並ニ、學校ニ、於ケル、教育ヲ、改善セシメ、バ、ナリマヒン。
新標ナ、議論ガ、非公式ニ、デハ、アリマスガ、ナレタ、ノ、デ
ス。

同 同 一九一五年、日本軍ガ、ソレハ、二派遣サレタハ、カ
新ノ標ナ跡在リノ為ノ傾向ガアラハ、テ末タ、デシテ、
之レハ、日本人ノ、至極、人格ガ、漸次、低下シテ、来タコト
ヲ、諷スルモノデス。就テハ、此、状態カ、ニ、処スル、為ニ、家庭
並ニ、學校ニ、於ケル、教育ヲ、改善セシメ、バ、ナリマヒン。
新標ナ、議論ガ、非公式ニ、デハ、アリマスガ、ナレタ、ノ、デ
ス。

同 同 一九一五年、日本軍ガ、ソレハ、二派遣サレタハ、カ
新ノ標ナ跡在リノ為ノ傾向ガアラハ、テ末タ、デシテ、
之レハ、日本人ノ、至極、人格ガ、漸次、低下シテ、来タコト
ヲ、諷スルモノデス。就テハ、此、状態カ、ニ、処スル、為ニ、家庭
並ニ、學校ニ、於ケル、教育ヲ、改善セシメ、バ、ナリマヒン。
新標ナ、議論ガ、非公式ニ、デハ、アリマスガ、ナレタ、ノ、デ
ス。

同 同 一九一五年、日本軍ガ、ソレハ、二派遣サレタハ、カ
新ノ標ナ跡在リノ為ノ傾向ガアラハ、テ末タ、デシテ、
之レハ、日本人ノ、至極、人格ガ、漸次、低下シテ、来タコト
ヲ、諷スルモノデス。就テハ、此、状態カ、ニ、処スル、為ニ、家庭
並ニ、學校ニ、於ケル、教育ヲ、改善セシメ、バ、ナリマヒン。
新標ナ、議論ガ、非公式ニ、デハ、アリマスガ、ナレタ、ノ、デ
ス。

no. 5

Doc. 2273

同 貴下ノ標ヲ獲獲違ニハ 祈ノ様ナク跡痕ヲ為ニ信テ
サソカシ真慮ナレトモ 謀山キマレク不。 日帝帝國
軍隊ノ名譽ニ威信ニ許シ。 面日クナイ泥ヲ塗空ツタノ
デスカラネ。

同 答 彼等ハ非學ニ真慮シテオリマシラ。
アナク自身真慮ナレ。 一管ノホカ出タ時。 此ノ事能ク
改善スルニ為ニハドウシタラ。 ヨイカラ 探究ナサラウト
シタ許デスネ。 一管ノホカ出タ時。 此ノ事能ク
改善スルニ為ニハドウシタラ。 ヨイカラ 探究ナサラウト
シタ許デス。

(書目：續ノ)

裏面白紙

Doc 2273

答 永くは私共は、陸軍部と関係して、そのうち、軍隊教育に非常な
興味をもつて居る。

同 一九一五年西伯利亞出兵後現に、貴方が氣付かれた云々の事
は、欠陥を修正する為、又、陸軍に入らせた事、青年の訓育
及教育の、様々改革、おへまじり。

答 日本軍が、サハリンに派遣せしむる時、私は軍中に少尉で居たが、
彼等其の事を知つたに、何とも云ふことが出来ませんでした。

同 然らば、貴下が軍の訓練に担当する高級副官の役、力なもつた際、
グット昔、一九一五年に、貴下が、弱兵を改善強化する為、どの様
な事を考へて居られたか。

答 陸軍中將に、その後、私は師團長に、なつたが、何とも云ふが
出来ませんでした。

同 如何なる事か、実行された事、師團長に、なつたが、何とも云ふが
出来ませんでした。

同 陸軍省局長に、なつたが、如何に、なつたか。

答 軍務局長に、なつたが、陸軍大臣の、下、係、に、なつたが、如何に、
なつたか、命令を、受けた、惟、能、ハ、ナ、リ、マ、ス。

同 若し、貴下が、師團長に、なつた、假令、或、は、学校に、於、て、訓、育、に、
教育に、担当、した、事、に、對、し、一、九、一、五、年、以、降、未、知、し、テ、オ、ラ、シ、ク、此、の、
弱兵を、改善、強化、する、様、に、学校に、對、し、命、令、を、受、けた、事、に、對、し、
答、ハ、イ、(證、人、笑、す)。

同 日本、の、兵、隊、の、素質が、低下、し、始、ま、つ、た、事、に、對、し、貴、下、が、
ナ、コ、ト、カ、ア、ラ、シ、ク、シ、テ、居、る、事、に、對、し、
答 徵、察、し、申、こ、さ、れ、ば、此、の、如、き、事、に、對、し、強、兵、強、兵、と、云、つ、た、様、
に、な、つ、た、事、に、對、し、

ナ、コ、ト、カ、ア、ラ、シ、ク、シ、テ、居、る、事、に、對、し、
答 徵、察、し、申、こ、さ、れ、ば、此、の、如、き、事、に、對、し、強、兵、強、兵、と、云、つ、た、様、
に、な、つ、た、事、に、對、し、

no. 6

E2243

Evidentiary Doc 2947

第一頁

一九四〇年三月二十一日水曜日附、シヤパンタイムス表イ此第一頁ニ頁ヨリノ抜萃。

武藤、官僚ト政黨ヲ叩キツケル、

陸軍ハ政治諸團體ニ態度ヲ再考ヲ望ムト断言ス。

東京、一九四〇年三月二十日水曜日。

陸軍省軍務局長武藤章陸軍少將ハ水曜日、午後、卒直ニ、若シモ政黨ガ目下、非常時ニ自分等ノ利益、ミコ進ホスルナラバソレヲノ條件ヲ望ムトイハ軍ノ意向ヲ表明シタ。

武藤將軍ノ宣言ハ政府豫算案決定ノ討議ヲ

武藤將軍ノ宣言ハ政府豫算案決定ノ討議ヲ
曾合同會議ニ於テ陸軍大臣
ニ對スル回答トシテナサレタモノ
ノ衆議員議員齋池文平
項ノ説明ヲ要求シタ。

一陸軍ノ現在ノ社會組織ニ對スル觀察如何ヲ？

二陸軍ノ政治及經濟分野ニ於テ余リニ干渉シズギハセヌカ。

三聖戰ノ目的完遂ノ為ニ軍及官僚、政黨ハ相携ヘテ

邁進スベキデハナイカ。

武藤ノ答辭

コレニ對シ武藤將軍ハ畑陸軍大臣ニ代リテ、聖戰ノ目的完遂ノ為ニハ國民ノ為ニ個ノ指導ノ原理ガ必要ヲアルト述ベヌ、今ハ政黨ガ私利ヤ黨利ヲ追求スルコト

No.1

(18) 14

E2243

Evidentiary Doc. 2947

14 (18)

一九四〇年三月二十一日水曜日附、シヤンセンのイムス表す此第一頁ニ頁ヨリノ抜萃。

武藤、官僚ト政黨ヲ叩キツケル。陸軍ハ政治諸團體ニ態度、再有、ヲ望ムト斷言ス。東京、一九四〇年三月二十日水曜日。

陸軍省軍務局長武藤、陸軍少將ハ水曜日、午後、卒直ニ、若シモ政黨ヲ目下、非常時ニ自命等ノ利益、ミコ進スルヲバツレラノ條件ヲ望ムトイハ軍ノ意向ヲ表明シラ。

武藤將軍ノ宣言ハ政府豫算案決定ノ討議ヲナセル衆議院小委員會合同會議ニ於テ陸軍大臣畑俊六大將ヘノ質問ニ對スル回答トシテサレタモノナル。政友會久原派ノ衆議員議員濱池文平ハ畑陸軍大臣ニ左ノ諸項ノ説明ヲ要求シラ。
一 陸軍ノ現在ノ社會組織ニ對スル觀察如何?
二 陸軍ノ政治及經濟分野ニ於テ余リニテ強シクハセシカ。
三 聖戰ノ目的完遂ノ為ニ、軍及官僚政黨ハ相携ヘテ邁進スベキデハナシカ。

武藤ノ答辯

コレニ對シ武藤將軍ハ畑陸軍大臣ニ代リテ、聖戰ノ目的完遂ノ為ニハ國民ノ為ニ個ノ指道ヲ原理カ必要ナルト述ベ又、今ハ政黨ガ私利ヲ黨利ヲ進求スルコト

裏面白紙

裏面白紙

ヲ避ケルコトヲアルト答辯シテ

武蔵將軍ハ又今ソノ官儀違ハ、自己尊大ノ態度ヨ

リ解散ナレバハナラズ時ヲアルト討言シテ

武蔵將軍ハ國民ハ、國家利益第一トイフ一ツノ法則

原理ノ下ニ行動スベキナルトノベ、個人主義ハ其調トスル

自由主義ハ志ヲコト意味ニ於テ排斥スベキナルト附言シテ

他國ニ言フ及於レテ武蔵將軍ハ何レ國ニ國家利益

ヲ何ヨリモ重シキ事ナルト述ベテ

日軍ハ危機ニ直面シ國民ガコト切腹セテバナラズ何レハ

日軍ノ總力ヲ示スタムニハ、個人利益ヲ第一ニ考ヘテハナ

ラズト武蔵將軍ハ述ベテ

武蔵將軍ハ歐洲概念ノ全体主義ニ言及シ、國家

主義、ソソ日本國民ノ指導原理トシテ信シテテナル信

條ノ好箇ノ別名ナルト述ベテ

コレニ関聯シテ武蔵將軍ハ、寺内義一將軍ガ嘗テ

陸軍大臣ニ任中議會ニ於テ我々ノ主義ハ主義ト

信念ニ於テ完全ナル國家主義我即ハ全体主義下ニテ

レバナラズト云ワテ演説、一語ヲ引用シテ

「國民全体が國家を爲ニ總テヲ獻ケタリテ國家ハ始メ

テ全カラ發揮シウルヲナラシム」ト武蔵將軍ハ述ベテ

武蔵將軍ハ、モシ一般ガ此ノ思想ヲ彈圧的カト批難

スルナラ軍方ヲモ考エガアルト述ベテ

彼ハモシ政黨官僚及陸軍ガ改ムベキモノヲ改メ相

Doc. 2947

NO. 2

撰へし通達スレハ現危機ヲイコトガ出来ルト断言
セタ。

政道ハ再考ヲ要ス。

將軍ハ若シ政道ガ不利、軍制ヲ討テント推シテ
ルナラバ再考ヲ要スト述ベ、又彼等ガア危機ニ感シテ
再考シナイ時ハ彼等ハ解体スベキナルト述ベタ。

終リニ武蔵村山ハ政治ト軍事ト断ト統一コト
ナル為ニ軍ト政當トハソノ意見ヲワケハランニ定メス

ベキナルト述ベタ。
第三頁

Doc. 2947

證明書

私、アーサー・エー・サンクス・キーハコ、ニ次ノコトヲ證明ス。

一、私ハ聯合軍最高司令官、國際檢察部文書課
長カアリ、其ノ直轄ナリ前記ノ諜者獲得シタル凡テノ
文書ノ原文及寫シ、保官及保管ヲナシテ付ルコト。
ニ、ソレヲノ書類中ニ一九四〇年三月三十一日、本曜ノ發行
版ヲ合ム、一九四〇年三月四月、ジヤパンタイムズ・アン
ド・イン、新聞、製本ガアルコト。

三、茲ニ添附セル、武蔵、官儀、証書、コトヲキツルト題
スル新聞記事ハ一九四〇年三月二十日發行ノ第一、二頁
ニアル記事ヲ、轉載ナルコト。

四、署名

アーサー・エー・サンクス・キー、
アーサー・エー・サンクス・キー、

日附 一九四七年一月三日

No. 3

極東國際軍ヲ裁判所

アメリカ合衆国ソノ他

荒木貞夫ソノ他

供述書

私田中新一ハ宣誓シ次ノ如ク述ブ

25 向 貴方ハカッテ日本帝國陸軍參謀本部イ一部長作戦ヲシタカ

答ハイ。私ハ一九四〇年十月十二日カラ一九四二年十二月迄テウテシタ

29 向 貴方ガ最初ニ任務ニ就イタ時、貴方ノ階級ハ何デシタカ

一九四二年十月、陸軍中將ニ昇進シマシタ

御存知デスカ

イオ一部(作戦)長デマツタ時ニ、武藤中將

陸軍省ト參謀本部ト向ノ任ヲシタ

向 連絡員トシテ彼ノ任ヲシテ性實ハトシテモテシタカ

答 參謀本部ニ於イテハ、任ヲシテ大分動員編成作戦、戦略ニ関ス

ルヲ務メシタ。陸軍參謀本部ハ政治、外交、財政ニ関スル任ヲシタ

全ク干渉カアリマセン

向 一九四二年印度支那ニ對スル作戦ヲ企テルコトヲ決定スルニソレニ就

イテ陸軍省ハトシテ關係カアリマシタカ

答 ソノヤウナ事、軍方ノ上ノ政略ハ陸軍省カラ參謀本部ニ行キ

マス。然レソレハ陸軍省ガ決定スルトモ、意味ハアリマセン。最初ニ總

理大臣、外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、文部大臣、陸軍參謀總長及ビ

海軍軍令部總長ガ予備會議ヲ開キ、ソレヲ國策ヲ決定致シマス

次テ内閣ノ決定ハ陸軍省ニ手交サレ、陸軍省ハ次ニ、軍作戦ノ如ク

參謀本部ニ關係アル事ヲ稟シ、ソレヲ參謀本部ニ連絡シマス

101

Evidentiary

E 2248

裏面白紙

極東國際軍ヲ裁判所

アリク合衆国ソノ他 供述書

荒木貞夫ソノ他

私田中新一ハ宣誓シ次ノ如ク述ブ

向 貴方ハカソテ日本帝國陸軍及參謀本部一部長作戰テシタカ

答 ハイ、私ハ一九四〇年十月十二日カラ一九四二年十二月迄テラシタカ

向 貴方ガ最初ニ任務ニ就イタ時、貴方ハ階級ハ何テシタカ

答 貴方ハ階級ヲ將テシタカ、一九四二年十月、陸軍中將ニ昇進シマシタカ

向 貴方ハ被告ニ藤澤章ヲ御存知下シカ

答 ハイ、私ガ杉山大將ノ下テ第一師(作戰)長ガテマツタ時ニ、藤澤中將

ハ軍務局長ヲシタ、彼ハ陸軍省ト參謀本部ト同ノ任ヲブノ大

部分ヲシタ連絡員ノ一人ヲシタ

向 連絡員トシテ彼ノ任カノ性質ハトシテモテシタカ

答 參謀本部ニ於テハ、社ヲハ大部分勅員編成作戰、戰略ニ因ス

ルヲ務メシタ、陸軍參謀本部ハ政治、外交、財政ニ因スル任カニハ

全クテ手カケテマセン

向 一九四二年印度支那ニ對スル作戰ヲ企テラトテ決定スルニシレバ、統

率陸軍省ハトシテ關係カアリマシタカ

答 ソノヤウナ内、軍方ノ上ノ政略ハ陸軍省ヨリ參謀本部ニ行キ

マス、然レモ陸軍省ガ決定スルトモテ意味カハアリマセン、最初ニ總

理大臣、外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、及び陸軍參謀總長及び

海軍軍令部總長ガ手備會議ヲ開キ、ソノテ國策ヲ決定致シマス

次テ内閣ノ決定ハ陸軍省ニ手交サレ、陸軍省ハ次ニ軍作戰ノ如ク

參謀本部ニ關係アル事項ニツイテハ參謀本部ニ連絡シマス

E 2248 P2925

Evidentiary Document

101

Doc 2925

112

問
ソノ上ナリシ改革案ハ決定ノ傳達ニテ高ク陸軍省カラ

陸軍省陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

答
即チ支那ノ國ニテ改革案ハ重要ニシテソノ國ニテハ陸軍

大臣ガ直接ニ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス然レモ陸

軍部ニテ決定ノ傳達ニテ陸軍大臣ノ軍務局長ニ傳達シ

テ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

問
陸軍部ガ決定ノ傳達ニテ陸軍大臣ノ軍務局長ニ傳達シ

テ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

答
陸軍部ガ決定ノ傳達ニテ陸軍大臣ノ軍務局長ニ傳達シ

テ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

問
ソノ上ナリシ改革案ハ決定ノ傳達ニテ高ク陸軍省カラ

陸軍省陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

答
即チ支那ノ國ニテ改革案ハ重要ニシテソノ國ニテハ陸軍

大臣ガ直接ニ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス然レモ陸

軍部ニテ決定ノ傳達ニテ陸軍大臣ノ軍務局長ニ傳達シ

テ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

問
陸軍部ガ決定ノ傳達ニテ陸軍大臣ノ軍務局長ニ傳達シ

テ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

答
陸軍部ガ決定ノ傳達ニテ陸軍大臣ノ軍務局長ニ傳達シ

テ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

問
ソノ上ナリシ改革案ハ決定ノ傳達ニテ高ク陸軍省カラ

陸軍省陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

答
即チ支那ノ國ニテ改革案ハ重要ニシテソノ國ニテハ陸軍

大臣ガ直接ニ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス然レモ陸

軍部ニテ決定ノ傳達ニテ陸軍大臣ノ軍務局長ニ傳達シ

テ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

問
陸軍部ガ決定ノ傳達ニテ陸軍大臣ノ軍務局長ニ傳達シ

テ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

答
陸軍部ガ決定ノ傳達ニテ陸軍大臣ノ軍務局長ニ傳達シ

テ陸軍部ニテ決定ノ傳達ナリトス

裏面白紙

Doc 2925

答、私ハ杉山大將カラ戰争勃発ノ際ハ準備ガ整
ツテ居ル様ニトノ命令ヲ南洋地方ノ現地指揮
官ヘノ命令ヲ書クヨウニ命ゼラレマシタ。

其命令ヲ有効ニシテ効果アラシムルニハ杉山
ノ署名ヨ必要トセシタメ實際ハ杉山ガ命令
ヲ出シタノデアル。然シ其ノ命令ガ南洋地方
ノ各指揮官ニ打電サレル前ニ陸軍大臣、陸
軍次官、及ビ軍務局長トシテノ各資格ニ
於テ東條、木村、及ビ武藤ノ承認ノ署名ヲ
受ケネバナラナカッタ。是等ノ重要命令ガ
其ノ發送前ニ陸軍大臣、陸軍次官、及ビ
軍務局長ノ署名ヲ受フルコトハ吾ガ役所ニ
於ケル習慣的規則チアツタ。

問、何時貴方ハ其ノ様ニ命ゼラレタカ。

答、確カチハアリマセンガ私ガ其ノ命令ヲ杉山ノ
名前チ書イテ出セト杉山大將ニ命ゼラレタ
ノハ十二月ノ二日カ一日デアツタト思ヒマス。

問、其ノ警報命令ハ南洋地域ノ全軍ノ軍司令
官達ニ打電サレマシタカ。

答、ハイ、其等ハ杉山大將ニヨリ署名サレシ後其
日ニ送ラレマシタ。

問、杉山大將ハ貴方ニ何日デアルトモヒゲ
マシタカ。

no 5

裏面白紙

No. 1

E 2245

Emid. diary Doc P16A

陸軍大臣 陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省
陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省
陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省

局長(三) 及本二府衛總司令官
局長(三) 及本二府衛總司令官
局長(三) 及本二府衛總司令官

聯合國最高司令官總司令部參謀本部陸軍
情報部 聯合國總司令部參謀本部陸軍
情報部 聯合國總司令部參謀本部陸軍

注意！ 本文、編訳、法務部請示
注意！ 本文、編訳、法務部請示

日本本土に空襲警戒の空軍司令部航空士調査二周の件報告
空軍司令部航空士調査二周の件報告
空軍司令部航空士調査二周の件報告

添付の文書、四月十八日、日本本土に空襲警戒の件
添付の文書、四月十八日、日本本土に空襲警戒の件
添付の文書、四月十八日、日本本土に空襲警戒の件

陸軍大臣 陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省
陸軍大臣 陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省
陸軍大臣 陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省

陸軍大臣 陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省
陸軍大臣 陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省
陸軍大臣 陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省

長 本二府衛司令官(三)
長 本二府衛司令官(三)
長 本二府衛司令官(三)

局長(三) 及本二府衛總司令官
局長(三) 及本二府衛總司令官
局長(三) 及本二府衛總司令官

320

No. 1

E 2245

Emid ntiary Doc 916 A

聯合國最高司令部參謀本部陸軍
情報部聯合國通訊部
注意！本文、秘訣、法務部請取

憲兵隊報 卷第 25 号

日本本上、空襲、重米利加航空、調査二月、行、報告、
憲兵司令部、中、行、一、日、日、參謀總長、杉山元宛、
一九四三年五月二十六日、

添付之文書、四月、日、日本本上、空襲、重米利加中
國中部、南昌、及、等、不、時、着、重米利加、
行機、將、及、其、士、八、名、調査報告、
送附先、也、

陸軍大臣 陸軍次官 海軍軍務局長 原文謄

陸軍省軍務局長 本二府衛司令官

參謀總長 參謀次長 第一(軍務)課長 第二(情

報)課長 總務局長 海軍軍令部長 海

軍軍令部長 第一(軍務)課長 第二(情報)課長

第三局長 海軍大臣 海軍次官 海軍省軍務

局長 及本二府衛司令官

裏面白紙

320

No. 2

Doc 16 A

證明書

余ハ聯合國翻譯通譯部文書第六七八九號ハ原
本ノ譯文ナリ。原本ハ上海ニ於テ行ハレタルヨドワ
リットル。飛行士事件ノ裁判ニ使用セラレ且辯
護側證據書類等四卷第一四號トシテ抜萃
ノ様式ニテ裁判ノ記録中ニ存在スルモノナルコト
ヲ證明ス。

野戰砲兵 C.R. D長陸軍少佐

「チャールズ・A・ラインハート」

「チャールズ・A・ラインハート」(署名)

裏面白紙

E 2046

Doc 2534 (21)

書類之三三四一四

一九四一年七月一日火曜日附東京日々新聞、按察
軍参議、陸軍側参議官より、今議開催スル

東條説明文

急辰スル機勢ニ因シ、軍意ナル意見交換ナル

陸軍ハ六月三日午後一時三十分、陸軍大臣官邸ニ於テ
軍参議、陸軍側参議官、今議ヲ開催シタ。

陸軍大臣東條中將及関係官、詳細ニ現下ノ急辰シツ
テ、(陸軍側参議)説明ヲ為シ、次ヲ將末日本ノ採ルベ
ク、意見ヲ交換ナレタ。

陸軍側参議官ハ元帥
陸軍大臣東條中將
(陸軍側参議)

参議、陸軍側参議官ハ元帥

陸軍大將東久通官親王殿下、陸軍大將伯爵寺内壽一
陸軍大將上肥原實二、陸軍大將、岡村六郎次ヲツケ

陸軍諸機南ノ代表者ハ陸軍大臣東條、参謀總長

陸軍大將杉山元、教育總監陸軍大將山田乙三
陸軍次官木村、参謀次長塚田、其他、関係諸官ヲ

ツケタ。

E 2246

Doc 2534 (20)

書類 第三卷 第四十號

一九四一年七月一日大時、因東京日新報の披露、陸軍少将参議、陸軍側参議官ニシテ、今議開催スル

東條説明ス

急展スル張勢ニ因リ、率直ナル意見交換ナル

陸軍ハ六月三十日午後一時三十分、陸軍大臣官邸ニ於テ、軍少将参議、陸軍側参議官、今議ヲ開催シテ、陸軍大臣東條中將及関係官、詳細ニ親下、急展シツ、ワフル關係情勢ヲ説明シ、決シテ將來日本ノ採ルべき態ニ因リ、率直ナル意見ヲ交換ナレシ。

同會議ニ出席セル軍少将参議、陸軍側参議官ハ元帥、閑院宮親王殿下、陸軍大将、朝香宮親王殿下及、陸軍大将、東久邇宮親王殿下、陸軍大将、白石将等、再一、陸軍大将、土肥原賢二、陸軍大将、岡村六平次ヲ以テ、

陸軍諸機関ノ代表者ハ、陸軍大臣東條、参謀總長、陸軍大将、杉山元、教育總監、陸軍大将、山田乙三、陸軍次官、木村、参謀次長、榎田、其他、関係諸官ヲ、

裏面白紙

昭和十七年十月二日 河朝日新聞
三トニー總統から杉山大将らに勳章
付ふ大使館で傳達式

E 2247
P. 2908
Evidentiary Doc. 22

果ては遠くは、こまに日獨伊三國同盟締結の記念日に際し、樞軸國駐日文武官に對して勳章を御贈與せられたる同日を記念して三トニー總統からわが國へ贈られた勳章を傳達式（一日午後零時）から麴町（區永田町）の大使館で舉行された。杉山參謀總長、土肥原航空總監、木村陸軍次官、佐藤軍務局長、二宮總理大臣秘書官らにそれぞれ軍装に威儀を正して大使館に参着。マツト大佐は階下廣間に於いて、杉山土肥原各將、木村中將にそれぞれドイツ武裝十字章を、佐藤將に星附の勞章、二宮大佐に對して一級功勞章を傳達した。クラ
同戰中遂行の為に協力せられたる大戦果をあげられた功績を感謝す。今日、杉山大將は一同を代表して、三トニー總統より與へられた今日、老榮に應ずるに、われわれは、樞軸必勝の信念をいよく固め、最後の勝利獲得まで邁進することを誓ふ。三トニー總統から贈られた勳章は、これも新たに制定された劍術戰時勳章とあわせて、一同、乾杯、和やかな會卓を圍み、談話をこけて、同二時散會した。

Evidentiary Document # 2908

一九四七年一月九日

余、西島良次ノ音譯ノ調査部長トシテ朝日新聞社ニ備
ハレ居ル者ナル事、及ビ添附ノ寫真セ、一九四二年ノ昭和十七年ノ
十月二日附、朝日新聞紙上ニ記載シ、ヒツトラノ總統カラ
杉山大將等ニ勲賞ト題ス。記事ノ正確ニテ正真正正ノ
寫シテ事ヲ證明ス。

調査部長

西島良次 (署名)

該證明書ハ一九四七年一月九日余ニ面前ニ於テ宣讀セサレ
署名サレタルモノナリ

合衆國陸軍軍事情報部少尉エリック・W・フレイシャー

(署名)

裏面白紙

Doc 274B

EXH 2248

記事録見

第七十九卷
第八卷

衆議院議員會談録ヨリノ抄録

(一二九頁一三〇頁)

一九四二年/昭和十七年/二月十日

第七十九帝國議會衆議院決案委員會ニ於ケル

岡田海軍大臣ノ演説

只今海軍ノ精誠ノ勝利ニ付キマシテ、御言葉ヲ
 以キマシテ海ニ應酬ニ至エマセヌ。御言葉ノ語ハ
 是ハ獨リ海軍ダケテ決メ得ナイ問題デゴザイマシ
 テ、其ノ根本方針ハ此ニ大體ト致シマシテハ、先
 ツ官報ノ御語ニ其ノ一端ヲ御示シ遊バサレ、又
 政府ノ身動モ此ノ端ニ及ンテ居リマス、又當該會
 ニ於キマシテ海軍大臣カラ、只今御示シ出來
 ニ申上ゲテアリマス。海軍ト
 初ハ御ヨリ、政府ノ方針ニ從
 ア實效ヲ納メテ行キタイトイ
 フ考ヘテアリマス、御心記ニナリマシタヤウニ、
 折角古領ヲシテモ在來ノ海軍ヲ持ツテ居ル御人
 ニ強御力ナドヲ盡ラレテハ、實際ヲ成サヌノテハ
 ナイカト云フ語ハ、私トシテモ全然同意ヘテ持
 ツテ居リマス。是ハ獨リ前方ダケテハナイト思ヒ
 マス、大東亞共榮ニ對シテヲ進ジマシテ同様デアラ

Doc 2774B

EXH 2248

皇朝編年

第七十九卷
第八卷

禁書院發賣官報館ヨリノ發售

(一二九頁一三〇頁)

一九四二年/昭和十七年/二月十日

第七十九卷論議官報院決算表ニ付ニ於ケル

田中樞密大臣ノ演説

只今海軍ノ縮減ノ事ニ付キマシテ、御言葉ヲ
 以テマシテ海軍ニ應ジニ至エマセヌ。御言葉ノ語ハ
 走ハズリ海軍ダケテ決メ御ナイ同是デゴサイマシ
 テ、其ノ後ニ方針ハ此ニ大體ト御示シマシテハ、先
 ヲ官報ノ御言葉ニ其ノ一端ヲ御示シ遊バサレ、又
 政府ノ御言葉モ此ノ語ニ及ンテ居リマス、又官報ニ
 ニ於キマシテ御言葉ニ大體カラ、只今御示シ出來
 マス御言葉ノコトハ後ニ申上ケテアリマス。御言葉ト
 御示シマシテモ、御言葉ハ御ヨリ、政府ノ方針ニ從
 ヒマシテ、若クハトシテ實效ヲ御メテ行キタイトイ
 フ考ヘデアリマス、御言葉ニナリマシタヤウニ、
 折角古語ヲシテモ在来ノ御言葉ヲ持ツテ居ル御人
 ニ御言葉力ナドヲ御ラレテハ、御言葉ヲ成サヌノデハ
 ナイカト云フ御ハ、私トシテモ全然御言葉ヘヨ御
 ツテ居リマス。是ハ御言葉前方ダケテハナイト思ヒ
 マス、大東亞共榮ニ付テヨ御ジマシテ同様にアラ

裏面白紙

2.

Doc 2774B

ウト思ヒマス、其ノ益知ルニ至リマシテ吾々日本
 民ガ大東亞ノ強國トナリ、又正當ナル強國ニ
 立チマシテ、何テ居ルモノハ、無ク是ハ認メハ五
 シマスガ、所シ何ト云シマシテモ日本ガ中心デア
 リマスカラ、日本民衆ノ意思ニ合ハナイモノハ、
 是ハ萬國ニモ認メシナケレバナラス、折角止
 ラシテ弱ノ氣ニ任ラシムカト云フヤウナコト
 ガ、真アツテハナラヌト云フコトハ、私モ爾輩ノ
 信念ヲ背ツテ居リマス。爾レ兵船約ノコトハ、軍
 艦ケテナク政府トシテ御代メニナリマスガ、私ト
 シテハヤハリサウ云フ考ヘ方テ行キタイモノダト
 考ヘテ居ル御テアリマス。然レハヨク御代ガ申
 上ゲマスヤウニ、御ト言ツテモ此ノ御代ハ、
 タナケレバナラス、御手ハ御代ニ御代ヲ御代ト大ニ
 テアリマシテ、大御ガ二ツレマツテ今日日本ニブツ
 カツテ來テ居ルノテアリマスカラ、之ニ應ツノハ
 生ヤサシイコトテハ、御代マセヌ、御代ニ少々御代
 ヲ御代カコラト言ツテ、御代ニ御代ガエマシヤウニ、
 御代早ク御代トカ、御代御代トカ云フヤウナ御代
 ナコトハ吾々日本人ハ一ツモ考ヘテ居リマセヌ、一
 箇ノ御代トモ御代ニ之ヲ認メシテ、サウシテ御代ニ
 御代ニ御代トナケレバナラス、御代ニ御代ト只今御代
 御代ニナリマシムヤウナ御代御代シテ、御代、御代

原本不明瞭

裏面白紙

3.

Doc 2774 B

茲にヨ集イテ行キタイ、即チ候ニ勝ツ爲ニ色々ナ
 方集ヲ計ジ、又ハイテ日本民族ガ新來發展ノ出來
 マスヤウニ計ルヲ差々ト集イテ行ク、其ノ大方針
 ニ付キマシテハ會テ集ルガ旨ニ於キマシテ申上
 ゲマシタヤウニ、適當ナル數目モ只今折角成集
 ヲ爲テ、尙レ遊イ中ニ發表ニナルコトト思ヒマス
 シ、萬全ヲ望シテ、又ハ民ノ色々ナ御考ヘモ能ク
 取入レマシテ、萬全ヲ計ナキヲ知シタ方法ニ從ツテ
 進ンテ行クト云フコトニシタイト思フ計デアリマ
 ス、只今此ノ候ガ始マツテ僅カ二月デ、此ノ先ノ
 先マテ餘リ探ク考ヘマシテモ、却テ急キマスト聞
 道ヒモ出來マスカラ、計算ノナイヤウニシテ萬全
 ノ算ヲ計ジテ行キタイト云フヤウニ考ヘテ是リマ
 ス

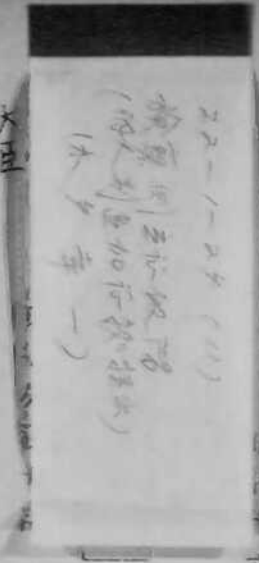
原本不明瞭

裏面白紙

E 2249

Doc 1532 E

1.



電信局長等

六年十一月廿六日
十一月廿七日
前本省差

身村大佐

次官 第一一八〇
山村來電ヨリ

景次往登ノ通り乙集全部ヲ容認セシムル見込殆シ
ト無ク一方時日ハ切迫、此ノ極ニテハ遺憾乍ラ交
渉打切ノ外ナク彼カ感傷ニ堪ヘス此ノ際唯一ノ打
開策トシテハ善ダ恐惶ニ堪ヘサルモ先「ロ」大統
領ヨリ至尊ニ到シ奉リ太平洋平和維持ヲ目的トス
ル日米兩國協力ノ希望ヲ電信セシメ（御内意ヲ俟
テ電力交渉ス）之ニ到シ御親電ヲ仰キ奉リ以テ空
氣ヲ一新スルト同時ニ今少シク時機ノ和協ヲ希
英米俄カ自印保護占領ニ出テ來ル可能ヲモ考慮
シ我方ヨリ先手ヲ打テ印、蘭印、「タイ」諸ヲ
包含スル中立國設立（本年九月「ロ」大統領カ印
印「タイ」諸中立ヲ提議セルハ御承知ノ通ナリ）
ヲ提議スルコト可然ト思考ス
今同交渉ノ決裂カ心スシモ日米兩國ヲ討味セサル
ヤノ懸念存スヘキモ決裂後ハ前途ノ如ク英米俄ノ

原本不明瞭

裏面白紙

電報

昭和十六年十一月廿六日

十一月廿七日

(註)

國務院

岡村大臣

東亞外務大臣

大臣

第一一八〇

重光葵

岡村大臣

東京電報ノ通り乙案全部ヲ承認セシムル見込殆ク
ト無ク一方時日ハ切迫、此ノ儘ニテハ遺憾乍ラ交
渉打切ノ外ナク微カ極ニ輕ヘス此ノ際唯一ノ打
算トシテハ舊案ニ基ヘサルモ先「ロ」大統
領ヨリ至急ニ對シ奉リ太平洋平和維持ヲ目的トス
ル日米兩國協力ノ希望ヲ電信セシメ（領内對テ俟
テ電力交渉ス）之ニ對シ御親電ヲ仰キ奉リ以テ空
氣ヲ一新スルト同時ニ今少シク時局ノ動向ヲ察
英米俄カ印係古領ニ出テ來ル可能ニモ考慮
シ我方ヨリ先手ヲ打チ印、緬印、「タイ」諸
包含スル中立協立（本年九月「ロ」大統領カ印
印「タイ」諸中立ヲ提議セルハ御承知ノ通りナリ）
ヲ提議スルコト可然ト思フス
今同交渉ノ決裂カハスシモ日米兩國ヲ諒味セサル
ヤノ懸念存スヘキモ決裂後ハ前途ノ如ク英米領ノ

E 2249

Doc 1532 E

1.

2.

Doc 1532E

日印連勝ニ急セラレ結局我方ノ敗壞ニ依ル英
 米衝突不可避ナルヘク右ニ對シ獨逸カ條約第三條
 ノ廢止ヲ背ズルヤハ願ル長岡ニシテ且日支
 變ノ解決ハ少クトモ今次世界戰ノ結局迄待テ越ス
 ノ外ナキニ至ルヘシ
 本電ハ或ハ本使トシテ彼後ノ意見兵事タルヘキニ
 付少クトモ本戸内大臣宛御示シノ上至急折返ヘシ
 何分ノ御電切望ス(了)

原本不明瞭

裏面白紙

329

裏面白紙

Doc 1532E

證明書

ワシントン文書局ヲ 號
國際検査部ホ一五三二E 號

根據及公正ニ関スル證明

余林慶ハ余カ下記ノ資格ニ於テ即チ日本国外務省文書目録長トシテ日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト並ニ誤謬アリテ余カ茲ニ本館セラレタル五百五十九百四十二年(昭和十六年)五月二十六日附下記ノ署名即チ千九百四十二年(昭和十六年)五月二十六日野村大使宛東京外務大臣宛ホ一八〇号ノ文書ノ保管員ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス
余ハ更ニ添附ノ記録及ヒ文書カ日本政府ノ公文書目録コト並ニ右カ下記ノ署名省又ハ外部局ノ公式書類及ヒ綴ノ前ナルコトヲ證明ス
君シテハ綴着者又ハ引用其他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書成規所在ノ公式名称ヲモ釋記ス(シ) 外務省

千九百四十七年(昭和二十二年)一月十四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄ケイ

右ノ公的資格

証

公式入手ニ関スル證明

余ヘンリー下島 HENRY SHIMOTIMA ハ余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ関係アルモノナルコト並ニ上記題名ノ文書日ハ余ガ公務上日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス

千九百四十七年(昭和二十二年)一月十四日

東京ニ於テ署名

氏名欄

石名公的資格

人米國陸軍軍事情報部陸軍少尉

証

公式入手ニ関スル證明

HENRY SHIMOTIMA

VERG W FLEISHER

DET ANS MI

E 225
P2A-1
22

昭和十六年十月十六日
近衛内閣總理大臣ハ閣僚ノ
辭表ヲ取極メ閣下ニ呈シ總辭職ヲ願出タ。

高橋義次

第三次近衛内閣交迭ノ顛末

昭和十六年十月十六日近衛内閣總理大臣ハ閣僚ノ
辭表ヲ取極メ閣下ニ呈シ總辭職ヲ願出タ。
内閣總理職ノ理由ハ情報局ノ發表ニ依レバ近時
閣内ノ進行ニシテ見ノ一致ヲ見ズ云々トナツテ
至ル迄ノ経緯ノ真相ハ世間ニハ
ソシナ簡單ナモノデハナイ

尤モ之ハ無意味モナイノデ今同ノ政變ノ因トナツ
タ九月六日ノ御前會議ノ決定ニツイテハ御前會議
ノ開催セラレタコトスラ發表セラレテ居ラナイノ
デアルカラ判ラウ管モナク又判ラセ様モナイノデ
アル。ウツカリ發表デモスレバソレコソ國防保安
法ニ觸レルト云フ譯ダカラデアアル。而シ此ノ真相
ヲ知ツテ居ルモノノ誰カガ之ヲ明ニシテ置カナケ
レバ後世史家ヲシテ其ノ判断ヲ誤ラシムル虞ガア
ルト思フノデ此ノ顛末ノ要領ヲ受ニ記録スルコト
ニシタノデアアル。

一 九月六日ノ御前會議ノ決定ト其ノ後ノ推移
今同ノ政變ノ直接ノ原因ハ九月六日御前會議ニ
於ケル決定ニ端ヲ發シタノデアアルガ是ヨリ先キ政
府ニ於テハ四月頃ヨリ米國トノ國交調整ニツキ極
秘程ニ話ヲ進メテ居タ。此ノ交渉ニ就テモ記録ス

E 225
P2A-1

22

三編 表次

第三次近衛内閣交差ノ願末

昭和十六年十月十六日近衛内閣總理大臣ハ閣僚ノ
辭表ヲ收領メ閣下ニ呈呈シ總辭職ヲ願出タ。
内閣總理職ノ理由ハ情報局ノ發表ニ依レバ近時
國策ノ遂行ニツキ意見ノ一致ヲ見ズ云々トナツテ
キル。從ツテ總辭職ニ至ル迄ノ経緯ノ真相ハ世間ニハ
少シモ不明ニ居ラナイガソシテ簡單ナモノデハナイ
ノデアアル。

尤モ之ハ無意モナイノデ今更ノ政變ノ因トナツ
タ九月六日ノ御前會議ノ決定ニツイテハ御前會議
ノ開催セラレタコトスラ發表セラレテ居ラナイノ
デアアルカヲ判ラウ者モナク又判ラセ様モナイノデ
アル。ウツカリ發表デモスレバソレコソ國防保安
法ニ關レルト云フ譯ダカラデアアル。而シ此ノ真相
ヲ知ツテ居ルモノノ難カガ之ヲ明ニシテ置カナケ
レバ後世史家ヲシテ其ノ判断ヲ誤ラシムル虞ガア
ルト息フノデ此ノ願末ノ要領ヲ受ニ記録スルコト
ニシタノデアアル。

一 九月六日ノ御前會議ノ決定ト其ノ後ノ推移

今更ノ政變ノ直接ノ原因ハ九月六日御前會議ニ
於ケル決定ニ總ヲ發シタノデアアルガ是ヨリ先キ政
府ニ於テハ四月頃ヨリ米國トノ國交調整ニツキ極
秘程ニ話ヲ進メテ居タ。此ノ交渉ニ就テモ記録ス

裏面白紙

2A-2

ベキコトハ相當ニアルノデアルガ、本向通ニ直接ノ關係ガナイノデ夫ハ省略スルトシテ兎ニ角此ノ交渉ハ森軍南都御印ヘノ平和進議ニ依リ又第二次近衛内閣ノ關係等ニヨリテ一時中斷ノ止ムナキニ至ツタガ更ニ第三次近衛内閣ニ於テモ此ノ交渉ハ踏襲セラル、コト、ナリ此ノ結果九月六日ノ御前會議ノ關係トナリ左ノ方針ガ決定セラレタノデアツテ之ニヨレバ

米英ニ對シ外交ノ手段ヲ盡シテ帝國ノ要求貫徹ニ努ムルガ十月上旬頃ニ至ルモ尙我要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直ニ對米(英・蘭)關係ヲ決意ストノ重大ナル決定ガナサレタノデアル。

記

帝國々策遂行要領

帝國ハ現下ノ急迫セル情勢特ニ米・英・蘭等各國ノ執レル對日攻勢「ソ」聯ノ情勢及ビ帝國々力ノ真接性等ニ鑑ミ「情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱」中前方ニ對スル施策ヲ左記ニ依リ遂行ス。
一 帝國ハ自存自衛ヲ全ウスル爲對米(英・蘭)戰爭ヲ豫メザル決意ノ下ニ擬ネ十月下旬ヲ目途トシ戰爭準備ヲ完結ス
二 帝國ハ右ニ並行シテ米・英ニ對シ外交ノ手段ヲ盡シテ帝國ノ要求貫徹ニ努ム

裏面白紙

2A-3

對米（英）交渉ニ於テ帝國ノ達成スベキ段小限
度ノ要求事項並ニ之ニ同意シ帝國ノ約諾シ得ル
程度ハ別紙ノ如シ（別紙略）

三 前報外交ニ涉リ十月五日頃ニ至ルモ尙我英
米ヲ實益シ得ル且進ナキ場合ニ於テハ直ニ對米
（英・日）兩國ヲ決意ス

對南方以外ノ施策ハ既定目標ニ達キ之ヲ行ヒ得ニ
米「ソ」ノ對日適合目標ヲ尋求セシメザルニ適ム
需索政府ハ任意對米交渉ノ成立ニ努力シテ居タ
ノデアアルガ容易ニ兩國ノ意見ハ一致スルニ至ラズ
遂ニ十月十日ヲ過グルニ至ツタノデアアル。ソコ
デ日英ハ初會合議ノ實行着手ヲ頻リニ迫ルガ近衛
公ハ容易ニ決意シナイ。而シ茲存此ノ儘ノ状況ニ
テ時ヲ経過スルハ到底許サレザル政治情勢トナツ
テ案タノデ近衛公ハ十月十二日ニ赤松ノ私邸ニ陸
海外三大臣並ニ鈴木金三郎總務長ヲ招キ會談ヲ開イ
タ。此ノ際ノ模様ハ宮田書記官長カラ總務長ト要ス
ルニ「我が英米ヲ實益シ得ル且進ナキ場合」ノ判
斷ノ相違ニ歸スルノデアツテ、首相ハ未ダ目途ナ
シトハ云ヘズト云フニ對シ陸軍大臣ハ既ニ此ノ目
途ナキト判斷シ閣議決意ヲ強ク主張シタノデアツ
テ海軍大臣ノ態度ハ首相ノ決定ニ待ツト云フノデ
アツタ。其ノ結果陸軍大臣ノ發意デ左ノ如キ決定
ガナサレタノデアアル。

裏面白紙

2A-4

日米交渉ニ於テハ
イ、陸兵問題及ビ之ヲ中心トスル諸政策ヲ變更セザ
ルコト。

ロ、支那事變ノ成果ニ動搖ヲ與ヘザルコト

ヲ以テ外交成功ヲ收メ得ルコトニ關シ略々統帥部
ノ所望時期迄ニ確信ヲ得ルコト

右確信ノ上ニ外交妥協方針ニ進ムコト

右決心ヲ以テ進ムヲ以テ作戦上ノ諸準備ハ之ヲ打
切ルコト

右ニ關シ外相トシテノ能否ヲ研究スルコト

以上

ニ歐羅巴合戦後ノ推移

上述ノ如キ決定ハ一應ナサレタノデアアルガ以界
ノ狀勢ハ刻一劇暴進ノ途ヲ進リ遂ニ右ノ決定ヲ充
分研究シ結局ニ到達スル限モナク十六日ノ總務長
ヘト突進ムデシマツタノデアツテ十二日ヨリ十六
日ニ至ル間近衛首相・齋藤陸相・鈴木企堂院總裁
等ト時局ノ急洽ニツキ甚々懸念シタノデアツタガ
其ノ詳細ハ此所ニハ略スルトシテ只其ノ際京極陸
相ノ主張シ近衛首相モ同意シタリト云フ京久這宮
殿下ノ御出馬ヲ願ヒ皇族内閣ヲ組織スルト云フ案
ニツイテハ大要左ノ如キ理由ニヨリ反對ノ意ヲ明
ニシ鈴木總裁ヲ退シ京極陸相ニ倚ヘテ實ツタ
一皇族ノ御出馬ヲ願フハ萬不得止場合ニシテ例ヘ

裏面白紙

2A-5 :

バ陸軍ニ於テ意見ハ一致シタルモ行掛アリ皇
族ノ御方ニ當リ解決シタシト云フガ如キ場合ナ
レバ或ハ實現ノ可能性ナキニ非ルモ一昨夜ノ話
ニテハ軍閥ニハ未解決ノ儘ニテ此ノ打倒ヲ皇
族ニ御願スルト云フハ絶對ニ不可ナリ

一 一面ニ於テハ臣下ニ入ナキカト云フコトニモナ
ルベク又万一皇族内訌ニテ日米戰ニ突入スルガ
如キ場合ニハ之ハ重大ニテ即決言スレバ近衛首
相ガ御請命ニテ決定シタル方針ヲ敢テ自ラ實
行シ能ハザリシ程重要ナル何等カノ理由アル此
ノ内訌ヲ皇族ノ一員タル皇族ヲシテ實行セシメ
ラレ萬一軍閥ノ結果ヲ得ラレザルトキハ皇族ハ
國民ノ怨府トナルノ虞アリ

十六日東京報館ヨリ面會ヲ求メラレ午後三時内大
臣室ニ於テ面談ス。政情ノ極メテ急迫セルコトニ
ツキ話アリ、後内閣ニ東京宮殿下云々ノ話ア
リタル故大長上進ノ理由ニテ反對ノ意ヲ表ス。尙
余ハ軍閥ノ收拾ニツイテ大長左ノ如ク骨髄ニ意見
ヲ述ブ。

今日海軍ノ態度ヨリ推シテ對米開戦ハ容易ニ決
シ得シト認メラル、トコロ畢竟九月六日ノ御前會
議ノ決定ハ益モ重要ナルコトハ卓ス迄モナキトコ
ロ、又一面ニ於テハ若シ此間ニ聊カニテモ不審ノ
存スル場合ニ於テハ敢然再檢討ヲナスノ要アルベ

裏面白紙

2A-6

裏面白紙

キハ勿口アリト信ズ。其スルニ海軍ノ自信アル決
 意ナキ限リ口頭ヲ辯スルノ大膽等ニ突入スルハ軍
 モ遠慮ヲ要スルトコロナルベシ
 東條陸相モ余ノ意見ニハ全然同意ニシテ九月六日
 ノ御前會議ノ決定ハ強ニシテ實陸海軍ノ自信アル
 決意ナクシテ此ノ口頭ハ出来ザルナリト進言ベラ
 レタリソコゾ陸相ニシテ事議ニツキ是迄ノ理解ア
 ルナレバ首領トノ口ニモ何トカ蓋ノ仕舞モアルベ
 ク打聞ノ進言見出シタキモノナリ等ト斷言ヒタル
 次第ナリシガ此ノ時既に首領ハ各閣僚ヨリ個別ニ
 傳表ヲ取進メツ、アリシ由ニテ五時ニハ近衛首領
 參内傳表ヲ呈呈スルニ至レリ
 近衛内閣總理職ニ俸フ前後處置ニ就テハ直ニ余
 ニ御下命ガアツタ。而シ今度ハ從來ニ見ラレザル
 道スノ困難ガ豫見セラレタノデアツテ容易ニ決心
 ヲナスコトガ出来ナイ實情デアツタ。自客觀的ニ
 見テ近衛公ニ匹敵スベキ首領候補者皆無アルコトガ
 ガ第一デアリ、而シテ今回ノ政變事情ガ其ノ困難
 セラレタルコトスラ未ダ發表セラレザル御前會議
 ノ決定ノ詳細ニアルト云フコトガ第二デアル。最
 近ノ實情等懸ノ難事ヨリ判斷シテ少クト 九月六
 日ノ御前會議ノ決定ヲ一度白紙ニ返スコ、ガ今日
 ナスベキ最小限度ノ要求ヲノデアアルガ一月十月上
 旬ニ於テ外交交渉ノ前途ナキ場合ニハ對米英口ヲ

原本不明瞭

裏面白紙

2A-

只今陛下ヨリ陸軍大臣ヲ命ジテ
シタコト、陸軍大臣ヲ命ジテ
ラレマスニ就テハ九月六日ノ御前會議ニトテハ
ルコトナク内外ノ情勢ヲ更ニ察スルニ
ナル考案ヲ加アルニトテ其ストノ思召デアリマス。
命ニ依リ此旨申上デテ置キマス。

記

東條陸軍大臣へ
卿ニ内閣組織ヲ命ス
憲法ノ條規ヲ遵守スルヤウ
時局ハ甚メテ重大ナル事變ニ直衝セルモノト思フ
此ノ際陸海軍ハ其ノ協力ヲ一層密ニスルコトニ留
意セヨ
尙後海軍大臣ヲ召シ此ノ旨ヲ話ス役リダ
及川海軍大臣へ
東條陸軍大臣ヲ召シ組織ヲ命シタ尙此ノ際時局ハ
甚メテ重大ナル事變ニ直衝セルモノト思フ。此ノ
際陸海軍ハ其ノ協力ヲ一層密ニスルコトニ留意セ
ヨト云ツテ置イタカラ卿ニ於テモ朕ノ意ノアル所
ヲ体シ努力セヨ
此ノ間宇垣陸軍大將ヲ起用シテ軍部ヲ御座シ此ノ
時米英日ノ危殆ヲ切リ拔ケントノ論ハ相當根拠ク

2-9

空候セラレホニ付テモ各方固ヨリ其意固ク存
シテ其ノ旨ニ依リテ其ノ由ニヨリ其ノ由ニ依
アラバト判明シテ其ノ旨ニ依リテ其ノ由ニ依
シタ次第テ判明共ニ余ガ一身ニ引受替ヒタルノ決
意ヲ敢テ表シテ其ノ旨ニ依リテ其ノ由ニ依

昭和十六年十一月

幸一 啓

原本不明瞭

裏面白紙

339

E 225/
Doc P/632 W(3)

(25) 20

本 戸 侯 官 日 記

昭和七年一月二十八日分

一月二十八日 (木) 晴

午前十時半出勤

午後二時ヨリ南園大尉ノ訪問ノ近況ニ就テノ

御進言アリ信ヲ送ス。

225-100 (13)
新編...
...
...

御況察想ヲ述ベラル。
勇健...
...
...

一 国防ノ問題ニ對スル結論トシテハ
一 国防ノ問題ニシテ新國家若クハ新政體トシテハ
領ハ国防ノ委託ヲ受クル形ニ於テ是ハレ吉會...

E 225/
DocP/632W(3)

(25) 20

本 戸 侯 官 日 記

昭和七年一月二十八日分

一月二十八日 (木) 晴

午前十時半出勤

午後二時ヨリ前田軍大將ノ演説ノ近況ニ就テノ
御報告アリ候事。

前大將ハ最近演説ノ状況極端ヲ述ベラル。

演説ノ事ニ當リ極テ勇壯果敢ナル原由ニツキテ

一曰長ノ後援ノ一面的ナルコト一必勝ノ確信ヲ
有スルコト一武技ニ對シ自信アルコト等ヲ舉ゲ

ラレタ。

演説問題ニ對スル態度トシテハ

一国防ノ問題ニシテ新國家若クハ新政府トシテ
保ハ国防ノ委託ヲ受クル形ニ於テ是ハレ言會然

裏面白紙

Doc P1632W (5)

22

(25) 3

本 戸 侯 爵 日 記

昭和七年五月十七日分

五月十七日 火 晴

午前十時出動。

十一時頃兒玉伯來應面談。

正午原田勇郎ニ至リ近衛公、井上侯、鈴木中佐ト
會食シ今回ノ事件ノ前後處置後總内閣問題ニツキ
懇談ス。

鈴木中佐ノ談ニヨレバ、今回ノ事件ハ矢張り十一
月事件ト同一系統ノモノニシテ數月前(三月頃?)

24-1-24 (14)
5月17日
(木)

件ノ一昧タル大討敵ノ者
軍將校連ト密ニ會合シ海
陸軍ハ軍部ハ組織体タル

一國トナリテ活動スベキモノナレバトテ之ヲ拒絶
シ殺害ヲ交シタル後獨別レトナリタル事實アリ、
陸軍トシテハ、荒木陸相ハ先ヅ部内ノ統制ニ努メ
進ンテ臨時議會終了後アタリニ、軍部ト他トノ對
立的關係ヲ打破シ、人ノ和ヲ得ルノ途ニツキ政府
ニ向ツテ政策セムト目論見居リタル様子ナリシガ
遂ニ如斯事件ヲ惹起スルニ至リシナリ。蓋テ事件

Doc P 1632W (5)

22
(25) 3

木戸侯爵日記

昭和七年五月十七日分

五月十七日 火 晴

午前十時出勤。

十一時頃兒玉伯來應面談。

正午原田房郎ニ至リ近衛公、井上侯、鈴木中佐ト會食シ今國ノ要件ノ前後處置後國內閣問題ニツキ懇談ス。

鈴木中佐ノ談ニヨレバ、今國ノ要件ハ矢張り十一月事件ト同一系統ノモノニシテ數月前(三月頃?)ニ發ケ滿方面ニテ十一月事件ノ一昧タル大體後ノ者ガ、今國ノ當業者タル海軍將校連ト密ニ會合シ海軍ヨリ發行ヲ勸メタルニ陸軍ハ軍部ハ組織體タル一國トナリテ活動スベキモノナレバトテ之ヲ拒絶シ陸軍ヲ交シタル後勸別レトナリタル事實アリ、陸軍トシテハ、荒木陸相ハ先ヅ部内ノ統制ニ努メ進ンテ臨時議會終了後アタリニ、軍部ト他トノ對立的關係ヲ打破シ、人ノ和ヲ得ルノ途ニツキ政府ニ向ツテ獻策セムト目論見居リタル様子ナリシガ遂ニ如斯事件ヲ惹起スルニ至リシナリ。蓋テ事件

裏面白紙

Doc 1632W (5)

2

ガ登座シテ見ルト元來其主義ニハ陸軍ノ少壯進モ
 賛成セルモノナレバ、之ガ結果ニ就テハ徒勞ニ終
 ラシメザルベク努ムルハ當然ニシテ、内閣ガ再ビ
 政黨ニ歸スルガ如キ結果トナランカ、第二第三ノ
 事件ヲ繰返スニ至ルベシ、故ニ茲分ニテモ從來ノ
 弊害ヲ矯正シ得ル方法ヲ考ヘザルベカラズ。幕閣
 一致ノ内閣等ニ其一致ナルベク、小磯次官ハ平沼
 内閣院ナルガ如シ。
 今同ノ事件ヲ直接刺戟シタルハ政黨離離ノ聲明ナ
 リト思フ。右ノ聲明ニ就テハ少壯將校ノ間ニ非常
 ニ憤慨セルモノアリタリ。
 午後六時喜ビ原田邸ニ於テ原田、近衛ト共ニ永田
 兼山少將ニ面會シ、時局ニ關スル意見ヲ述べク。
 岡氏ハ自分ハ陸軍ノ中ニテハ最モ軟弱ヲ有スルモ
 ノナリト前提シテ語ラレタルガ、其ノ意見ハ大体
 鈴木中佐等ト異ラズ要スルニ現在ノ政黨ニヨル政
 治ハ絶對ニ排斥スルトコロニシテ若シ政黨ニヨル
 單獨内閣ノ組織セラレムトスルガ如キ場合ニハ、
 陸軍大臣ニ就任スルモノハ恐ラク無カルベク、結
 局組織難ニ阻ルベシト語り、政黨員ニシテ入閣ス
 ルモノハ黨席ヲ離脱スルコトハ困難ナリヤト質問
 セシ位ニテ相當政黨ヲ離ヘルコトハ明ナリ。

裏面白紙

3

Doc 1632W(5)

近衛公ノ得タル情勢ニヨレバ、森格ハ忍怒ニテ民
 政黨ノ若親、子井、三木ニ在會シ、後進内閣問題
 ニツキ談合シタルガ、若親ハ三木ニ一切ヲ委セタ
 ル由ニテ、後進三木ハ内閣ヲ欲セザルモ永井ハ入
 閣スベク大隈内閣ハ成立ノ成立ノ見込ナルガ
 如シ。

森ハ鈴木總裁ニ修養ヲ授出シ、強方内閣ノ實現及
 強硬ナル外交ヲ主張シ若シ容レラザレバ入閣セ
 ズト云フ。

小畑ハ森ヲ訪問シ森ニ對シテハ軍部ニテ相當批議
 モアルトコロ、自分ヤ荒木内閣ハ從來カバイ居ル
 トコロナルガ此際後進内閣ニ入ル議ニテハ將來ノ
 政治的生命ハナシト説キタルガ、其時森ハ既成
 政黨ヲ善處トスル鈴木内閣ニハ入ラザル決心ヲナ
 シタルガ如シ。尙本夕七時ニ森ハ荒木ト會見シタ
 ルガ愈々其決心ヲ固メタルモノノ如シト云ハル。

裏面白紙

349

E 2253

22

DocP/632W(6) (25) 4

木中佐へ贈對ノ紙ト相對ノ紙アリ、露國ノ如
キヤムトスルモノナレバ絶對
小儀陸條船ヲ締結セムトスル
不的打算ニヨルニ違ズ絶對ニ
ラズトシテ時ノ過ヲ忘レ十一
時ニ至リ漸ク散ズ

四月十八日火登

本戸侯爵日記 延和八年四月十八日分

午前十時出勤

正午火登午餐會ニ出席

午後六時錦水ニ於ケル大谷次自ノ招宴ニ赴ク

中座シテ井上侯邸ニ於ケル東久野宮門下御出

ノ會ニ出席ス

近衛公良田身。鈴木中佐。白鳥信雄。長上等

會、駿ハ自然日本輪船ニ及ビ陶器走ノメ

トル法展止證ヨリ露國ト相交シテトナリ鈴

木中佐へ贈對ノ紙ト相對ノ紙アリ、露國ノ如

キヤムトスルモノナレバ絶對

小儀陸條船ヲ締結セムトスル

不的打算ニヨルニ違ズ絶對ニ

ラズトシテ時ノ過ヲ忘レ十一

時ニ至リ漸ク散ズ

DocP/632W(6) (25) 4

四月十八日火

本戸領書日記 延和八年四月十八日分

午前十時出陣

正午火輪午後會ニ出席

午後六時錦水ニ於ケル大谷天宮ノ祭宴ニ赴ク
中座シテ井上侯邸ニ於ケル東久野宮門下御出
ノ會ニ出席ス

近衛公長政身録本中佐。白鳥前將監長ト等
會、駿ハ自然日本編新書ニ及ビ圖説志ノメ
トル法良正計ヨリ器口ト臣交極終トナリ錦
木中佐ハ絶對ノ敵ト相對ノ似アリ、器口ノ如
キハ我自体ヲ破壞セムトスルモノナレバ絶對
ノ敵ニシテ之ト不長連條終ヲ締結セムトスル
ガ如キハ一ニ功利的打算ニヨルニ非ズ絶對ニ
排シヤザルベカラズトシ時ノ過ヲ忘レ十一
時ニ至リ漸ク散ス

裏面白紙

諸
儀
表
次

(25) 132

E 2254
Doc P 1632 W (9)

御
儀
表
次
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

水戸侯御目録

昭和十二年七月十四日分

七月十四日(水)

午前九時半開演

十時半内大臣ト西園北支園通ナリ

正午華談會館ニ至リ餐食ス

一旦歸邸四時高松官邸ニ伺候、御希望ノ所關

徑文書ヲ送附ニテ御覽ニ供ス其ノ際北支事務

ニ關シ秩父官御談御繼續ノ是非ニツキ御尋

京ス

ニ派兵中止云々ヲ語リ續飯

高橋義次

E2254
DocP1632W(9) (25)P52

本戸候登日記

昭和十二年七月十四日分

七月十四日(水)

午前五時半開演
 十時半内大臣ト河田北支團退ナリ
 正午華法會館ニ至リ宴会ス
 一旦自應四時高松官邸ニ帰後、御希望ノ所聞
 登文登ヲ延務ニテ御覽ニ供ス其ノ際北支事變
 ニ關シ後父官御遺體御遺領ノ是非ニツキ御尋
 ネアリ考究ヲ御請京ス
 八時後非奈訪北支ニ派兵中止云々ヲ語り懐疑
 ス

裏面白紙

高橋義次

E 2255
Doc P 1632 W (10) (25) B

オナー・メダ (19)
林業調査員会
(個人別追加提出)
(木下第一)

木戸侯爵日記

昭和十二年十月二十七日分

十月二十七日 水 晴

午前十時極密院會議ニ出席ス
午後一時帝大講堂ニ於ケル女學校長會議ニ
臨ミ訓示ヲ達ス
二時官邸ニ於ケル都市青年學校評議會ニ出
席挨拶ヲナス
三時臨時閣議ニ出席九條條約ニ基ク會議ノ
招請ニ對スル回答並ニ政府ノ聲明ヲ決定ス

E 2255
Doc P 1632 W (10) (25) 高橋 義次

木戸 候 舊 日記

昭和十二年十月二十七日分

十月二十七日 水 晴

午前十時 森密院會議ニ出席ス
午後一時 番大講堂ニ於ケル 女學校長會議ニ
臨ミ 訓示ヲ述ブ
二時 官邸ニ於ケル 都市青年學校評議會ニ出
席 挨拶ヲナス
三時 臨時開議ニ出席 九條條約ニ基ク會議ノ
指請ニ對スル 回答立ニ政府ノ 聲明ヲ決定ス

裏面白紙

E 2258

DocP1632 W (11) (25) 7

本戸侯爵日記

昭和十二年十一月三日分

十一月三日 (水)

雨後曇

午前八時明治神宮社務所ニ至リ近衛首相始

メ關係ト共ニ神官ノ祭典ニ参列ス

終ツテ登壇祝賀式ニ臨ミ敎官勲旣ヲ奉讀ス

ソレヨリ官城ニ参賀、一旦歸宅ス

午後一時半官城前ニ至リ東京府市主催國民

精神總動員式選長久新願ノ式ニ臨ミ告辭ヲ

述ブ參會者六人ナリ

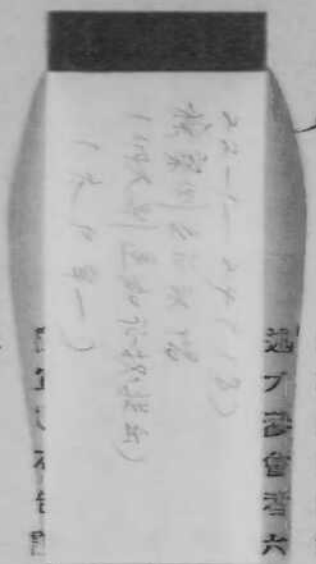
大會ノトラツク、側道、相模

時通歸宅ス

大臣來訪時局拾致大本營設置

等ニツキ隔意ナキ意見ヲ交換

ス



E. 2253

Doc P1632 W (11) (25) 7

高橋義次

木戸侯爵日記

昭和十二年十一月三日分

十一月三日（水）

雨後曇

午前八時明治神宮社務所ニ至リ近衛首相始
 メ関係ト共ニ神官ノ祭典ニ参列ス
 終ツテ聖應祝賀式ニ臨ミ教育勸励ヲ奉讃ス
 ソレヨリ宮城ニ参賀、一旦歸宅ス
 午後一時半官城前ニ至リ東京府市主催國民
 精神總動員式選長久新原ノ式ニ臨ミ告辭ヲ
 呈シ參會者六萬人ナリ
 明治神宮体育大會ノトラツク、何道、相模
 等ヲ見物シ四時過歸宅ス
 六時杉山陸軍大臣來訪時局長給収大本營設置
 勸宣單布告給等ニツキ隔意ナキ意見ヲ交換
 ス

裏面白紙

E 2257
Doc P 1632 W (13)

高松 巻次

(25)8

木戸 侯 舊 日 記

昭和十二年十一月十六日

十一月十六日 (火) 晴

午前十時首相官邸ニ至リ近衛公ト會見時日申出
 ノ伴ハ其行動ガ時界其他ニ及ス影沢ニ爲替ニ
 莫フル影心ハ根モ固ルベク若シ萬一崩落トモテ
 ラバ其後ノ政局ニ及ボス影響甚大ニ堪ヘズ之ガ
 後局モ守身ニ務メタル者合テレバ兎モ角モ其日
 マツシガラニ突進セル際國內ノ政情ニ動搖ヲ見
 スルハ固ク本國トナレル各員ノ自覺ニモ變化ヲ
 キコトナリト力説ス而カモ
 トスルモ吾等下ハ十中八九
 シコレヲ奔騰スルト云フコ
 事其他ヘノ懸念ニ惹クハ
 不可能ナリト語ス尙愈々決心セラルルナレバ其
 前ニ池田良彬氏ト既瓦置湯島長トソレトナク前
 途ノコトヲ語シタシト云ヒタルニ之ハ暫ク待タ
 レタシトノコトニテ尙再降下ノ善合ニハ受クベ
 シトノ決意ヲ固キテ之應諾ヲ終リ目録ニ臨ム
 食後參議ノ會合ニ出席シ最近北支ヨリ傳來セル
 今井中佐ヨリ北支ノ搶收工作ニツキ即語ヲ聽ク

E 2257
Doc P 1632 W (13)

(25)8

高松 巻次

十一月十六日（火）晴

本 戸 侯 營 日 記

昭和十二年十一月十六日

午前十時首尾官邸ニ至リ近衛公ト會見時日申出
ノ候ハ其行動ヲ時身其他ニ及ス影潤ニ爲營ニ
兵フル影ニハ云モ感ルベク若シ其一崩落トモテ
ラバ其後ノ復原ニ及ボス影ニ深ニ堪ヘズ之ガ
候所モ守身ニ難シタル事合ナレバ其モ角モ其日
マツシグラニ突進セル際内ノ政論ニ動揺ヲ見
スルハ其タ本邸トナレル冬口ノ腹身ニモ變化ヲ
察スベク其モ選クベキコトナリト方説ス所カモ
尙懸念ヲ表セララルトスルモ其下ハ十中八九
ハ免レザルトコトモシコレヲ辨テスルト云フコ
トナレバ余トシテモ元寇其他ヘノ懸念ニ是クハ
不可能ナリト斷ス尙念ニ決心セララルナレバ其
前ニ池田辰梯氏ト既既其時局要トソレトナク前
途ノコトヲ既シタシト云ヒタルニ之ハ暫ク待タ
レタシトノコトニテ尙尋常下ノ結合ニハ受クベ
シトノ決意ヲ爲キテ其應答ヲ終リ固議ニ臨ム
余其參謀ノ會合ニ出席シ最近北支ヨリ傳來セル
今井中將ヨリ北支ノ拾收工作ニツキ既言ヲ待ク

原本不明瞭

裏面白紙

2.

Doc 1632 W (13)

吳佩孚軍領給ノ要人ハ中央歐羅巴立ノ意味ニテ
 色素ヲ撰シツツアリ然來ノ如ク北支人ノ北支ト
 云フガ如キスロীগンハ不可ナリ學在ノ動向ハ
 中々歸直ニテラズ注意ヲ要ス云々
 三時官邸ニ入ル後井原訪ト
 四時區區ヲ訪ト後行公ノ意向ヲ伺フ

原本不明瞭

裏面白紙

350

木戸侯爵日記

昭和十二年十一月十九日分

十一月十九日(金)晴

午前八時忠太郎様御來訪

九時時乘夫妻來訪静子中村孝太郎大將ノ令息トノ縁談ニツキ相談アリ誠ニ良縁ナレバ賛成ス。

十時閣議ニ出席ス。大本營ト政府トノ進察ニ關スル件ヲ決ス。余ハ今回ノ大本營條例ニハ既時ノミナラズ專製ヲ加ヘラレタルトコロ、專製ノ程度ニツキ研究セラレタルヤラ實シタルニ、陸軍大臣ヨ

E 2258
DocP1632W(14)25
1900
1901
1902
1903
1904
1905
1906
1907
1908
1909
1910
1911
1912
1913
1914
1915
1916
1917
1918
1919
1920
1921
1922
1923
1924
1925
1926
1927
1928
1929
1930
1931
1932
1933
1934
1935
1936
1937
1938
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025

ハ別ニ完養的ノ研究ハナサ
古ヲ爲スガ如キ程度、即チ全
ガ如キ場合ニアラザレバ設
序ストノ答辯アリタリ。

二時深井英吾氏來訪八日會ニ出席ノ招待アリ快諾ス。

二時半東博士ヨリ体育審議會ノ報告ヲ聽ク。

四時半歸宅結城氏來訪昨夜ノ件ニツキ懇談ス。結

城氏ハ其後意見ヲ替ヘタル由ニテ現在ハ蔵相ノ交

迭ヲ不可トシ寧ロ池田各務深井兒王結城ノ五人位

ニテ構成スル審問機關ノ設置ヲ可トスル旨ノ話アリタリ。近衛公ニ直接歸陳方ヲ希望ス。

五時原田君來邸右ノ答ニツキ懇談ス。

馬場連次

本戸公營日記

昭和十二年十二月二十一日分

十二月二十一日(火)

晴

馬場前内相今晩薨去ノ旨報知ニ接シ大ニ驚キ
直ニ阿邸ヲ甲開奔談ス

十時國議ニ出席對支交渉事項獨逸大使ニ對ス
ル回答案等對應要綱等ヲ審議ス北支ニ於テ

立ノ吳ヲ力説ス

リ谷公使、松平侯ト會食ス、

ノ諸君ト保險院ノ件ニツキ協議ス

八時茂木來邸面談還勞ノ語ヲ聽ク

Handwritten notes on a slip of paper, partially obscured by a black bar at the top. The text is mostly illegible but appears to be a list or notes related to the diary entries.

E 2259
Doc P 1632 W (15) (25) 10

22

E 2259
Doc P 1632 W (15) (25) 10

二五五次

本戸公舎日記

昭和十二年十二月二十一日分

十二月二十一日（火）

晴
 馬場前内相今頃薨逝ノ旨報知ニ接シ大ニ驚キ
 區ニ同邸ヲ弔問拜謁ス
 十時同議ニ出席對支交渉事項獨逸大使ニ對ス
 ル同答案等變對應要綱等ヲ審議ス北支ニ於テ
 文化工作方針樹立ノ要ヲ力説ス
 正午原田邸ニ至リ谷公使、松平侯ト會食ス、
 一時半總理官邸ニ至リ末次、永井古野濱船田
 ノ諸君ト保險院ノ件ニツキ協議ス
 八時茂木來邸面談退勞ノ語ヲ繕ク

22

57
352

裏面白紙

Doc 91632 W (16) (25) 11
E 2260

高橋義次

水戸侯爵日記

昭和十五年一月十四日

一月十四日(金)

晴

20-1-29 (22)
水戸侯爵日記
昭和十五年一月十四日

午前十時首相官邸ニ於ケル門前ニ出
席帝國ノ支那委員ニ對スル對策的ノ
重大聲明ニツキ協議ス午後モ引續
キ協議ヲ續ク乙大使ヨリ外務大臣
ヘ面會ノ申込アリ外務大臣ハ四時半
同大使ト面會シタルガ同大使ハ在支
支那大使カ府政權ノ回復ヲ申込タル
旨而シテ其回答ハ今日ニ及ヒテ尙條
件ノ内容ヲ知りタシ等ト云フ程度ニ
テ該意ノ認ムベキモノナキヲ以テ既
定方針ニヨリ國民政府ヲ對手トセズ
而シテ其ノ成立ヲ期待シ之ヲ
與支那ニ協力者東洋平
スルコトヲ聲明スルコ
トニ決定五時半閉門ヲ終ル

22

DocP1632W(16)(25)11
E 2260

高橋義次

本戸侯爵日記

昭和十五年一月十四日

一月十四日(金)

晴

午前十時首相官邸ニ於ケル内閣ニ出
席帝國ノ支那政策ニ對スル獨斷的ノ
重大聲明案ニツキ協議ス午後モ引續
キ總理ヲ儀ク儀乙大使ヨリ外務大臣
へ面會ノ申込アリ外務大臣ハ四時半
同大使ト面會シタルガ同大使ハ在支
支那大使カ將政權ノ回復ヲ申越タル
旨而シテ其回答ハ今日ニ及ヒテ尙條
件ノ内容ヲ知リタシ等ト云フ程度ニ
テ該案ノ認ムベキモノナキヲ以テ既
定方針ニヨリ國民政府ヲ對手トセズ
新シキ支那政權ノ成立ヲ期待シ之ヲ
相手トシテ新興支那ニ協力對東洋平
和ノ確立ニ任スルコトヲ聲明スルコ
トニ決定五時半閣議ヲ終ル

21

裏面白紙

E 2761

DocP 1632W (18a)

(25) 12

高橋 義次

木戸侯爵日記

昭和十三年五月十九日分

五月十九日 (木)

雨

午前九時半山下龜三郎氏來訪
一時半厚生堂ニ於ケル學務部長會
議ニ出席訓示ヲ爲ス
廣瀬次官 岡田副總裁ト顧問ノ人
選ニツキ打合ス

22-1-24 (23)
木戸侯爵日記
(49人別) (昭和十三年五月十九日)

四時本庄總裁ト面談徐州戰後ノ用
ツキ左ノ如キ意見アリ大体ニ
同意ナレバ儘力ヲ約ス
歐ノ結果ハ敵モ相當逃ゲタル
アルヲ以テ目覺シキ變化ヲ見
ルコトハ難カシカランガ支那ニモ
相當ノ和平論アリ吳佩孚ハ唐治儀
ニ蔣ノ態度ニツキヤ入レタルニ唐
ハ本學後以前ノ蔣ノ態度ハ不可ナ
ルモ事變後ノ蔣ノ態度行動ハ是シ
認スル皆答ヘタリト云フ情報モア
リ吳ハ亦黃宗武トモ連絡ヲトレル
事實アリトノコトニテ或ハ支那ヨ

E 2761

Doc 1632W(18a)

25) 12

本戸侯爵日記

昭和十三年五月十九日分

五月十九日(木)

雨

午前九時半山下龜三郎氏來訪
 一時半厚生堂ニ於ケル農務部長會
 議ニ出席訓示ヲ爲ス
 廣瀬次官 桐田副總裁ト顧問ノ人
 選ニツキ打合ス
 四時本庄總裁ト面談徐州戦後ノ用
 意ニツキ左ノ如キ意見アリ大体ニ
 於テ同感ナレバ協力ヲ約ス
 徐州戦ノ結果ハ敵モ相當逃ゲタル
 様子ナルヲ以テ目撃シキ消化ヲ見
 ルコトハ難カシカランガ支那ニモ
 相當ノ和平論アリ吳佩孚ハ唐治儀
 ニ蔣ノ態度ニツキヤ入レタルニ唐
 ハ本亭後以前ノ蔣ノ態度ハ不可ナ
 ルモ亭後ノ蔣ノ態度行動ハ是レシ
 認スル皆答ヘタリト云フ情報モア
 リ吳ハ亦黃宗武トモ連絡ヲトレル
 事實アリトノコトニテ或ハ支那ヨ

裏面白紙

50
359

2

Doc 1632W(18a)

リ何等カノ形ニテ交渉シ察ル場合モ考
ヘラル、トコロ將政體ヲ對テトセズト
云フ聲助ハ豫メ相違考慮シテ打斷ノ途
ヲ籌シ置カル、ノ要アルベシ
徐州戰後ハ一面漢口ニ向フノ態勢ヲ示
スハ必要ナルモ同時ニ事變ヲ解決スル
コト緊要ナリ若シコレガ思フ善ニ行カ
ザレバ是非統帥部トモ緊密ナル連絡ヲ
トリ現在ノ八億ノ準備金ト三管ノ産金
ヲ以テ三年間位持テ充フル程ニ計畫シ
テ持久戦ニ入ルノ必要アリト思フ云

裏面白紙

E2254
2261
札

E 2262
Doc P/632 W(19)
(25) 43

本 戸 侯 爵 日 記

昭和十三年八月九日分

八月九日（火）晴

午前十時閣議ニ出席陸相外相ヨリ張鼓峰事件ニツ
キ経過ノ報告アリ、其後外相ヨリ五相會議ノ経過
ニツキ別紙ノ如キ報告アリタリ。

閣議後首相ヨリ左ノ如キ話ヲ聞ク。
猶外相リツベントロツブヨリ大島ニ對シ重大ナル
建議ヲ爲シ來ル。東郷大使ハ不知リ氏ハ此ノ建
議ヲ爲ス前ニヒ總統ト四時閣ニ互リ協議セリト。
オツト大使モ知ラザル由、笠原中佐飛行機ニテ右

22-1-24 (19)
陸軍省
（昭和十三年八月九日）
（大分）

建議ノ要旨ハ更ニ兩閣ノ提
ルモノニシテ三項ヨリナリ
ヨリ攻撃セラレタルトキハ

リ氏ノ説明ニヨレバ伊國モ亦是ニ参加スル見込アリ
リトノコトニテ或ハ既に伊ニモ交渉ヲ開始セルナ
ランカト思ハル、節アリ、海軍ハ此ノ第三項ニハ
反對ナリ云々

リ氏ノ歐洲政局ノ観測ハ露トハ結局歐フコトトナ
ルチエツコニ對シテハ平和的手段ニテ解決ス英倫
ノ提議ハ緊密ニシテ之ヲ離間スルコトハ困難ナリ

E 2262

2061

も

Doc P 1632 W (19)

(25) 43

本 戸 侯 爵 日 記

昭和十三年八月九日分

八月九日（火）晴

午前十時閣議ニ出席陸相外相ヨリ張鼓峰事件ニツ
キ経過ノ報告アリ、其後外相ヨリ五相會議ノ経過
ニツキ別紙ノ如キ報告アリタリ。

閣議後首相ヨリ左ノ如キ話ヲ聞ク。
獨外相リツベントロツブヨリ大島ニ對シ重大ナル
提議ヲ爲シ來ル。東郷大使ハ不知ーリ氏ハ此ノ提
議ヲ爲ス前ニヒ總統ト四時時ニ亘リ協議セリト。

オツト大使モ知ラザル由、笠原中佐飛行機ニテ右
ノ使命ヲ齎シ歸朝ス。提議ノ要旨ハ更ニ兩閣ノ提
議援助ヲ強化セントスルモノニシテ三項ヨリナリ

第三項ハ一國ガ第三國ヨリ攻撃セラレタルトキハ
武力援助ヲ爲ス等ノコトモアリ重大ナル問題ナリ。

リ氏ノ説明ニヨレバ伊國モ亦是ニ参加スル見込アリ
リトノコトニテ或ハ既に伊ニモ交渉ヲ開始セルナ
ランカト思ハル、節アリ、海軍ハ此ノ第三項ニハ
反對ナリ云々

リ氏ノ陸海政局ノ観測ハ蓋トハ結局俄フコトトナ
ルチエツコニ對シテハ平和的手段ニテ解決ス英佛
ノ提議ハ緊密ニシテ之ヲ離間スルコトハ困難ナリ

裏面白紙

2.

Doc 1632 W (19)

米ハ英佛ニ經濟上ノ援助ハ爲スナランモ武力参加
ハ爲サザルベシルーマニア等ハ中立ハンガリーハ
味方トナスコトヲ待ベシ云々
参議ノ會合ニ出席ニ時官邸ニ入ル。
三時管内可吉君來訪前工省ノ人等ニツキ種々話ヲ
聽ク。

裏面白紙

357

E 2263

Doc P 1632 W (21) (25) 2/14

阿橋義次

末戸辰昏日記

昭和十三年九月七日分

九月七日(水)

晴

午前八時りまじ奈訪新橋花荷檢バイ云々ニツキ
キ數情ナリ、

九時結城日係懇談ヲ訪問井上家ノ待等ニツキ
懇談ス

十時出勤

十時半濱尾氏來廳

十一時松井氏來廳首相新黨々首トシテ乘出シ
云々ノ話ナリ

正午華族會館ニ至リ昼食取餐ス

三時須切善次郎氏來廳面談

夕方首相ヨリ面談シタシトノ電話ナリシ故夜
乘名ニテ會合ヲ約ス

六時半乘名ニテ近衛公原田男松平侯爵經後室
ト會食別席ニテ近衛公ト懇談ス新黨々首云々

ニツイテハ大体左ノ如キ事情ナルコトヲ知り
毎夕、

漢口夜曉後ノ時局ノ轉回ニ當リテハ或ハ嘉ヲ
對手トスルノ事懸ヲ左ズルヤモ知レズ又失業

裏面白紙

Doc 1632 W(21)

2.

其他國內ノ政勢ハ如何ニシテスベキモノアリ是
 等ニ對處スルニハ政黨ヲ打ツテ一丸トシ所謂
 一團一氣の態勢ヲ整フルノ要アリトノ見地ヨ
 リ秋山、秋田、久原麻生等ガ參加シ居リ前田
 モ最近秋田ノ特介ニテ秋山ト會見シタリトノ
 コトナリ右ノ如キ意味ニテ政黨合同運動ノ進
 展スル場合ニハ近衛公トシテモ之ガ黨首ヲ斷
 ルコトモ如何カト考ヘ段々ナル返答ヲ爲シ居
 ルトノコトデアツタ、
 尙近衛公ハ自分ガ進言以來支那事變ノ動機ニ
 是ヒ愈々苦心ヲ積ケ來リタルガ南京攻勢後ノ
 見送シ、一月十六日ノ聲明ノ結果、新政府樹
 立ノ效果成績等ニ願ルニ當ニ專志ト進フ處少
 カラズ此上愈々露ヲ對手トスルト云フコトニ
 ナラバ其責任モ重大ナルヲ以テ挂冠スルノ外
 ナシト心中ヲ語ラル、尙最近宇垣方圓ヨリ首
 相ノ方針等ニツキ惡聲ノ傳ヘラル、ハ結局此
 ノ内閣ヲ倒サントノ意圖ノ下ニ行ハル、ヤニ
 モ進セラルトノ遺憾アリタルヲ以テ余ハ此ノ
 際露ヲ對手トスルト云フコトヲ以テ首相カ退
 キ其新政局ヲ宇垣外相ノ方針ニテ處理セムト
 スルガ如キハ到底思モヨラザルコトニテ其ノ
 結果ハ國內ニ悉ラク一變亂ヲ起シ結果ヨリ見

裏面白紙

3

Doc 1632W (21)

テ我固ノ預トナルノ虞十分アリ絶對ニ如斯コ
 トハ考ヘズ今一應勇氣ヲ起シテ邁進スルノ必
 要ヲ力説シ其ノ爲メニハ必其トアラバ新黨々
 首ヲ引受ケラル、モ不待止ベシト力説ス尙新
 黨諸臣ニツイテアラユル場合ヲ豫想シテ懇談
 シタルガ結局幹事長ノ人選ガ最モ困難ナリト
 ノコトニ一致ス尙オ互ニ充分考究スルコトヲ
 約ス
 幕ヲ對手トスルモ日支ノ間ニ和平ヲ持チ來サ
 ヲルベカラズトノ言ハ右翼方面モ同論ニテ頭
 山末永等之ニ賛成ス末永ヨリ右ノ論邁進アリ
 タリト
 軍部ハ參謀本部ハ六條右ノ論ニテ今田中佐次
 父官殿下等其ノ中堅ナリト、板垣陸相ハ最初
 ハ之ニ反對ノ意向ナリシガ最近ハ畧之ニ同意
 スルニ至レリ東條影佐カ反對ノ意見ヲ有スル
 爲メ行儀ノ款懇ナリトノコトナリ、
 十一時歸宅ス

裏面白紙

E 2764

DocP/632 W (22) (25) 15

22-1-24 (26)
検査員 子に就嘱
(母人別直加不記提也)
(木ノ葉一)

木 戸 侯 爵 日 記

昭和十三年十一月二日分

十一月二日(水)晴
午前十時極密院會議ニ出席ス。國際聯盟會議ト
ノ協力終止ノ件可決セラル。
午後二時藥王寺町兒玉邸ニ至リ母上三同忌法會ニ
列ス。
午後五時半帝國ホテルニ於ケル兒玉伯ノ宴ニ出席
母上鶴子子供等同行。
午後九時四十分發汽車ニテ鶴子由喜子ヲ伴ヒ大阪
ニ赴ク。

20

E 2764
DocP1632W(22)(25)15

木 戸 侯 奮 日 記

昭和十三年十一月二日分

十一月二日(水)晴
午前十時極密院會議ニ出席ス。國際聯盟議程ト
ノ協力終止ノ件可決セラル。
午後二時藥王寺町兒玉邸ニ至リ母上三回忌法會ニ
列ス。
午後五時半帝國ホテルニ於ケル兒玉伯ノ宴ニ出席
母上鶴子子供等同行。
午後九時四十分發汽車ニテ鶴子由喜子ヲ伴ヒ大阪
ニ赴ク。

裏面白紙

E 2265

22

Doc P1632 W(24)(25) 16

十二月二十六日
午後九時
近衛公ノ退カ
ルノ事

木戸侯爵日記

昭和十三年十二月二十六日分

十二月二十六日(月)晴

午前九時辰巳君來訪

十時二十分登院、開院式ニ参列ス。一足寄宅

午後一時平沼男ヲ其ノ邸ニ訪フ。近衛内閣ノ退

退ニツキ同男ハ其ノ不可ヲ力説セラル。其ノ要

ハ汪兆銘ノ脱出等ノアリテ謀議ノ差々進行セル

今日、近衛公ノ退カ、ハ信義ノ上ヨリ見ルモ

不可ニシテ近衛公ノ云ハル、理由ニテハ御新選

立派ナル原因ト云フコトハ

モアレバ知事理由ニテハ御

スト察答スルノ外ナシト

云シ向男ニ大命ノ降下スル

合ニバ致テ際スルトコロニアラズトノ意味ノ口

吻モアリタリ。第一段トシテハ是非懸重スル據

強説ヲ希望セラレタリ。會談一時箇半ニテ二時

半退去直ニ出

松田積助氏來訪、政局ヲ心配シテ情報ヲ寄サ

午後八時半町尻草野局長來訪。近衛公ノ退カハ

此ノ際應對ニ不可ナリト汪トノ關係實際上ニ及

ボス影響ヲ力説セラル

E 2265

22

Doc 1632 W(24)(25) 16

木戸侯御日記

昭和十三年十二月二十六日分

十二月二十六日(月)晴

午前九時藤原君來候
 十時二十分登院、爾院式ニ列ス。一足ニ
 午後一時平沼男ヲ其ノ邸ニ訪フ。近衛内閣ノ退
 退ニツキ同男ハ其ノ不可ヲ力説セラル。其ノ要
 ハ任兆儀ノ院出等ノアリテ藤原ノ着々進行セル
 今日、近衛公ノ退カレ、ハ信義ノ上ヨリ見ルモ
 不可ニシテ近衛公ノ云ハル、遠由ニテハ御新選
 對的ノ專情アル様立派ナル原因ト云フコトハ
 ズ若シ御下閣ニテモアレバ御新選由ニテハ御
 許相成ザルヲ可トスト察答スルノ外ナシトノ
 ナリ。乍然又一箇若シ同男ニ大命ノ降下スル
 合ニハ致テ時スルトコロニアラズトノ意味ノ口
 吻モアリタリ。第一殿トシテハ是非御意スル様
 御説ヲ希望セラレタリ。合議一時同半ニテ二時
 半退去ニ出候
 森田清助氏來訪、取局ヲ心記シテ情報ヲ言サレ
 午後八時半阿波軍務局長來候。近衛公ノ退却ハ
 此ノ際御對ニ不可ナリト注トノ御新選上ニ及
 ボス影ヲ力説セラレ

裏面白紙

E 2266

DocP/632W (25) (25)17

木戸侯爵日記

昭和十三年十二月二十九日分

十二月二十九日(木)

晴 午八時佐野清光君來訪

九時鈴木貞一少將來訪近衛公ノ退退ニツキ

此際内閣ヲ退クノ不可ヲ力説ナラル、安部

総監來邸近ノ情ヲ聽ク

平尾信雄君來訪

十時半ヨリ年末御祝詞記帳ノ爲官城給メ百

家ヲ回座ス

一時半若永君來訪國際情勢ヲ説キ此際近衛

公男退ノ不可ヲ力説セラル

邸

相感官官ヨリ呼テアリ首相ヨ

官申來リシヨリ午後八時萩窪

殿相モ來訪飯垣陸相既ニ在リ

陸相ハ蘇路ノ推参、國際情勢ヲ説キ切ニ

首相ノ注意ヲ求メタルモ首相ノ決意ヲ動か

スニ至ラザリキ殿相ヨリ平沼男ト會見ノ願

求ノ報告アリ平沼男ハ遂ニ大命トアレバ御

受ケスル旨明ニ述べタリトノコトナリ只大

藏大臣ニハ結城氏又ハ小倉氏ヲ希望シ居テ

22-1-24 (18)
陸相ハ蘇路ノ推参
(四人制)迄知ラズ(損失)
(木下 幸一)

E 2266
DocP/652 W (25) (25)17

本戸侯爵日記

昭和十三年十二月二十九日分

十二月二十九日(木)

晴 午八時佐吉光吉來訪

九時鈴木貞一少將來訪近衛公ノ退退ニツキ

此際内閣ヲ退クノ不可ヲ力説セラル、安部

総監來邸ニ近ノ情勢ヲ聴ク

平尾信和來訪

十時半ヨリ年末御祝詞記帳ノ爲宮城給メ宮

家ヲ回遊ス

一時半若永來訪國語情勢ヲ説キ此際近衛

公勇退ノ不可ヲ力説セラル

四時松平侯來邸

午後七時岸首相秘書官ヨリ伊勢アリ首相ヨ

リ來訪希望ノ旨申來リシヨリ午後八時萩窪

ニ往訪ス池田首相モ來訪坂垣首相既ニ在リ

首相ハ談話ノ難多、實際情勢ヲ説キ切ニ

首相ノ留意ヲ求メタルモ首相ノ決意ヲ動か

スニ至ラザリキ霞相ヨリ平沼男ト會見ノ願

求ノ報告アリ平沼男ハ遂ニ大命トアレバ御

受ケスル旨賜ニ述べタリトノコトナリ只大

蔵大臣ニハ結城氏又ハ小倉氏ヲ希望シ居ヲ

裏面白紙

2.

Dec 1632 W (25)

ルトノコトナリ十一時隣去新聞記者語意ニ
髪ハレ十二時過漸夕就寢

364

裏
面
白
紙

E 7267
DocP1632 W (26) (25) 28

本 戸 候 書 日 記

昭和十四年一月五日分

一月五日（木）晴

午前八時半、松井來訪

九時竹内可吉君來訪

平沼男ノ親キニヨリ九時五十分司法大臣官邸ニ伺男
ヲ訪フ、是レハ最早既定ノ事實ニテ近衛公トモ話シ
殆ド條件ノ如キ意味ナレバトテ内務大臣ヲ引受ケラ
レタシトノコトナリシ故内務省ニハ今面倒ナル政治
問題ノアルトココ是等ノ取扱ハ全然余ノ自由ニ任セ
ラレタシト述べ其ノ承諾ヲ得タルヲ以テ余モ亦此大
任ヲ引受ケス、尙厚生大臣ヲモ兼務セラレタシト
ハナルベク速ニ委任ヲ誓クト言フ

招キ其ノ旨ヲ傳フ

一 厚生大臣兼任ニツイテハ其後熟考スルニ二後ヲ引受
ケルハ容易ニアラザルヲ以テ電話ニテ鹽野法相ト懇
同交渉ノ結果慶應次官ヲ昇格ナシムル余ノ案ヲ平沼
男モ承諾セラレタルヲ以テ直ニ廣瀨君ニ其旨ヲ傳ヘ
此ノ場ヨリ組閣本部ニ赴カシム、廣瀨君ハ露途立寄
ラレ平沼男ニ面會應諾ノ旨ヲ答ヘタル旨報告アリ

Handwritten notes on a slip of paper, including the name '平沼男' and other illegible characters.

E 2267
DocP1632 W (26) (257) 38

本 戸 候 書 目 記

昭和十四年一月五日分

一月五日(木)晴

午前八時半、茶井來訪

九時竹内可吉來訪

平野男ノ其キニヨリ九時五十分司法大臣官邸ニ伺
ヲ訪フ、是レハ最早裁定ノ事實ニテ近衛公トモ話シ
殆ド條件ノ如キ意味ナレバトテ内務大臣ヲ引受ケラ
レタシトノコトナリシ故内務省ニハ今面倒ナル暇治
爾題ノアルトココ是等ノ取扱ハ全然余ノ自由ニ任セ
ラレタシト述べ其ノ承諾ヲ得タルヲ以テ余モ亦此大
任ヲ御引受ケス、尙厚生大臣ヲモ兼務セラレタシト
ノコトナリシモ是ハナルベク速ニ專任ヲ暫クト言フ
コトニテ應諾ス

一時是松尾警官ヲ招キ其ノ旨ヲ傳フ

一時廣田次官ヲ招キ右ノ事情ヲ話シ之々打合フ爲ス
厚生大臣兼任ニツイテハ其後熟考スルニ二役ヲ引受
ケルハ容易ニアラザルヲ以テ暫クニテ自任法相ト兼
任交渉ノ結果廣田次官ヲ昇格ナシムル余ノ案ヲ平沼
男モ承諾セラレタルヲ以テ直ニ廣田選ニ其旨ヲ傳ヘ
此ノ事ヨリ組織本部ニ送カシム、廣田選ハ爾途立寄
ラレ平沼男ニ面會應諾ノ旨ヲ答ヘタル旨報告アリ

裏面白紙

2.

Doc 1632W (26)

心楚ナルガ如シ余モ亦萬石ノ爲眞ニ欣快ニ不塔ト共
 ニ人ノ選命ノ眞ニ願ラレザルヲ痛感セリ
 二時由幸沙與官、工務技師次官、建設局長官等來訪
 午後七時十分官中ニ参内同三十分風風ノ雨ニ於テ退
 任式ヲ舉ゲラレ余ハ
 任内若大臣
 ノ命令ヲ拜ス、東京参事、大官御所ニテ御禮記帳ノ後
 首相官邸ニ参集日本酒ニテ乾杯ノ後初閣議ヲ開キ平
 沼首相談ノ宗ヲ審議ス
 九時退内参大臣官邸ニ互リ次官給メ郵局長ト會見引
 續キ新聞記者諸君ト會見ス、十時退館宅ス

裏面白紙

E 2268

Doc P/1632 W (27) (25) (9)

三月三十一日 (金)
 午前九時官邸 (30)
 午後九時官邸 (30)
 (木ノ華一)

木戸信吾日記

昭和十四年三月三十一日分

三月三十一日 (金) 曇雨

午前九時官邸、次官、總監、警保局長ト會談、
 人妻其他ヲ相談ス。十時退席。
 一時首相ト懇談、日獨軍事情報云々ノ話、
 僚属充等ナリ。
 二時消防視察式ヲ行フ。
 四時東京俱樂部ニ至リ近衛公ト六時退席、
 琴
 變ノ處理ノ見送其他ニツキ久張リニ意見ヲ交換
 ス。

府委員ヲ招キ會談ノ宴ヲ信

E 2268
Doc P/1632 W (27) (25) (9)

本 戸 信 倉 日 記

昭和十四年三月三十一日分

三月三十一日（金） 曇 雨

午前九時官邸、次官、總監、警保局長ト會談、
人壽其他ヲ相談ス。十時歸館。
一時首相ト談話、日獨軍事情況云々ノ話、
豫備充等ナリ。
二時消防課長等ヲ行フ。
四時東京俱樂部ニ至リ近衛公ト六時迄會談、
琴ノ處理ノ見送其他ニツキ久去リニ意見ヲ交換
ス。
六時ヨリ紅葉館ニ府長等ヲ請キ談話ノ宴ヲ信
ス。

原本不明瞭

裏面白紙

E 2269
DocP1632 W (28) (25) 2077

22-1-24 (21)
検査員 270-1
(14人) 追加検査員
(1人) (1人)

本戸候奮日記

昭和十四年四月十九日分

四月十九日 水晴

午前十時樞密院本會議ニ出席

正午首相官邸ニ於ケル樞密院副官ヲ招待ノ宴ニ出席ス

一時半平沼首相ト等尋同監ノ件ニツキ懇談ス
不成立ノ場合ノ國內情勢ノ危険、支那尋變處
理ニ與フル決定的ノ不利ヲ力説シ更ニ一段ノ
努力ヲ希望ス

三時官邸ニ入り縣、板尾氏等ニ各面談ス

E 2269
DocP1632 W (28) (25) 2072

木戸侯爵日記

昭和十年四月十九日分

四月十九日 水晴

午前十時樞密院本會議ニ出席

正午首相官邸ニ於ケル樞密院同官ヲ招待ノ宴ニ出席ス

一時半平沼首相ト軍事同盟ノ件ニツキ懇談ス
不成立ノ場合ノ國內情勢ノ危険、支那軍費處
理ニ與フル決定的ノ不利ヲ力説シ更ニ一段ノ
努力ヲ希望ス
三時官邸ニ入り縣、横尾氏等ニ各面談ス

裏面白紙

E 2270
DocP1632 W (29)(25) 21

木戸侯爵日記

昭和十四年五月二日分

五月二日(火)

雲 雨

午前八時半首相官邸ニ於テ地方長官
會議ヲ爾儘首相、法相外相ヨリ各々
訓示アリ十時参内ス、
天皇陛下夏一ノ間ニ出御各地方長官
ヨリ地方ノ實情ヲ御尋取被遊余ハ首
相ト共ニ終始侍立陪聽ス
正午御陪食被御付午後モ引續キ御禮
取被四時十五分ニ至リ終了ス官邸ニ
於テ高木博士ト療護園ノ人等ニツ
キ行合ス

201-1-24 (32)
複製品 正行侯爵
日記(昭和十四年五月二日)

官邸ニ於テ太田書記官長ト
同盟ニツキ陸海軍ノ意見不
ラ詳細ニ聴ク
午後八時官邸ニ海軍大臣ヲ訪ヒ
出席ス
食後午後八時官邸ニ海軍大臣ヲ訪ヒ
軍事同盟ノ件ニツキ忙來ノ経緯ヲ聽
キ且ツ今後之ガ拾枚ニツキ意見ノ交
換ヲナス

E 2270
DocP1632 W (29)(25) 21
72

木戸侯爵日記

昭和十四年五月二日分

五月二日(火)

雲雨

午前八時半首相官邸ニ於テ地方長官
會議ヲ開催首想、法相外相ヨリ各々
訓示アリ十時参内ス、
天皇陛下夏一ノ間ニ出御各地方長官
ヨリ地方ノ實情ヲ御尋取被遊余ハ首
相ト共ニ終始侍立陪聽ス
正午御陪食被御付午後モ引續キ御聽
取被四時十五分ニ至リ終了ス官邸ニ
於テ高木博士ト森護國ノ入幕等ニツ
キ行合ス

五時首相官邸ニ於テ太田書記官長ト
面談軍事同盟ニツキ陸海軍ノ意見不
一致ノ點ヲ詳細ニ聽ク

六時首相官邸ノ地方長官招待ノ宴ニ
出席ス

食後午後八時官邸ニ海軍大臣ヲ訪ヒ
軍事同盟ノ件ニツキ忙來ノ経緯ヲ聽
キ且ツ今後之方拾取ニツキ意見ノ交
換ヲナス

裏面白紙

2.

Doc 1632W (29)

余ハ本件ハ箱手ノアルコトナレバ無
理ニモ成立セシムルノ事ハナキモ
角此迄深入リシテ不成立ニ終ルトキ
ハ支那事變處理ニ與フル影ハ甚大
ナルノミナラズ其ノ不成立ノ原因ガ
陸海軍ノ此重大ナル關係ニ對スル意
見ノ不一致ト云フガ如キコトモナラ
バ國民ハ非常ナル不安ト不審ヲ感ズ
ルヤ必至ナルヲ以テ之ハ絕對ニ避ケ
ザルベカラズ就テハ是非共今一段ノ
盡力ニテ命令不成立ノ場合ニモ自
然ハ一致セシムルノ要アリト力説ス
海軍大臣モ余ノ意見ニハ全然同感ニ
テ右ノ趣旨ニテ努力スベキ旨言明セ
ラレ余モ稍慰藉ヲ感キ十時退館宅

裏面白紙

E 2771
DocP/632W (30) (25) 22
77

木 戸 侯 爵 日 記

昭和十四年八月四日分

八月四日 (金) 晴

午前八時松井來訪。

九時官邸ニテ大医府知事ト面談。南洋華僑トノ貿易好轉ノ話ヲ談ク。

次官總監督保局長ト會談ノ後閣議ニ臨ム。

正午發直軍大臣ニ召會トノ草率同臣等結ノ件之ニ伴フ政變說ニツキ大要左ノ如キ趣旨ノ意見ヲ述ベ其ノ同意ヲ得タリ。

世間傳フルトコロニヨレバ軍部ハ軍部同臣ノ締結ヲ急ニ促進スルコトニ決シ陸相ハ此ノ提議ニシテ容レラレザルトキハ辭職ヲ爲シ其ノ爲ニ總辭職ニ決意ヲ爲セルトノコトナルガ之

ハルノヤク (30)
大蔵省
1941年8月4日
木戸 侯爵

ニ國民ハ戦争ニ稍々疲レルタル程ノ收拾ヲ望ムル有様ナレバ東亞ノ獨立等漸次実現ク收拾ニ歩ラ進ムル、懸念ニハ希望ヲツナグコトトナリ給事ナルモ之ヲ逆ニ東京會談モラズ又汪政權工作モ旨ク行カナイトナレバ容易ナラザル状態トナル虞アリ此ノ問題ヲ日英會談中ニ取上テ政局ヲ危懼ニ導クハ不可ナリ又汪ニ對シテモ此ノ前汪ガ重臣ヨリ脱出スルト聞モナク近衛内閣ハ倒レタルニ又汪ガ難々東京ニ

E 7771
DocP/632W (30) (25) 22
77

本 戸 侯 需 日 記

昭和十四年八月四日分

八月四日（金）晴

午前八時松井来訪。

九時官邸にて大蔵府知事ト面談。南洋華僑トノ契
好轉ノ語ヲ聽ク。

次官總監督保局長ト會議ノ要點ニ聽ム。

正午飯後自筆大臣ニ勅使トノ草率同聖旨ノ件之
ニ伴フ政變ニツキ大要左ノ如キ趣旨ノ意見ヲ述
べ其ノ同意ヲ得タリ。

世間傳フルトコロニヨレバ國章ハ草率同聖旨ノ締結
ヲ急ニ促進スルコトニ決シ固執ハ此ノ提議ニシテ
容レラレザルトキハ辭職ヲ爲シ其ノ爲ニ總辭職ニ
專クモ不得止トノ決意ヲ爲セルトノコトナルガ之
ヲ内政上ヨリ見ルニ國民ハ戰爭ニ精々疲レタル氣
ナキニアラズ華僑ノ救済ヲ望ムル有様ナレバ東
京會談ノ成立、汪政府ノ荷立等漸次華僑ク救済ニ
歩ラ進ムル、懸念ニハ希望ヲツナグコトトナリ結
締ナルモ之ヲ逆ニ東京會談モ進ラズ又汪政府工作
モ皆ク行カナイトナレバ容易ナラザル状態トナル
虞アリ此ノ間題ヲ日英會議中ニ取上ゲ政局ヲ危懼
ニ導クハ不可ナリ又汪ニ對シテモ此ノ前汪ガ重臣
ヨリ發出スルト偏モナク近衛内閣ハ倒レタルニ又
汪ガ對々東京ニ

裏面白紙

2.

Doc 1632W (30)

進來リ關係關係トモ懸談シタルニ不拘政權樹立
ヲ前ニシテ平沼内閣ノ退陣ハ何トシテモ策ノ得
タルモノニアラス出來得レバ政變ハ汪政府樹立
ノ後ニスルヲ可ナリト信ズ。尙又之ガ爲メ萬一
政變ヲ生ジタル場合ニハ陸軍ハ強引ニ戒嚴令ヲ
公布シ軍政進持チ行カントノ旨モアリト聞クト
コロ如斯ハ此專横下ニ於テ最モ懸クルノ要アリ
ト考フ。政變ノ場合陸軍ノ對立ヲ此懸ニシテ大
命ノ降ルガ如キ場合ニハ氣關係ニナルコト必至
ナリト思ハル、故是非トモ政變前ニ陸海軍ニ於
テ打關ノ道ヲ決シ置カル、ノ要アルベシト思フ
故ニ萬一決意ヲセラル、場合ニハ連絡ヲ充分ト
ラレタシ。右ノ會談ノ結果ヲ首相ニ話シ意見ヲ
交換ス尙法相、書記官長ニモ右ノ話ヲ傳フ。
二時官邸ニ於テ總監、安藤局長ト右ノ件ニツキ
打合ス。
名古屋市長、大阪府知事、兒玉政介氏等ト各面
談ス。

裏面白紙

DocP/632 W(32)(25)24
E 2772

八月二十八日 月 晴

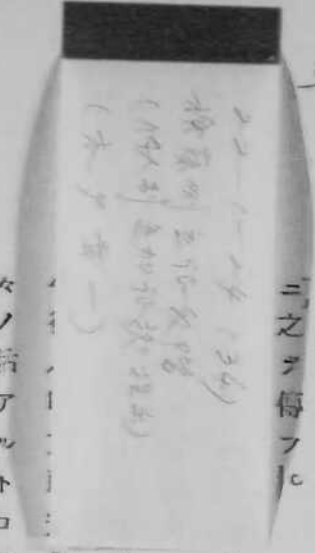
本戸候舊日記

昭和十四年八月二十八日分

午前九時首相官邸ニテ輪談ヲ開キ平沼首相ヨ
リ内閣總務職ヲ必要トスル理由ヲ説明セラレ
各閣僚ノ同意ヲ求メラル一向異議ナク辭表ヲ
提出ス首相ハ直ニ参内拜謁被仰付辭表ヲ捧呈
ス 陛下ヨリ進テ沙汰スル迄政務ヲ執ルベキ
旨ノ御沙汰アリ首相ハ廣衆編譯室ニ於テ一同
ニ之ヲ傳フレ

リ次官、總監安部換閣ノ二局
來訪勅達ノ趣ナリ

兵隊長來邸陸相ニ多田中將云
々ノ語アルトコロ若シ之方決行セラル、ニ於
テハ陸軍部内ノ派閥抗争ハ一層激化スベシト
テ非常ニ苦慮セラレ之ガ防止方ニツキ相談ア
リ、余トシテハ部外者トシテ手ノ施シ様ナキ
旨ヲ答フ
午後九時田中直通君來訪面談
八時五十分御石ニヨリ阿部信行大將参内大命
ヲ拜ス



DocP/632 W(32)(25)24
E 2272

八月二十八日 月 時

本戸候舊日記

昭和十四年八月二十八日分

裏面白紙

373

午前九時首相官邸ニテ閣議ヲ開キ平沼首相ヨ
 リ内閣総辭職ノ必要トスル理由ヲ説明セラレ
 各閣僚ノ同意ヲ求メラル一向異議ナク辭表ヲ
 提出ス。首相ハ直ニ参内拜謁被仰付辭表ヲ捧呈
 ス。陛下ヨリ進テ沙汰スル迄政務ヲ執ルベキ
 旨ノ御沙汰アリ首相ハ歸來臨講室ニ於テ一同
 ニ之ヲ傳フ。

十一時官邸ニ入り次官、總監安部揆問ノ二局
 長官ト會談ス

一時半中川盛氏來訪勸進ノ趣ナリ

午後八時加藤憲兵隊長來臨陸相ニ多田中將云
 ヲノ話アルトコロ若シ之ガ決行セラル、ニ於
 テハ陸軍部内ノ派閥抗争ハ一層激化スベシト
 テ非常ニ苦慮セラレ之ガ防止方ニツキ相談ア
 リ、余トシテハ部外者トシテ手ノ施シ様ナキ
 旨ヲ答フ

午後九時田中直通若來訪面談

八時五十分御召ニヨリ同部信行大將參内大命
 ヲ拜ス

2.

Dec 16 32 W (32)

午後十一時半近衛公ヨリ電話ニテ左ノ如キ旨アリ、公モ聞ラレ前後ノ態度ニツキ相討アリタリ
 阿部大將來訪セラレ只今歸ラレタリ
 大命ヲ拜セシ際左ノ如キ御説アリシ由ニテ大將
 モ尋カ尋ノ意外ナルニ極感セラル概論ナリシト
 一、陸軍大臣ニハ海軍、海ノ中ヨリ選ブベシ
 一、外交ノ方針ハ英米ト協同スルノ方針ヲ執ル
 一、治安ノ保持ハ長モ必要ナレバ内務大臣、司
 法大臣ノ人選ハ慎重ニスベシ
 右ニツキ考慮ノ上十二時半電話ニテ近衛公ニ左
 ノ如ク進言シ、其ノ同意ヲ得タリ
 後ノ二項ハ兎モ角モ阿部大將ノ決意次第ニテ處
 理シ得ベキモ陸軍大臣ノ御指名ニツイテハ此任
 ニナシ置クトキハ、或ハ陸軍ト衝突スルノ虞ア
 ルヲ以テ陸軍大臣ヲ御召ニナルカ又ハ待從武官
 長ヲ御使トシテ阿部大將ニ右ノ如ク御下命アリ
 タル旨ヲ傳ヘラレ三長官ノ協議ニテ排選セシム
 ルノ要アリト思フ、其旨ヲ阿部大將ニ公ヨリ傳
 ヘラレタシ。

裏面白紙

E 2273
Doc P/632W (33) (25) 2.5

本 戸 侯 官 日 記

昭和十四年十一月十日分

十一月十日 (金) 晴

午前十時松平侯來訪内閣總辭職ノ際ノ次期首班者
奏請ノ手續ニツキ近衛公ノ希望モアリ豫テ考慮中
ノ處ナリシガ右ニツキ同侯ト意見ノ交換ヲナス。
余ノ意見ハ大要左ノ如シ。

一 先般内大臣ト會見シタル際内大臣ハ元老在
ナルニ不拘此際元老ヲ除キタル他ノ方法ヲ考フル
コトハ自分トシテハ忍ビザルトコロナルヲ以テ當
分ハ現在ノ方法ニテ奏請スルノ外ナシトノ御意見
ナリシガ余モ亦右ニ對シ反對スルノ理由ヲ有セズ
而シ元老百年ノ後ノ方針ヲ考ヘ置クノ要アルベク
又現在政界ノ空氣ハ現在ノ方法ニツキ兎角ノ批評

ノ以テ今少シク容観性ヲ有
アルベシト信ズ而シテ内大
臣ニシテ其ノ職務範圍ハ官
ルモノニシテ内大臣ノ常時

希冀ナル職責ヲ負シテ次ノ首相候補者奏請ノ全責
任ヲ執リ得ルヤハ疑ヒナキ能ハズ又之ヲ政治的ニ
見テ君侯ガ常ニ直接行動ノ監視トナリ居ルガ如キ
ハ好マシキコトニ非ズ依ツテ今後ハ内大臣ハ嚴格
ナル意味ノ常時補綴ノ職務ニ返リ内閣總辭職ノ場
合ニ於テハ内閣總理大臣タリシモノ (總辭ニ局限

E 2273
Doc P/632W (33) (25) 25

十一月十日 (金) 晴

本 戸 侯 爵 日 記
昭和十四年十一月十日分

午前十時頃平侯爵勅内閣總理大臣ノ次期首班者
奏請ノ手續ニツキ近衛公ノ希望モアリ然レテ考慮中
ノ處ナリシガ右ニツキ同侯ト意見ノ交換ヲナス。

一 先づ内大臣ト意見シタル際内大臣ハ元老院在
ナルニ不拘此際元老ヲ除キタル也ノ方法ヲ考フル
コトハ自分トシテハ忍ビザルトコロナルヲ以テ當
分ハ現在ノ方法ニテ奏請スルノ外ナシトノ御意見
ナリシガ余モ亦右ニ對シ反對スルノ理由ヲ有マズ
而シ元老百年ノ後ノ方針ヲ考ヘ置クノ要アルベク
又現在政界ノ空氣ハ現在ノ方法ニツキ兎角ノ批評
ヲ爲シ居ルノ有様ナルヲ以テ今少シク容限任ヲ有
スル方法ニ改ムルノ要アルベシト信ズ而シテ内大
臣秘書院議長何レモ官職ニシテ其ノ職務極限ハ官
制ニヨリ限定セラレ居ルモノニシテ内大臣ノ臨時
補碼ナル職責ガ果シテ次ノ首相候補者奏請ノ全責
任ヲ執リ居ルヤハ果ヒナキ能ハズ又之ヲ政治的ニ
見テ君臣ガ常ニ直接行動ノ對照トナリ居ルガ如キ
ハ好マシキコトニ非ズ依ツテ今後ハ内大臣ハ嚴格
ナル意味ノ臨時補碼ノ職務ニ廻リ内閣總理大臣ノ場
合ニ於テハ内閣總理大臣タリシモノ (禮部ニ局限

裏面白紙

Doc 1632W(33)

2.

セズニ御下問アルヲ可トスベシト信ズ。右ノモ
ノ餘リニ少敷ナル邊合ニハ國務大臣ノ経理ヲ亨ク
ルモノヲモ加フルモ可ナルベシ而シテ内大臣ハ勅
令ニヨリ特ニ参加セシムルカ或ハ全然之ニ加ハラ
ズ之等ノ者ノ奉答アリタル場合ニ陛下ノ御覽旨ニ
際シ補弼スルニ止ムルヲ可トスルカハ更ニ熟考ノ
要アリ又經密院議長ノ参加ノ可否ニツイテモ同様
ナルガ筈當リ余ハ是二者ハ全然別系統トナシ巨ク
方ガ可ナラズヤト信ズ。
御下問アリタル邊合之等ノ者ハ一ヶ所ニ參集スル
コトトナルベキモ會議ノ体ヲ採ラズ即チ決ヲ執ル
等ノコトヲ爲サズ適當ニ少敷意見等ヲモ加味シテ
聖旨ノ實トナスヲ可トスベシ。
大要右ノ如ク述べタルニ松平侯モ賛成ニテ尙舊ト
御互ニ考慮スベキ旨ヲ約ス。
十一時松井護勳來訪。
一時半萩屋ニ近衛公ヲ訪問最近内外ノ情勢ノ外今
朝松平侯ニ語りタル語ヲ語ス近衛公モ頗ル賛成ニ
テ此ノ次ヨリ實行シタキヲ以テ至急手續進行方ヲ
考慮セラレタシトノ希望ナリシガ元老ノ健在中之
ヲ持出スコトハ餘程研究ヲ要スルヲ以テ尙篤クト
研究スベキモ公舊ニ於テモ充分研究セラレタキ旨
念望ス。

裏面白紙

3.

Doc 1632 W (33)

公使ハ左スレバ結局内大臣廢止トナルカトノ旨
聞アリシガ余ハ理約ニハ衷ハ然ラシモ事實ハ必
シモ廢止ヲ可ナリトハ考ヘラレズ陛下御近ノ大官
トシテ常時補弼ノ職務ハ相當存スルモノト思考ス
ル旨ヲ答フ三時辭去
四時廣瀨君來訪面談。
五時學士會館ニ於ケル吉本博士追悼會ニ赴キ追悼
ノ辭ヲ述べ盃ヲ舉ゲテ追悼ト吉本家ノ祭祭ヲ祝ス

裏面白紙

E 2294
DocP/632W(34) (25)26

木戸侯爵日記

昭和十五年五月十日分

五月十日 (金)

午前九時池崎君來訪新黨云々ニツキ近衛公ガ
總理トナリ余ガ新黨ヲ率ヒテ副總理トシテ且
國スルコトニ關シ余ノ意見ヲ求メラル余トシ
テハ近衛公ノ政界ニアル間近衛公ヲシテトシ
余ハ飽ク迄ワキ後ヲ勤ムル考ヘナレバ此際新
黨工作ニ乘出ス意思ナキ旨ヲ率直ニ答フ
十一時本庄大將來訪演文ノ挨拶ナリ最近ノ對
支工作等ニツキ意見ヲ交換ス

時安應君來訪最近ノ政情等ニ
ツキ意見ヲ交換ス
ヲ信ス藤田原田松平河井黒木
長官會議ニ現ハレタル世相、
對支工作等ニツキ意見ヲ交換十一時半散會

木戸侯爵日記
昭和十五年五月十日分
池崎君來訪
新黨云々ニツキ
近衛公ガ總理
トナリ余ガ新
黨ヲ率ヒテ副
總理トシテ且
國スルコトニ
關シ余ノ意見
ヲ求メラル余
トシテハ近衛
公ノ政界ニアル
間近衛公ヲシ
テトシ余ハ飽
ク迄ワキ後ヲ
勤ムル考ヘナ
レバ此際新黨
工作ニ乘出ス
意思ナキ旨ヲ
率直ニ答フ

E 2274
DocP/632W(34) (25)26

木戸侯爵日記

昭和十五年五月十日分

五月十日(金)

午前九時池崎君來訪新黨云々ニツキ近衛公ガ
總理トナリ余ガ新黨ヲ卒ヒテ副總理トシテ
閣スルコトニ關シ余ノ意見ヲ索メラル余トシ
テハ近衛公ノ政界ニアル間近衛公ヲシテトシ
余ハ飽ク迄ワキ役ヲ勤ムル考ヘナレバ此際新
黨工作ニ乘出ス意思ナキ旨ヲ卒直ニ答フ
十一時本庄大將來訪近衛ノ挨拶ナリ最近ノ對
支工作等ニツキ意見ヲ交換ス
一時半堂湯君四時安藤君來訪最近ノ政情等ニ
ツキ懇談ス
六時ヨリ十一會ヲ催ス德田原田松平河井黒木
ノ諸君來會地方長官會議ニ現ハレタル世相、
對支工作等ニツキ意見ヲ交換十一時半散會

裏面白紙

E 2295

DocP/632 W(35)

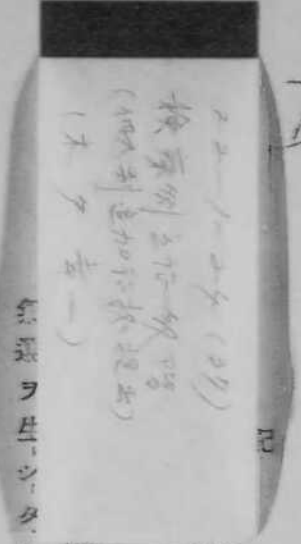
(25) 272

木戸侯爵日記

昭和十五年五月二十六日分

五月二十六日(一日)

時
 松菊公御会日ニツキ本願寺給香役借井上侯ト共
 ニ朝禮ニ至リ御用侯爵口伯ト四人ニテゴルフ
 ラ爲ス
 午後六時紀尾井町錦水別宅ニ於テ近衛公有局
 伯ト會食新黨問題ニツキ意見ノ交換シ左ノ如
 キ申合ヲ爲ス



以前ニ於テハ新黨樹立ハ積極的
 自發的行動ニヨツテ新黨樹立ノ
 急務ヲ生シタル時ハ考慮スルコト

- 一大命降下アリタル場合考慮スヘキ事項
- (イ) 海軍軍令部長、大國總理大臣、陸海軍大臣ヲ以テ最高國防會議ヲ設置スルコト
 - (ロ) 海軍軍令部長ノ國防外交財政ニ關スル要望ヲ聽取スルコト

E 2275

Doc P 1632 W (35)

(25) 2/22

晴

五月二十六日（日）

木戸侯爵日記

昭和十五年五月二十六日分

松菊公御合日ニツキ本願寺詣香役并上侯ト共
 ニ朝禮ニ至リ御用候御口伯ト四人ニテゴルフ
 ヲ爲ス
 午後六時紀尾井町錦水別宅ニ於テ近衛公有馬
 伯ト會食新黨問題ニツキ意見ノ交換シ左ノ如
 キ申合ヲ爲ス

記

一 大命ヲ拜スル以前ニ於テハ新黨樹立ハ幾江向
 ニヤラヌコト
 但シ政黨側ノ自發的行動ニヨツテ新黨樹立ノ
 氣運ヲ生シタル時ハ考慮スルコト
 一 大命降下アリタル場合考慮スヘキ事項
 (イ) 陸海軍兩總長、大國總理大臣、陸海軍大臣
 ヲ以テ最高國防會議ヲ設置スルコト
 (ロ) 陸海軍ノ國防外交財政ニ關スル要望ヲ聽取
 スルコト

裏面白紙

2.

Doc 1632 W(35)

(ハ) 新黨樹立ノ決意ヲ表明シ各政黨ニ對シ僞黨
ヲ長求スルコト
一 總理ト巨海軍大臣ダケニテ顧問シルハ兼任ト
スルコト
但シ僞黨ニヨリ二三ノ閣僚(例ヘバ外務等)
ヲ兼任スルコト
一 新黨樹立ノ自黨員中ヨリ入候ヲ抜擢シテ全閣
僚ヲ任命スルコト
新黨結成前ニ選任シタル閣僚ハ必ズ新黨ニ加
入スルコト
其他冠々打合ヲ爲シ十時迄歸宅ス

裏面白紙

E 2296

DocP1632 W (31) (25) 23

72

本 戸 儀 密 日 記

昭和十五年六月一日分

六月一日 (土) 晴

十時半詔電ニヨリ宮内大臣ヲ官舎ニ訪フ。内大臣ニ就任受任方ヲ結望セラル。余ハ其ノ任ニ非ズト思考スルモ近衛公、近衛内府、米内首相、其他上層一輩ノ推挙ナリトノコトニテ西園寺老公モ亦實意ヲ表セラレタリトノコトナル故兎モ角モ近衛公ト相談スルノ機縁ヲ求メ去、十一時半近衛ニ近衛公ヲ訪ヒ昼食ヲ共ニシテ話ナク意見ヲ交換シタル結果此際受任スルノ外ナシト

者ノ質問致メニ會フ。

ニテ三時現在式ノ旨報シ來ル。

三時風雨ニ於テ現在式ヲ執リ行ハレ任内大臣ノ命令ヲ拜受ス。
直ニ御學問所ニ於テ陛下ニ拜謁後御禮ヲ言上ス。陛下ヨリ時局重大ノ折衝御苦勞ナリトノ御言葉ヲ聞フ。

22-1-1 (38)
新 任 命 式
(近衛公) 近衛内府
(米内) 米内首相
(西園寺) 西園寺老公
(角) 角

E 2796

DocP 1632 W (31) (25) 23

71

1.

本 戸 儀 書 日 記

昭和十三年六月一日分

六月一日 (土) 晴

十時半沼尾ニヨリ官内大臣ヲ官舎ニ贈フ。内大臣ニ就任受領方ヲ結集セラル。余ハ其ノ任ニ非ズト思考スルモ近衛公、新藤内府、米内首相、其徳上層一登ノ進退ナリトノコトニテ西園寺老公モ亦實意ヲ表セラレタリトノコトナル故兎モ角モ近衛公ト相繼スルノ確信ヲ余メテ去、十一時半萩館ニ近衛公ヲ訪ヒ登壇ヲ共ニシテ西園寺ノ意見ヲ交換シタル後桑原受領スルノ外ナシトノ談話ニ終シタルヲ以テ其旨電話ニテ官内大臣ニ回答ス。

一時半麹宅新聞記者ノ質問或メニ會フ。

白根次官ヨリ電話ニテ三時現在式ノ旨報シ來ル。

二時四十分参内。

三時風雨ニ於テ現在式ヲ延期行ハレ任内大臣ノ命令ヲ受ス。

直ニ御事所ニ於テ陛下ニ拜謁後御付御禮ヲ言上ス。陛下ヨリ時局重大ノ折衝御苦勞ナリトノ御言葉ヲ賜フ。

裏面白紙

381

2.

Doc 1632W (51)

照イテ御具ニテ皇后陛下ニ拜謁御座ヲ言上ス。
皇后陛下ヨリモ御言奉ナリ以久世勸ムル様トノ
御言葉ヲ賜フ。
大官御所各官家ヲ御座記帳ニ同リ夕方遊宅ス。
兒玉翁、藤原局長、入江局長、藤原子、石原、
廣瀬ノ諸君等宛ニ來訪面談。
是後君ノ來訪ヲ求メ寮寢室ノ會長及兵衛道場ノ
理事諸任方手續ノ取扱ヲ依頼ス。
御座御座來訪治療ヲ受ク。
從是先キ這崎息季氏午前八時半來訪、新黨同返
ニ對スル余ノ後嗣リノ想メテ重大ナルヲ説キ切
ニ余ノ内大臣受諾ヲ息ヒ止マル様力能セラル。

裏面白紙

E 2277
DocP/632W (43) (25) 3022

木戸侯爵日記

昭和十五年九月二十一日分

九月二十一日(土)

晴 午前八時五十分久保通直氏來訪面談

九時松井成勳同席

九時半安部總監來訪治安情況等ヲ聽ク

十時出動

十時半武官長ト面談信印へ進駐ノ問題ハ信

印調歩ノ様子アリトノコトナリ

一時五十五分ヨリ二時二十五分進駐調歩松岡

外相ヨリ電話アリ今朝來獨乙訓ニ調電到着

セル旨ヲ申來ル右ノ趣ヲ言上ス尙文部事務

ノ解決ニツキ獨伊ト置事同席ヲ結ブコトト

ナレバ結局ハ英米ト對抗スルコトトナルハ

一日モ早く文部トハ國交調整ノ

際ハ秀吉ガ毛刺ト和シテ兵ヲ回

察察ヲ對手トセズニコダハルコ

トシテ三策樹立ノ心算アル旨ヲ言上ス

三時山崎巖氏四時松平康泰子五時半萩岡内

務次官來訪何レモ面談

手紙
九月二十一日
木戸侯爵

E 2277
DocP/632W (43) (25) 30 27

本戸 侯爵 日記

昭和十五年九月二十一日分

九月二十一日(土)

晴

午前八時五十分久保通直氏來訪面談

九時松井成勳同席

九時半安部總監來訪治安情況等ヲ聽ク

十時出湯

十時半武官長ト面談後印へ進駐ノ問題ハ修

印調歩ノ様子アリトノコトナリ

一時五十分ヨリ二時二十五分進駐調歩

外相ヨリ電話アリ今朝來獨乙何ニ調電到着

セル旨ヲ申來ル右ノ趣ヲ言上ス尙文部專使

ノ解決ニツキ獨伊ト軍部同駐ヲ待ブコトト

ナレバ結局ハ英米ト對抗スルコトトナルハ

明ナリ故ニ一日モ早ク文部トハ國交調整ノ

要アリ此ノ際ハ秀吉ガ毛利ト和シテ兵ヲ回

シタルト同様將ヲ對手トセズニコダハルコ

トナク至急對策樹立ノ心算アル旨ヲ言上ス

三時山崎巖氏四時松平康泰子五時半侯爵内

務次官來訪何レモ面談

裏面白紙

E 2278
DocP/632 W (45) (25) 31

本戸 儀 備 日 記

昭和十五年十一月二十九日分

十一月二十九日 (金)

午前十時御出陣華堂ニ於ケル議會開設五十
年式典ニ行幸アラセラル供養ス

十一時半首經寺次長ト皇族方ト御合同ニ口ス
ル旨、勅記ニ御執着ニ口スル旨等ヲ懇談ス

二時ヨリ二時に十五分迄拜謁ス文部事務ノ處
理ニツキ重要工作モ失敗ト見ル外ナク急々注
政禮ト御訪ヲ歸還スルコトトモナレバ奉養ハ
當然長瀬澤勢ヲ諷ルノ外ナキ其場合ニ處ス

何ト御診念アリ候ツテ余ハ

ハ長瀬澤勢ノ理ヲトルノ外
現在ノ我國ノ國方精銳ノ程
廣ヨリ見テ此際重要ヲ徹底的ニ崩壊セシムル
コトハ困難ナリト思考セラル然ラバ當然必要
ナル御訪ヲ難係スルト共ニ内ニ國方ノ充實ヲ
旨ルノ御訪ヲ謀ラザルベカラズト信ズ

今日我モ遺憾ヲ要スルハ後進者トノ妥協ニ

E 2278
DocP/632W (75) (25) 31

本戸儀書日記

昭和十五年十一月二十九日分

十一月二十九日(金)

午前十時御出門護善堂ニ於ケル議會開設五十
年式典ニ行幸アラセラル儀奉ス

十一時半甘徳寺次長ト皇族方ト御會同ニ出ス
ル旨、勅語ニ御返書ニ出スル旨等ヲ懸談ス

二時ヨリ二時三十分迄拜禮ス文部奉還ノ儀
理ニツキ重慶工作モ失敗ト見ル外ナク急々注
取器ト御給ヲ御給スルコトトモナレバ奉還ハ
當然長御儀ヲ執ルノ外ナキ其場合ニ良ス
ル我國ノ方算ハ如何ト御診念アリ候ツテ余ハ
左ノ如クニ奏上ス、

仰セノ如ク文部奉還ハ長御儀ノ理ヲトルノ外
ナカルベキトコロ現在ノ我國ノ國方整然ノ程
度ヨリ見テ此際重慶ヲ撤兵的ニ崩壊セシムル
コトハ固儀ナリト思考セラル然ラバ當然必長
ナル御儀ヲ維持スルト共ニ内ニ國方ノ充實ヲ
祈ルノ御旨ヲ諒ラザルベカラズト信ズ
今日迄モ重慶ヲ要スルハ重慶撤兵者トノ要旨ニ

裏面白紙

389

2.

Doc 1632 W (45)

シテ其後暴ハ其後ヲ後庭ニ風ニセシムルコ
 トヲ得ズ内園力ヲ充實シ得ザルニ至リ其前途
 ハ深モ察心ニ不達モノアリト惜ズ云々
 三時鐘子與子何待三井集會所ニ於ケル三井山
 田雨家待鐘發鐘宴ニ出席ス
 一旦雨宅互時半母上鐘子與子何待事ニ會位ニ
 於ケル古田雨部雨家待鐘發鐘發鐘會ニ出席ス

裏面白紙

E 2279

Doc P1632 W (70) (25) 6 22

大坂一ノ宮 (41)
 大坂二ノ宮 (42)
 (14) 大坂 (14)
 (14) 大坂 (14)
 (14) 大坂 (14)

水戸侯爵日記

昭和十六年九月二十五日分

九月二十五日 (木)

雨 曇

午前九時 重光大使來邸 日米交渉ヲ中心ニ懇談ス

十一時 久邇宮邸 同大妃御ニ伺 侍女王御命名ニツキ御記帳ヲ爲ス

十二時 四十五分 侍従長來室 幸山行幸ニツキ相談アリタリ

一時 武官長來室 參謀總長ノ奏上ニツキ話ヲ聽ク

一時 二十五分ヨリ 二時 二十分迄 拜謁ス

三時 栗山大使來邸 面談

E 2279

Doc P1632 W (70) (25) 6 22

本戸侯管日記

昭和十六年九月二十五日分

九月二十五日 (木)

雨
曇

午前九時 重光大使來邸 日米交渉ヲ中心
ニ懇談ス

十一時 久通官邸 同大妃御ニ御侍女王御
命名ニツキ御記帳ヲ爲ス

十二時 四十五分 待從長來室 山行幸ニ
ツキ相談アリタリ

一時 武官長來室 參謀總長ノ奏上ニツキ
語ヲ聽ク

一時 二十三分ヨリ二時二十分迄 拜謁ス
三時 栗山大使來室 面談

裏面白紙

E 2280

DocP/632W (73) (25) 8, 7)

22-1-24 (42)
検査例 左記 坂下
(1000番) 追加 坂下
(水戸第一)

本戸 候 昏 日記

昭和十六年十月一日分

十月一日 (水)

雨

午前九時 鈴木全登院總裁來訪 對米國策ヲ

中心ニ 懇談

十時半 出勤

一時十五分ヨリ 二時十分迄 拜謁

E 2280

DocP1632W (73) (25) 8.7

本戸侯爵日記

昭和十六年十月一日分

十月一日 (水)

午前九時 鈴木全登院總裁來訪對米國策ヲ

中心ニ懸談

十時半出陣

一時十五分ヨリ二時十分迄拜謁

裏面白紙

51

Doc 2155-c

一周年ヲ迎ヘテ

(昭和十三年七月一日「文部時報」登載)

文部大臣 芳澤 荒 木 貞 夫

今奉慶カ最盛ニ於ケル支那軍ノ不法暴行ニ端
 ラ發シテカラ正ニ一年、我方國民ガ永遠ニ忘レ得
 ス七月七日トイフ日ガ近ク再ビ廻ツテ來ルノデア
 ル。

同胞スレバ、事件發生ノ當初、我方方ハ該意ヲ
 盡シテ極忍自重、不領大方針ノ下ニ極力、局地解
 決ニ努メ、以テ東洋平和ノ維持ノ爲ニ國民政府ノ
 反省ヲ要請シタノデアアルガ、彼ハ却テ我ヲ侮リ、
 我方在支同胞ニ多大ノ危害ヲ加ヘタルノミナラス
 國際正義ヲ蹂躙シテ赤化勢力ト苟結シ、不遜ニモ
 武力抗日ノ舉ニ出テタノデアアルカラ我方常國ハ遠
 ニ臨乎トシテ之ニ應戰シ、人類平和ノ敵ヲワガ東
 亞ノ天造カラ一掃スベク奮起シタノデアアル。蔣介
 石ガ自任任民ヲ遺族ノ害ニ追ヒ込ミ、民衆ノ離社
 ヲ輕視トスルモ尙且ツ自己ノ權力ヲ失ハザラント
 シテ容共抗日ノ途ヲ負リ、暴威ヲ逞ウスルコト
 一ヶ年賦局ハ全支ニ擴大シソノ要衝據點ハ次々ニ

裏面白紙

308

162

ユ2281
Doc 2155

東洋史

其ノ子ニシテ、今ヤ歐第ニノ首都タル漢口ノ地
 落ハ不可避ト見ラル、ニ至ツタ。而カモ頑迷ナル
 彼ハ依然トシテ覺悟ノ氣色ナク、ソノ天人異ニ許
 シ難キ暴虐無道ノ行爲ハ惡業將ニ盡キントシテ愈
 ヲ底止スルトコロヲ知ラザル有様ヲアル。
 正統人運ニヨリ當然戈ヲ執ツテ起チシ我が帝國
 ハ勿論シクマテモ天ニ代ツテ長祚ニ慶賀ノ能ハ
 ラ無ヘ、之レヲ徹底的ニ滅シ俄日文部ヲシテ再
 ビ起ツ語ハザラシムル迄ハシテ戈ヲ戡メザル方
 針デアルカ儀ニ疑々無礙セラレタ通り、我が帝國
 ノ欲トスルトコロハ支那ノ民衆ソノモノデナイ。
 加之、帝政權下ニ置カレテ、積年積政ニ苦シミ、
 尙又飢ニ被辱ノタメニ飢饉ノ線ヲ彷徨シ、不安ノ
 ドン底ニ契キ落サレタ支那國ノ民衆ニ對シテハ
 ワカ皇軍ノ保護ノ下ニ到ル處溢カイヤカ善シノベ
 ラレ、北支直ビニ中文ニ於テハ既ニ生色燃レテ、
 更生支那ノ明日ハ力強ク約束サレテキル。
 元來支那ハ東亞ノ先進國トシテ我が國トハ違キ
 昔ヨリ文化ヲ通ジテ發達ナル關係ニ結バレテ來タ
 ノデアツテ、兩國ノコノ關係ハ永遠ニ流ルベキモ
 ノテハナイ。サレバ我が國トシテハ人義永遠ノ義

裏面白紙

389

173

Doc 2155

タル終化ノ地ト抗日一日ニ終始スル癡政體トシ
 同時ニ支那ノ国土カラ打チ擄ヒ、支那ヲ現在ノ亂
 亂ト弱乏カラ救ヒ出シ、東亞ノ安定ト民族ノ利益
 ノ爲メ至五ニ共通ノ使命ヲ果シテ共存共榮ヲ圖ル
 コトノ出來ル友邦善隣ノ建設ニ協力セネバナラナ
 イ。爾クシテ東亞安定ノ推進方タル日支ノ緊密ナ
 ル提携ハ臨時、經濟兩政府ノ發表ニ伴ヒ愈々實現
 セラレントスル趨勢ニアルデアアル。コノ新氣運
 ノ振興コソハ乃チ、我方帝國方眞ニ東亞ノ指導者
 タルノ實方ヲ有シ、東亞ノ大國トシテ支那ガ存立
 ヲ完ウセンニハ先ヅ以テ我方國ノ協力無クシテハ
 困難ナルコトヲ物言ルモノデアアル。更ニ又、我方
 國ハ終始一貫、東亞乃至世界ノ平和確立ト人類福
 祉ノ増進トニ貢獻セントスル眞意ノ下ニ行動シツ
 、アルコトコソコニ明確ニ實證セラレル。コノ取
 トシテ總カスベカラザル現實ノ前ニハ世界ノ如何
 ナル國トモ恐ラク表カ日本ノ精神トソノ眞價ト
 ラ認メザルヲ待マイト信ズル。

トハイへ、華僑ノ直接間接ニ影響スルトコロ、
 國際政局ノ動向ニハ極メテ微妙ナルモノカラス
 我ガ福利ノ進ミ行ク道ニハ前途尙幾多ノ難關カ横

裏面白紙

Doc 2153

84

ハレルコトヲ覺悟セネバナラヌ。
 サレバ國民タルモノハ過去ノ敏捷ニ心懸ルコト
 ナク、益々驕ツテ兜ノ緒ヲ引キ締メテ、更ニ如何
 ナル結局ニ迫進シヨウトモ不撓不屈、所信ノ貫徹
 ヲ見ナケレバ止マナイトイフ不逞ノ決意ヲ固メ
 テ、愈々激私奉公ノ一途ニ邁往セネバナラナイ。
 是レ即チ、國民精神總動員ノ總旨徹底ニ一層力ヲ
 入レネバナラナイ所以デアル。昨夏寧寧ノ勃發ヲ
 免ルヤ、國民ノ巨變ハ確乎トシテ定マリ、百葉突
 破ノ無意ト氣概トハ澎湃トシテ全國ニ響ルトトモ
 ニ、一多ノ巨變ハ忽チニシテ決セラレタノデア
 ツタ。ソノ巨變ト意氣ノ發スルトコロ前線ニアツ
 テハ我々將兵ノ忠烈壯健ナル氣節トナリ、銃後ニ
 於テハ我々多岐クマシイ美談佳話トナツテ現ハレタ
 ノデアル。

是レヨソ日本ノ眞ノ姿デアツテ、古來幾度カ國家
 ノ非常時ヲ克服シ、金匱無缺ノ國體ヲ擁護シ今日
 ノ國體隆昌ヲ致セルモノ偏ヘニ御歴代 天皇ノ御
 靈徳ニ依ルノデアツテ、又實ニ我々國民ノ血管ヲ
 脈々トシテ流レル忠義愛國ノ熱誠ノ然ラシムル所
 デアル。國民精神總動員ハソコニ必然ノ勢ヲ以テ

裏面白紙

175

Doc 2155

實施セラレ、以來一貫同施ノ一途開結ノ下ニ着々
 トシテソノ實績ヲ察ゲツ、アリ、後後鐵壁ノ謬リ
 ラ持シテ秘功ダニセザル充實ブリヲ見セテ居ルコ
 トハ眞ニ心強キ限リテアル。惟ソニ政局ノ進展ニ
 伴ヒ、時局ハ更ニ重大ノ度ヲ加ヘテ行クノデア
 カラ、之ハ即應スベキ本運動ノ組織内容ガ今後一
 段ノ整備補充ヲ要スルヤ言ラ俟ツマデモナイ。今
 ヤ我カ忠勇果敢ナル皇軍ノ力氣奮闘ニヨリ陸ニ海
 ニ空ニ到ル皇軍自衛武ノ威ヲ強ヒ、世界歴史ニ新
 テ見ザル目録シキ結果ヲ收メソツアルノデア
 我カ奮闘トシテハ一日モ早ク本運動ヲ終結ニ至ラ
 シメ之レヲ基礎トシテ更ニ東亞乃至世界ノ平和ヲ
 建設シ、人類幸福ノ道ヲ開拓スベキ任務ヲ果サネ
 バナラナイノデア
 目家躍進ノ前途ニ臨ンデ愈々強化持續スルコトカ
 肝要デア

我等國民ハ茲シ、ソノ職分ニ於テ田ニ植エ、山
 ニ木ヲ伐リ、磯ニ漁リ、工場ニハンマーヲ打チ鉄
 ヒ、或ハ教壇ニ立チ、又ハ家庭ヲ守ル等各人各様
 ノ別ハアツテモ、各自ハ齊シク本運動ノ強大ナル
 原動力ノ一單位ナルコトヲ念頭ニ置キ、夫々ノ道

裏面白紙

206

Doc 2 155

ニテツテ、道徳教育ノ赤誠ヲ登シ、老モ若キモ男モ
 女モ、相扶ケ相勵マシ、殖産興業ニ努メテハ、倫行
 ラソノ倉庫ニ結タシ、勤儉貯蓄ヲ實行シテハ、財政
 經濟ノ強化ヲ圖リ、要ニ國民保健ニ留意シテ、地位
 ノ向上ニ力メ、以テ長期戦ニ耐フルニ必至ナル日
 カノ充實ヲ期セ、ホナラナイ。尙時ニ、國民忌怒
 ラ堅持シテ、萬無此ノ困難ノ尊嚴ヲ堅持ニシ、八
 紘一宇ノ日本精神ヲ、廣ク世界ニ顯揚シ、熱心兩國
 ヲリ、國策ヲ、國民ノ實ヲ、舉ゲ、強運、日トトモニ
 目覺シキ、皇國ノ雄飛ニ、奮益スルハ勿論、管ニ、東亞
 ノ日本トシテ、ノミナラズ、實ニ世界ノ日本トシテ、
 新時代ノ曙光ヲ、以テ、皇運日本ノ大使命ヲ、
 成スルニ足ル正シキ、理想ト、燃ナル氣力トヲ、養成セ
 ネ、ホナラナイ。教育、及ビソノ、根本、強勁ノ、指導、
 立、場ニ、在ル、ハ、特ニ、熱ク、コニ、着意シ、私ラ
 ク、先、躬、行、家、人ノ、範、ト、ナル、ベキ、テ、アル。
 ソレニハ、先、ヅ、何、ヲ、指、イ、テ、モ、教育ニ、關、スル
 勸、諭ノ、綱、目、ヲ、奉、戴シ、國民カ、ソ、レ、ヲ、生活ノ、本
 價、値ト、シ、テ、奉、守シ、忠、良ノ、臣、民、タルノ、道、ヲ、履、ミ、行
 ハ、ネ、ホ、ナ、ラ、ナイ、ノ、テ、アル。尚、ニ、古、今、中、外ニ、通、ジ、テ
 變、リ、ナ、キ、皇、道ノ、大、精神、コ、ソ、ハ、日、月ト、ト、モニ、世界、永

裏面白紙

47

Doc 21-5

三ツテラス光テアル。今ヤ世界ノ一大轉換期ニ際
 會シ、我カ爾日ノ使命達成ノ推進力トナツテ、
 大無量ノ皇ヲ製實シ奉ルヲ得ル國民ノ蒙養ヲ
 志シ蒙成スルコトハ眞ニ喫緊ノ要務タルヲ察感セ
 ラルルノ秋、教育ノ任ニ在ルモノハ業ヨリ、ソノ
 他文化ノアヲユル方面ニ活躍スルモノノ眞摯ナル
 努力トヲ望ムコト切ナルモノカアル。
 茲ニ皇後一周年ヲ迎フルニ當リ、昔カ所懐ノ一
 體ヲ歸ベ、國民ノ良ニ奉歸タル覚悟ヲ喚起スルト
 共ニ、現ニ職線ニ在ツテ、日夜アラユル苦難ヲ忍
 ビツツ奮闘ラ給ケラルル皇尊尊兵衛士ニ感謝ヲ奉
 ゼ、且ツ皇國ノ任務ヲ全ウシテ遂ニ皇國百年ノ誕
 石トナラシメ多ノ英魂ニ衷心ヨリ敬弔ノ意ヲ奉
 シ以テ皇ヲ稱ク。

裏面白紙

374

Evidentiary document 2155 C

同院検察部 第三二〇四号
東京府検察部 第三二〇四号

英検及び公正に問ふに證明

余は田中カラシ、余が下記に記す資料に於て田中調書司長が日本政府と公的
關係に在るにモ、ナルト事ニ該司長が余が此ニ記す事トシテ六五〇リナ
キセル三十八年八月十三日ノ所ノ記述を以テ日本軍ノ國境ヲ
越テ口文郵便船等事ヲ本島ノ島嶼、文島、石島等ニ於テ行ハルル
事ヲ證明ス

余は更に添附ノ資料及び文書ヲ日本政府ノ公文書ナラシメテ右ノ記述
種々又公認局ノ公文書等ノ類ニ於テナラシメテ證明ス(右ノ事ハ該司長
又該司長其他証書等ノ類ニ於テ又證明ス)田中調書司長ノ公文書等ノ類
記述ス

日本文書
一九四七年二月二十三日 東京に於て署名
當該司長署名欄 田中カラシ 署名(捺印)

右ノ事ノ公的證據 調査局長
證人 三ツキイサヲ(署名)(捺印)
公証入手ニ関スル證明

余は田中少尉エリック・ワグネル・ライヒャー Eric W. Heisterkamp 駐日米軍
のセ三五〇〇ハ余が聯合國軍高指揮官司令部ニ面會シテモ、ナルト事
トシテ、證明ハ余が公認局ノ公文書等ノ類ニ於テ又證明ス(右ノ事ハ該
司長其他證明ス)

一九四七年一月二十三日 東京に於て署名

凡そ稱 田中少尉エリック・ワグネル・ライヒャー Eric W. Heisterkamp / 署名
右ノ事ノ公的證據 田中調書司長署名欄
證人 三ツキイサヲ(署名) Shunglas L. Wolfsonf

Evidentiary Doc # 2927

第14師團	1937 3月~7月宇都宮 1937 8月 北支那軍作戦後新州駐屯地駐屯	1937 3月/10~ 1938 6月/180
第5軍	東部滿洲東安周辺地区	1939 5月/190~ 1941 11月/90
東部軍	東安周辺地区	1943 5月/10~ 1944 3月/220
第7方面軍	烏来「2713」八哇「中」	1944 3月/20 1944 8月/250~
第12方面軍	東京周辺地区	9月/140 1934 8月/10~ 1938 8月/10
第2野戦銃砲隊	三島	1937 11月~ 1939 3月/90
第13野戦銃砲隊	小倉	1931 8月/10~ 1932 8月/80 1939 3月/90~ 1940 11月/70
22-1-24(100) 旅団司令部(60Km)駐屯 (1941)追加指示(提出)		
第11師團	西國	1934 3月/50~ 1935 12月/20 1929 8月/10~ 1931 10月/12
第14方面軍	比律賓地区	1944 10月/50~ 1945 9月/20
第37師團	盤谷周辺(北部(即EP01)車道中)	1945 4月/70~ 9月/20
第24歩兵旅団	北部九州	1934 8月/10~ 1935 8月/10
第1軍	1938 5月~11月 石炭駐屯 1938 12月以降 木炭駐屯	1938 5月/200~ 1939 9月/70

Evidentiary Doc 2927

第14師團	1937 3月~9月 宇都宮 1937 8月 北支那軍作戦後新編師団駐屯地	1937 3月/10~ 1938 6月/180	396
第5軍	東部滿洲奉天周辺地区	1939 5月/190~	
東部軍	東支那周辺地区	1941 6月/90	
第7方面軍	馬蒙「スリ」ハ哇「サハ」	1943 5月/10~	
第12方面軍	東京周辺地区	1944 3月/220~	
第2野戦砲隊	三島	1944 3月/20	
第13野戦砲隊	小倉	1945 8月/250~	
第22野戦砲隊	京都	9月/40	
第32師團	1937 4月/10 編成 蒼州(済南南方60km)駐屯	1934 8月/10~	
第5師團	廣島周辺	1934 8月/10~	
第11師團	四國	1935 12月/20	
第14方面軍	比律賓地区	1937 11月/10~	
第37師團	盤谷周辺(北部&EPOI(建設中))	1931 10月/12	
第24歩兵旅団	北部九州	1944 4月/70~ 9月/29	
第1軍	1938 5月~11月 石炭産地駐屯 1938 12月以降 石炭産地駐屯	1934 8月/10~ 1935 8月/10 1938 5月/200~ 1939 9月/70	

裏面白紙

22-1-24 P.566

○内閣一覽表 (○臨時代理 : ●臨時委任)

年代	成立	總理	外務	内務	大藏	陸軍	海軍	司法	文・部	農林	商工	逓信	鐵道	厚生	大東亞	國務大臣
27	田 2. 4. 20	田中義一	田中義一	田中義一 尾崎士郎 尾崎士郎	尾崎士郎 尾崎士郎	白川義則	尾崎士郎	尾崎士郎	三土忠臣 水野龍雄 尾崎士郎	山本權次郎	中島信太郎	尾崎士郎 久保亨	小川平吉		尾崎士郎	田中義一
28	田 4. 7. 24	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾	井上準之助	井上準之助	井上準之助	井上準之助	小橋一太 田中隆三	寺田定次	森 繁一	小泉又次郎	江木 義		尾崎士郎	尾崎士郎 (臨時代理)
29	田 6. 4. 14	若原謙二	若原謙二	若原謙二	井上準之助	若原謙二	若原謙二	若原謙二	田中隆三	寺田定次	森 繁一	小泉又次郎	江木 義		尾崎士郎	尾崎士郎
30	田 6. 12. 13	大藏 一	大藏 一	大藏 一	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎		尾崎士郎	尾崎士郎
31	田 7. 5. 26	若原 謙二	若原 謙二	若原 謙二	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎		尾崎士郎	尾崎士郎
32	田 9. 7. 8	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎		尾崎士郎	尾崎士郎
33	田 11. 9. 9	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎		尾崎士郎	尾崎士郎
34	田 12. 2. 24	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎		尾崎士郎	尾崎士郎
35	田 12. 6. 4	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎		尾崎士郎	尾崎士郎
36	田 14. 1. 5	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎		尾崎士郎	尾崎士郎
37	田 14. 6. 3	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎	尾崎士郎		尾崎士郎	尾崎士郎

10664